

第 6 編 資料編

資料 1-1-2① 長門市防災会議条例

平成 17 年 3 月 22 日条例第 19 号

(改正 平成 24 年 9 月 28 日条例第 19 号)

(改正 平成 24 年 12 月 20 日条例第 26 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、長門市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長門市地域防災計画を作成するとともに、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 2 項の規定に基づき、市の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 山口県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 山口県警察本部の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 4 人以内、4 人以内、2 人以内、2 人以内、10 人以内及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月20日条例第26号)

(施行期日)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 1-1-2② 長門市防災会議運営要綱

平成 17 年 3 月 22 日要綱第 4 号

(改正 平成 24 年 9 月 28 日要綱第 27 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長門市防災会議条例（平成 17 年長門市条例第 19 号）第 6 条の規定により、長門市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集等)

第 2 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対し防災会議の招集を求めることができる。

(委員の代理等)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(応急の場合等の措置)

第 4 条 防災会議の所掌事務について、次の場合は、会長が適宜の方法により、関係のある委員の意見を聴き決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみに関係がある事項で、早急な措置を要するとき。

(3) その他軽易な事項で、早急な措置を要するとき。

2 会長は、前項による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告しなければならない。

(応急の場合等の処理事項)

第 5 条 前条第 1 項の場合において、会長が処理できる事項は、次のとおりとする。

(1) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置に関すること。

(4) 長門市地域防災計画の修正に関すること。

(5) その他緊急事態の発生により、早急な決定を要すること。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日要綱第 27 号）

この要綱は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

資料 1-1-2③ 長門市防災会議委員名簿

会長：長門市長

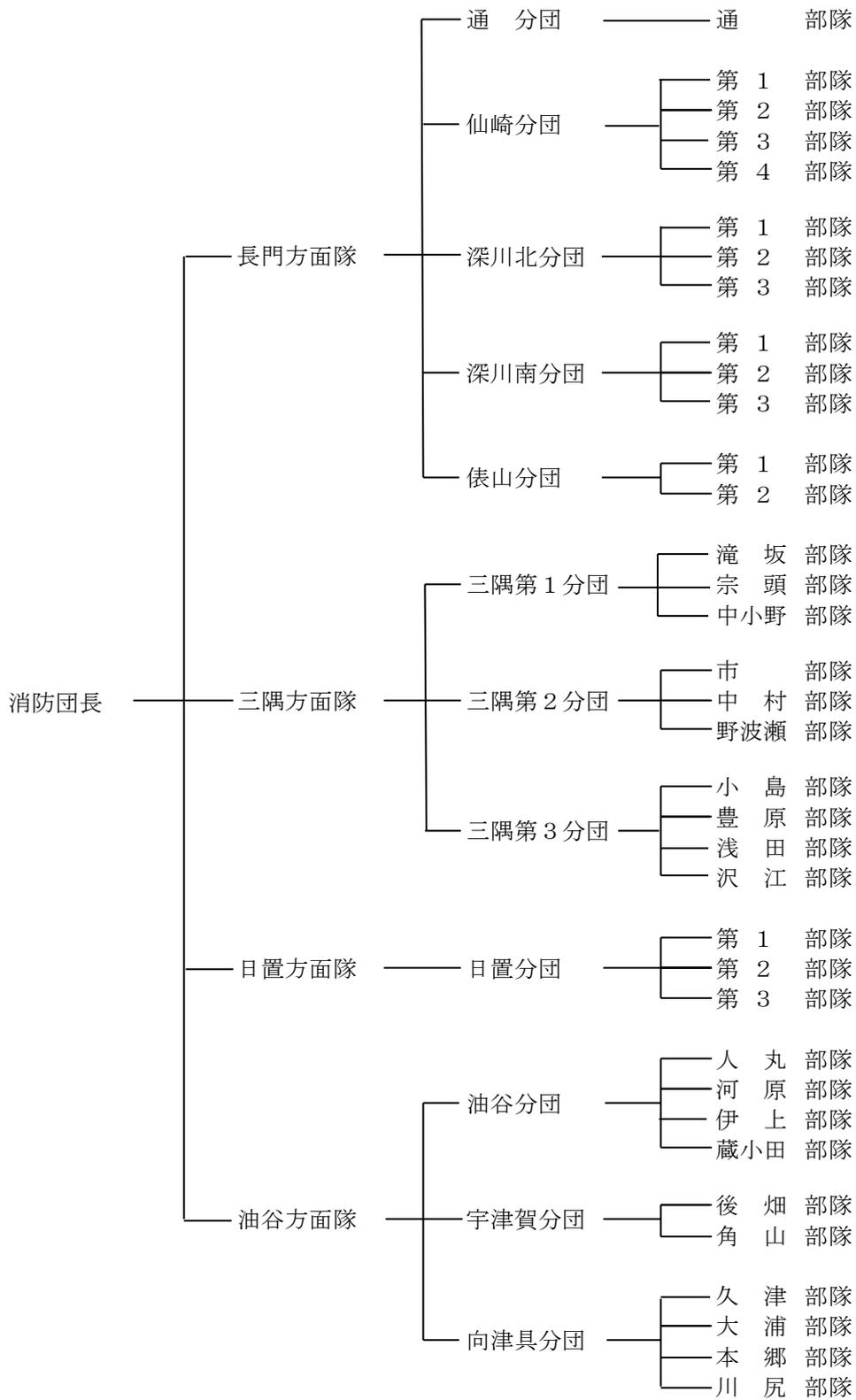
長門市防災会議条例第3条 第5項各号に定める区分		所属	職名	所属機関の所在地	電話番号
1 1号	指定地方行政機関の 職員のうちから市長 が任命する者	中国地方整備局 山口河川国道事務所 山口国道維持出張所萩分室	建設専門官	萩市大字椿東字浦田4987-3	0838-22-2530
		仙崎海上保安部	部長	長門市仙崎1026番地2	26-0240
3 2号	山口県の知事の部内 の職員のうちから市長 が任命する者	山口県長門健康福祉センター	所長	長門市東深川1344番地1	22-2811
		山口県長門農林水産事務所	所長	長門市日置上1372番地1	37-5604
		山口県長門土木建築事務所	所長	長門市東深川1875番地1	22-2920
6 3号	山口県警察本部の警 察官のうちから市長 が任命する者	山口県警察長門警察署	署長	長門市東深川777番地	22-0110
7 4号	市長がその部内の職 員のうちから指名す る者	長門市	副市長	長門市東深川1339番地2	23-1111
8 5号	教育長	長門市教育委員会	教育長	長門市東深川1339番地2	22-3512
9 6号	消防長	長門市消防本部	消防長	長門市東深川1902番地1	22-0119
10 7号	消防団長	長門市消防団	団長	長門市東深川1902番地1	22-0119
11 12 13 14 15 16 8号	指定公共機関又は指 定地方公共機関の職 員のうちから市長が 任命する者	西日本旅客鉄道株式会社 中国総括部	長門市管理駅長	長門市東深川903番地5	
		一般社団法人長門市医師会	代表理事	長門市東深川826番地2 長門市医師会館内	22-4017
		中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター	所長	萩市大字椿東字沖田2106	0838-22-8554
		西日本電信電話株式会社 山口支店	支店長	山口市熊野4番地5	083-923-4281
		ながとてれび株式会社	総務課	長門市東深川2366番地11 ケーブルテレビ放送センター内	23-1541
		株式会社FMながと	総務	長門市仙崎322番地2	23-0878
17 18 19 9号	自主防災組織を構成 する者又は学識経験 のある者の中から 市長が任命する者	山口県看護協会長門支部	支部長	長門市東深川85番地 長門総合病院内	22-2220
		長門市日置赤十字奉仕団	委員長	長門市日置上5914番地3 長門市社協日置支所内	37-3937
		長門市社会福祉協議会	相談支援専門委 員	長門市東深川1321番地1 長門市社会福祉協議会内	22-8294

資料 1-2-1 長門市の最近5年間の降雨量

雨量単位 mm

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	合計
元	70.5	95.0	156.0	136.5	41.0	234.0	255.0	458.5	186.5	163.5	40.0	65.5	158.5	1,902.0
2	155.0	88.5	190.5	107.0	63.5	320.0	460.5	51.0	254.0	80.0	42.5	46.0	154.9	1,858.5
3	71.5	84.0	194.0	52.5	273.0	123.0	166.0	616.0	338.5	80.0	81.5	65.5	178.8	2,145.5
4	27.0	23.0	121.5	150.0	18.0	97.5	257.5	220.5	411.5	64.5	40.5	65.0	124.7	1,496.5
5	78.5	120.5	66.0	182.5	212.0	257.0	244.5	91.0	174.5	31.0	63.0	93.0	134.5	1,613.5
6	121.5	200.5	148.0	146.5	69.5	193.0	388.5	243.5	42.0	215.0	316.0	31.5	176.3	2,115.5
平均	90.7	103.3	144.0	127.7	127.2	198.1	303.4	244.4	244.1	94.1	108.7	60.2	153.8	1,845.9

資料 2-2-1① 消防団組織表



資料 2-2-1② 分団及び部隊の名称及び区域組織表

(長門地区)

区 分		管 轄 区 域
通 分 団	通 部 隊	通1区、通2区、通3区、通4区、通5区、通6区、通7区、通8区、通9区、通10区、通11区、通12区、通13区、通14区、通15区、通16区
仙 崎 分 団	第1部隊	大日比区
	第2部隊	大泊区、青海区
	第3部隊	南町区、栄町区、本町区、北本町区、洲崎町区、今浦町区、鍛冶屋町区、中新町区、新町区、幸町区、旭町区、錦町区
	第4部隊	白潟1区、白潟2区、白潟3区、祇園町区、新屋敷町区、新開町区、鳥越1区、鳥越2区
深川北分団	第1部隊	田屋区、駅前区、湊1東区、湊1西区、湊2区、湊中央区、湊3区、中山区、緑ヶ丘区、藤中区、江良区、正明市1区、正明市2区、正明市3区、正明市4区、正明市5区
	第2部隊	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区、後ヶ迫区、開作区、境川区
	第3部隊	上川西1区、上川西2区、上川西3区、板持1区、板持2区、板持3区、板持4区
深川南分団	第1部隊	殿台区、大河内区、小河内区、河原区
	第2部隊	門前区、湯本区、三ノ瀬区
	第3部隊	山小根区、渋木中区、大埤区、坂水区、渋木1区、渋木2区、渋木3区、真木区
俵 山 分 団	第1部隊	小原区、木津区、郷区、黒川区、大羽山区
	第2部隊	湯町区、上政区、上安田区、下安田区、七重区

(三隅地区)

区 分		管 轄 区 域
三隅第1分団	滝坂部隊	滝坂、一の瀬
	宗頭部隊	三隅中畑、杉山、樅の木、宗頭、兔渡谷
	中小野部隊	麓、上中小野、下中小野、辻並
三隅第2分団	市部隊	飯井、津雲、生島、市
	中村部隊	大竹、正楽寺、土手、三隅中村、久原、湯免
	野波瀬部隊	野波瀬
三隅第3分団	小島部隊	小島、上東方、下東方
	豊原部隊	豊原、二条窪、平野、向山
	浅田部隊	浅田、殿村新開、向開作
	沢江部隊	沢江、上ゲ

(日置地区)

区 分		管 轄 区 域
日置分団	第1部隊	黄波戸口、堀田、亀山、亀山団地、古市、上城、狩宿、一円、向田、川原、日置中村、東坂本、西坂本、炭床、北山、野田北、野田南、長行、雨乞
	第2部隊	長崎、黄波戸、矢ヶ浦、茅刈
	第3部隊	大内山上、大内山下、畑、国広、真口、新市、農士園、小野地

(油谷地区)

区 分		管 轄 区 域
油 谷 分 団	人 丸 部 隊	亀田、植松、荒人、長久、杣地、有宗、広中、稲石、人丸、新別名、駅通、大迫、東大坊
	河 原 部 隊	芝崎、大坊、田上、二ノ瀬、坂根、山根、札場、河原浦
	伊 上 部 隊	大江、浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場、上り野、前方、須方、綾湖、貝川
	蔵 小 田 部 隊	上蔵小田、下蔵小田、油谷中畑、渡場、掛渕
宇 津 賀 分 団	後 畑 部 隊	東後畑、大畠、青村、上津黄、東津黄、西津黄 東立石、西立石
	角 山 部 隊	小田、赤屋、木吹、大川尻
向 津 具 分 団	久 津 部 隊	白木、久津、田久道
	大 浦 部 隊	大浦東、大浦西、油谷
	本 郷 部 隊	大和、南方、本郷、山崎、水岬、上野西
	川 尻 部 隊	中ノ森、上野東、川尻東、川尻西

資料 2-2-2 自主防災組織一覽表

名 称	設立年月日	構成自治会
湯町区自主防災隊	S56. 5. 1	俵山湯町区
通地区自主防災組織	S57. 4. 1	通 1 区～ 1 6 区
田屋区防火隊	H9. 8. 2	田屋区
河原区防災組織	H17. 12. 1	河原区
仙崎地区自主防災会	H19. 10. 12	祇園町区、新開町区、新屋敷町区、鳥越 1 区、鳥越 2 区、白潟 1 区、白潟 2 区、白潟 3 区、錦町区、旭町区、幸町区、新町区、中新町区、鍛冶屋町区、今浦町区、州崎町区、北本町区、本町区、栄町区、南町区、青海区、大泊区、大日比区
板持 3 区自主防災会	H24. 7. 1	板持 3 区
野波瀬自治会自主防災組織	H27. 4. 1	野波瀬
江良区自主防災会	H27. 7. 12	江良区
平野自治会自主防災組織	H27. 8. 1	平野
境川自治会自主防災会	H27. 8. 7	境川区
中山区自主防災会	H28. 3. 13	中山区
緑ヶ丘区自主防災会	H28. 3. 27	緑ヶ丘区
自主防災会大川尻	H29. 3. 12	大川尻
板持 4 区自主防災会	H29. 6. 1	板持 4 区
沢江自治会自主防災組織	H29. 6. 11	沢江
二条窪自治会自主防災組織	H30. 3. 11	二条窪
下中小野自治会自主防災組織	R1. 12. 1	下中小野
湯本区自主防災組織	R2. 1. 13	湯本
門前区自主防災組織	R2. 1. 13	門前
三ノ瀬区自主防災組織	R2. 1. 19	三ノ瀬
古市自治会自主防災会	R3. 10. 2	古市
自主防災組織兔渡谷	R6. 7. 16	兔渡谷

資料 2-2-2 自主防災組織一覧表

幼年消防クラブ			少年消防クラブ		
名 称	所在地	結成年月日	名 称	所在地	結成年月日
通保育園 (休園中)	通4区	S61.11.17	湯町少年消防クラブ (休部中)	湯町区	S55.10.25
あおい幼稚園	白潟2区	S59.2.26	野波瀬少年消防クラブ (休部中)	野波瀬	S57.4.17
みすゞ保育園	錦町	S59.3.4	婦人防火(隊)クラブ		
みのり保育園	板持4区	H19.4.2	名 称	所在地	結成年月日
深川幼稚園	正明市5区	S60.7.13	日置婦人防火クラブ	日置地区	H4.3.30
俵山幼児園	大羽山	S61.11.29	老人防火クラブ		
宗頭幼稚園	宗頭	S57.5.1	名 称	所在地	結成年月日
三隅保育園	豊原	H17.4.1	長門市老人防火クラブ連合会	正明市2区	H19.7.1
黄波戸保育園	黄波戸	S60.7.12			
日置保育園	古市	S60.5.2			
菱海保育園	東大坊	S57.12.1			
向津具保育園	久津	H23.4.1			

資料 2-4-2① 重要水防箇所

A) 水防上最も重要な区間

(注) 重要度の設定については B) 重要な区間

要) 要注意区間

(1) 河川関係

県管理区間(長門土木建築事務所)

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置		左岸 右岸	延長 (m)	予想される危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度
				大字	字					人口	戸数	公共 施設	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所	
1	深川川	深川川	長門市	深川湯本		左	620	堤防断面	積土囊, 木流	450人	100戸		0.04	長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
2	深川川	深川川	長門市	深川湯本		右	620	堤防断面	積土囊, 木流					長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
3	深川川	大寧寺川	長門市	深川湯本		左	470	堤防断面	積土のう	150人	36戸		0.01	長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
4	深川川	大寧寺川	長門市	深川湯本		右	470	堤防断面	積土のう					長門農業者トレーニングセンター	向陽小学校	B
5	木屋川	木屋川	長門市	俵山	湯町	左	750	堤防断面	積土のう	300人	76戸		0.05	俵山湯の家	俵山多目的交流広場(管理棟・クラブハウス)	A
6	木屋川	木屋川	長門市	俵山	湯町	右	750	堤防断面	積土のう					俵山湯の家	俵山多目的交流広場(管理棟・クラブハウス)	A
7	三隅川	三隅川	長門市	三隅中	上東方	右	600	堤防高	積土のう	45人	10戸	1	0.1	野波瀬三世代交流館		B
8	三隅川	三隅川	長門市	三隅中	土手	左	700	堤防高	積土のう	750人	177戸	4	0.3	湯免ふれあいセンター		A
9	三隅川	三隅川	長門市	三隅中	市	右	740	堤防高	積土のう					湯免ふれあいセンター		A
10	三隅川	三隅川	長門市	三隅中	下中小野	右	400	堤防高	積土のう	100人	26戸		0.8	湯免ふれあいセンター		B
11	三隅川	三隅川	長門市	三隅下	向山	右	260	ゲート不良	積土のう	12人	3戸	1	0.02	野波瀬三世代交流センター		B
12	三隅川	三隅川	長門市	三隅下	豊原	左	370	ゲート不良	積土のう	12人	3戸		0.01	浅田小学校		B
13	三隅川	三隅川	長門市	三隅上	宗頭	右	250	漏水	積土のう	316人	104戸	3	0.06	湯免ふれあいセンター		A
14	掛淵川	掛淵川	長門市	油谷蔵小田、油谷河原		左	1,000	堤防高	積土のう	600人	170戸	3	0.8	蔵小田交流館		B
15	掛淵川	掛淵川	長門市	油谷蔵小田、油谷河原		右	1,000	堤防高	積土のう	600人	170戸	3	0.8	蔵小田交流館		A
16	掛淵川	掛淵川	長門市	日置中	国広	左	600	堤防高	積土のう	27人	7戸	1	0.2	あけぼの園		B
17	掛淵川	掛淵川	長門市	日置中	国広	右	700	堤防高	積土のう					あけぼの園		B
18	掛淵川	堀江川	長門市	油谷新別名		右	500	堤防高	積土のう	360人	100戸	5	0.04	油谷小学校	フボールゆや	B
19	掛淵川	久富川	長門市	油谷久富		左	700	堤防高	積土のう	520人	150戸	4	0.5	油谷保健福祉センター	フボールゆや	B
20	掛淵川	久富川	長門市	油谷久富		右	700	堤防高	積土のう	520人	150戸	4	0.5	油谷保健福祉センター	フボールゆや	B
21	掛淵川	大坊川	長門市	油谷河原		左	1,000	堤防高	積土のう	720人	200戸	5	0.5	油谷小学校	フボールゆや	B
22	掛淵川	阿惣川	長門市	油谷河原		左	120	堤防高	積土のう	100人	30戸		0.2	油谷小学校	フボールゆや	B
23	掛淵川	阿惣川	長門市	油谷河原		右	500	堤防高	積土のう					油谷小学校	フボールゆや	B
24	泉川	泉川	長門市	油谷伊上	伊上浦	左	1,000	堤防高	積土のう	100人	30戸	5	0.6	旧伊上小学校		B
25	泉川	泉川	長門市	油谷伊上	伊上浦	右	1,000	堤防高	積土のう					旧伊上小学校		B

資料 2-4-2① 重要水防箇所

(2) 海岸関係

①国土交通省 河川局所管(長門土木建築事務所)

番号	海岸名	水防管理 団体名	位 置		延長(m)	予想され る危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所	
			大字	字				人口	戸数	公共 施設数	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所
1	黄波戸	長門市	日置上	峠後	637	高潮	積土のう	146人	38戸	1	0.02	神田小学校	
2	只の浜	長門市	西深川	東菰池	1,280	高潮	積土のう	24人	6戸		0.11	中央交流プラザ	
3	大浜	長門市	油谷向津具 上	川尻	1,116	高潮	積土のう	32人	11戸			川尻漁村セン ター	

② 農林水産省農村振興局所管(長門農林事務所)

番号	海岸名	水防管理 団体名	位 置		延長(m)	予想され る危険	対策水防 工法	保全対象区域の現況				避難場所	
			大字	字				人口	戸数	公共 施設数	冠水面積 (km ²)	第一場所	第二場所
1	青海島	長門市	仙崎	水海浜土手	1,190	浸水	積土のう				0.12	青海島体育館	

資料 2-4-2② 港湾施設（漁港施設）の危険水準

地区	港名	方角	波高 (m)
長門	通本港	南西	2
	段港	北東	4.58
	仙崎本港	東北東	1.5
	大日比港	南東	1.7
	白潟港	南東	1
	湊港	北北西	4.1
三隅	野波瀬港	北西	1.5
	小島港	北東	1.2
日置	黄波戸漁港	北	9.6
油谷	掛瀧港	西	1.2
	伊上港	北西	1.1
	立石港	北	7
	津黄港	北	9.6
	久原港	南南西	1.1
	久津港	南南西	1.4
	大浦港	南東	1.45
	川尻港	北	7.3

資料 2-4-3① 地すべり危険箇所

①砂防課所管

番号	山口県土砂災害マップ(危険箇所番号)	箇所名	河川名			所在地		地すべり想定区域の面積(ha)	区域内の保全対象			避難路・避難場所
			水系名	河川名	溪流名	郡市	大字		人家戸数(戸)	公共的施設	数量(m)	
1	482-01	長崎				長門市	日置上	13.2	29	市道	600	日置農村活性化交流センター
2	482-02	末石				長門市	日置上	9.5	88	県道	330	日置農村活性化交流センター
3	482-03	黄波戸東				長門市	日置上	8.3	26	県道	570	日置農村活性化交流センター
4	482-04	黄波戸				長門市	日置上	13.2	130	県道	570	日置農村活性化交流センター
5	482-05	黄波戸西				長門市	日置上	8.0	1	県道	720	日置農村活性化交流センター
6	482-06	黄波戸口				長門市	日置上	14.4	9	県道	225	日置交流プラザ
7	482-07	堀田				長門市	日置上	37.1	27	市道	732	日置交流プラザ
8	482-08	坂本				長門市	日置上	36.7	34	市道	790	日置小学校
9	482-13	大内山上				長門市	日置上	24.1	16	国道	600	日置中学校
10	482-9	炭床	掛淵川	炭床川		長門市	日置中	12.4	3	市道	450	日置中学校
11	482-10	片山				長門市	日置中	11.9	13	市道	250	日置中学校
12	482-11	長行	掛淵川	黒川		長門市	日置中	18.3	40	市道	840	なし
13	482-12	国常	掛淵川	掛淵川		長門市	日置中	30.8	11	市道	1,205	なし
14	483-28	植松	掛淵川	亀田川		長門市	油谷久富	23.3	8	市道	780	なし
15	483-29	久富	掛淵川	久富川		長門市	油谷久富	30.2	16	県道	430	なし
16	483-01	蔵小田上	掛淵川	掛淵川	蔵小田川	長門市	油谷蔵小田	19.8	30	市道	363	蔵小田交流館
17	483-02	渡場	掛淵川	掛淵川		長門市	油谷蔵小田	27.4	76	市道	1,587	蔵小田交流館
18	483-03	掛淵下	掛淵川	掛淵川		長門市	油谷蔵小田	10.1	34	市道	652	なし
19	483-04	掛淵	掛淵川	掛淵川		長門市	油谷蔵小田	47.3	134	県道	300	なし
20	483-25	西津黄				長門市	油谷津黄	47.0	54	県道	700	宇津賀交流プラザ
21	483-26	津黄		津黄川	津黄川	長門市	油谷津黄	14.0	38	市道	510	宇津賀交流プラザ
22	483-27	上津黄				長門市	油谷津黄	42.5	8	県道	1,275	なし
23	483-20	西山				長門市	油谷後畑	50.1	11	県道	600	なし
24	483-21	青村				長門市	油谷後畑	133.0	15	県道	1,200	なし
25	483-22	大畠西				長門市	油谷後畑	17.2	5	市道	783	なし
26	483-23	西立石		立石川	立石川	長門市	油谷後畑	38.0	38	市道	1,594	宇津賀交流プラザ
27	483-24	東立石				長門市	油谷後畑	83.2	99	県道	960	宇津賀交流プラザ
28	483-05	大平				長門市	油谷角山	13.2	1	県道	480	宇津賀交流プラザ
29	483-06	小田				長門市	油谷角山	39.2	10	県道	1,200	なし
30	483-07	久原				長門市	油谷向津具上	6.9	21	県道	300	向津具交流プラザ
31	483-08	久原西				長門市	油谷向津具上	13.3	1	県道	300	なし
32	483-09	白木				長門市	油谷向津具上	26.0	9	県道	420	なし
33	483-10	白木西				長門市	油谷向津具上	49.4	24	県道	870	向津具交流プラザ
34	483-11	久津				長門市	油谷向津具下	38.4	143	県道	1,830	向津具交流プラザ
35	483-12	久津西				長門市	油谷向津具下	6.3	11	県道	270	なし
36	483-30	久津北				長門市	油谷向津具下	6.9	15	県道	354	向津具小学校
37	483-13	平坊				長門市	油谷向津具下	25.3	8	県道	630	なし
38	483-14	大浦				長門市	油谷向津具下	28.2	309	県道	840	大浦漁協
39	483-15	南方				長門市	油谷向津具下	24.8	29	市道	693	なし
40	483-16	泊				長門市	油谷向津具下	29.4	7	県道	620	なし
41	483-17	水口西				長門市	油谷向津具下	15.5	8	市道	540	なし
42	483-18	川尻西		川尻川	川尻川	長門市	油谷川尻	58.7	136	県道	1,620	なし
43	483-19	川尻		川尻川	川尻川	長門市	油谷川尻	59.4	149	県道	1,500	川尻漁村センター

資料 2-4-3① 地すべり危険箇所②農村整備課所管

②農村整備課所管

番号	地すべり 区 域	流域河川名		所 在 地			防止区域 面積 (ha)	地すべり 区域 (ha)	隣接する 地域 (ha)	河川へ の影響
		幹線	支溪名	郡市	大字	字				
1	茅 刈			長門市	日置上	責倉	117.46	98.44	19.02	—
2	重 近	掛淵川	重近川	長門市	日置中	滝ノ前	132.0	106.9	25.1	無
3	北 山	掛淵川	炭床川	長門市	日置中	正ノ田	74.0	69.0	5.0	無
4	野 田 北	掛淵川	炭床川	長門市	日置中	松尾台	84.0	69.0	15.0	無
5	野 田 南	掛淵川	日ノ田川	長門市	日置野田	成川原	150.0	115.9	34.1	無
6	蔵小田上	掛淵川	蔵小田川	長門市	油谷蔵小田		55.0	55.0	—	無
7	中 畑	掛淵川	蔵小田川	長門市	油谷蔵小田	中畑	141.3	138.4	2.9	無
8	中 畑	掛淵川	蔵小田川	長門市	油谷角山	木吹				
9	津 黄 西			長門市	油谷津黄	水落	110.0	86.5	23.5	—
10	平 野			長門市	油谷後畑	中崩	33.56	33.06	0.5	—
11	中ノ森東			長門市	油谷後畑	無田多	62.0	44.6	17.4	—
12	後 畑			長門市	油谷後畑	青村	13.0	13.0	—	—
13	角 山			長門市	油谷角山	萩 尾	14.72	10.66	4.06	—
14	赤 屋			長門市	油谷角山	水垂	56.0	51.0	5.0	—
15	仏 崎 西			長門市	油谷角山	萩尾	45.0	38.5	6.5	—
16	青 村 西			長門市	油谷角山	大坪	57.0	45.1	11.9	—
17	木 吹 東			長門市	油谷角山	萩尾	40.0	37.1	2.9	—
18	木 吹 西			長門市	油谷角山	中ノ崎	63.0	46.1	16.9	—
19	田 屋			長門市	油谷向津具上	森ヶ浴	51.36	48.79	2.57	—
20	道 手			長門市	油谷向津具上	上ノ原	13.70	9.85	3.85	—
21	道 手 西			長門市	油谷向津具上	中尾	34.0	27.5	6.5	—
22	中ノ森			長門市	油谷向津具上	小田濱	33.0	26.5	6.5	—
23	上 野 西	本郷川	本郷川	長門市	油谷向津具上	上野西	140.0	140.0	—	無
24	上 野 東			長門市	油谷向津具上	上野東	131.0	131.0	—	—
25	持 国			長門市	油谷向津具下	持国	54.0	45.2	8.8	—
26	岬			長門市	油谷向津具下	岬	88.0	88.0	—	—
27	則 国			長門市	油谷向津具下	箸神	52.0	47.4	4.6	—
28	油 谷 島			長門市	油谷向津具下	滝の根	25.7	19.2	6.5	—
29	俵 島			長門市	油谷向津具下	油谷島	13.0	13.0	—	—

資料 2-4-3② 地すべり防止区域

①農村整備課所管

地域番号	区域名	所在地	指定年月日	告示番号	指定面積 (ha)	面積 (ha)						
						耕地				林地	その他	合計
						田	畑	樹園地	計			
1	茅刈	長門市日置上	S46.3.27	640	117.46	48.23	6.80		55.03	49.48	12.95	117.46
2	重近	長門市日置中	(S56.3.19)	(390)	118.60	16.70	0.70	0.80	18.20	94.80	5.60	118.60
			S63.3.26	362	132.00	20.71	0.83	1.07	22.61	102.97	6.42	132.00
3	北山	長門市日置中	S48.3.30	758	74.00	34.07	1.73		35.80	24.14	14.06	74.00
4	野田南	長門市日置野田	S62.3.27	368	150.00	48.95	10.29		59.24	70.83	19.93	150.00
5	野田北	長門市日置中	S62.3.27	367	84.00	25.27	1.67		26.94	38.31	18.75	84.00
6	蔵小田上	長門市油谷蔵小田	H12.12.7	1515	55.00	9.8	0.6		10.4	31.2	13.4	55.00
7	津黄西	長門市油谷津黄	S63.3.26	352	110.00	43.20	3.70	0.50	47.40	33.10	29.50	110.00
8	平野	長門市油谷後畑字平野	S39.2.25	207	33.56	26.14	1.68		27.82	0.46	5.28	33.56
9	青村西	長門市油谷後畑	S52.3.26	305	57.00	28.50	0.04	0.06	28.60	25.80	2.60	57.00
10	中の森東	長門市油谷後畑	S56.3.19	391	62.00	19.40	2.80		22.20	31.10	8.70	62.00
11	角山	長門市油谷角山	S33.10.31	839	14.72	8.07	3.90		11.97	0.84	1.91	14.72
12	赤屋	長門市油谷角山	S48.3.30	758	56.00	36.50	2.40	1.80	40.70	11.50	3.80	56.00
13	仏崎西	長門市油谷角山	S52.3.26	305	45.00	24.00	0.20	2.10	26.30	15.30	3.40	45.00
14	木吹東	長門市油谷角山	S52.3.26	305	40.00	28.60	0.60	1.20	30.40	7.60	2.00	40.00
15	木吹西	長門市油谷角山	S49.2.20	94	63.00	39.50	3.70	0.80	44.00	14.70	4.30	63.00
16	田屋	長門市油谷向津具上	S47.3.18	411	51.36	16.17	5.12		21.29	26.77	3.30	51.36
17	道手	長門市油谷向津具上	S34.12.28	1714	13.70	8.27	1.75		10.02	1.15	2.53	13.70
18	道手西	長門市油谷向津具上	S49.2.20	94	34.00	21.28	0.92	0.70	22.90	8.80	2.30	34.00
19	中の森	長門市油谷向津具上	S49.2.20	94	33.00	12.80	2.00	0.10	14.90	15.80	2.30	33.00
20	持国	長門市油谷向津具上下	H1.3.29	479	54.00	18.40	1.60	1.40	21.40	23.20	9.40	54.00
21	則国	長門市油谷向津具下	S48.3.30	758	52.00	37.30	3.60	0.60	41.50	7.00	3.50	52.00
22	油谷島	長門市油谷向津具下	S46.3.27	639	25.70	5.10	7.00		12.10	9.80	3.80	25.70
23	中畑	長門市油谷蔵小田 長門市油谷角山	H25.4.17	1162	141.30	69.50	2.60	0.10	72.20	36.30	32.80	141.30
小計	23地区				1,617.40	646.46	66.23	11.23	723.92	680.95	212.53	1,617.40

②林野庁所管

番号	区域名	指定年月日	面積 (ha)	所在地			着工年度	概成年度
				郡・市	大字	字		
1	松崎	昭和49年8月31日	18.76	長門市	油谷向津具下	松崎	S. 49	S. 51

資料 2-4-3② 地すべり防止区域

③国土交通省所管

地区名	位置	指定面積 (単位: ha)	指定年月日	告示番号
久原	油谷 久原	5.50	S34.10.12	1965
津黄	〃 津黄	12.04	H19.06.26	844
大平	〃 赤屋	5.00	S36.05.18	1064
西山	〃 西山	26.33	〃	1064
西立石	〃 西立石	9.85	〃	1064
		2.81	S61.02.19	191
		24.90	H03.03.30	932
白木	〃 白木	14.51	S36.05.18	1064
		9.85	H02.03.31	841
小田	〃 小田	8.96	S36.05.18	1064
		20.90	S59.03.31	863
青村	〃 青村	10.69	S36.05.18	1064
		33.92	S61.03.25	785
		87.44	H02.03.31	841
久津西	〃 久津西	6.42	S36.05.18	1064
川尻	〃 川尻	18.20	S40.10.04	2901
		3.33	S48.02.14	297
		36.31	H02.03.31	841
川尻西	〃 〃	40.00	S59.03.31	863
掛淵	〃 掛淵	26.22	S42.11.08	3721
		21.23	H12.06.09	1510
大浦	〃 大浦西、 大浦東	22.58	S48.02.14	297
久津	〃 久津	30.73	S48.02.14	297
白木西	〃 白木	41.61	S48.02.14	297
上津黄	〃 上津黄	29.65	S49.04.12	580
東立石	〃 東立石	75.06	S49.04.12	580
久原西	〃 久原	14.39	S49.04.12	580
平坊	〃 平坊	21.75	S49.04.12	580
西津黄	〃 津黄	46.36	S63.03.18	838
南方	〃 南方	5.79	H08.06.26	1501
大畠西	〃 大畠	15.20	H09.10.28	1851
渡場	〃 渡場	71.73	H17.02.16	176
黄波戸	日置 黄波戸	5.90	S48.02.14	297
炭床	〃 炭床	6.70	S54.03.17	428
長行	〃 長行	11.10	S54.03.17	428
		2.30	H07.07.24	1397
大内山上	〃 大内山上	16.10	S57.03.27	855
長崎	〃 長崎	7.51	S62.03.16	696
合計	28ヶ所	848.87		

資料 2-4-3③ 危険ため池
(農村整備課)

共通

所管農林事務所	長門農林水産事務所
担当管理団体	長門市
予想される危険	堤体決壊
対策水防工法	土俵積又は余水吐切開

左(a~c):堤体の老朽化及び断面不足
中(a~c):取水施設の老朽化
右(a~c):余水吐の老朽化及び断面不足

番号	ため池名	所在地	管理者		ため池規模			受益面積(ha)	保全対象区域の現況				避難場所		老朽状況
			区分	代表者名	堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)		人口	戸数	公共施設数	冠水面積(ha)	第一場所	第二場所	
1	崩ノ河内第1	長門市西深川2555	共同	松尾 久夫	18.6	96.0	126,000	26.2	600人	151戸	2	94.5	みのり保育園	中央交流プラザ	bcb
2	浴山第1	長門市西深川山824-8	共同	深田 洋明	22.7	72.0	120,000	12.4	372人	93戸	1	18.8	中央交流プラザ	深川中学校	ccc
3	大迫堤	長門市日置中4385	共同	森永 茂	5.8	51.0	5,000	8.9	10人	2戸	1	7.0	日置中学校	日置小学校	bab
4	大堤	長門市油谷後畑203	共同	池永 俊夫	3.9	168.0	25,400	24.0	15人	3戸	2	30.0	旧文洋小学校	宇津賀交流館	cac
5	泉3	長門市油谷向津具上1315	共同	大汐 満	5.2	42.0	23,600	5.5	53人	15戸	1	15.0	向津具小学校	向津具交流プラザ	bab
6	中内	長門市油谷後畑2108	共同		5.7	73.0	20,200	2.0	14人	4戸	1	5.0	宇津賀交流プラザ	宇津賀出張所	bca
7	虻ヶ迫	長門市油谷新別名96	共同		2.3	30	300	1	34人	9戸	2	1.0	油谷小学校	ラポールゆや	
8	クグリ木	長門市西深川1293番地	共同		4.8	47.5	2,300	4.0	38人	10戸	2	6.0	ながとラボ	みのり保育園	
9	上げ新堤	長門市三隅下字河原10594番地	共同		13	72.0	26,700	16.0	400人	102戸	2	6.7	徳照寺	上げ公会堂	
10	新田堤	長門市日置中6588番地	共同		3.7	25.0	1,900		24人	6戸	1	2.0	日置中学校	日置小学校	
11	宮の横	長門市日置上3253	共同		2.3	67	700		10人	4戸	2	1.0	日置農村活性化交流センター		
12	堂ノ巣	長門市油谷蔵小田2370番地	共同		3.2	28	1200		4人	1戸	0	1.8	油谷勤労者体育センター		
13	西光	長門市油谷蔵小田西光2274番地	共同		2.6	54	3000		4人	1戸	0	20.0	油谷勤労者体育センター		
14	狐尾	長門市油谷角山字狐尾1765番地	共同		2.4	45	500			1戸	0	1.9	油谷勤労者体育センター	油谷勤労者体育センター	

資料 2-4-3③防災重点ため池

番号	ため池名	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m3)
1	堂田	長門市仙崎字内畑3070番地	5.4	54.4	10,000
2	中山	長門市東深川字上中山1522番地	6.4	37	3,400
3	蛙下	長門市東深川769番地	2.8	44	8,300
4	蛙上	長門市東深川1399番地	3	90	9,300
5	真砂	長門市東深川10204番地	12.3	100	131,000
6	七池	長門市東深川2734番地	2.6	24.5	2,800
7	第1実兼	長門市西深川字実兼2300番地	8.1	36	10,000
8	崩ノ河内第1	長門市西深川字崩ノ河内2558番地1	16.4	106	126,000
9	崩ノ河内第2	長門市西深川字崩ノ河内2556番地	18.4	77.5	38,000
10	浴山第1	長門市西深川開作山824番地8	22.7	72	120,000
11	クグリ木	長門市西深川字クグリ木1293番地	4.8	47.5	2,300
12	黒谷	長門市西深川字黒谷3592番地	7.5	42	20,000
13	黄幡	長門市西深川436番地	3.4	43	2,600
14	田良原	長門市深川湯本字鍛冶3687番地	9.8	50.1	16,000
15	今市第3	長門市深川湯本2655番地、2656番地、2657番地	3.7	31	4,000
16	小坂第1	長門市洪木字小坂249番地2	4.8	19.5	400
17	寒山	長門市俵山字松ノ木田2014番地	14.1	56.4	33,000
18	土対	長門市俵山	12.9	69.5	43,000
19	新尺	長門市三隅下字上新尺2686番地	4.1	43	3,100
20	上げ新堤	長門市三隅下字河原10594番地2	13	72	26,700
21	深ヶ迫堤	長門市三隅下浅田2215番地	3.9	76	7,700
22	新堤	長門市三隅下浅田10527番地1	7.2	65	12,700
23	北大迫	長門市三隅中字北大迫3016番地1	4.9	48	2,500
24	大堤	長門市日置下字下山ノ田591番地	10	34	4,300
25	神田	長門市日置中字小田4153番地1	3.8	26	2,200
26	大迫堤	長門市日置中字狐尾4385番地	5.8	51	5,000
27	雨乞平原	長門市日置下字横島677番地	5.9	84	15,000
28	原堤	長門市日置中字経納4944番地	4.3	37	3,500
29	野稲島	長門市日置野田字野稲島355番地	3.9	70	7,300
30	道近1(道近上)	長門市日置野田565番地	7.65	44.2	11,000
31	山王溜池下堤	長門市日置野田字山王210番地	3.5	100	3,300
32	トウ	長門市日置中字上大浴5129番地	6.5	47	500
33	蛇喰堤	長門市日置中字角ノ浴5374番地	7.5	95	8,500
34	上蛇喰(3)	長門市日置中5411番地	1.2	50	200
35	上蛇喰(2)	長門市日置中5410番地	2.1	30	200
36	大堤	長門市日置中字柳ヶ浴5304番地	3.8	43	6,300
37	菅無田下堤	長門市日置中字管無田5430番地	5	80	8,500
38	菅無田新堤	長門市日置中字管無田5431番地	7.6	139	25,300
39	管無田長堤	長門市日置中字管無田5429番地	3.8	80	11,400
40	新田堤	長門市日置中字新田6588番地	3.7	25	1,900
41	河内	長門市日置上字無田ヶ浴4738番地	4.4	28	2,100
42	宮の横	長門市日置上西村3253番地	2.3	67	700
43	神田堤	長門市日置上字七重出1975番地1	3.5	30	1,400
44	竹屋根	長門市日置上字畑田1836番地	8.5	68.5	36,600
45	鶴木田上	長門市日置上字鶴木田1174番地	3.5	50	2,000
46	新市大堤	長門市日置中字手水川1526番地1	5.8	116.8	25,000
47	猿走	長門市日置上字芳ヶ迫237番地	6.5	91	10,600
48	鳩部屋	長門市日置中1572番地	4.35	46	2,000
49	門前	長門市日置中字上門前1017番地	19.75	100	152,000
50	滝ヶ浴	長門市油谷久富字滝ヶ浴430番地	8.7	87	29,500
51	穴河内	長門市油谷新別名字堤ノ上268番地	4.9	55	16,000
52	新開作	長門市油谷新別名字鼠坂592番地	10.7	50	28,400
53	志津良河内3	長門市油谷新別名字志津良河内820番地	6.8	38	28,000
54	桂河内	長門市油谷河原字桂河内846番地	5	39	4,600
55	桂河内2	長門市油谷河原字桂河内845番地	5.1	31	1,100
56	段	長門市油谷河原字小野931番地	10.3	30	15,400
57	大正堤	長門市油谷伊上字山ノ口310番地	17.3	81.1	50,600
58	矢方ヶ浴	長門市油谷伊上字屋方ヶ浴715番地1、715番地2	8	26	3,000
59	牛ヶ迫	長門市油谷伊上字牛ヶ迫1223番地2	25.6	90	118,000
60	鳥落	長門市油谷伊上字鳥落3091番地	6	44.3	52,000
61	河内第1	長門市油谷伊上字河内ノ浴3526番地	9.7	27	4,000
62	新堤	長門市日置蔵小田雨乞543番地	3.6	46	10,300
63	蓮池	長門市日置蔵小田字岡浴540番地	3.3	44	6,300

64	岡田	長門市油谷蔵小田字下岡田1428番地1	4.1	73	11,300
65	後ヶ迫	長門市油谷蔵小田字山麦1922番地	7.6	54	19,000
66	富場ヶ岡新堤	長門市油谷蔵小田字富場ヶ岡2037番地	4.2	72.2	1,500
67	鍛冶屋田代	長門市油谷蔵小田字鍛冶屋田代1901番地1	3.7	93	20,000
68	長田代	長門市油谷蔵小田字長田代2341番地	5.9	75	21,100
69	西光	長門市油谷蔵小田字西光2274番地	2.6	54	3,000
70	除溝4	長門市油谷角山字除溝513番地	3.1	40	6,100
71	畑田2	長門市油谷角山898番地	3.5	35	600
72	ぬたの尾	長門市油谷角山字ぬたの尾720番地2	2.3	65	1,400
73	森池5	長門市油谷角山字森池911番地	2.3	50	2,400
74	年兼	長門市油谷角山字明法寺2019番地	7	62.8	22,700
75	迫7	長門市油谷角山字迫999番地2	2.4	46	500
76	真森2	長門市油谷角山字真森1233番地	2.4	30	600
77	狐尾	長門市油谷角山字狐尾1765番地	2.4	45	500
78	浦地2	長門市油谷津黄字浦地811番地	3.8	23	400
79	浦地3	長門市油谷津黄字浦地807番地	3.3	30	700
80	大堤	長門市油谷後畑字田代203番地	3.9	168	25,400
81	矢田屋敷4	長門市油谷後畑字矢田屋敷767番地	2.6	50	900
82	北堤	長門市油谷後畑字樋穿719番地	3.7	65	4,400
83	六字分	長門市油谷後畑字柿の木田1507番地	6.2	107	10,000
84	三郎ヶ岡2	長門市油谷後畑字三郎岡2021番地	2	34	500
85	白石	長門市油谷後畑字白石2246番地	4	40	300
86	中内	長門市油谷後畑字畠田2108番地	5.7	73	20,200
87	十二相2	長門市油谷後畑字十二相3437番地	4.1	45	3,100
88	戸土4	長門市油谷後畑字戸土3631番地	3.1	10	6,000
89	小田越	長門市油谷向津具上字小田越4040番地	4.1	27	800
90	焼一木4	長門市油谷向津具上3533番地、3535番地、3536番地2	5.9	49	5,700
91	田代2	長門市油谷向津具上字田代1726番地	6.5	48	59,200
92	泉3	長門市油谷向津具上1315番地	5.2	42	23,600
93	箸削2	長門市油谷向津具上字箸削2566番地	5.3	52	8,400
94	持国2	長門市油谷向津具下4012番地 他12	6	45	11,100
95	谷河内4	長門市油谷向津具下字野中4582番地	8.9	75.5	73,200
96	菰池	長門市油谷向津具下字菰池5528番地5	2.3	27	200
97	鎌田第2	長門市油谷蔵小田字西新畑1618番地	14	85	22,800
98	岡田2	長門市油谷蔵小田1403番地2、1404番地1	2	45	1,000
99	虻ヶ迫	長門市油谷新別名96番地	2.3	30	300
100	葉山	長門市油谷蔵小田2750番地	2	27	1,000
101	イグラ	長門市東深川茅張2807番地	3.1	25	1,000
102	大溜池	長門市東深川字江良2810番地	5.4	53	2,500
103	堂ノ巢	長門市大字油谷蔵小田2370番地	3.2	28	1,200

資料 2-4-3④ 山地災害危険地区
(森林整備課)

ア 山腹崩壊危険地区

番号	区 分		位 置			公共施設等			危険度
			市町村	大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	
1	民有林	山腹崩壊	長門市	通	黒瀬	2	0	0	C
2	民有林	山腹崩壊	長門市	通	小浦	12	0	0	A
3	民有林	山腹崩壊	長門市	通	段	100	0	0	A
4	民有林	山腹崩壊	長門市	通	大山	3	0	0	A
5	民有林	山腹崩壊	長門市	仙崎	青海	1	0	0	C
6	民有林	山腹崩壊	長門市	仙崎	清水場	2	0	0	C
7	民有林	山腹崩壊	長門市	仙崎	鳥越1区	1	0	100	C
8	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	2	0	0	C
9	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	田屋	10	0	0	A
10	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	田屋	20	0	0	A
11	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	湊	3	0	0	C
12	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	緑ヶ丘	11	0	0	A
13	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	城山	50	0	0	A
14	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	城山	2	0	0	C
15	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	中山	30	0	0	A
16	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	田屋	11	0	0	A
17	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	中山	8	0	0	C
18	民有林	山腹崩壊	長門市	東深川	藤中	13	0	0	A
19	民有林	山腹崩壊	長門市	西深川	十楽	1	0	0	C
20	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	大河内	5	0	0	B
21	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	殿台	3	0	0	B
22	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	殿台	3	0	0	C
23	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	四ノ瀬	12	0	0	A
24	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	三ノ瀬	2	0	0	A
25	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	三ノ瀬	3	0	0	C
26	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	柿ノ木原	2	0	0	C
27	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	大寧寺	2	0	0	B
28	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	大河内	1	0	0	C
29	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	大河内	3	0	0	C
30	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	湯本	15	0	0	A
31	民有林	山腹崩壊	長門市	深川湯本	城山	3	0	0	C
32	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	山小根	2	0	0	A
33	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	山小根	6	0	0	A
34	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	山小根	7	0	0	A
35	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大畑	2	0	0	B
36	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	市ノ尾	2	0	0	C
37	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	荒槇	2	0	0	C
38	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大ヶ迫	2	0	0	A
39	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	坂水	2	0	0	C
40	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大峠	0	1	0	B
41	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大峠	2	0	0	C
42	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大地	2	0	0	C
43	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大地	5	0	0	B
44	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	西門前	8	1	200	B
45	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	東崩原	0	0	0	C
46	民有林	山腹崩壊	長門市	渋木	大峠	1	0	0	C
47	民有林	山腹崩壊	長門市	真木	尾崎	3	0	0	C
48	民有林	山腹崩壊	長門市	真木	奥畑	1	0	0	B
49	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	南小原	3	0	0	C
50	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	5	0	0	A
51	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	2	0	0	C
52	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	黒川	3	0	0	C
53	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	上黒川	2	0	0	B
54	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	黒川	2	0	0	B

番号	区 分		位 置		公共施設等			危険度	
			市町村	大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)		道路(m)
55	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	2	0	0	B
56	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	2	0	0	C
57	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	大羽山	2	0	0	C
58	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	大羽山	4	0	0	C
59	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	柿ノ木川	10	0	0	A
60	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	椎ノ木	2	0	0	A
61	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	金ノ口	2	0	0	C
62	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	七重	2	0	0	C
63	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	七重	1	0	0	C
64	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	八幡	2	0	0	B
65	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	八幡	2	0	0	C
66	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	中安田	2	0	0	C
67	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	藤ヶ迫	0	0	100	C
68	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	下安田	4	0	0	C
69	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	湯町	150	0	0	A
70	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	福王寺	2	0	0	C
71	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	湯町	300	0	0	A
72	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	木津	2	0	0	C
73	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	木津	2	0	0	C
74	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	木津	2	0	0	C
75	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	北小原	2	0	0	C
76	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	上政	2	0	0	B
77	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	上政	1	0	0	C
78	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	下安田	2	0	0	B
79	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	郷	2	0	0	C
80	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	七重	0	0	100	C
81	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	七重	1	0	0	B
82	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	下安田	4	0	0	C
83	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	湯町	4	0	0	C
84	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	湯町	3	0	0	C
85	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	上政	8	0	0	B
86	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	百合ヶ峠	5	0	200	C
87	民有林	山腹崩壊	長門市	俵山	馬廻	2	0	0	C
88	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	日尾	0	0	200	B
89	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	迫分	3	0	0	B
90	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	一ノ瀬	8	0	0	A
91	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	奥大里	2	0	0	B
92	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	落志畑	4	0	0	B
93	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	迫谷	4	0	0	B
94	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	勝屋谷	0	0	200	B
95	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	縦の木	6	0	0	B
96	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	畠中	3	0	0	C
97	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	麓	14	0	0	A
98	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅上	麓	2	0	0	C
99	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	下東方	2	0	0	C
100	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	石橋	2	0	0	B
101	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	生島	12	0	0	A
102	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	水尻	10	0	0	A
103	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	大竹	4	0	0	C
104	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅中	向山	2	0	0	C
105	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅下	野波瀬	5	0	0	B
106	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅下	野波瀬	2	0	0	C
107	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅下	向山	6	0	0	A
108	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅下	沢江	3	0	0	A
109	民有林	山腹崩壊	長門市	三隅下	下沢江	2	0	0	C
110	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	阿波中	10	0	0	A
111	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	末石	6	0	0	B

番号	区 分		位 置		公共施設等			危険度	
			市町村	大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)		道路(m)
112	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	黄波戸	20	0	0	A
113	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	上河内	2	0	0	C
114	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	大内山上	13	0	0	A
115	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	長行	8	0	0	C
116	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	炭床	5	0	0	C
117	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	西坂本	10	0	0	B
118	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	東坂本	17	0	0	A
119	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	藤内畑	0	0	100	B
120	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	畑下	1	0	0	C
121	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	向田	2	0	0	B
122	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	炭床	11	0	0	A
123	民有林	山腹崩壊	長門市	日置中	小野地	8	0	0	B
124	民有林	山腹崩壊	長門市	日置野田	北山	1	0	0	C
125	民有林	山腹崩壊	長門市	日置上	長崎	6	0	0	B
126	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	植松	8	0	0	C
127	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	植松	2	0	0	C
128	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	亀田上	4	0	0	C
129	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	亀田	2	0	0	C
130	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	杣地	3	0	0	C
131	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	荒人	10	0	0	A
132	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	広中	8	0	0	C
133	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	有宗	1	0	0	C
134	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	東小野	2	0	0	C
135	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷久富	稲石	4	0	0	B
136	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	人丸	30	0	0	B
137	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	大迫	5	0	0	C
138	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	新別名	8	0	0	A
139	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	王子迫	13	0	0	B
140	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	東大坊	5	0	0	B
141	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	穂毛取	7	0	0	A
142	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷新別名	山本	13	0	0	B
143	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷河原	坂根	1	0	0	B
144	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷河原	二ノ瀬	1	0	0	C
145	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷河原	山根	5	0	0	A
146	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷河原	山根	10	0	0	A
147	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷河原	河原浦	16	0	0	A
148	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	大江	6	0	0	B
149	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	浅井	2	0	0	C
150	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	尾崎	5	0	0	C
151	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	樋ヶ迫	1	0	0	C
152	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	里	10	0	0	B
153	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	畑	1	0	0	C
154	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	上り野	3	0	0	B
155	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	宮ノ馬場	11	0	0	B
156	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	白方	2	0	0	C
157	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	須方	6	0	0	B
158	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	上ヶ原	6	0	0	C
159	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	浅井西	5	0	0	C
160	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	浅井	2	0	0	C
161	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷伊上	岡	4	0	0	B
162	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷蔵小田	辻ヶ岡	2	0	0	C
163	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷蔵小田	渡場	6	0	0	C
164	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷蔵小田	蔵小田下	2	0	0	C
165	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷蔵小田	中畑	2	0	0	C
166	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷蔵小田	蔵小田上	16	0	0	B
167	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷後畑	大畠	25	0	0	B
168	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷後畑	惣別当	4	0	0	C

番号	区 分		位 置		公共施設等			危険度	
			市町村	大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)		道路(m)
169	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷後畑	広尾	6	0	0	B
170	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷後畑	小田	2	0	0	C
171	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷後畑	上小田	5	0	0	C
172	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷角山	赤屋	2	0	0	B
173	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷角山	夫婦木	8	0	0	C
174	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	惣萩	4	0	0	C
175	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	桂松	11	0	0	B
176	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	上野東	3	0	0	C
177	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	中ノ森	7	0	0	B
178	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	小田下	5	0	0	A
179	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝上	小田越	2	0	0	C
180	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	片島	0	0	300	C
181	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	泊	2	0	0	C
182	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	越ノ浜	2	0	0	C
183	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	南方	6	0	0	C
184	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	松崎	7	0	0	C
185	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	迫田	12	0	0	B
186	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	本郷	10	0	0	A
187	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	宗清	8	0	0	C
188	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	松後	4	0	0	C
189	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	岬	2	0	0	C
190	民有林	山腹崩壊	長門市	油谷向津貝下	山崎	10	0	50	B

資料 2-4-3④ 山地災害危険地区 イ崩壊土砂流出危険地区
(森林整備課)

イ 崩壊土砂流出危険地区

番号	区 分		位 置		公共施設等			危険度
			大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	
1	民有林	崩壊土砂流出	長門市 通	田の浦	53		0	A
2	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	勝負ヶ原	5	0	0	B
3	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	湯頭	5	0	0	B
4	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	青海	70	0	0	A
5	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	檜ヶ浦	25	0	0	A
6	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	青海島	25	0	0	A
7	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	青海島	10	0	0	A
8	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	大泊	15	0	0	A
9	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	大泊	10	0	0	A
10	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	大泊	37	0	0	A
11	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	和田	0	1	0	A
12	民有林	崩壊土砂流出	長門市 仙崎	花津浦	5	0	0	C
13	民有林	崩壊土砂流出	長門市 東深川	江良	61	0	0	A
14	民有林	崩壊土砂流出	長門市 東深川	藤中	105	0	0	A
15	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	栢木	5	0	0	A
16	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	御別当	68	0	0	A
17	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	板持	68	0	0	A
18	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	板持	68	0	0	A
19	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	崩ノ河内	100	0	0	A
20	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	崩ノ河内	20	0	0	A
21	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	崩ノ河内	20	0	0	A
22	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	十楽	8	0	0	B
23	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	栢ノ木	8	0	0	B
24	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	境川	8	0	0	A
25	民有林	崩壊土砂流出	長門市 西深川	黒谷	100	0	0	B
26	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	殿台	35	0	0	A
27	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	大河内	30	0	0	A
28	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	大河内	5	0	0	C
29	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	小河内	16	0	0	A
30	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	湯本	20	0	0	A
31	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	三ノ瀬	30	0	0	A
32	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	湯本	30	0	0	A
33	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	三谷	0	0	400	C
34	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	門前	30	0	0	A
35	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	猪ノ尾野	0	2	0	A
36	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	猪野尾野	16	0	0	A
37	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	大寧寺	0	0	200	C
38	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	四の瀬河内	10	0	0	A
39	民有林	崩壊土砂流出	長門市 深川湯本	水ヶ浴	4	0	0	A
40	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	横坂	20	0	0	A
41	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	荒ヶ峠	25	0	0	A
42	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	市ノ尾	25	0	0	A
43	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	河内	0	0	200	C
44	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	大峠	15	0	0	B
45	民有林	崩壊土砂流出	長門市 渋木	正ヶ谷	9	0	0	B
46	民有林	崩壊土砂流出	長門市 真木	奥畑	4	0	0	C
47	民有林	崩壊土砂流出	長門市 真木	大谷山	40	0	0	B
48	民有林	崩壊土砂流出	長門市 真木	上河内	40	0	0	A
49	民有林	崩壊土砂流出	長門市 真木	浴	10	0	0	B
50	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	岩ノ河内	8	0	0	B
51	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	藪原	9	0	0	B
52	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	長浴	5	0	0	B
53	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	金ノ口	2	0	0	C
54	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	金ノ口	2	0	0	B

番号	区 分		位 置		公共施設等			危険度
			大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	
55	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	市ヶ口	20	0	0	A
56	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	花瀬	6	0	0	A
57	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	河原	0	0	1000	C
58	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	河原山	6	0	0	A
59	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	椎ノ木	2	0	0	B
60	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	市木田	3	0	0	B
61	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	市木田	2	0	0	C
62	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	市木田	1	0	0	C
63	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	大無田	1	0	0	C
64	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	下安田	3	0	0	C
65	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	追	6	0	0	A
66	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	上安田	7	0	0	B
67	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	坂根	15	0	0	A
68	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	坂根	4	0	0	C
69	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	北ヶ迫	4	0	0	C
70	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	牛ヶ迫	4	0	0	B
71	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	牛ヶ迫	1	0	0	C
72	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	亀ノ甲	20	0	0	A
73	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	福王寺	0	0	200	C
74	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	福王寺	1	0	0	C
75	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	福王寺	6	0	0	C
76	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	湯町	20	0	0	A
77	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	赤ノ谷	30	0	0	A
78	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	金ノ口	2	0	0	C
79	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	扉檜	4	0	0	C
80	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	東本浴	2	0	0	B
81	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	江ノ峠	11	0	0	A
82	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	鑪山	5	0	0	B
83	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	北小原	2	0	0	C
84	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	土居	190	0	0	A
85	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	大峠	14	0	0	A
86	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	黒川	11	0	0	A
87	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	俵山東	9	0	0	B
88	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	俵山東	16	0	0	A
89	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	坂根	4	0	0	C
90	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	谷郷	4	0	0	C
91	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	上政	10	0	0	A
92	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	上政	10	0	0	A
93	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	鈿	5	0	0	B
94	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	中村	2	0	0	B
95	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	大石	5	0	0	A
96	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	治郎三郎	6	0	0	A
97	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	坂根	0	0	0	C
98	民有林	崩壊土砂流出	長門市 俵山	鷹ノ巣	1	0	170	C
99	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	長尾	5	0	0	A
100	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	出水	12	0	0	B
101	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	追分	10	0	0	A
102	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	日尾	10	0	0	A
103	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	一の瀬	10	0	0	B
104	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	大里	10	0	0	A
105	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	大里	10	0	0	A
106	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	滝坂	5	0	0	A
107	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	迫谷	5	0	0	B
108	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	勝屋谷	3	0	0	C
109	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	樅の木	10	0	0	A
110	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	鬼渡谷	20	0	0	A
111	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	麓	17	0	0	A
112	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	勝屋谷	1	0	0	B

番号	区分		位置		公共施設等			危険度
			大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	
113	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	大焼	6	0	0	B
114	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	宗頭	7	0	0	C
115	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	下宗頭	10	0	0	A
116	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	下宗頭	1	0	0	C
117	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	中畑	5	0	0	B
118	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	大谷	5	0	0	B
119	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅上	四ノ瀬	1	0	0	B
120	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	河内前	12	0	0	A
121	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	下中小野	14	0	0	B
122	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	上中小野	35	0	0	A
123	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	飯井	11	0	0	A
124	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	長浴	12	0	0	B
125	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	辻並	12	0	0	A
126	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	辻並	10	0	0	A
127	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	正楽寺	10	0	0	A
128	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	正楽寺	10	0	0	A
129	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	八徳	30	0	0	A
130	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅中	水尻	0	0	100	B
131	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	小島	92	0	0	B
132	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	上東方	19	0	0	B
133	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	久原	15	0	0	B
134	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	地吉	30	0	0	A
135	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	二条窪	6	0	0	A
136	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	平野	7	0	0	A
137	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	浅田	65	0	0	A
138	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	上げ	30	0	0	A
139	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	沢江	23	0	0	B
140	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	新尺	20	0	0	A
141	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	向山	80	0	0	A
142	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	下東方	10	0	0	A
143	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	上げ	30	0	0	A
144	民有林	崩壊土砂流出	長門市 三隅下	才ヶ峠	7	0	0	C
145	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	権現	4	0	0	C
146	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	小畑	110	0	0	B
147	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	後滝	1	0	0	C
148	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	大内山	25	0	0	A
149	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	畑	18	0	0	A
150	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	草添	4	0	0	A
151	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	足河内	4	0	0	A
152	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置上	大笹	10	0	0	A
153	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置中	狩音	18	0	0	A
154	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置中	横坂	13	0	0	A
155	民有林	崩壊土砂流出	長門市 日置中	東門前	30	0	0	A
156	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	亀田川	20	0	0	A
157	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	狼岩	7	0	0	B
158	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	越峠	6	0	0	B
159	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	有宗	5	0	0	A
160	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	原岡ヶ谷	5	0	0	B
161	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	原岡	5	0	0	A
162	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	東長藪	8	0	0	B
163	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	久富	8	0	0	B
164	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	魚切	8	0	0	B
165	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	茶園峠谷	6	0	0	B
166	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	有宗	5	0	0	B
167	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	前山	15	0	0	A
168	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	前山	15	0	0	A
169	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	前山	5	0	0	C
170	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	牛地	44	0	0	A

番号	区分		位置		公共施設等			危険度
			大字	字	人家戸数(戸)	公共施設(棟)	道路(m)	
171	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	前山	5	0	0	A
172	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	越峠	5	0	0	A
173	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	狼岩	5	0	0	A
174	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	杣地	5	0	0	A
175	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	有宗	5	0	0	A
176	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	有宗	5	0	0	B
177	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	東長藪	5	0	0	B
178	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷久富	東掛	5	1	0	B
179	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷新別名	戎の腰	30	0	0	A
180	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷新別名	柿の木	30	0	0	A
181	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷新別名	柿の木	30	0	0	A
182	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	岡田ヶ浴	30	0	0	A
183	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	赤ヶ浴	0	1	0	A
184	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	碓ヶ浴	5	0	0	B
185	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	柿の木浴	5	0	0	B
186	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	辺部	5	0	0	A
187	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	奥ヶ畑	8	0	0	A
188	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	柵山	8	0	0	A
189	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	法師	11	0	0	A
190	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	叶木ヶ浴	0	1	0	A
191	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	室ヶ浴	0	1	0	B
192	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	阿惣ヶ浴	18	0	0	A
193	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	桂河内	30	0	0	B
194	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	段付	10	0	0	B
195	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	高滝	14	0	0	B
196	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	東ツブテ	9	0	0	B
197	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	元迫	5	0	0	B
198	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	元迫	5	0	0	B
199	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	岩ヶ迫	0	0	0	C
200	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	小楊の谷	0	0	0	C
201	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	大掛	30	0	0	A
202	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	串刈	30	0	0	B
203	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	碓ヶ浴1	2	1	0	A
204	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	碓ヶ浴2	3	1	0	A
205	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷河原	山根	13	1	0	B
206	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	大江	20	0	0	A
207	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	浅井	20	0	0	A
208	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	浅井	20	0	0	A
209	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	尾崎	6	0	0	B
210	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	熊ヶ迫	40	0	0	A
211	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	東板木山	3	0	0	C
212	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	泉川	10	0	0	A
213	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	牛ヶ迫	10	0	0	A
214	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	戸石場	4	0	0	A
215	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	後原	11	0	0	A
216	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	上ヶ原	26	0	0	A
217	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	畑ヶ浴	20	0	0	A
218	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	稗田	10	0	0	A
219	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	小長井	4	0	0	A
220	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	論ヶ迫	5	0	0	B
221	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	堂ノ上	9	1	0	A
222	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷伊上	稗田	0	0	0	C
223	民有林	崩壊土砂流出	長門市 油谷蔵小田	下高谷	5	0	0	B

資料 2-4-4③ 異常気象時通行規制区間及び通行規制基準

①一般国道(長門土木建築事務所)

路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 (台/日)	規制基準		道路 情報 板型 本数	道路 モニター	指定 年度	図面 対象 番号	交通遮 断装置 (箇所数)	摘要
		自県郡市町村字	延長 (Km)		規制基準値							
		至県郡市町村字			通行注意	通行止						
491号	下関 (豊田分室) 長門	下関市豊田町一ノ俣休木 ～ 長門市油谷坂根	6.2	1,403	連続 100 mm 時間 30 mm	連続 200 mm 時間 40 mm	—	—	58	9	2	

②主要地方道(長門土木建築事務所)

34号 下関長門線	長門	長門市俵山大石 ～ 長門市俵山大羽山	1.6	1,849	連続 100 mm 時間 30 mm	連続 250 mm 時間 40 mm	B-1	—	47	25	2	
34号 下関長門線	長門	長門市俵山北小原 ～ 長門市湯本大寧寺峠	1.9	2,823	連続 80 mm 時間 20 mm	連続 150 mm 時間 40 mm	A-1	—	47	26	2	

③一般県道(長門土木建築事務所)

268号 豊田三隅線	長門	長門市渋木山中 ～ 長門市渋木大ヶ迫	2.5	284	連続 100 mm 時間 30 mm	連続 150 mm 時間 40 mm	—	—	H2	49	2	
281号 俵山長門古市(停)線	長門	長門市俵山坂根 ～ 長門市日置奥畑	4.7	1,971	連続 80 mm 時間 20 mm	連続 150 mm 時間 40 mm	—	—	47	52	2	

④国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 萩国道出張所

路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 (台/日) R3	規制条件(通行止)		危険内容	担当出張所	道路 情報 モニター	指定 年度
		区間	距離標 (km)	延長 (km)		気象等基準値	気象等観測所				
191号	山口	長門市三隅上 ～ 萩市三見市	91.10 ～ 99.80	8.7	417	連続雨量が 150mmに 達したとき	(テレメーター) 長門市三隅	落石・土砂崩落	萩国道出張所	2	S. 45

資料 2-4-4④ 災害による孤立危険地区

(消防防災課)

(1)大雨による孤立危険区域 R4.4.1現在

番号	地区	孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線(各称、幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所	通信設備(非常連絡の方法)
1	俵山	黒川	山砂くずれによる道路埋没		25世帯 48人		〃
2	三隅上	杉山	〃		3世帯 4人		衛星携帯電話
3	〃	正楽寺	〃		9世帯 23人		〃
4	三隅中	飯井	〃		7世帯 11人	飯井集会所	一般電話
5	〃	辻並	〃		11世帯 25人	辻並公会堂	〃
6	三隅下	二条窪	〃		16世帯 39人	二条窪集落センター	〃
7	日置	矢ヶ浦	〃		20世帯 26人		〃

(2)暴風、高潮による孤立危険区域(海岸、島嶼部)

番号	地区	孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線(各称、幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所	通信設備(非常連絡の方法)
1	通	通	暴風、高潮等による海上	県道 青海島線 8.4m	532世帯 1,040人	通小学校	衛星携帯電話

(3)大雪による孤立危険区域

番号	地区	孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線(各称、幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所	通信設備(非常連絡の方法)
1	渋木	大埜	積雪による交通と絶	国道 316号 県道 豊田三隅線	8世帯 12人	大埜集会所	一般電話
2	〃	坂水	〃	国道 316号 県道 豊田三隅線 市道 八幡坂水線	10世帯 22人	坂水公会堂	〃

資料 2-4-4⑤ 砂防指定地表

番号	幹線名	溪流名	指定地面積 (ha)	番号	幹線名	溪流名	指定地面積 (ha)
1	流川	流川	1.30	40	三隅川	縦の木川	5.19
2	大日比川	大日比川	3.12	41	〃	中畑川	1.40
3	青海川	青海川	9.39	42	〃	杉山川	5.27
4	江之川	江之川	4.46	43	〃	大里川	6.07
5	深川川	五十鈴川	8.36	44	小畑川	小畑川	0.88
6	〃	堀越川	6.86	45	末石川	末石川	} 18.48
7	〃	板持川	1.93	46	〃	大休川	
8	〃	大河内川	1.11	47	成瓜川	成瓜川	5.32
9	〃	大寧寺川	4.33	48	泉川	泉川・泉川支川	8.00
10	〃	大地川	0.65	49	掛淵川	岡田川	0.56
11	〃	奥畑川	5.64	50	〃	蔵小田川	1.82
12	〃	奥畑川支川	3.32	51	〃	長久川	2.03
13	〃	大谷本浴川	5.14	52	〃	久富川	0.69
14	〃	大河内川支川	1.70	53	〃	重近川	1.86
15	〃	山瀬川	4.35	54	〃	黒川	4.90
16	〃	湯本大川	1.76	55	〃	横坂川	0.40
17	〃	中坂水川	0.38	56	〃	狩音川	1.71
18	〃	河原南川	1.82	57	〃	掛淵川	3.93
19	〃	坂水川	15.80	58	〃	有宗川	3.93
20	〃	河原川	2.09	59	立石川	立石川	2.60
21	十楽川	十楽川	1.97	60	東立石川	東立石川	0.76
22	走下川	走下川	5.34	61	津黄川	津黄川	0.42
23	木屋川	木屋川	0.56	62	〃	東津黄川	1.14
24	〃	安田川	4.97	63	本郷川	宗清川	1.37
25	〃	七重川	0.41	64	川尻川	川尻川	1.96
26	〃	木津川	4.86	65	三隅川	北生島小川	0.92
27	〃	頭振川	3.02	66	木屋川	大羽山川	0.66
28	沢江川	沢江川	2.62	67	本城川	本城川	1.76
29	浅田川	浅田川	0.88	68	大日比中川	大日比中川	1.02
30	三隅川	二条窪川	2.81	69	小浜川	小浜川	0.77
31	〃	姫田川	4.14	70	三隅川	北生島大川	1.24
32	〃	大竹川	8.53	71	深川川	小河内川	2.95
33	〃	正楽寺川	1.16	72	木屋川	大羽山西川	2.48
34	〃	辻並川	} 4.48	73	三隅川	下中小野溪流	0.82
35	〃	烏原川		74	〃	下中小野川	1.96
36	〃	畠中川	2.09	75	大迫北川	大迫北川	1.83
37	〃	兔渡谷川	4.37	76	深川川	小河内東川	2.38
38	〃	出水川	5.09	77	〃	門前南川	0.97
39	〃	追分川	1.48	78	三隅下西川	三隅下西川	2.57
				79	深川川	小河内中川	0.52
				80	その他	小島川	0.77

合計

246.60(ha)

資料 2-4-4⑤ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	通 (一) (1)	K-211- PB784-001	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
2	通 (一) (2)	K-211- PB784-002	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
3	通 (一) (3)	K-211- PB784-003	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
4	通 (一) (4)	K-211- PB784-004	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
5	通 (一) (5)	K-211- PB882-001	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
6	通 (一) (6)	K-211- PB882-002	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
7	通 (一) (7)	K-211- PB882-004	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
8	通 (一) (8)	K-211- PB882-005	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
9	通 (一) (9)	K-211- PB882-006	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
10	通 (一) (10)	K-211- PB882-007	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
11	通 (一) (11)	K-211- PB882-008	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
12	通 (一) (12)	K-211- PB882-009	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
13	通 (一) (13)	K-211- PB882-010	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
14	通 (一) (14)	K-211- PB882-011	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
15	通 (一) (15)	K-211- PB882-012	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
16	通 (一) (16)	K-211- PB882-013	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
17	通 (一) (17)	K-211- PB882-014	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
18	通 (一) (18)	K-211- PB882-015	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
19	通 (一) (19)	K-211- PB891-001	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	—
20	通 (一) (20)	K-211- PB891-002	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
21	通 (一) (21)	K-211- PB891-003	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
22	通 (一) (22)	K-211- PB891-004	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	—
23	通 (一) (23)	K-211- PB891-005	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
24	通 (一) (24)	K-211- PB891-006	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
25	通 (一) (25)	K-211- PB891-007	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
26	通 (一) (26)	K-211- PB891-008	長門市通	急傾斜地の崩壊	○	○
27	渋 木 (一) (1)	K-211- QB174-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
28	渋 木 (一) (2)	K-211- QB183-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
29	渋 木 (一) (3)	K-211- QB183-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
30	渋 木 (一) (4)	K-211- QB183-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
31	渋 木 (一) (5)	K-211- QB183-004	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
32	渋 木 (一) (6)	K-211- QB272-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
33	渋 木 (一) (7)	K-211- QB272-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
34	渋 木 (一) (8)	K-211- QB272-004	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
35	渋 木 (一) (9)	K-211- QB272-005	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
36	渋 木 (一) (10)	K-211- QB272-006	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
37	渋 木 (一) (11)	K-211- QB272-007	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
38	渋 木 (一) (12)	K-211- QB272-008	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
39	渋木(一)(13)	K-211-QB272-009	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
40	渋木(一)(14)	K-211-QB272-010	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
41	渋木(一)(15)	K-211-QB272-011	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
42	渋木(一)(16)	K-211-QB272-012	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
43	渋木(一)(17)	K-211-QB272-014	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
44	渋木(一)(18)	K-211-QB272-015	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
45	渋木(一)(19)	K-211-QB274-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
46	渋木(一)(20)	K-211-QB274-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
47	渋木(一)(21)	K-211-QB274-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
48	渋木(一)(22)	K-211-QB274-004	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
49	渋木(一)(23)	K-211-QB274-006	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
50	渋木(一)(24)	K-211-QB274-007	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
51	渋木(一)(25)	K-211-QB274-008	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
52	渋木(一)(26)	K-211-QB274-009	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
53	渋木(一)(27)	K-211-QB274-010	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
54	渋木(一)(28)	K-211-QB274-011	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
55	渋木(一)(29)	K-211-QB274-012	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
56	渋木(一)(30)	K-211-QB274-013	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
57	渋木(一)(31)	K-211-QB274-014	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
58	渋木(一)(32)	K-211-QB274-015	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
59	渋木(一)(33)	K-211-QB281-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
60	渋木(一)(34)	K-211-QB281-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
61	渋木(一)(35)	K-211-QB281-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
62	渋木(一)(36)	K-211-QB281-018	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
63	渋木(一)(37)	K-211-QB283-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
64	渋木(一)(38)	K-211-QB283-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
65	渋木(一)(39)	K-211-QB283-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
66	渋木(一)(40)	K-211-QB364-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
67	渋木(一)(41)	K-211-QB364-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
68	渋木(一)(42)	K-211-QB364-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
69	渋木(一)(43)	K-211-QB364-004	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
70	渋木(一)(44)	K-211-QB364-005	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
71	渋木(一)(45)	K-211-QB364-006	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
72	渋木(一)(46)	K-211-QB371-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
73	渋木(一)(47)	K-211-QB371-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
74	渋木(一)(48)	K-211-QB371-003	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
75	渋木(一)(49)	K-211-QB371-004	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
76	渋木(一)(50)	K-211-QB371-005	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
77	渋木(一)(51)	K-211-QB372-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
78	渋木(一)(52)	K-211-QB372-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
79	渋木(一)(53)	K-211-QB373-001	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
80	渋木(一)(54)	K-211-QB274-016	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
81	渋木(一)(55)	K-211-QB274-018	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
82	渋木(一)(56)	K-211-QB373-002	長門市渋木	急傾斜地の崩壊	○	○
83	仙崎(一)(1)	K-211-PB871-002	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
84	仙崎(一)(2)	K-211-PB872-001	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
85	仙崎(一)(3)	K-211-PB872-002	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
86	仙崎(一)(4)	K-211-PB873-002	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
87	仙崎(一)(5)	K-211-PB873-003	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
88	仙崎(一)(6)	K-211-PB873-004	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
89	仙崎(一)(7)	K-211-PB873-005	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
90	仙崎(一)(8)	K-211-PB873-006	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
91	仙崎(一)(9)	K-211-PB874-003	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
92	仙崎(一)(10)	K-211-PB874-004	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
93	仙崎(一)(11)	K-211-PB874-005	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
94	仙崎(一)(12)	K-211-PB874-006	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
95	仙崎(一)(13)	K-211-PB874-007	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
96	仙崎(一)(14)	K-211-PB874-008	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
97	仙崎(一)(15)	K-211-PB874-009	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
98	仙崎(一)(16)	K-211-PB874-010	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
99	仙崎(一)(17)	K-211-PB874-011	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
100	仙崎(一)(18)	K-211-PB874-012	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
101	仙崎(一)(19)	K-211-PB874-013	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
102	仙崎(一)(20)	K-211-PB874-014	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
103	仙崎(一)(21)	K-211-PB874-015	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
104	仙崎(一)(22)	K-211-PB881-002	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
105	仙崎(一)(23)	K-211-PB972-001	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
106	仙崎(一)(24)	K-211-PB972-002	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
107	仙崎(一)(25)	K-211-PB972-004	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
108	仙崎(一)(26)	K-211-PB972-005	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
109	仙崎(一)(27)	K-211-PB972-006	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
110	仙崎(一)(28)	K-211-PB974-004	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
111	仙崎(一)(29)	K-211-PB974-005	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
112	仙崎(一)(30)	K-211-PB974-006	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
113	仙崎(一)(31)	K-211-PB974-008	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
114	仙崎(一)(32)	K-211-PB974-009	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
115	仙崎(一)(33)	K-211-PB974-010	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
116	仙崎(一)(34)	K-211-PB974-011	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
117	仙崎(一)(35)	K-211-PB974-012	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
118	仙崎(一)(36)	K-211-PB974-013	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
119	仙崎(一)(37)	K-211-PB974-017	長門市仙崎、東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
120	仙崎(一)(38)	K-211-PB974-018	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
121	仙崎(一)(39)	K-211-PB974-019	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
122	仙崎(一)(40)	K-211-QB072-005	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
123	仙崎(一)(41)	K-211-QB072-019	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
124	仙崎(一)(42)	K-211-QB072-021	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
125	仙崎(一)(43)	K-211-QB072-022	長門市仙崎、東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
126	仙崎(一)(44)	K-211-QB072-023	長門市仙崎、三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
127	仙崎(一)(45)	K-211-PB974-022	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	—
128	仙崎(一)(46)	K-211-PB974-023	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
129	仙崎(一)(47)	K-211-PB974-025	長門市仙崎	急傾斜地の崩壊	○	○
130	俵山(一)(1)	K-211-QB351-015	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
131	俵山(一)(2)	K-211-QB351-016	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
132	俵山(一)(3)	K-211-QB352-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
133	俵山(一)(4)	K-211-QB352-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
134	俵山(一)(5)	K-211-QB352-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
135	俵山(一)(6)	K-211-QB352-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
136	俵山(一)(7)	K-211-QB352-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
137	俵山(一)(8)	K-211-QB352-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
138	俵山(一)(9)	K-211-QB352-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
139	俵山(一)(10)	K-211-QB352-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
140	俵山(一)(11)	K-211-QB352-022	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
141	俵山(一)(12)	K-211-QB354-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
142	俵山(一)(13)	K-211-QB354-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
143	俵山(一)(14)	K-211-QB354-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
144	俵山(一)(15)	K-211-QB354-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
145	俵山(一)(16)	K-211-QB354-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
146	俵山(一)(17)	K-211-QB354-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
147	俵山(一)(18)	K-211-QB354-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
148	俵山(一)(20)	K-211-QB154-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
149	俵山(一)(21)	K-211-QB252-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
150	俵山(一)(22)	K-211-QB252-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
151	俵山(一)(23)	K-211-QB252-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
152	俵山(一)(24)	K-211-QB252-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
153	俵山(一)(25)	K-211-QB163-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
154	俵山(一)(26)	K-211-QB252-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
155	俵山(一)(27)	K-211-QB252-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
156	俵 山(一)(28)	K-211-QB252-011	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
157	俵 山(一)(29)	K-211-QB252-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
158	俵 山(一)(30)	K-211-QB252-013	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
159	俵 山(一)(31)	K-211-QB254-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
160	俵 山(一)(32)	K-211-QB254-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
161	俵 山(一)(33)	K-211-QB261-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
162	俵 山(一)(34)	K-211-QB261-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
163	俵 山(一)(35)	K-211-QB261-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
164	俵 山(一)(36)	K-211-QB261-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
165	俵 山(一)(37)	K-211-QB261-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
166	俵 山(一)(38)	K-211-QB261-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
167	俵 山(一)(39)	K-211-QB261-007	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
168	俵 山(一)(40)	K-211-QB263-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
169	俵 山(一)(41)	K-211-QB263-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
170	俵 山(一)(42)	K-211-QB263-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
171	俵 山(一)(43)	K-211-QB263-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
172	俵 山(一)(44)	K-211-QB361-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
173	俵 山(一)(45)	K-211-QB361-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
174	俵 山(一)(46)	K-211-QB361-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
175	俵 山(一)(47)	K-211-QB361-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
176	俵 山(一)(48)	K-211-QB361-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
177	俵 山(一)(49)	K-211-QB361-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
178	俵 山(一)(50)	K-211-QB361-011	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
179	俵 山(一)(51)	K-211-QB361-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
180	俵 山(一)(52)	K-211-QB361-014	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
181	俵 山(一)(53)	K-211-QB361-015	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
182	俵 山(一)(54)	K-211-QB361-016	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
183	俵 山(一)(55)	K-211-QB362-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
184	俵 山(一)(56)	K-211-QB362-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
185	俵 山(一)(57)	K-211-QB254-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
186	俵 山(一)(58)	K-211-QB254-007	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
187	俵 山(一)(59)	K-211-QB352-011	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
188	俵 山(一)(60)	K-211-QB352-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
189	俵 山(一)(61)	K-211-QB352-013	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
190	俵 山(一)(62)	K-211-QB352-014	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
191	俵 山(一)(63)	K-211-QB352-017	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
192	俵 山(一)(64)	K-211-QB352-018	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
193	俵 山(一)(65)	K-211-QB352-019	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
194	俵 山(一)(66)	K-211-QB361-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	-

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
195	俵 山(一)(67)	K-211- QB261-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
196	俵 山(一)(68)	K-211- QB261-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
197	俵 山(一)(69)	K-211- QB261-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
198	俵 山(一)(70)	K-211- QB261-011	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
199	俵 山(一)(71)	K-211- QB261-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
200	俵 山(一)(72)	K-211- QB261-013	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
201	俵 山(一)(73)	K-211- QB261-014	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
202	俵 山(一)(74)	K-211- QB261-015	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
203	俵 山(一)(75)	K-211- QB144-007	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
204	俵 山(一)(76)	K-211- QB144-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
205	俵 山(一)(77)	K-211- QB144-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
206	俵 山(一)(78)	K-211- QB153-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
207	俵 山(一)(79)	K-211- QB153-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
208	俵 山(一)(80)	K-211- QB153-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
209	俵 山(一)(81)	K-211- QB153-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
210	俵 山(一)(82)	K-211- QB244-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
211	俵 山(一)(83)	K-211- QB251-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
212	俵 山(一)(84)	K-211- QB251-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
213	俵 山(一)(85)	K-211- QB251-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
214	俵 山(一)(86)	K-211- QB251-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
215	俵 山(一)(87)	K-211- QB251-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
216	俵 山(一)(88)	K-211- QB251-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
217	俵 山(一)(89)	K-211- QB253-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
218	俵 山(一)(90)	K-211- QB253-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
219	俵 山(一)(91)	K-211- QB253-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
220	俵 山(一)(92)	K-211- QB253-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
221	俵 山(一)(93)	K-211- QB251-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
222	俵 山(一)(94)	K-211- QB251-011	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
223	俵 山(一)(95)	K-211- QB251-012	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
224	俵 山(一)(96)	K-211- QB252-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
225	俵 山(一)(97)	K-211- QB253-008	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
226	俵 山(一)(98)	K-211- QB253-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
227	俵 山(一)(99)	K-211- QB253-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
228	俵 山(一)(100)	K-211- QB253-015	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
229	俵 山(一)(101)	K-211- QB253-020	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
230	俵 山(一)(102)	K-211- QB253-016	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
231	俵 山(一)(103)	K-211- QB253-017	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
232	俵 山(一)(104)	K-211- QB253-018	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
233	俵 山(一)(105)	K-211- QB253-019	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
234	俵 山(一)(106)	K-211-QB254-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
235	俵 山(一)(107)	K-211-QB254-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
236	俵 山(一)(108)	K-211-QB254-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
237	俵 山(一)(109)	K-211-QB351-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
238	俵 山(一)(110)	K-211-QB351-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
239	俵 山(一)(111)	K-211-QB351-003	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
240	俵 山(一)(112)	K-211-QB351-004	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
241	俵 山(一)(113)	K-211-QB351-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
242	俵 山(一)(114)	K-211-QB351-007	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
243	俵 山(一)(115)	K-211-QB351-009	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
244	俵 山(一)(116)	K-211-QB351-010	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
245	俵 山(一)(117)	K-211-QB253-023	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
246	俵 山(一)(118)	K-211-QB261-017	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
247	俵 山(一)(119)	K-211-QB263-005	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
248	俵 山(一)(120)	K-211-QB263-006	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
249	俵 山(一)(121)	K-211-QB351-018	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
250	俵 山(一)(122)	K-211-QB351-019	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
251	俵 山(一)(123)	K-211-QB352-023	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
252	俵 山(一)(124)	K-211-QB261-020	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
253	俵 山(一)(125)	K-211-QB263-007	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
254	俵 山(一)(126)	K-211-QB264-001	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
255	俵 山(一)(127)	K-211-QB264-002	長門市俵山	急傾斜地の崩壊	○	○
256	西 深 川(一)(1)	K-211-PB963-008	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
257	西 深 川(一)(2)	K-211-PB963-009	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
258	西 深 川(一)(3)	K-211-PB963-010	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
259	西 深 川(一)(4)	K-211-PB963-012	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
260	西 深 川(一)(5)	K-211-QB061-004	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
261	西 深 川(一)(6)	K-211-QB061-005	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
262	西 深 川(一)(7)	K-211-QB061-006	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
263	西 深 川(一)(8)	K-211-QB061-007	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
264	西 深 川(一)(9)	K-211-QB061-008	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
265	西 深 川(一)(10)	K-211-QB061-009	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
266	西 深 川(一)(11)	K-211-QB061-010	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
267	西 深 川(一)(12)	K-211-QB062-001	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
268	西 深 川(一)(14)	K-211-QB064-001	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
269	西 深 川(一)(15)	K-211-QB064-002	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
270	西 深 川(一)(16)	K-211-QB073-012	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
271	西 深 川(一)(17)	K-211-PB963-014	長門市西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
272	東 深 川(一)(1)	K-211-PB972-007	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
273	東 深 川(一)(2)	K-211- PB973-001	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
274	東 深 川(一)(3)	K-211- PB974-001	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
275	東 深 川(一)(4)	K-211- PB974-002	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
276	東 深 川(一)(5)	K-211- PB974-014	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
277	東 深 川(一)(6)	K-211- PB974-015	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
278	東 深 川(一)(7)	K-211- PB974-016	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
279	東 深 川(一)(8)	K-211- QB071-001	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
280	東 深 川(一)(9)	K-211- QB071-002	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
281	東 深 川(一)(10)	K-211- QB071-003	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
282	東 深 川(一)(11)	K-211- QB071-004	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
283	東 深 川(一)(12)	K-211- QB071-005	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
284	東 深 川(一)(13)	K-211- QB071-006	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
285	東 深 川(一)(14)	K-211- QB071-007	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
286	東 深 川(一)(15)	K-211- QB071-008	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
287	東 深 川(一)(16)	K-211- QB071-009	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
288	東 深 川(一)(17)	K-211- QB071-010	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
289	東 深 川(一)(18)	K-211- QB071-011	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
290	東 深 川(一)(19)	K-211- QB071-012	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	—
291	東 深 川(一)(20)	K-211- QB072-001	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
292	東 深 川(一)(21)	K-211- QB072-002	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
293	東 深 川(一)(22)	K-211- QB072-003	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
294	東 深 川(一)(23)	K-211- QB072-004	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
295	東 深 川(一)(24)	K-211- QB072-006	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
296	東 深 川(一)(25)	K-211- QB072-007	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
297	東 深 川(一)(26)	K-211- QB072-008	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
298	東 深 川(一)(27)	K-211- QB072-009	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
299	東 深 川(一)(28)	K-211- QB072-010	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
300	東 深 川(一)(29)	K-211- QB072-011	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
301	東 深 川(一)(30)	K-211- QB072-012	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
302	東 深 川(一)(31)	K-211- QB072-013	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
303	東 深 川(一)(32)	K-211- QB072-014	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
304	東 深 川(一)(33)	K-211- QB072-015	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
305	東 深 川(一)(34)	K-211- QB072-016	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
306	東 深 川(一)(36)	K-211- QB072-018	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
307	東 深 川(一)(37)	K-211- QB072-031	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
308	東 深 川(一)(38)	K-211- QB072-035	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○
309	東 深 川(一)(39)	K-211- QB072-036	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	—
310	東 深 川(一)(40)	K-211- QB072-037	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	—
311	東 深 川(一)(41)	K-211- PB974-021	長門市東深川	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
312	深川湯本(一)(2)	K-211-QB073-001	長門市深川湯本、西深川	急傾斜地の崩壊	○	○
313	深川湯本(一)(3)	K-211-QB073-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
314	深川湯本(一)(4)	K-211-QB073-004	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
315	深川湯本(一)(5)	K-211-QB073-005	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
316	深川湯本(一)(6)	K-211-QB073-006	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
317	深川湯本(一)(7)	K-211-QB073-007	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
318	深川湯本(一)(8)	K-211-QB073-008	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
319	深川湯本(一)(9)	K-211-QB073-009	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
320	深川湯本(一)(10)	K-211-QB073-010	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
321	深川湯本(一)(11)	K-211-QB073-011	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
322	深川湯本(一)(12)	K-211-QB074-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
323	深川湯本(一)(13)	K-211-QB074-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
324	深川湯本(一)(14)	K-211-QB164-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
325	深川湯本(一)(15)	K-211-QB164-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
326	深川湯本(一)(16)	K-211-QB164-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
327	深川湯本(一)(17)	K-211-QB164-004	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
328	深川湯本(一)(18)	K-211-QB164-005	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
329	深川湯本(一)(19)	K-211-QB164-006	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
330	深川湯本(一)(20)	K-211-QB171-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
331	深川湯本(一)(21)	K-211-QB171-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
332	深川湯本(一)(22)	K-211-QB171-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
333	深川湯本(一)(23)	K-211-QB171-004	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
334	深川湯本(一)(24)	K-211-QB171-005	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
335	深川湯本(一)(25)	K-211-QB171-006	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
336	深川湯本(一)(26)	K-211-QB171-007	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
337	深川湯本(一)(27)	K-211-QB171-008	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
338	深川湯本(一)(28)	K-211-QB171-009	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
339	深川湯本(一)(29)	K-211-QB171-010	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
340	深川湯本(一)(30)	K-211-QB171-011	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
341	深川湯本(一)(31)	K-211-QB171-012	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
342	深川湯本(一)(32)	K-211-QB171-013	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
343	深川湯本(一)(33)	K-211-QB171-016	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
344	深川湯本(一)(34)	K-211-QB171-017	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
345	深川湯本(一)(35)	K-211-QB171-018	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
346	深川湯本(一)(36)	K-211-QB171-019	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
347	深川湯本(一)(37)	K-211-QB172-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
348	深川湯本(一)(38)	K-211-QB172-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
349	深川湯本(一)(39)	K-211-QB172-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
350	深川湯本(一)(40)	K-211-QB173-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
351	深川湯本(一)(41)	K-211-QB173-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
352	深川湯本(一)(42)	K-211-QB173-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
353	深川湯本(一)(43)	K-211-QB173-004	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
354	深川湯本(一)(44)	K-211-QB173-005	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
355	深川湯本(一)(45)	K-211-QB173-006	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
356	深川湯本(一)(46)	K-211-QB173-007	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
357	深川湯本(一)(47)	K-211-QB173-008	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
358	深川湯本(一)(48)	K-211-QB173-009	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
359	深川湯本(一)(49)	K-211-QB173-010	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
360	深川湯本(一)(50)	K-211-QB173-011	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
361	深川湯本(一)(51)	K-211-QB173-012	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
362	深川湯本(一)(52)	K-211-QB173-013	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
363	深川湯本(一)(53)	K-211-QB173-014	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
364	深川湯本(一)(54)	K-211-QB173-015	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
365	深川湯本(一)(55)	K-211-QB173-016	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
366	深川湯本(一)(56)	K-211-QB173-017	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
367	深川湯本(一)(57)	K-211-QB173-018	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
368	深川湯本(一)(58)	K-211-QB173-019	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
369	深川湯本(一)(59)	K-211-QB173-020	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
370	深川湯本(一)(60)	K-211-QB173-021	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
371	深川湯本(一)(61)	K-211-QB173-022	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
372	深川湯本(一)(62)	K-211-QB173-023	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
373	深川湯本(一)(63)	K-211-QB173-024	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
374	深川湯本(一)(64)	K-211-QB173-025	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
375	深川湯本(一)(65)	K-211-QB173-026	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
376	深川湯本(一)(66)	K-211-QB271-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
377	深川湯本(一)(67)	K-211-QB271-002	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
378	深川湯本(一)(68)	K-211-QB271-003	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
379	深川湯本(一)(69)	K-211-QB272-001	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
380	深川湯本(一)(70)	K-211-QB073-013	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	—
381	深川湯本(一)(71)	K-211-QB073-014	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
382	深川湯本(一)(72)	K-211-QB073-015	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	—
383	深川湯本(一)(73)	K-211-QB171-020	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
384	深川湯本(一)(74)	K-211-QB171-022	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
385	深川湯本(一)(75)	K-211-QB171-024	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
386	深川湯本(一)(76)	K-211-QB171-025	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
387	深川湯本(一)(77)	K-211-QB173-029	長門市深川湯本	急傾斜地の崩壊	○	○
388	真木(一)(1)	K-211-QB181-002	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
389	真木(一)(2)	K-211-QB181-003	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
390	真 木(一)(3)	K-211-QB183-005	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
391	真 木(一)(4)	K-211-QB183-006	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
392	真 木(一)(5)	K-211-QB183-007	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
393	真 木(一)(6)	K-211-QB183-008	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
394	真 木(一)(7)	K-211-QB183-009	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
395	真 木(一)(8)	K-211-QB183-010	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
396	真 木(一)(9)	K-211-QB183-011	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
397	真 木(一)(10)	K-211-QB281-004	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
398	真 木(一)(11)	K-211-QB281-005	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
399	真 木(一)(12)	K-211-QB281-006	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
400	真 木(一)(13)	K-211-QB281-007	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
401	真 木(一)(14)	K-211-QB281-008	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
402	真 木(一)(15)	K-211-QB281-009	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
403	真 木(一)(16)	K-211-QB281-010	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
404	真 木(一)(17)	K-211-QB281-011	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
405	真 木(一)(18)	K-211-QB281-012	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
406	真 木(一)(19)	K-211-QB281-013	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
407	真 木(一)(20)	K-211-QB281-014	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
408	真 木(一)(21)	K-211-QB281-015	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
409	真 木(一)(22)	K-211-QB281-016	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
410	真 木(一)(23)	K-211-QB281-017	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
411	真 木(一)(24)	K-211-QB281-019	長門市真木	急傾斜地の崩壊	○	○
412	三 隅 上(一)(1)	K-211-QB091-014	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
413	三 隅 上(一)(2)	K-211-QB093-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
414	三 隅 上(一)(3)	K-211-QB093-004	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
415	三 隅 上(一)(4)	K-211-QB093-005	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
416	三 隅 上(一)(5)	K-211-QB094-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
417	三 隅 上(一)(6)	K-211-QB094-002	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
418	三 隅 上(一)(7)	K-211-QB094-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
419	三 隅 上(一)(8)	K-211-QB094-004	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
420	三 隅 上(一)(9)	K-211-QB094-005	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
421	三 隅 上(一)(10)	K-211-QB094-006	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
422	三 隅 上(一)(11)	K-211-QB094-007	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
423	三 隅 上(一)(12)	K-211-QB094-009	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
424	三 隅 上(一)(13)	K-211-QB094-011	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
425	三 隅 上(一)(14)	K-211-QC003-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
426	三 隅 上(一)(15)	K-211-QC003-002	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
427	三 隅 上(一)(16)	K-211-QC003-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
428	三 隅 上(一)(17)	K-211-QC003-005	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
429	三 隅 上(一) (18)	K-211- QC003-006	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
430	三 隅 上(一) (19)	K-211- QC003-007	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
431	三 隅 上(一) (20)	K-211- QC003-008	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
432	三 隅 上(一) (21)	K-211- QC003-009	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
433	三 隅 上(一) (22)	K-211- QC003-010	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
434	三 隅 上(一) (23)	K-211- QC101-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
435	三 隅 上(一) (24)	K-211- QC101-002	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
436	三 隅 上(一) (25)	K-211- QC101-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
437	三 隅 上(一) (26)	K-211- QC101-004	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
438	三 隅 上(一) (27)	K-211- QC101-006	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
439	三 隅 上(一) (28)	K-211- QC101-007	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
440	三 隅 上(一) (29)	K-211- QC101-008	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
441	三 隅 上(一) (30)	K-211- QC101-009	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
442	三 隅 上(一) (31)	K-211- QC102-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
443	三 隅 上(一) (32)	K-211- QC102-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
444	三 隅 上(一) (33)	K-211- QC102-004	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
445	三 隅 上(一) (34)	K-211- QC102-007	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
446	三 隅 上(一) (35)	K-211- QC102-009	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
447	三 隅 上(一) (36)	K-211- QC102-010	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
448	三 隅 上(一) (37)	K-211- QC102-011	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
449	三 隅 上(一) (38)	K-211- QC102-012	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
450	三 隅 上(一) (39)	K-211- QC102-013	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
451	三 隅 上(一) (40)	K-211- QC102-014	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
452	三 隅 上(一) (41)	K-211- QC102-016	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
453	三 隅 上(一) (42)	K-211- QC102-017	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
454	三 隅 上(一) (43)	K-211- QC102-018	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
455	三 隅 上(一) (44)	K-211- QC102-019	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
456	三 隅 上(一) (45)	K-211- QC102-020	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
457	三 隅 上(一) (46)	K-211- QC103-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
458	三 隅 上(一) (47)	K-211- QC104-001	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
459	三 隅 上(一) (48)	K-211- QC104-002	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
460	三 隅 上(一) (49)	K-211- QC104-003	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
461	三 隅 上(一) (50)	K-211- QC104-004	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
462	三 隅 上(一) (51)	K-211- QC104-005	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
463	三 隅 上(一) (52)	K-211- QB093-006	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
464	三 隅 上(一) (53)	K-211- QC101-011	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
465	三 隅 上(一) (54)	K-211- QC103-002	長門市三隅上	急傾斜地の崩壊	○	○
466	三 隅 下(一) (1)	K-211- PB984-004	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
467	三 隅 下(一) (2)	K-211- PB984-008	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
468	三 隅 下(一) (3)	K-211- PB984-010	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
469	三 隅 下(一) (4)	K-211- PB984-011	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
470	三 隅 下(一) (5)	K-211- PB984-012	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
471	三 隅 下(一) (6)	K-211- PB984-013	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
472	三 隅 下(一) (7)	K-211- PB984-014	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
473	三 隅 下(一) (8)	K-211- PB984-016	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
474	三 隅 下(一) (9)	K-211- PB984-017	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
475	三 隅 下(一) (10)	K-211- PB984-018	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
476	三 隅 下(一) (11)	K-211- PB984-019	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
477	三 隅 下(一) (12)	K-211- PB984-020	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
478	三 隅 下(一) (13)	K-211- PB991-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
479	三 隅 下(一) (14)	K-211- PB993-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
480	三 隅 下(一) (15)	K-211- PB993-002	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
481	三 隅 下(一) (16)	K-211- PB993-003	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
482	三 隅 下(一) (17)	K-211- QB072-024	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
483	三 隅 下(一) (18)	K-211- QB072-026	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
484	三 隅 下(一) (19)	K-211- QB072-028	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
485	三 隅 下(一) (20)	K-211- QB072-030	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
486	三 隅 下(一) (21)	K-211- QB081-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
487	三 隅 下(一) (22)	K-211- QB081-002	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
488	三 隅 下(一) (23)	K-211- QB081-004	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
489	三 隅 下(一) (24)	K-211- QB081-005	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
490	三 隅 下(一) (25)	K-211- QB081-006	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
491	三 隅 下(一) (26)	K-211- QB081-008	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
492	三 隅 下(一) (27)	K-211- QB081-010	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
493	三 隅 下(一) (28)	K-211- QB081-011	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
494	三 隅 下(一) (29)	K-211- QB081-014	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
495	三 隅 下(一) (30)	K-211- QB081-015	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
496	三 隅 下(一) (31)	K-211- QB082-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
497	三 隅 下(一) (32)	K-211- QB082-003	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
498	三 隅 下(一) (33)	K-211- QB083-004	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
499	三 隅 下(一) (34)	K-211- QB083-005	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
500	三 隅 下(一) (35)	K-211- QB083-006	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
501	三 隅 下(一) (36)	K-211- QB084-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
502	三 隅 下(一) (37)	K-211- QB084-003	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
503	三 隅 下(一) (38)	K-211- QB181-001	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
504	三 隅 下(一) (39)	K-211- QB181-006	長門市三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
505	三 隅 中(一) (1)	K-211- PB983-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
506	三 隅 中(一) (2)	K-211- PB983-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
507	三 隅 中(一) (3)	K-211- PB983-003	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
508	三 隅 中(一) (4)	K-211- PB983-005	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
509	三 隅 中(一) (5)	K-211- PB983-006	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
510	三 隅 中(一) (6)	K-211- PB983-007	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
511	三 隅 中(一) (7)	K-211- PB983-008	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
512	三 隅 中(一) (8)	K-211- PB984-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
513	三 隅 中(一) (9)	K-211- PB984-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
514	三 隅 中(一) (10)	K-211- PB984-003	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
515	三 隅 中(一) (11)	K-211- PB984-005	長門市三隅中、三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
516	三 隅 中(一) (12)	K-211- PB984-006	長門市三隅中、三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
517	三 隅 中(一) (13)	K-211- PB993-006	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
518	三 隅 中(一) (14)	K-211- PB993-007	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
519	三 隅 中(一) (15)	K-211- PB993-008	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
520	三 隅 中(一) (16)	K-211- PB993-009	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
521	三 隅 中(一) (17)	K-211- PB994-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
522	三 隅 中(一) (18)	K-211- PB994-004	長門市三隅中、萩市三見	急傾斜地の崩壊	○	○
523	三 隅 中(一) (19)	K-211- PB994-005	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
524	三 隅 中(一) (20)	K-211- QB082-004	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
525	三 隅 中(一) (21)	K-211- QB082-005	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
526	三 隅 中(一) (22)	K-211- QB082-006	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
527	三 隅 中(一) (23)	K-211- QB082-007	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
528	三 隅 中(一) (24)	K-211- QB082-008	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
529	三 隅 中(一) (25)	K-211- QB082-009	長門市三隅中、三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
530	三 隅 中(一) (26)	K-211- QB082-010	長門市三隅中、三隅下	急傾斜地の崩壊	○	○
531	三 隅 中(一) (27)	K-211- QB091-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
532	三 隅 中(一) (28)	K-211- QB091-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
533	三 隅 中(一) (29)	K-211- QB091-003	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
534	三 隅 中(一) (30)	K-211- QB091-004	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
535	三 隅 中(一) (31)	K-211- QB091-005	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
536	三 隅 中(一) (32)	K-211- QB091-012	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
537	三 隅 中(一) (33)	K-211- QB091-013	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
538	三 隅 中(一) (34)	K-211- QB093-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
539	三 隅 中(一) (35)	K-211- QB093-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
540	三 隅 中(一) (36)	K-211- QB182-001	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
541	三 隅 中(一) (37)	K-211- QB182-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
542	三 隅 中(一) (38)	K-211- QB182-004	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
543	三 隅 中(一) (39)	K-211- QB191-002	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
544	三 隅 中(一) (40)	K-211- QB191-003	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
545	三 隅 中(一) (41)	K-211- PB983-010	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
546	三 隅 中(一) (42)	K-211- PB994-006	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
547	三 隅 中(一) (43)	K-211- QB091-020	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
548	三 隅 中(一) (44)	K-211- QB191-005	長門市三隅中	急傾斜地の崩壊	○	○
549	日 置 上(一) (1)	K-211- PB863-004	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
550	日 置 上(一) (2)	K-211- PB863-005	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
551	日 置 上(一) (3)	K-211- PB863-007	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
552	日 置 上(一) (4)	K-211- PB863-008	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
553	日 置 上(一) (5)	K-211- PB863-009	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
554	日 置 上(一) (6)	K-211- PB952-002	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
555	日 置 上(一) (7)	K-211- PB952-003	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
556	日 置 上(一) (8)	K-211- PB952-004	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
557	日 置 上(一) (9)	K-211- PB952-005	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
558	日 置 上(一) (10)	K-211- PB952-008	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
559	日 置 上(一) (11)	K-211- PB952-009	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
560	日 置 上(一) (12)	K-211- PB952-011	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
561	日 置 上(一) (13)	K-211- PB952-012	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
562	日 置 上(一) (14)	K-211- PB952-013	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
563	日 置 上(一) (15)	K-211- PB952-014	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
564	日 置 上(一) (16)	K-211- PB952-015	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
565	日 置 上(一) (17)	K-211- PB952-018	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
566	日 置 上(一) (18)	K-211- PB952-020	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
567	日 置 上(一) (19)	K-211- PB952-021	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
568	日 置 上(一) (20)	K-211- PB952-025	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
569	日 置 上(一) (21)	K-211- PB952-026	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
570	日 置 上(一) (22)	K-211- PB952-028	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	-
571	日 置 上(一) (23)	K-211- PB954-001	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
572	日 置 上(一) (24)	K-211- PB954-002	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
573	日 置 上(一) (26)	K-211- PB954-004	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
574	日 置 上(一) (27)	K-211- PB961-001	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
575	日 置 上(一) (28)	K-211- PB961-003	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
576	日 置 上(一) (29)	K-211- PB961-004	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	-
577	日 置 上(一) (30)	K-211- PB961-005	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
578	日 置 上(一) (31)	K-211- PB961-006	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
579	日 置 上(一) (32)	K-211- PB961-007	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
580	日 置 上(一) (33)	K-211- PB961-008	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
581	日 置 上(一) (34)	K-211- PB961-009	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
582	日 置 上(一) (35)	K-211- PB961-010	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
583	日 置 上(一) (36)	K-211- PB961-011	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
584	日 置 上(一) (37)	K-211- PB961-012	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
585	日置上(一)(38)	K-211-PB961-013	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
586	日置上(一)(39)	K-211-PB961-014	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
587	日置上(一)(40)	K-211-PB961-015	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
588	日置上(一)(41)	K-211-PB961-016	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	-
589	日置上(一)(42)	K-211-PB961-017	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
590	日置上(一)(43)	K-211-PB961-018	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
591	日置上(一)(44)	K-211-PB961-019	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
592	日置上(一)(45)	K-211-PB963-001	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
593	日置上(一)(46)	K-211-PB963-002	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
594	日置上(一)(47)	K-211-PB963-003	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
595	日置上(一)(48)	K-211-PB963-005	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
596	日置上(一)(49)	K-211-PB963-006	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
597	日置上(一)(50)	K-211-PB963-011	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
598	日置上(一)(51)	K-211-QB052-001	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
599	日置上(一)(52)	K-211-QB052-002	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
600	日置上(一)(53)	K-211-QB052-003	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
601	日置上(一)(54)	K-211-QB052-005	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
602	日置上(一)(55)	K-211-QB052-008	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
603	日置上(一)(56)	K-211-QB061-001	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
604	日置上(一)(57)	K-211-QB061-002	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
605	日置上(一)(58)	K-211-PB952-030	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
606	日置上(一)(59)	K-211-PB952-031	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
607	日置上(一)(60)	K-211-QB052-013	長門市日置上	急傾斜地の崩壊	○	○
608	日置下(一)(1)	K-211-PB942-006	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
609	日置下(一)(2)	K-211-PB942-007	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
610	日置下(一)(3)	K-211-PB942-008	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
611	日置下(一)(4)	K-211-PB942-009	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
612	日置下(一)(5)	K-211-PB942-010	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
613	日置下(一)(6)	K-211-PB942-014	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
614	日置下(一)(7)	K-211-PB953-001	長門市日置下、日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
615	日置下(一)(8)	K-211-PB953-006	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
616	日置下(一)(10)	K-211-PB953-008	長門市日置下	急傾斜地の崩壊	○	○
617	日置中(一)(1)	K-211-PB853-006	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
618	日置中(一)(2)	K-211-PB853-007	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
619	日置中(一)(3)	K-211-PB853-009	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
620	日置中(一)(4)	K-211-PB853-011	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
621	日置中(一)(5)	K-211-PB853-013	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
622	日置中(一)(6)	K-211-PB853-015	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
623	日置中(一)(7)	K-211-PB853-016	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
624	日置中(一)(9)	K-211-PB942-003	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
625	日置中(一)(10)	K-211-PB942-005	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
626	日置中(一)(11)	K-211-PB951-001	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
627	日置中(一)(12)	K-211-PB951-002	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
628	日置中(一)(13)	K-211-PB951-003	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
629	日置中(一)(14)	K-211-PB951-004	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
630	日置中(一)(15)	K-211-PB951-006	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
631	日置中(一)(16)	K-211-PB951-007	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
632	日置中(一)(18)	K-211-PB951-009	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
633	日置中(一)(21)	K-211-PB951-013	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
634	日置中(一)(22)	K-211-PB951-014	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
635	日置中(一)(24)	K-211-PB952-006	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
636	日置中(一)(26)	K-211-PB953-002	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
637	日置中(一)(29)	K-211-QB052-010	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
638	日置中(一)(30)	K-211-QB052-011	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
639	日置中(一)(31)	K-211-QB054-001	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
640	日置中(一)(33)	K-211-QB054-003	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
641	日置中(一)(34)	K-211-QB054-004	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
642	日置中(一)(35)	K-211-QB054-005	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
643	日置中(一)(36)	K-211-QB063-001	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
644	日置中(一)(37)	K-211-QB152-001	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
645	日置中(一)(38)	K-211-QB161-001	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
646	日置中(一)(39)	K-211-PB951-016	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
647	日置中(一)(40)	K-211-QB051-016	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
648	日置中(一)(41)	K-211-QB052-012	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
649	日置中(一)(42)	K-211-QB054-006	長門市日置中	急傾斜地の崩壊	○	○
650	日置野田(一)(4)	K-211-PB844-014	長門市日置野田	急傾斜地の崩壊	○	○
651	日置野田(一)(5)	K-211-PB844-015	長門市日置野田	急傾斜地の崩壊	○	○
652	日置野田(一)(7)	K-211-PB844-019	長門市日置野田	急傾斜地の崩壊	○	○
653	日置野田(一)(8)	K-211-PB844-030	長門市日置野田	急傾斜地の崩壊	○	—
654	油谷伊上(一)(1)	K-211-PB933-001	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
655	油谷伊上(一)(2)	K-211-PB933-002	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
656	油谷伊上(一)(3)	K-211-PB933-003	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
657	油谷伊上(一)(4)	K-211-PB933-004	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
658	油谷伊上(一)(5)	K-211-QB031-001	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
659	油谷伊上(一)(6)	K-211-QB031-002	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
660	油谷伊上(一)(7)	K-211-QB031-003	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
661	油谷伊上(一)(8)	K-211-QB031-005	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
662	油谷伊上(一)(9)	K-211-QB031-007	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
663	油谷伊上(一)(10)	K-211-QB032-003	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
664	油谷伊上(一)(11)	K-211-QB032-005	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
665	油谷伊上(一)(12)	K-211-QB032-006	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
666	油谷伊上(一)(13)	K-211-QB032-008	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
667	油谷伊上(一)(14)	K-211-QB032-009	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
668	油谷伊上(一)(15)	K-211-QB032-010	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
669	油谷伊上(一)(16)	K-211-QB032-011	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
670	油谷伊上(一)(17)	K-211-QB032-012	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
671	油谷伊上(一)(19)	K-211-QB032-015	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
672	油谷伊上(一)(20)	K-211-QB032-017	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
673	油谷伊上(一)(21)	K-211-QB032-018	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
674	油谷伊上(一)(22)	K-211-QB032-021	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
675	油谷伊上(一)(23)	K-211-QB032-023	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
676	油谷伊上(一)(24)	K-211-QB032-024	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
677	油谷伊上(一)(25)	K-211-QB032-025	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
678	油谷伊上(一)(26)	K-211-QB032-026	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
679	油谷伊上(一)(27)	K-211-QB032-029	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
680	油谷伊上(一)(28)	K-211-QB032-032	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
681	油谷伊上(一)(29)	K-211-QB032-036	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
682	油谷伊上(一)(30)	K-211-QB032-037	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
683	油谷伊上(一)(31)	K-211-QB032-041	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
684	油谷伊上(一)(32)	K-211-QB034-001	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
685	油谷伊上(一)(33)	K-211-QB041-002	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
686	油谷伊上(一)(34)	K-211-QB041-005	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
687	油谷伊上(一)(35)	K-211-QB041-006	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
688	油谷伊上(一)(36)	K-211-QB132-001	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
689	油谷伊上(一)(37)	K-211-QB031-011	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
690	油谷伊上(一)(38)	K-211-QB032-045	長門市油谷伊上	急傾斜地の崩壊	○	○
691	油谷後畑(一)(1)	K-211-PB833-009	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
692	油谷後畑(一)(2)	K-211-PB834-002	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
693	油谷後畑(一)(3)	K-211-PB834-003	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
694	油谷後畑(一)(4)	K-211-PB834-004	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
695	油谷後畑(一)(5)	K-211-PB834-005	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
696	油谷後畑(一)(6)	K-211-PB834-006	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
697	油谷後畑(一)(7)	K-211-PB834-011	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
698	油谷後畑(一)(8)	K-211-PB834-013	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
699	油谷後畑(一)(9)	K-211-PB834-014	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
700	油谷後畑(一)(10)	K-211-PB834-016	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
701	油谷後畑(一)(11)	K-211-PB834-017	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
702	油谷後畑(一)(12)	K-211- PB834-018	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	-
703	油谷後畑(一)(13)	K-211- PB841-001	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
704	油谷後畑(一)(14)	K-211- PB843-001	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
705	油谷後畑(一)(15)	K-211- PB843-002	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
706	油谷後畑(一)(16)	K-211- PB843-006	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
707	油谷後畑(一)(17)	K-211- PB843-012	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
708	油谷後畑(一)(18)	K-211- PB843-013	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
709	油谷後畑(一)(19)	K-211- PB843-014	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
710	油谷後畑(一)(20)	K-211- PB843-016	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
711	油谷後畑(一)(21)	K-211- PB843-019	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
712	油谷後畑(一)(22)	K-211- PB843-020	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
713	油谷後畑(一)(23)	K-211- PB843-021	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
714	油谷後畑(一)(24)	K-211- PB843-022	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
715	油谷後畑(一)(25)	K-211- PB843-024	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
716	油谷後畑(一)(26)	K-211- PB843-025	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
717	油谷後畑(一)(27)	K-211- PB843-026	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
718	油谷後畑(一)(28)	K-211- PB843-027	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
719	油谷後畑(一)(29)	K-211- PB843-030	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
720	油谷後畑(一)(30)	K-211- PB844-004	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
721	油谷後畑(一)(31)	K-211- PB844-005	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
722	油谷後畑(一)(32)	K-211- PB932-001	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
723	油谷後畑(一)(33)	K-211- PB834-024	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
724	油谷後畑(一)(34)	K-211- PB834-025	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
725	油谷後畑(一)(35)	K-211- PB842-029	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
726	油谷後畑(一)(36)	K-211- PB843-033	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
727	油谷後畑(一)(37)	K-211- PB843-035	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
728	油谷後畑(一)(38)	K-211- PB843-036	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
729	油谷後畑(一)(39)	K-211- PB843-041	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
730	油谷後畑(一)(40)	K-211- PB844-024	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	-
731	油谷後畑(一)(41)	K-211- PB844-027	長門市油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
732	油谷角山(一)(1)	K-211- PB932-003	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
733	油谷角山(一)(2)	K-211- PB932-004	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
734	油谷角山(一)(3)	K-211- PB932-006	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
735	油谷角山(一)(4)	K-211- PB932-007	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
736	油谷角山(一)(5)	K-211- PB932-009	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
737	油谷角山(一)(6)	K-211- PB932-010	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
738	油谷角山(一)(7)	K-211- PB932-011	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
739	油谷角山(一)(8)	K-211- PB932-012	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
740	油谷角山(一)(9)	K-211- PB932-013	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
741	油谷角山(一)(10)	K-211-PB932-014	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
742	油谷角山(一)(11)	K-211-PB932-015	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
743	油谷角山(一)(12)	K-211-PB932-018	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
744	油谷角山(一)(13)	K-211-PB941-002	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
745	油谷角山(一)(14)	K-211-PB941-006	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
746	油谷角山(一)(15)	K-211-PB941-010	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
747	油谷角山(一)(16)	K-211-PB941-012	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
748	油谷角山(一)(17)	K-211-PB932-023	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
749	油谷角山(一)(18)	K-211-PB932-025	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
750	油谷角山(一)(19)	K-211-PB932-029	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
751	油谷角山(一)(20)	K-211-PB932-030	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
752	油谷角山(一)(21)	K-211-PB941-019	長門市油谷角山	急傾斜地の崩壊	○	○
753	油谷川尻(一)(1)	K-211-PB831-002	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
754	油谷川尻(一)(2)	K-211-PB831-004	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
755	油谷川尻(一)(3)	K-211-PB831-006	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
756	油谷川尻(一)(4)	K-211-PB831-007	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
757	油谷川尻(一)(5)	K-211-PB831-011	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
758	油谷川尻(一)(6)	K-211-PB831-012	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
759	油谷川尻(一)(7)	K-211-PB831-014	長門市油谷川尻、油谷向津興上	急傾斜地の崩壊	○	○
760	油谷川尻(一)(8)	K-211-PB831-017	長門市油谷川尻、油谷向津興上	急傾斜地の崩壊	○	○
761	油谷川尻(一)(9)	K-211-PB831-025	長門市油谷川尻、油谷向津興上	急傾斜地の崩壊	○	○
762	油谷川尻(一)(10)	K-211-PB831-026	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
763	油谷川尻(一)(11)	K-211-PB831-027	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
764	油谷川尻(一)(12)	K-211-PB831-029	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
765	油谷川尻(一)(13)	K-211-PB831-030	長門市油谷川尻	急傾斜地の崩壊	○	○
766	油谷河原(一)(1)	K-211-QB041-001	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
767	油谷河原(一)(2)	K-211-QB041-003	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
768	油谷河原(一)(3)	K-211-QB041-007	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
769	油谷河原(一)(4)	K-211-QB041-010	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
770	油谷河原(一)(5)	K-211-QB041-011	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
771	油谷河原(一)(6)	K-211-QB041-012	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
772	油谷河原(一)(7)	K-211-QB041-013	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
773	油谷河原(一)(8)	K-211-QB043-001	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
774	油谷河原(一)(9)	K-211-QB144-004	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
775	油谷河原(一)(10)	K-211-QB144-005	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
776	油谷河原(一)(11)	K-211-QB144-006	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
777	油谷河原(一)(12)	K-211-QB042-010	長門市油谷河原	急傾斜地の崩壊	○	○
778	油谷蔵小田(一)(1)	K-211-PB941-004	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
779	油谷蔵小田(一)(3)	K-211-PB941-007	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
780	油谷蔵小田 (一) (4)	K-211- PB941-008	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
781	油谷蔵小田 (一) (5)	K-211- PB941-013	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
782	油谷蔵小田 (一) (6)	K-211- PB941-015	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
783	油谷蔵小田 (一) (7)	K-211- PB943-001	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
784	油谷蔵小田 (一) (8)	K-211- PB943-002	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
785	油谷蔵小田 (一) (9)	K-211- PB943-003	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
786	油谷蔵小田 (一) (10)	K-211- PB943-004	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
787	油谷蔵小田 (一) (11)	K-211- PB943-005	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
788	油谷蔵小田 (一) (12)	K-211- PB943-006	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
789	油谷蔵小田 (一) (13)	K-211- PB943-007	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
790	油谷蔵小田 (一) (14)	K-211- PB943-008	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
791	油谷蔵小田 (一) (15)	K-211- PB943-009	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
792	油谷蔵小田 (一) (16)	K-211- PB944-002	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
793	油谷蔵小田 (一) (17)	K-211- PB944-003	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
794	油谷蔵小田 (一) (18)	K-211- PB944-004	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
795	油谷蔵小田 (一) (19)	K-211- PB944-005	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
796	油谷蔵小田 (一) (20)	K-211- PB944-006	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
797	油谷蔵小田 (一) (21)	K-211- PB944-007	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
798	油谷蔵小田 (一) (22)	K-211- PB944-008	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
799	油谷蔵小田 (一) (23)	K-211- PB941-021	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
800	油谷蔵小田 (一) (24)	K-211- PB941-022	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
801	油谷蔵小田 (一) (25)	K-211- PB941-026	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
802	油谷蔵小田 (一) (26)	K-211- PB941-029	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	-
803	油谷蔵小田 (一) (27)	K-211- PB941-030	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
804	油谷蔵小田 (一) (28)	K-211- PB943-015	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
805	油谷蔵小田 (一) (29)	K-211- PB943-016	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
806	油谷蔵小田 (一) (30)	K-211- PB943-017	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	-
807	油谷蔵小田 (一) (31)	K-211- PB944-020	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
808	油谷蔵小田 (一) (32)	K-211- PB944-022	長門市油谷蔵小田	急傾斜地の崩壊	○	○
809	油谷新別名 (一) (1)	K-211- PB943-010	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
810	油谷新別名 (一) (2)	K-211- PB944-010	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
811	油谷新別名 (一) (3)	K-211- PB944-011	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
812	油谷新別名 (一) (4)	K-211- QB041-014	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
813	油谷新別名 (一) (5)	K-211- QB042-001	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
814	油谷新別名 (一) (6)	K-211- QB041-016	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
815	油谷新別名 (一) (7)	K-211- QB042-009	長門市油谷新別名	急傾斜地の崩壊	○	○
816	油谷津黄 (一) (1)	K-211- PB842-002	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
817	油谷津黄 (一) (2)	K-211- PB842-004	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
818	油谷津黄 (一) (3)	K-211- PB842-007	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
819	油谷津黄 (一) (4)	K-211- PB842-008	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
820	油谷津黄 (一) (5)	K-211- PB842-009	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
821	油谷津黄 (一) (6)	K-211- PB842-013	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
822	油谷津黄 (一) (7)	K-211- PB842-014	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
823	油谷津黄 (一) (8)	K-211- PB842-018	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
824	油谷津黄 (一) (9)	K-211- PB842-022	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
825	油谷津黄 (一) (10)	K-211- PB851-001	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
826	油谷津黄 (一) (11)	K-211- PB851-002	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
827	油谷津黄 (一) (12)	K-211- PB842-006	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	○
828	油谷津黄 (一) (13)	K-211- PB842-026	長門市油谷津黄	急傾斜地の崩壊	○	-
829	油谷久富 (一) (3)	K-211- PB944-014	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
830	油谷久富 (一) (4)	K-211- PB944-016	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
831	油谷久富 (一) (5)	K-211- PB953-003	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
832	油谷久富 (一) (6)	K-211- PB953-004	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
833	油谷久富 (一) (8)	K-211- QB042-002	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
834	油谷久富 (一) (9)	K-211- QB042-003	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
835	油谷久富 (一) (10)	K-211- QB042-004	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
836	油谷久富 (一) (11)	K-211- QB042-006	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
837	油谷久富 (一) (12)	K-211- QB051-002	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
838	油谷久富 (一) (13)	K-211- QB051-008	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
839	油谷久富 (一) (14)	K-211- QB051-011	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
840	油谷久富 (一) (15)	K-211- QB053-001	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
841	油谷久富 (一) (16)	K-211- QB053-002	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
842	油谷久富 (一) (17)	K-211- QB053-003	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
843	油谷久富 (一) (18)	K-211- QB053-007	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
844	油谷久富 (一) (19)	K-211- QB151-001	長門市油谷久富	急傾斜地の崩壊	○	○
845	油谷向津具上 (一) (1)	K-211- PB733-001	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
846	油谷向津具上 (一) (2)	K-211- PB822-009	長門市油谷向津具上、油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
847	油谷向津具上 (一) (3)	K-211- PB822-011	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
848	油谷向津具上 (一) (4)	K-211- PB822-026	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
849	油谷向津具上 (一) (5)	K-211- PB822-028	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
850	油谷向津具上 (一) (6)	K-211- PB822-029	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
851	油谷向津具上 (一) (7)	K-211- PB822-031	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
852	油谷向津具上 (一) (8)	K-211- PB824-010	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
853	油谷向津具上 (一) (9)	K-211- PB824-019	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
854	油谷向津具上 (一) (10)	K-211- PB824-020	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
855	油谷向津具上 (一) (11)	K-211- PB824-021	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
856	油谷向津具上 (一) (12)	K-211- PB824-022	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
857	油谷向津具上 (一) (13)	K-211- PB824-024	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
858	油谷向津具上(一)(14)	K-211- PB824-025	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
859	油谷向津具上(一)(15)	K-211- PB824-026	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
860	油谷向津具上(一)(16)	K-211- PB831-001	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
861	油谷向津具上(一)(17)	K-211- PB831-005	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
862	油谷向津具上(一)(18)	K-211- PB831-008	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
863	油谷向津具上(一)(19)	K-211- PB831-009	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
864	油谷向津具上(一)(20)	K-211- PB831-015	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
865	油谷向津具上(一)(21)	K-211- PB831-016	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
866	油谷向津具上(一)(22)	K-211- PB831-021	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
867	油谷向津具上(一)(23)	K-211- PB831-023	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
868	油谷向津具上(一)(24)	K-211- PB831-024	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
869	油谷向津具上(一)(25)	K-211- PB833-002	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
870	油谷向津具上(一)(26)	K-211- PB833-003	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
871	油谷向津具上(一)(27)	K-211- PB833-006	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
872	油谷向津具上(一)(28)	K-211- PB833-007	長門市油谷向津具上、油谷後畑	急傾斜地の崩壊	○	○
873	油谷向津具上(一)(29)	K-211- PB833-008	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
874	油谷向津具上(一)(30)	K-211- PB833-010	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
875	油谷向津具上(一)(31)	K-211- PB833-011	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
876	油谷向津具上(一)(33)	K-211- PB833-013	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
877	油谷向津具上(一)(34)	K-211- PB833-014	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
878	油谷向津具上(一)(35)	K-211- PB833-016	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
879	油谷向津具上(一)(36)	K-211- PB833-017	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
880	油谷向津具上(一)(37)	K-211- PB833-018	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
881	油谷向津具上(一)(38)	K-211- PB833-019	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
882	油谷向津具上(一)(39)	K-211- PB833-020	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
883	油谷向津具上(一)(40)	K-211- PB833-022	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
884	油谷向津具上(一)(41)	K-211- PB824-033	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
885	油谷向津具上(一)(42)	K-211- PB831-028	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
886	油谷向津具上(一)(43)	K-211- PB831-031	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
887	油谷向津具上(一)(44)	K-211- PB831-033	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
888	油谷向津具上(一)(45)	K-211- PB833-025	長門市油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○
889	油谷向津具下(一)(1)	K-211- PB724-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
890	油谷向津具下(一)(2)	K-211- PB724-002	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
891	油谷向津具下(一)(3)	K-211- PB724-003	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
892	油谷向津具下(一)(4)	K-211- PB724-005	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
893	油谷向津具下(一)(5)	K-211- PB724-006	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
894	油谷向津具下(一)(6)	K-211- PB724-007	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
895	油谷向津具下(一)(7)	K-211- PB724-008	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
896	油谷向津具下(一)(8)	K-211- PB814-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
897	油谷向津具下(一)(10)	K-211- PB821-002	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
898	油谷向津具下(一)(12)	K-211- PB822-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
899	油谷向津具下(一)(13)	K-211- PB822-004	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
900	油谷向津具下(一)(14)	K-211- PB822-005	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
901	油谷向津具下(一)(15)	K-211- PB822-006	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
902	油谷向津具下(一)(16)	K-211- PB822-007	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
903	油谷向津具下(一)(17)	K-211- PB822-008	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
904	油谷向津具下(一)(18)	K-211- PB822-012	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
905	油谷向津具下(一)(19)	K-211- PB822-013	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
906	油谷向津具下(一)(20)	K-211- PB822-014	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
907	油谷向津具下(一)(21)	K-211- PB822-015	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
908	油谷向津具下(一)(22)	K-211- PB822-016	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
909	油谷向津具下(一)(23)	K-211- PB822-017	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
910	油谷向津具下(一)(24)	K-211- PB822-018	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
911	油谷向津具下(一)(25)	K-211- PB822-020	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
912	油谷向津具下(一)(26)	K-211- PB822-021	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
913	油谷向津具下(一)(27)	K-211- PB822-022	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
914	油谷向津具下(一)(28)	K-211- PB822-023	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
915	油谷向津具下(一)(29)	K-211- PB822-024	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
916	油谷向津具下(一)(32)	K-211- PB823-006	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	-
917	油谷向津具下(一)(33)	K-211- PB823-007	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
918	油谷向津具下(一)(34)	K-211- PB823-008	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
919	油谷向津具下(一)(35)	K-211- PB823-009	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
920	油谷向津具下(一)(36)	K-211- PB823-010	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
921	油谷向津具下(一)(37)	K-211- PB823-011	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
922	油谷向津具下(一)(39)	K-211- PB823-014	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
923	油谷向津具下(一)(40)	K-211- PB823-015	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
924	油谷向津具下(一)(41)	K-211- PB823-016	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
925	油谷向津具下(一)(42)	K-211- PB823-017	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
926	油谷向津具下(一)(43)	K-211- PB823-018	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
927	油谷向津具下(一)(44)	K-211- PB823-019	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
928	油谷向津具下(一)(45)	K-211- PB824-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
929	油谷向津具下(一)(46)	K-211- PB824-002	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
930	油谷向津具下(一)(47)	K-211- PB824-003	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
931	油谷向津具下(一)(48)	K-211- PB824-004	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
932	油谷向津具下(一)(49)	K-211- PB824-005	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
933	油谷向津具下(一)(50)	K-211- PB824-013	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
934	油谷向津具下(一)(51)	K-211- PB824-017	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
935	油谷向津具下(一)(52)	K-211- PB824-018	長門市油谷向津具下、油谷向津具上	急傾斜地の崩壊	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
936	油谷向津具下(一)(53)	K-211-PB824-029	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
937	油谷向津具下(一)(54)	K-211-PB912-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
938	油谷向津具下(一)(55)	K-211-PB912-003	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
939	油谷向津具下(一)(56)	K-211-PB912-004	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
940	油谷向津具下(一)(57)	K-211-PB921-001	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
941	油谷向津具下(一)(58)	K-211-PB921-003	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
942	油谷向津具下(一)(59)	K-211-PB921-004	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
943	油谷向津具下(一)(60)	K-211-PB921-005	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
944	油谷向津具下(一)(61)	K-211-PB724-010	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
945	油谷向津具下(一)(62)	K-211-PB822-034	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
946	油谷向津具下(一)(63)	K-211-PB823-026	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
947	油谷向津具下(一)(64)	K-211-PB823-029	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
948	油谷向津具下(一)(65)	K-211-PB921-006	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
949	油谷向津具下(一)(66)	K-211-PB921-007	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○
950	油谷向津具下(一)(67)	K-211-PB821-006	長門市油谷向津具下	急傾斜地の崩壊	○	○

資料 2-4-4⑥ 急傾斜地崩壊危険区域

地区名	位置	指定面積 (単位：a)	指定年月日	告示番号
東町	長門市 通	303.0	S46.03.19	237
		12.7	H15.07.18	358
小浦(1)	長門市 通	72.0	S55.10.21	1017
小浦(2)	長門市 通	82.5	S55.10.21	1017
		20.7	S62.06.05	495
通西町	長門市 通	132.6	S56.06.30	660
		128.8	S60.10.29	864
通荒神山	長門市 通	139.2	S56.06.30	660
		42.3	H19.06.29	355
通流川	長門市 通	57.3	S56.06.30	660
		1.9	H04.03.31	315
通流川(2)	長門市 通	49.9	S61.10.14	804
通横町	長門市 通	23.7	S56.06.30	660
		72.8	H25.03.22	116
田ノ浦(1)	長門市 通	179.7	S63.05.31	454
田ノ浦(2)	長門市 通	12.3	H05.03.30	287
田ノ浦(4)	長門市 通	28.9	S62.08.28	709
田ノ浦(5)	長門市 通	41.5	H01.11.24	924
観音浴	長門市 通	160.9	H05.03.30	287
大泊	長門市仙崎	58.4	S55.10.21	1017
		244.9	H15.06.27	318
大泊(1)	長門市仙崎	127.2	S63.05.31	454
青海(1)	長門市仙崎	149.2	H15.08.12	391
青海(2)	長門市仙崎	184.2	H05.03.30	287
大日比(3)	長門市仙崎	83.3	H05.07.20	581
大日比(4)	長門市仙崎	82.4	H18.06.20	350
惣津	長門市仙崎	61.4	H10.03.20	216
		13.4	H24.02.10	41
白瀉(1)	長門市仙崎	47.5	H18.06.30	368
白瀉(2)	長門市仙崎	73.3	H17.07.01	374
仙崎(32)	長門市仙崎	95.1	H22.12.14	423
荒神山	長門市仙崎	63.4	H23.01.18	25
仙崎清水場	長門市仙崎	144.0	S56.06.30	660
清水場(2)	長門市仙崎	73.8	S61.03.11	211
		78.9	H29.06.06	218
清水場(3)	長門市仙崎	107.0	S63.02.16	117
田屋	長門市東深川	72.5	H07.03.30	243
田屋(4)	長門市東深川	25.0	R03.02.09	49
		1.7	R07.02.14	45
田屋(5)	長門市東深川	49.2	H17.09.27	517
城山	長門市東深川	83.4	H25.02.22	61
		5.3	H30.03.16	94
城山(1)	長門市東深川	78.3	H29.08.04	294
中山(7)	長門市東深川	43.2	R05.06.23	194
殿台	長門市深川湯本	298.7	H05.03.30	287
大河内	長門市深川湯本	193.0	H08.03.26	255
湯本(1)	長門市深川湯本	163.8	H14.11.15	520
湯本(2)	長門市深川湯本	18.9	H29.02.24	52
大河内(2)	長門市深川湯本	77.8	H16.09.03	490
河原	長門市深川湯本	38.7	H22.02.26	77

地区名	位置	指定面積 (単位：a)	指定年月日	告示番号
瀬戸	長門市渋木	141.4	H14.11.15	520
山小根(1)	長門市渋木	218.2	H15.03.25	161
山小根	長門市渋木	140.9	H10.03.20	216
大畑(2)	長門市渋木	121.7	H18.06.16	338
		66.7	H22.05.11	207
俵山湯町	長門市俵山	11.8	S56.06.30	660
俵山湯町(3)	長門市俵山	241.9	H15.07.18	357
俵山湯町(4)	長門市俵山	85.2	H01.11.24	924
宗頭中	長門市三隅上	152.2	H15.03.25	161
麓	長門市三隅上	49.9	H15.07.18	357
迎	長門市三隅中	92.1	S47.10.23	757
		25.3	S62.06.05	494
		71.5	H01.11.24	926
西市	長門市三隅中	58.0	S47.10.23	757
	長門市三隅中	37.8	H03.08.09	659
小島	長門市三隅中	32.5	H10.02.27	154
久原	長門市三隅中	252.2	H16.03.12	141
津雲南(1)	長門市三隅中	127.9	H21.07.28	311
津雲南(2)	長門市三隅中	28.9	H21.07.28	311
生島(1)	長門市三隅中	214.3	H21.11.27	444
野波瀬東	長門市三隅下	73.3	S46.03.19	237
		178.2	S46.11.09	893
野波瀬西	長門市三隅下	126.4	S47.02.15	110
		62.9	H28.12.27	428
野波瀬南	長門市三隅下	67.0	S56.08.17	802
南田	長門市三隅下	16.5	H04.03.31	313
沢江	長門市三隅下	55.9	H08.01.16	29
姥ヶ迫	長門市三隅下	18.1	H09.03.18	235
於江湖	長門市日置上	91.4	S50.08.26	732
小港	長門市日置上	231.8	S52.07.01	568
小港(2)	長門市日置上	30.2	S59.02.28	182
		10.5	S56.06.30	660
岡村	長門市日置上	44.7	S61.03.11	214
		25.5	S58.10.18	926
長迫	長門市日置上	1.8	R06.10.04	283
		13.7	H18.10.20	558
長崎(1)	長門市日置上	13.7	H18.10.20	558
小浦	長門市日置上	22.8	S61.03.11	211
佐藤地	長門市日置上	101.7	S63.05.31	454
末石(1)	長門市日置上	24.1	H07.03.30	243
末石(2)	長門市日置上	56.3	H07.03.30	243
檜原	長門市油谷久富	31.6	S61.03.11	211
掛淵	長門市油谷蔵小田	6.4	S55.10.21	1017
立石	長門市油谷後畑	34.8	S55.06.13	602
川尻	長門市油谷川尻	82.2	S46.11.09	893
川尻西	長門市油谷川尻	55.0	S55.06.13	602
川尻西(2)	長門市油谷川尻	34.0	S58.10.18	926
大浦	長門市油谷向津具下	53.4	S47.10.23	757
大浦(2)	長門市油谷向津具下	38.5	S55.06.13	602
大浦東	長門市油谷向津具下	17.0	S55.10.21	1017
大浦東(4)	長門市油谷向津具下	11.3	S62.06.05	493
合計	82ヶ所	8187.0		

資料 2-4-4⑥ 土砂災害警戒区域（土石流）

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	通 (二) (1)	D-211- PB784-001	長門市通	土石流	○	○
2	通 (二) (2)	D-211- PB784-002a	長門市通	土石流	○	○
3	通 (二) (3)	D-211- PB784-002b	長門市通	土石流	○	○
4	通 (二) (4)	D-211- PB784-003a	長門市通	土石流	○	○
5	通 (二) (5)	D-211- PB784-003b	長門市通	土石流	○	○
6	通 (二) (6)	D-211- PB784-003c	長門市通	土石流	○	○
7	通 (二) (7)	D-211- PB882-001a	長門市通	土石流	○	○
8	通 (二) (8)	D-211- PB882-001b	長門市通	土石流	○	○
9	通 (二) (9)	D-211- PB882-001c	長門市通	土石流	○	○
10	通 (二) (10)	D-211- PB882-002a	長門市通	土石流	○	○
11	通 (二) (11)	D-211- PB882-002b	長門市通	土石流	○	○
12	通 (二) (12)	D-211- PB882-003	長門市通	土石流	○	○
13	通 (二) (13)	D-211- PB882-004a	長門市通	土石流	○	○
14	通 (二) (14)	D-211- PB882-004b	長門市通	土石流	○	○
15	通 (二) (15)	D-211- PB891-001	長門市通	土石流	○	—
16	通 (二) (16)	D-211- PB891-002	長門市通	土石流	○	○
17	渋 木(二) (1)	D-211- QB174-006	長門市渋木	土石流	○	○
18	渋 木(二) (2)	D-211- QB183-002	長門市渋木	土石流	○	—
19	渋 木(二) (3)	D-211- QB183-003	長門市渋木	土石流	○	○
20	渋 木(二) (4)	D-211- QB183-004	長門市渋木	土石流	○	○
21	渋 木(二) (5)	D-211- QB183-005	長門市渋木	土石流	○	○
22	渋 木(二) (6)	D-211- QB183-006	長門市渋木	土石流	○	○
23	渋 木(二) (7)	D-211- QB183-007	長門市渋木	土石流	○	○
24	渋 木(二) (8)	D-211- QB272-002	長門市渋木	土石流	○	○
25	渋 木(二) (9)	D-211- QB272-003	長門市渋木	土石流	○	○
26	渋 木(二) (10)	D-211- QB272-004	長門市渋木、深川湯本	土石流	○	○
27	渋 木(二) (11)	D-211- QB272-005	長門市渋木、深川湯本	土石流	○	○
28	渋 木(二) (12)	D-211- QB272-006	長門市渋木	土石流	○	○
29	渋 木(二) (13)	D-211- QB272-007	長門市渋木	土石流	○	○
30	渋 木(二) (14)	D-211- QB272-008	長門市渋木	土石流	○	○
31	渋 木(二) (15)	D-211- QB272-009	長門市渋木	土石流	○	○
32	渋 木(二) (16)	D-211- QB272-010	長門市渋木	土石流	○	○
33	渋 木(二) (17)	D-211- QB272-011	長門市渋木	土石流	○	○
34	渋 木(二) (18)	D-211- QB272-012	長門市渋木	土石流	○	○
35	渋 木(二) (19)	D-211- QB272-013	長門市渋木	土石流	○	○
36	渋 木(二) (20)	D-211- QB272-014	長門市渋木	土石流	○	○
37	渋 木(二) (21)	D-211- QB274-001	長門市渋木	土石流	○	○
38	渋 木(二) (22)	D-211- QB274-002	長門市渋木	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
39	渋木(二)(23)	D-211-QB274-003	長門市渋木	土石流	○	○
40	渋木(二)(24)	D-211-QB274-004	長門市渋木	土石流	○	○
41	渋木(二)(25)	D-211-QB274-005	長門市渋木	土石流	○	○
42	渋木(二)(26)	D-211-QB274-006	長門市渋木	土石流	○	○
43	渋木(二)(27)	D-211-QB274-007	長門市渋木	土石流	○	○
44	渋木(二)(28)	D-211-QB274-008	長門市渋木	土石流	○	○
45	渋木(二)(29)	D-211-QB274-010	長門市渋木	土石流	○	○
46	渋木(二)(30)	D-211-QB274-011	長門市渋木	土石流	○	○
47	渋木(二)(31)	D-211-QB274-012	長門市渋木	土石流	○	○
48	渋木(二)(32)	D-211-QB274-013	長門市渋木	土石流	○	○
49	渋木(二)(33)	D-211-QB281-001	長門市渋木	土石流	○	○
50	渋木(二)(34)	D-211-QB281-002	長門市渋木	土石流	○	○
51	渋木(二)(35)	D-211-QB281-003	長門市渋木	土石流	○	○
52	渋木(二)(36)	D-211-QB281-006	長門市渋木	土石流	○	○
53	渋木(二)(37)	D-211-QB281-007	長門市渋木	土石流	○	○
54	渋木(二)(38)	D-211-QB283-001	長門市渋木	土石流	○	○
55	渋木(二)(39)	D-211-QB283-002	長門市渋木	土石流	○	○
56	渋木(二)(40)	D-211-QB283-003	長門市渋木	土石流	○	○
57	渋木(二)(41)	D-211-QB283-004	長門市渋木	土石流	○	○
58	渋木(二)(42)	D-211-QB364-002	長門市渋木	土石流	○	○
59	渋木(二)(43)	D-211-QB364-003	長門市渋木	土石流	○	○
60	渋木(二)(44)	D-211-QB371-001	長門市渋木	土石流	○	○
61	渋木(二)(45)	D-211-QB371-002	長門市渋木	土石流	○	○
62	渋木(二)(46)	D-211-QB371-003	長門市渋木	土石流	○	○
63	渋木(二)(47)	D-211-QB371-004	長門市渋木	土石流	○	○
64	渋木(二)(48)	D-211-QB371-005	長門市渋木	土石流	○	○
65	渋木(二)(49)	D-211-QB371-006	長門市渋木	土石流	○	○
66	渋木(二)(50)	D-211-QB371-007	長門市渋木	土石流	○	○
67	渋木(二)(51)	D-211-QB371-008	長門市渋木	土石流	○	○
68	渋木(二)(52)	D-211-QB372-001	長門市渋木	土石流	○	○
69	渋木(二)(53)	D-211-QB372-002	長門市渋木	土石流	○	○
70	渋木(二)(54)	D-211-QB372-003	長門市渋木	土石流	○	○
71	渋木(二)(55)	D-211-QB372-004	長門市渋木	土石流	○	○
72	渋木(二)(56)	D-211-QB373-001	長門市渋木	土石流	○	○
73	渋木(二)(57)	D-211-QB373-002	長門市渋木	土石流	○	○
74	渋木(二)(58)	D-211-QB373-003	長門市渋木	土石流	○	○
75	渋木(二)(59)	D-211-QB373-004	長門市渋木	土石流	○	○
76	渋木(二)(60)	D-211-QB373-005	長門市渋木	土石流	○	—
77	渋木(二)(61)	D-211-QB373-006	長門市渋木	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
78	洪水(二)(62)	D-211-QB373-007	長門市洪水	土石流	○	○
79	仙崎(二)(1)	D-211-PB872-001	長門市仙崎	土石流	○	○
80	仙崎(二)(2)	D-211-PB872-002a	長門市仙崎	土石流	○	○
81	仙崎(二)(3)	D-211-PB872-002b	長門市仙崎	土石流	○	○
82	仙崎(二)(4)	D-211-PB872-002c	長門市仙崎	土石流	○	○
83	仙崎(二)(5)	D-211-PB873-001	長門市仙崎	土石流	○	○
84	仙崎(二)(6)	D-211-PB874-001a	長門市仙崎	土石流	○	○
85	仙崎(二)(7)	D-211-PB874-001b	長門市仙崎	土石流	○	○
86	仙崎(二)(8)	D-211-PB874-004	長門市仙崎	土石流	○	○
87	仙崎(二)(9)	D-211-PB874-005a	長門市仙崎	土石流	○	○
88	仙崎(二)(10)	D-211-PB874-005b	長門市仙崎	土石流	○	○
89	仙崎(二)(11)	D-211-PB874-006	長門市仙崎	土石流	○	○
90	仙崎(二)(12)	D-211-PB874-007	長門市仙崎	土石流	○	○
91	仙崎(二)(13)	D-211-PB874-008a	長門市仙崎	土石流	○	—
92	仙崎(二)(14)	D-211-PB874-008b	長門市仙崎	土石流	○	○
93	仙崎(二)(15)	D-211-PB874-009a	長門市仙崎	土石流	○	○
94	仙崎(二)(16)	D-211-PB874-009b	長門市仙崎	土石流	○	○
95	仙崎(二)(17)	D-211-PB874-009c	長門市仙崎	土石流	○	○
96	仙崎(二)(18)	D-211-PB874-009d	長門市仙崎	土石流	○	○
97	仙崎(二)(19)	D-211-PB874-010	長門市仙崎	土石流	○	○
98	仙崎(二)(20)	D-211-PB874-011a	長門市仙崎	土石流	○	○
99	仙崎(二)(21)	D-211-PB874-011b	長門市仙崎	土石流	○	○
100	仙崎(二)(22)	D-211-PB874-012	長門市仙崎	土石流	○	—
101	仙崎(二)(23)	D-211-PB874-013	長門市仙崎	土石流	○	○
102	仙崎(二)(24)	D-211-PB972-001a	長門市仙崎	土石流	○	○
103	仙崎(二)(25)	D-211-PB972-001b	長門市仙崎	土石流	○	○
104	仙崎(二)(26)	D-211-PB974-002a	長門市仙崎	土石流	○	○
105	仙崎(二)(27)	D-211-PB974-002b	長門市仙崎	土石流	○	○
106	仙崎(二)(28)	D-211-PB974-003	長門市仙崎	土石流	○	○
107	仙崎(二)(29)	D-211-QB072-001	長門市仙崎、東深川	土石流	○	—
108	仙崎(二)(30)	D-211-QB072-002	長門市仙崎、東深川	土石流	○	○
109	仙崎(二)(31)	D-211-QB072-012	長門市仙崎	土石流	○	○
110	仙崎(二)(32)	D-211-QB072-013	長門市仙崎	土石流	○	○
111	仙崎(二)(33)	D-211-QB072-014	長門市仙崎	土石流	○	○
112	仙崎(二)(34)	D-211-QB072-015	長門市仙崎	土石流	○	○
113	仙崎(二)(35)	D-211-QB072-016a	長門市仙崎	土石流	○	○
114	仙崎(二)(36)	D-211-QB072-016b	長門市仙崎	土石流	○	○
115	俵山(二)(1)	D-211-QB352-005	長門市俵山	土石流	○	○
116	俵山(二)(2)	D-211-QB352-008	長門市俵山	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
117	俵山(二)(3)	D-211-QB352-009	長門市俵山	土石流	○	○
118	俵山(二)(4)	D-211-QB352-010	長門市俵山	土石流	○	-
119	俵山(二)(5)	D-211-QB352-013	長門市俵山	土石流	○	○
120	俵山(二)(6)	D-211-QB352-014	長門市俵山	土石流	○	○
121	俵山(二)(7)	D-211-QB352-015	長門市俵山	土石流	○	○
122	俵山(二)(8)	D-211-QB352-016	長門市俵山	土石流	○	○
123	俵山(二)(9)	D-211-QB352-017	長門市俵山	土石流	○	○
124	俵山(二)(10)	D-211-QB354-001	長門市俵山	土石流	○	○
125	俵山(二)(11)	D-211-QB354-003	長門市俵山	土石流	○	○
126	俵山(二)(12)	D-211-QB354-004	長門市俵山	土石流	○	○
127	俵山(二)(13)	D-211-QB154-002	長門市俵山	土石流	○	○
128	俵山(二)(14)	D-211-QB154-007	長門市俵山	土石流	○	○
129	俵山(二)(15)	D-211-QB252-001	長門市俵山	土石流	○	○
130	俵山(二)(16)	D-211-QB252-002	長門市俵山	土石流	○	○
131	俵山(二)(17)	D-211-QB252-004	長門市俵山	土石流	○	○
132	俵山(二)(18)	D-211-QB252-005	長門市俵山	土石流	○	○
133	俵山(二)(19)	D-211-QB163-001	長門市俵山	土石流	○	○
134	俵山(二)(20)	D-211-QB252-009	長門市俵山	土石流	○	○
135	俵山(二)(21)	D-211-QB252-010	長門市俵山	土石流	○	○
136	俵山(二)(22)	D-211-QB252-011	長門市俵山	土石流	○	○
137	俵山(二)(23)	D-211-QB252-012	長門市俵山	土石流	○	○
138	俵山(二)(24)	D-211-QB252-013	長門市俵山	土石流	○	○
139	俵山(二)(25)	D-211-QB252-014	長門市俵山	土石流	○	○
140	俵山(二)(26)	D-211-QB252-015	長門市俵山	土石流	○	○
141	俵山(二)(27)	D-211-QB252-016	長門市俵山	土石流	○	○
142	俵山(二)(28)	D-211-QB252-017	長門市俵山	土石流	○	○
143	俵山(二)(29)	D-211-QB254-002	長門市俵山	土石流	○	○
144	俵山(二)(30)	D-211-QB254-003	長門市俵山	土石流	○	○
145	俵山(二)(31)	D-211-QB254-004	長門市俵山	土石流	○	○
146	俵山(二)(32)	D-211-QB254-005	長門市俵山	土石流	○	○
147	俵山(二)(33)	D-211-QB254-017	長門市俵山	土石流	○	○
148	俵山(二)(34)	D-211-QB254-018	長門市俵山	土石流	○	○
149	俵山(二)(35)	D-211-QB261-001	長門市俵山	土石流	○	○
150	俵山(二)(36)	D-211-QB261-002	長門市俵山	土石流	○	○
151	俵山(二)(37)	D-211-QB261-003	長門市俵山	土石流	○	○
152	俵山(二)(38)	D-211-QB261-004	長門市俵山	土石流	○	○
153	俵山(二)(39)	D-211-QB261-005	長門市俵山	土石流	○	○
154	俵山(二)(40)	D-211-QB261-006	長門市俵山	土石流	○	○
155	俵山(二)(41)	D-211-QB263-001	長門市俵山	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
156	俵山(二)(42)	D-211-QB263-002	長門市俵山	土石流	○	○
157	俵山(二)(43)	D-211-QB263-005	長門市俵山	土石流	○	○
158	俵山(二)(44)	D-211-QB361-002	長門市俵山	土石流	○	○
159	俵山(二)(45)	D-211-QB361-003	長門市俵山	土石流	○	○
160	俵山(二)(46)	D-211-QB361-005	長門市俵山	土石流	○	○
161	俵山(二)(47)	D-211-QB361-006	長門市俵山	土石流	○	○
162	俵山(二)(48)	D-211-QB361-007	長門市俵山	土石流	○	○
163	俵山(二)(49)	D-211-QB361-008	長門市俵山	土石流	○	○
164	俵山(二)(50)	D-211-QB361-009	長門市俵山	土石流	○	○
165	俵山(二)(51)	D-211-QB361-010	長門市俵山	土石流	○	○
166	俵山(二)(52)	D-211-QB361-012	長門市俵山	土石流	○	○
167	俵山(二)(53)	D-211-QB361-013	長門市俵山	土石流	○	○
168	俵山(二)(54)	D-211-QB361-014	長門市俵山	土石流	○	○
169	俵山(二)(55)	D-211-QB361-015	長門市俵山	土石流	○	○
170	俵山(二)(56)	D-211-QB361-019	長門市俵山	土石流	○	○
171	俵山(二)(57)	D-211-QB362-001	長門市俵山	土石流	○	○
172	俵山(二)(58)	D-211-QB362-002	長門市俵山	土石流	○	○
173	俵山(二)(59)	D-211-QB254-015	長門市俵山	土石流	○	○
174	俵山(二)(60)	D-211-QB352-012	長門市俵山	土石流	○	○
175	俵山(二)(61)	D-211-QB261-011	長門市俵山	土石流	○	○
176	俵山(二)(62)	D-211-QB261-015	長門市俵山	土石流	○	○
177	俵山(二)(63)	D-211-QB261-017	長門市俵山	土石流	○	○
178	俵山(二)(64)	D-211-QB261-018	長門市俵山	土石流	○	○
179	俵山(二)(65)	D-211-QB261-019	長門市俵山	土石流	○	○
180	俵山(二)(66)	D-211-QB261-021	長門市俵山	土石流	○	○
181	俵山(二)(67)	D-211-QB144-008	長門市俵山	土石流	○	○
182	俵山(二)(68)	D-211-QB144-009	長門市俵山	土石流	○	○
183	俵山(二)(69)	D-211-QB153-001	長門市俵山	土石流	○	○
184	俵山(二)(70)	D-211-QB153-002	長門市俵山	土石流	○	○
185	俵山(二)(71)	D-211-QB153-004	長門市俵山	土石流	○	○
186	俵山(二)(72)	D-211-QB153-005	長門市俵山	土石流	○	○
187	俵山(二)(73)	D-211-QB153-006	長門市俵山	土石流	○	○
188	俵山(二)(74)	D-211-QB153-007	長門市俵山	土石流	○	○
189	俵山(二)(75)	D-211-QB153-008	長門市俵山	土石流	○	○
190	俵山(二)(76)	D-211-QB244-005	長門市俵山	土石流	○	○
191	俵山(二)(77)	D-211-QB244-006	長門市俵山	土石流	○	○
192	俵山(二)(78)	D-211-QB244-007	長門市俵山	土石流	○	○
193	俵山(二)(79)	D-211-QB251-002	長門市俵山	土石流	○	○
194	俵山(二)(80)	D-211-QB251-003	長門市俵山	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
195	俵山(二)(81)	D-211-QB251-004	長門市俵山	土石流	○	○
196	俵山(二)(82)	D-211-QB251-005	長門市俵山	土石流	○	-
197	俵山(二)(83)	D-211-QB251-006	長門市俵山	土石流	○	○
198	俵山(二)(84)	D-211-QB253-002	長門市俵山	土石流	○	○
199	俵山(二)(85)	D-211-QB253-003	長門市俵山	土石流	○	○
200	俵山(二)(86)	D-211-QB253-006	長門市俵山	土石流	○	○
201	俵山(二)(87)	D-211-QB251-007	長門市俵山	土石流	○	○
202	俵山(二)(88)	D-211-QB251-008	長門市俵山	土石流	○	○
203	俵山(二)(89)	D-211-QB252-021	長門市俵山	土石流	○	○
204	俵山(二)(90)	D-211-QB252-006	長門市俵山	土石流	○	○
205	俵山(二)(91)	D-211-QB252-007	長門市俵山	土石流	○	○
206	俵山(二)(92)	D-211-QB252-008	長門市俵山	土石流	○	○
207	俵山(二)(93)	D-211-QB253-007	長門市俵山	土石流	○	○
208	俵山(二)(94)	D-211-QB253-008a	長門市俵山	土石流	○	○
209	俵山(二)(95)	D-211-QB253-008b	長門市俵山	土石流	○	○
210	俵山(二)(96)	D-211-QB253-008c	長門市俵山	土石流	○	○
211	俵山(二)(97)	D-211-QB253-008d	長門市俵山	土石流	○	○
212	俵山(二)(98)	D-211-QB253-009	長門市俵山	土石流	○	○
213	俵山(二)(99)	D-211-QB253-010	長門市俵山	土石流	○	○
214	俵山(二)(100)	D-211-QB253-011	長門市俵山	土石流	○	○
215	俵山(二)(101)	D-211-QB253-012	長門市俵山	土石流	○	○
216	俵山(二)(102)	D-211-QB253-013	長門市俵山	土石流	○	○
217	俵山(二)(103)	D-211-QB254-001	長門市俵山	土石流	○	○
218	俵山(二)(104)	D-211-QB253-017a	長門市俵山	土石流	○	○
219	俵山(二)(105)	D-211-QB253-017b	長門市俵山	土石流	○	○
220	俵山(二)(106)	D-211-QB253-018	長門市俵山	土石流	○	○
221	俵山(二)(107)	D-211-QB253-019	長門市俵山	土石流	○	○
222	俵山(二)(108)	D-211-QB254-006	長門市俵山	土石流	○	○
223	俵山(二)(109)	D-211-QB254-007	長門市俵山	土石流	○	○
224	俵山(二)(110)	D-211-QB254-008	長門市俵山	土石流	○	○
225	俵山(二)(111)	D-211-QB254-010	長門市俵山	土石流	○	○
226	俵山(二)(112)	D-211-QB254-011	長門市俵山	土石流	○	○
227	俵山(二)(113)	D-211-QB254-012	長門市俵山	土石流	○	○
228	俵山(二)(114)	D-211-QB254-013	長門市俵山	土石流	○	○
229	俵山(二)(115)	D-211-QB254-014	長門市俵山	土石流	○	○
230	俵山(二)(116)	D-211-QB254-016	長門市俵山	土石流	○	○
231	俵山(二)(117)	D-211-QB351-002	長門市俵山	土石流	○	○
232	俵山(二)(118)	D-211-QB351-003	長門市俵山	土石流	○	○
233	俵山(二)(119)	D-211-QB351-006a	長門市俵山	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
234	俵山(二)(120)	D-211-QB351-006b	長門市俵山	土石流	○	○
235	俵山(二)(121)	D-211-QB352-001	長門市俵山	土石流	○	○
236	俵山(二)(122)	D-211-QB352-002	長門市俵山	土石流	○	○
237	俵山(二)(123)	D-211-QB352-018	長門市俵山	土石流	○	○
238	深川湯本(二)(1)	D-211-QB073-004	長門市深川湯本	土石流	○	○
239	深川湯本(二)(2)	D-211-QB073-005	長門市深川湯本、西深川	土石流	○	○
240	深川湯本(二)(3)	D-211-QB073-006	長門市深川湯本	土石流	○	○
241	深川湯本(二)(4)	D-211-QB073-007	長門市深川湯本	土石流	○	—
242	深川湯本(二)(5)	D-211-QB073-008	長門市深川湯本	土石流	○	○
243	深川湯本(二)(6)	D-211-QB073-009	長門市深川湯本	土石流	○	○
244	深川湯本(二)(7)	D-211-QB073-010	長門市深川湯本	土石流	○	○
245	深川湯本(二)(8)	D-211-QB073-011	長門市深川湯本	土石流	○	○
246	深川湯本(二)(9)	D-211-QB073-012	長門市深川湯本	土石流	○	○
247	深川湯本(二)(10)	D-211-QB073-013	長門市深川湯本	土石流	○	○
248	深川湯本(二)(11)	D-211-QB073-014	長門市深川湯本	土石流	○	○
249	深川湯本(二)(12)	D-211-QB073-015	長門市深川湯本	土石流	○	○
250	深川湯本(二)(13)	D-211-QB074-001	長門市深川湯本	土石流	○	○
251	深川湯本(二)(14)	D-211-QB074-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
252	深川湯本(二)(15)	D-211-QB074-003	長門市深川湯本	土石流	○	○
253	深川湯本(二)(16)	D-211-QB074-004	長門市深川湯本	土石流	○	—
254	深川湯本(二)(17)	D-211-QB074-005	長門市深川湯本	土石流	○	○
255	深川湯本(二)(18)	D-211-QB164-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
256	深川湯本(二)(19)	D-211-QB164-003	長門市深川湯本	土石流	○	○
257	深川湯本(二)(20)	D-211-QB164-005	長門市深川湯本	土石流	○	○
258	深川湯本(二)(21)	D-211-QB164-006	長門市深川湯本	土石流	○	○
259	深川湯本(二)(22)	D-211-QB171-001	長門市深川湯本	土石流	○	—
260	深川湯本(二)(23)	D-211-QB171-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
261	深川湯本(二)(24)	D-211-QB171-003	長門市深川湯本	土石流	○	○
262	深川湯本(二)(25)	D-211-QB171-005	長門市深川湯本	土石流	○	○
263	深川湯本(二)(26)	D-211-QB171-006	長門市深川湯本	土石流	○	○
264	深川湯本(二)(27)	D-211-QB171-007	長門市深川湯本	土石流	○	○
265	深川湯本(二)(28)	D-211-QB171-008	長門市深川湯本	土石流	○	○
266	深川湯本(二)(29)	D-211-QB171-009	長門市深川湯本	土石流	○	○
267	深川湯本(二)(30)	D-211-QB171-010	長門市深川湯本	土石流	○	○
268	深川湯本(二)(31)	D-211-QB171-011	長門市深川湯本	土石流	○	○
269	深川湯本(二)(32)	D-211-QB171-012	長門市深川湯本	土石流	○	○
270	深川湯本(二)(33)	D-211-QB171-013	長門市深川湯本	土石流	○	○
271	深川湯本(二)(34)	D-211-QB171-014	長門市深川湯本	土石流	○	○
272	深川湯本(二)(35)	D-211-QB172-001	長門市深川湯本	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
273	深川湯本(二)(36)	D-211-QB172-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
274	深川湯本(二)(37)	D-211-QB173-001	長門市深川湯本	土石流	○	○
275	深川湯本(二)(38)	D-211-QB173-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
276	深川湯本(二)(39)	D-211-QB173-003	長門市深川湯本	土石流	○	○
277	深川湯本(二)(40)	D-211-QB173-004	長門市深川湯本	土石流	○	○
278	深川湯本(二)(41)	D-211-QB173-005	長門市深川湯本	土石流	○	—
279	深川湯本(二)(42)	D-211-QB173-006	長門市深川湯本	土石流	○	—
280	深川湯本(二)(43)	D-211-QB173-007	長門市深川湯本	土石流	○	○
281	深川湯本(二)(44)	D-211-QB173-011	長門市深川湯本	土石流	○	○
282	深川湯本(二)(45)	D-211-QB173-012	長門市深川湯本	土石流	○	○
283	深川湯本(二)(46)	D-211-QB173-013	長門市深川湯本	土石流	○	—
284	深川湯本(二)(47)	D-211-QB173-014	長門市深川湯本	土石流	○	○
285	深川湯本(二)(48)	D-211-QB173-015	長門市深川湯本	土石流	○	○
286	深川湯本(二)(49)	D-211-QB173-016	長門市深川湯本	土石流	○	○
287	深川湯本(二)(50)	D-211-QB173-017	長門市深川湯本	土石流	○	○
288	深川湯本(二)(51)	D-211-QB173-018	長門市深川湯本	土石流	○	○
289	深川湯本(二)(52)	D-211-QB173-019	長門市深川湯本	土石流	○	○
290	深川湯本(二)(53)	D-211-QB173-020	長門市深川湯本	土石流	○	○
291	深川湯本(二)(54)	D-211-QB173-021	長門市深川湯本	土石流	○	○
292	深川湯本(二)(55)	D-211-QB173-022	長門市深川湯本	土石流	○	○
293	深川湯本(二)(56)	D-211-QB173-023	長門市深川湯本	土石流	○	○
294	深川湯本(二)(57)	D-211-QB173-024	長門市深川湯本	土石流	○	○
295	深川湯本(二)(58)	D-211-QB173-025	長門市深川湯本	土石流	○	—
296	深川湯本(二)(59)	D-211-QB271-001	長門市深川湯本	土石流	○	○
297	深川湯本(二)(60)	D-211-QB271-002	長門市深川湯本	土石流	○	○
298	深川湯本(二)(61)	D-211-QB271-003	長門市深川湯本	土石流	○	○
299	深川湯本(二)(62)	D-211-QB271-004	長門市深川湯本	土石流	○	○
300	深川湯本(二)(63)	D-211-QB272-001	長門市深川湯本	土石流	○	○
301	西深川(二)(1)	D-211-PB963-006	長門市西深川	土石流	○	○
302	西深川(二)(2)	D-211-PB963-007	長門市西深川	土石流	○	○
303	西深川(二)(3)	D-211-QB061-003	長門市西深川	土石流	○	○
304	西深川(二)(4)	D-211-QB061-005	長門市西深川	土石流	○	○
305	西深川(二)(5)	D-211-QB061-007	長門市西深川	土石流	○	○
306	西深川(二)(6)	D-211-QB061-008	長門市西深川	土石流	○	○
307	西深川(二)(8)	D-211-QB064-001	長門市西深川	土石流	○	○
308	西深川(二)(9)	D-211-QB064-002	長門市西深川	土石流	○	○
309	西深川(二)(10)	D-211-QB064-003	長門市西深川	土石流	○	○
310	西深川(二)(11)	D-211-QB064-005	長門市西深川	土石流	○	○
311	西深川(二)(12)	D-211-QB064-006	長門市西深川	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
312	西深川(二)(13)	D-211-QB064-007	長門市西深川、深川湯本	土石流	○	—
313	西深川(二)(14)	D-211-QB064-008	長門市西深川、深川湯本	土石流	○	○
314	西深川(二)(15)	D-211-QB064-009	長門市西深川、深川湯本	土石流	○	○
315	西深川(二)(16)	D-211-QB073-003	長門市西深川、深川湯本	土石流	○	○
316	東深川(二)(1)	D-211-QB071-001	長門市東深川	土石流	○	○
317	東深川(二)(2)	D-211-QB071-002	長門市東深川	土石流	○	○
318	東深川(二)(3)	D-211-QB072-003	長門市東深川、仙崎	土石流	○	○
319	東深川(二)(4)	D-211-QB072-004	長門市東深川	土石流	○	○
320	東深川(二)(5)	D-211-QB072-005	長門市東深川	土石流	○	○
321	東深川(二)(6)	D-211-QB072-006	長門市東深川	土石流	○	○
322	東深川(二)(7)	D-211-QB072-007	長門市東深川	土石流	○	○
323	東深川(二)(8)	D-211-QB072-008	長門市東深川	土石流	○	○
324	東深川(二)(9)	D-211-QB072-009	長門市東深川	土石流	○	○
325	東深川(二)(10)	D-211-QB072-010	長門市東深川	土石流	○	○
326	東深川(二)(11)	D-211-QB072-011	長門市東深川	土石流	○	○
327	東深川(二)(12)	D-211-QB073-001	長門市東深川	土石流	○	○
328	東深川(二)(13)	D-211-QB073-002	長門市東深川	土石流	○	○
329	真木(二)(1)	D-211-QB181-005	長門市真木	土石流	○	○
330	真木(二)(2)	D-211-QB183-008	長門市真木	土石流	○	○
331	真木(二)(3)	D-211-QB183-009	長門市真木	土石流	○	○
332	真木(二)(4)	D-211-QB183-010	長門市真木	土石流	○	○
333	真木(二)(5)	D-211-QB183-011	長門市真木	土石流	○	○
334	真木(二)(6)	D-211-QB183-012	長門市真木	土石流	○	○
335	真木(二)(7)	D-211-QB183-013	長門市真木	土石流	○	○
336	真木(二)(8)	D-211-QB184-001	長門市真木	土石流	○	○
337	真木(二)(9)	D-211-QB281-004	長門市真木	土石流	○	○
338	真木(二)(10)	D-211-QB281-005	長門市真木	土石流	○	○
339	真木(二)(11)	D-211-QB281-008	長門市真木	土石流	○	○
340	真木(二)(12)	D-211-QB281-009	長門市真木	土石流	○	○
341	真木(二)(13)	D-211-QB281-010	長門市真木	土石流	○	○
342	真木(二)(14)	D-211-QB281-011	長門市真木	土石流	○	○
343	真木(二)(15)	D-211-QB281-012	長門市真木	土石流	○	○
344	真木(二)(16)	D-211-QB282-001	長門市真木	土石流	○	—
345	三隅上(二)(1)	D-211-QB091-019	長門市三隅上、三隅中	土石流	○	○
346	三隅上(二)(2)	D-211-QB091-020	長門市三隅上、三隅中	土石流	○	○
347	三隅上(二)(3)	D-211-QB092-002	長門市三隅上	土石流	○	○
348	三隅上(二)(4)	D-211-QB093-005	長門市三隅上	土石流	○	○
349	三隅上(二)(5)	D-211-QB093-006	長門市三隅上	土石流	○	○
350	三隅上(二)(6)	D-211-QB093-007a	長門市三隅上	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
351	三 隅 上(二) (7)	D-211- QB093-007b	長門市三隅上	土石流	○	○
352	三 隅 上(二) (8)	D-211- QB094-001	長門市三隅上	土石流	○	○
353	三 隅 上(二) (9)	D-211- QB094-002	長門市三隅上	土石流	○	○
354	三 隅 上(二) (10)	D-211- QB094-005a	長門市三隅上	土石流	○	○
355	三 隅 上(二) (11)	D-211- QB094-006	長門市三隅上	土石流	○	○
356	三 隅 上(二) (12)	D-211- QB094-007	長門市三隅上	土石流	○	○
357	三 隅 上(二) (13)	D-211- QB094-008	長門市三隅上	土石流	○	○
358	三 隅 上(二) (14)	D-211- QB094-010	長門市三隅上	土石流	○	○
359	三 隅 上(二) (15)	D-211- QB094-011a	長門市三隅上	土石流	○	○
360	三 隅 上(二) (16)	D-211- QB094-011b	長門市三隅上	土石流	○	○
361	三 隅 上(二) (17)	D-211- QB094-012	長門市三隅上	土石流	○	-
362	三 隅 上(二) (18)	D-211- QC003-001	長門市三隅上	土石流	○	-
363	三 隅 上(二) (19)	D-211- QC003-002a	長門市三隅上	土石流	○	○
364	三 隅 上(二) (20)	D-211- QC003-002b	長門市三隅上	土石流	○	○
365	三 隅 上(二) (21)	D-211- QC003-003	長門市三隅上	土石流	○	○
366	三 隅 上(二) (22)	D-211- QC003-004	長門市三隅上	土石流	○	○
367	三 隅 上(二) (23)	D-211- QC003-005a	長門市三隅上	土石流	○	○
368	三 隅 上(二) (24)	D-211- QC003-005b	長門市三隅上	土石流	○	○
369	三 隅 上(二) (25)	D-211- QC003-008	長門市三隅上	土石流	○	○
370	三 隅 上(二) (26)	D-211- QC003-009a	長門市三隅上	土石流	○	○
371	三 隅 上(二) (27)	D-211- QC003-009b	長門市三隅上	土石流	○	○
372	三 隅 上(二) (28)	D-211- QC003-010	長門市三隅上	土石流	○	○
373	三 隅 上(二) (29)	D-211- QC101-001	長門市三隅上	土石流	○	○
374	三 隅 上(二) (30)	D-211- QC101-002a	長門市三隅上	土石流	○	-
375	三 隅 上(二) (31)	D-211- QC101-002b	長門市三隅上	土石流	○	○
376	三 隅 上(二) (32)	D-211- QC101-003	長門市三隅上	土石流	○	○
377	三 隅 上(二) (33)	D-211- QC101-004	長門市三隅上	土石流	○	○
378	三 隅 上(二) (34)	D-211- QC101-005	長門市三隅上	土石流	○	○
379	三 隅 上(二) (35)	D-211- QC101-006	長門市三隅上	土石流	○	○
380	三 隅 上(二) (36)	D-211- QC102-002	長門市三隅上	土石流	○	○
381	三 隅 上(二) (37)	D-211- QC102-003	長門市三隅上	土石流	○	○
382	三 隅 上(二) (38)	D-211- QC102-004	長門市三隅上	土石流	○	○
383	三 隅 上(二) (39)	D-211- QC102-005	長門市三隅上	土石流	○	○
384	三 隅 上(二) (40)	D-211- QC102-008a	長門市三隅上	土石流	○	○
385	三 隅 上(二) (41)	D-211- QC102-008b	長門市三隅上	土石流	○	○
386	三 隅 上(二) (42)	D-211- QC102-009	長門市三隅上	土石流	○	○
387	三 隅 上(二) (43)	D-211- QC102-010	長門市三隅上	土石流	○	○
388	三 隅 上(二) (44)	D-211- QC102-012	長門市三隅上	土石流	○	○
389	三 隅 上(二) (45)	D-211- QC102-013	長門市三隅上	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
390	三 隅 上(二) (46)	D-211- QC102-014	長門市三隅上	土石流	○	○
391	三 隅 上(二) (47)	D-211- QC102-015	長門市三隅上	土石流	○	○
392	三 隅 上(二) (48)	D-211- QC102-016	長門市三隅上	土石流	○	○
393	三 隅 上(二) (49)	D-211- QC102-017	長門市三隅上	土石流	○	-
394	三 隅 上(二) (50)	D-211- QC102-018	長門市三隅上	土石流	○	○
395	三 隅 上(二) (51)	D-211- QC103-002b	長門市三隅上	土石流	○	○
396	三 隅 上(二) (52)	D-211- QC103-003b	長門市三隅上	土石流	○	○
397	三 隅 上(二) (53)	D-211- QC104-001	長門市三隅上	土石流	○	○
398	三 隅 上(二) (54)	D-211- QC104-002	長門市三隅上	土石流	○	○
399	三 隅 上(二) (55)	D-211- QC104-004a	長門市三隅上	土石流	○	○
400	三 隅 上(二) (56)	D-211- QC104-004b	長門市三隅上	土石流	○	○
401	三 隅 上(二) (57)	D-211- QC104-005	長門市三隅上	土石流	○	○
402	三 隅 上(二) (58)	D-211- QC104-006	長門市三隅上	土石流	○	○
403	三 隅 下(二) (1)	D-211- PB984-001a	長門市三隅下	土石流	○	○
404	三 隅 下(二) (2)	D-211- PB984-001b	長門市三隅下	土石流	○	○
405	三 隅 下(二) (3)	D-211- PB984-001c	長門市三隅下	土石流	○	○
406	三 隅 下(二) (4)	D-211- PB984-001d	長門市三隅下	土石流	○	○
407	三 隅 下(二) (5)	D-211- PB984-002	長門市三隅下	土石流	○	○
408	三 隅 下(二) (6)	D-211- PB984-005a	長門市三隅下、三隅中	土石流	○	○
409	三 隅 下(二) (7)	D-211- PB984-005b	長門市三隅下、三隅中	土石流	○	○
410	三 隅 下(二) (8)	D-211- PB984-006	長門市三隅下	土石流	○	○
411	三 隅 下(二) (9)	D-211- PB984-007a	長門市三隅下	土石流	○	○
412	三 隅 下(二) (10)	D-211- PB984-007b	長門市三隅下	土石流	○	○
413	三 隅 下(二) (11)	D-211- PB984-008a	長門市三隅下	土石流	○	○
414	三 隅 下(二) (12)	D-211- PB984-008b	長門市三隅下	土石流	○	○
415	三 隅 下(二) (13)	D-211- PB993-001	長門市三隅下	土石流	○	-
416	三 隅 下(二) (14)	D-211- PB993-002a	長門市三隅下	土石流	○	○
417	三 隅 下(二) (15)	D-211- PB993-002b	長門市三隅下	土石流	○	○
418	三 隅 下(二) (16)	D-211- PB993-003a	長門市三隅下	土石流	○	○
419	三 隅 下(二) (17)	D-211- PB993-003b	長門市三隅下	土石流	○	-
420	三 隅 下(二) (18)	D-211- PB993-004a	長門市三隅下	土石流	○	-
421	三 隅 下(二) (19)	D-211- PB993-004b	長門市三隅下	土石流	○	-
422	三 隅 下(二) (20)	D-211- PB993-004c	長門市三隅下	土石流	○	-
423	三 隅 下(二) (21)	D-211- QB072-017	長門市三隅下	土石流	○	○
424	三 隅 下(二) (22)	D-211- QB072-018	長門市三隅下	土石流	○	○
425	三 隅 下(二) (23)	D-211- QB072-020a	長門市三隅下	土石流	○	○
426	三 隅 下(二) (24)	D-211- QB072-020b	長門市三隅下	土石流	○	○
427	三 隅 下(二) (25)	D-211- QB072-020c	長門市三隅下	土石流	○	○
428	三 隅 下(二) (26)	D-211- QB072-020d	長門市三隅下	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
429	三 隅 下(二) (27)	D-211- QB072-020e	長門市三隅下	土石流	○	○
430	三 隅 下(二) (28)	D-211- QB072-022a	長門市三隅下	土石流	○	○
431	三 隅 下(二) (29)	D-211- QB072-022b	長門市三隅下	土石流	○	○
432	三 隅 下(二) (30)	D-211- QB072-022c	長門市三隅下	土石流	○	○
433	三 隅 下(二) (31)	D-211- QB072-022d	長門市三隅下	土石流	○	○
434	三 隅 下(二) (32)	D-211- QB081-001a	長門市三隅下	土石流	○	-
435	三 隅 下(二) (33)	D-211- QB081-001b	長門市三隅下	土石流	○	○
436	三 隅 下(二) (34)	D-211- QB081-002a	長門市三隅下	土石流	○	○
437	三 隅 下(二) (35)	D-211- QB081-002b	長門市三隅下	土石流	○	○
438	三 隅 下(二) (36)	D-211- QB081-005	長門市三隅下	土石流	○	○
439	三 隅 下(二) (37)	D-211- QB082-006	長門市三隅下	土石流	○	○
440	三 隅 下(二) (38)	D-211- QB083-002	長門市三隅下	土石流	○	○
441	三 隅 下(二) (39)	D-211- QB083-007a	長門市三隅下	土石流	○	○
442	三 隅 下(二) (40)	D-211- QB083-007b	長門市三隅下	土石流	○	○
443	三 隅 下(二) (41)	D-211- QB084-002	長門市三隅下	土石流	○	○
444	三 隅 下(二) (42)	D-211- QB084-004	長門市三隅下	土石流	○	○
445	三 隅 下(二) (43)	D-211- QB181-001	長門市三隅下	土石流	○	○
446	三 隅 下(二) (44)	D-211- QB181-002a	長門市三隅下	土石流	○	-
447	三 隅 下(二) (45)	D-211- QB181-002b	長門市三隅下	土石流	○	-
448	三 隅 下(二) (46)	D-211- QB181-003	長門市三隅下	土石流	○	○
449	三 隅 下(二) (47)	D-211- QB181-004a	長門市三隅下	土石流	○	○
450	三 隅 下(二) (48)	D-211- QB181-004b	長門市三隅下	土石流	○	○
451	三 隅 下(二) (49)	D-211- QB072-022e	長門市三隅下	土石流	○	-
452	三 隅 中(二) (1)	D-211- PB983-002	長門市三隅中	土石流	○	○
453	三 隅 中(二) (2)	D-211- PB983-003a	長門市三隅中	土石流	○	○
454	三 隅 中(二) (3)	D-211- PB983-003b	長門市三隅中	土石流	○	○
455	三 隅 中(二) (4)	D-211- PB983-003c	長門市三隅中	土石流	○	○
456	三 隅 中(二) (5)	D-211- PB983-003d	長門市三隅中	土石流	○	○
457	三 隅 中(二) (6)	D-211- PB983-003e	長門市三隅中	土石流	○	○
458	三 隅 中(二) (7)	D-211- PB983-004	長門市三隅中	土石流	○	○
459	三 隅 中(二) (8)	D-211- PB983-005	長門市三隅中	土石流	○	-
460	三 隅 中(二) (9)	D-211- PB983-006a	長門市三隅中	土石流	○	○
461	三 隅 中(二) (10)	D-211- PB983-006b	長門市三隅中	土石流	○	○
462	三 隅 中(二) (11)	D-211- PB984-003a	長門市三隅中	土石流	○	○
463	三 隅 中(二) (12)	D-211- PB984-003b	長門市三隅中	土石流	○	○
464	三 隅 中(二) (13)	D-211- PB984-004a	長門市三隅中	土石流	○	○
465	三 隅 中(二) (14)	D-211- PB984-004b	長門市三隅中	土石流	○	○
466	三 隅 中(二) (15)	D-211- PB984-004c	長門市三隅中	土石流	○	○
467	三 隅 中(二) (16)	D-211- PB984-004d	長門市三隅中	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
468	三 隅 中(二) (17)	D-211- PB984-004e	長門市三隅中	土石流	○	-
469	三 隅 中(二) (18)	D-211- PB984-004f	長門市三隅中	土石流	○	○
470	三 隅 中(二) (19)	D-211- PB984-004g	長門市三隅中	土石流	○	○
471	三 隅 中(二) (20)	D-211- PB993-005	長門市三隅中	土石流	○	○
472	三 隅 中(二) (21)	D-211- PB994-001b	長門市三隅中	土石流	○	○
473	三 隅 中(二) (22)	D-211- QB082-001a	長門市三隅中	土石流	○	○
474	三 隅 中(二) (23)	D-211- QB082-001b	長門市三隅中	土石流	○	○
475	三 隅 中(二) (24)	D-211- QB082-001c	長門市三隅中	土石流	○	○
476	三 隅 中(二) (25)	D-211- QB082-002a	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
477	三 隅 中(二) (26)	D-211- QB082-002b	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
478	三 隅 中(二) (27)	D-211- QB082-002c	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
479	三 隅 中(二) (28)	D-211- QB082-002d	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
480	三 隅 中(二) (29)	D-211- QB082-003	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
481	三 隅 中(二) (30)	D-211- QB082-004a	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
482	三 隅 中(二) (31)	D-211- QB082-004b	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
483	三 隅 中(二) (32)	D-211- QB082-004c	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
484	三 隅 中(二) (33)	D-211- QB082-005a	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
485	三 隅 中(二) (34)	D-211- QB082-005b	長門市三隅中、三隅下	土石流	○	○
486	三 隅 中(二) (35)	D-211- QB091-001a	長門市三隅中	土石流	○	○
487	三 隅 中(二) (36)	D-211- QB091-002	長門市三隅中	土石流	○	○
488	三 隅 中(二) (37)	D-211- QB091-003	長門市三隅中	土石流	○	-
489	三 隅 中(二) (38)	D-211- QB091-004	長門市三隅中	土石流	○	-
490	三 隅 中(二) (39)	D-211- QB091-015	長門市三隅中	土石流	○	○
491	三 隅 中(二) (40)	D-211- QB091-016	長門市三隅中	土石流	○	○
492	三 隅 中(二) (41)	D-211- QB091-017	長門市三隅中、三隅上	土石流	○	○
493	三 隅 中(二) (42)	D-211- QB091-018a	長門市三隅中、三隅上	土石流	○	○
494	三 隅 中(二) (43)	D-211- QB091-018b	長門市三隅中、三隅上	土石流	○	○
495	三 隅 中(二) (44)	D-211- QB092-001	長門市三隅中	土石流	○	○
496	三 隅 中(二) (45)	D-211- QB093-001	長門市三隅中	土石流	○	○
497	三 隅 中(二) (46)	D-211- QB093-002	長門市三隅中	土石流	○	○
498	三 隅 中(二) (47)	D-211- QB093-003	長門市三隅中	土石流	○	○
499	三 隅 中(二) (48)	D-211- QB182-002	長門市三隅中	土石流	○	○
500	三 隅 中(二) (49)	D-211- QB182-006	長門市三隅中	土石流	○	○
501	三 隅 中(二) (50)	D-211- QB191-001a	長門市三隅中	土石流	○	○
502	三 隅 中(二) (51)	D-211- QB191-001b	長門市三隅中	土石流	○	○
503	三 隅 中(二) (52)	D-211- QB191-002a	長門市三隅中	土石流	○	○
504	三 隅 中(二) (53)	D-211- QB191-002b	長門市三隅中	土石流	○	○
505	三 隅 中(二) (54)	D-211- QB191-004	長門市三隅中	土石流	○	-
506	日 置 上(二) (1)	D-211- PB952-002	長門市日置上、日置中	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
507	日置上(二)(2)	D-211- PB952-008	長門市日置上	土石流	○	○
508	日置上(二)(3)	D-211- PB952-009	長門市日置上	土石流	○	○
509	日置上(二)(4)	D-211- PB952-011	長門市日置上	土石流	○	○
510	日置上(二)(5)	D-211- PB961-003	長門市日置上	土石流	○	-
511	日置上(二)(6)	D-211- PB961-005	長門市日置上	土石流	○	○
512	日置上(二)(7)	D-211- PB961-006	長門市日置上	土石流	○	○
513	日置上(二)(8)	D-211- PB963-003	長門市日置上	土石流	○	○
514	日置上(二)(9)	D-211- PB963-004	長門市日置上	土石流	○	-
515	日置上(二)(10)	D-211- PB963-005	長門市日置上	土石流	○	○
516	日置上(二)(11)	D-211- QB052-001a	長門市日置上	土石流	○	○
517	日置上(二)(12)	D-211- QB052-001b	長門市日置上	土石流	○	○
518	日置上(二)(13)	D-211- QB052-002	長門市日置上	土石流	○	○
519	日置上(二)(14)	D-211- QB052-006	長門市日置上	土石流	○	○
520	日置上(二)(15)	D-211- QB052-007	長門市日置上	土石流	○	○
521	日置下(二)(1)	D-211- PB942-005	長門市日置下	土石流	○	○
522	日置中(二)(1)	D-211- PB844-001	長門市日置中、日置野田	土石流	○	○
523	日置中(二)(2)	D-211- PB853-001	長門市日置中	土石流	○	○
524	日置中(二)(3)	D-211- PB853-004	長門市日置中	土石流	○	-
525	日置中(二)(4)	D-211- PB853-005	長門市日置中	土石流	○	○
526	日置中(二)(5)	D-211- PB951-001	長門市日置中	土石流	○	○
527	日置中(二)(6)	D-211- PB953-004	長門市日置中	土石流	○	○
528	日置中(二)(7)	D-211- QB053-001	長門市日置中	土石流	○	○
529	日置中(二)(8)	D-211- QB054-001	長門市日置中	土石流	○	○
530	日置中(二)(9)	D-211- QB054-002	長門市日置中	土石流	○	○
531	日置中(二)(10)	D-211- QB054-004	長門市日置中	土石流	○	○
532	日置中(二)(11)	D-211- QB054-005	長門市日置中	土石流	○	○
533	日置中(二)(12)	D-211- QB054-006	長門市日置中	土石流	○	○
534	日置中(二)(13)	D-211- QB054-008	長門市日置中	土石流	○	○
535	日置中(二)(14)	D-211- QB152-001	長門市日置中	土石流	○	○
536	日置中(二)(15)	D-211- QB152-002	長門市日置中	土石流	○	○
537	油谷伊上(二)(1)	D-211- QB022-001	長門市油谷伊上	土石流	○	○
538	油谷伊上(二)(2)	D-211- QB031-001	長門市油谷伊上	土石流	○	○
539	油谷伊上(二)(3)	D-211- QB031-003	長門市油谷伊上	土石流	○	○
540	油谷伊上(二)(4)	D-211- QB031-004	長門市油谷伊上	土石流	○	○
541	油谷伊上(二)(5)	D-211- QB031-005	長門市油谷伊上	土石流	○	○
542	油谷伊上(二)(6)	D-211- QB031-006	長門市油谷伊上	土石流	○	○
543	油谷伊上(二)(7)	D-211- QB032-001	長門市油谷伊上	土石流	○	○
544	油谷伊上(二)(8)	D-211- QB032-002	長門市油谷伊上	土石流	○	○
545	油谷伊上(二)(9)	D-211- QB034-001	長門市油谷伊上	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
546	油谷伊上 (二) (10)	D-211- QB034-002	長門市油谷伊上	土石流	○	○
547	油谷伊上 (二) (11)	D-211- QB034-003	長門市油谷伊上	土石流	○	○
548	油谷伊上 (二) (12)	D-211- QB034-004	長門市油谷伊上	土石流	○	○
549	油谷伊上 (二) (13)	D-211- QB034-005	長門市油谷伊上	土石流	○	○
550	油谷伊上 (二) (14)	D-211- QB034-006	長門市油谷伊上	土石流	○	○
551	油谷伊上 (二) (15)	D-211- QB132-001	長門市油谷伊上	土石流	○	○
552	油谷伊上 (二) (16)	D-211- QB132-002	長門市油谷伊上	土石流	○	○
553	油谷伊上 (二) (17)	D-211- QB132-004	長門市油谷伊上	土石流	○	○
554	油谷後畑 (二) (1)	D-211- PB834-001	長門市油谷後畑	土石流	○	○
555	油谷後畑 (二) (2)	D-211- PB834-002a	長門市油谷後畑	土石流	○	○
556	油谷後畑 (二) (3)	D-211- PB834-002b	長門市油谷後畑	土石流	○	○
557	油谷後畑 (二) (4)	D-211- PB834-003	長門市油谷後畑	土石流	○	○
558	油谷後畑 (二) (5)	D-211- PB843-001	長門市油谷後畑	土石流	○	-
559	油谷後畑 (二) (6)	D-211- PB843-002	長門市油谷後畑	土石流	○	○
560	油谷後畑 (二) (7)	D-211- PB843-003	長門市油谷後畑	土石流	○	○
561	油谷後畑 (二) (8)	D-211- PB843-004a	長門市油谷後畑	土石流	○	○
562	油谷後畑 (二) (9)	D-211- PB843-004b	長門市油谷後畑	土石流	○	○
563	油谷角山 (二) (1)	D-211- PB932-001	長門市油谷角山	土石流	○	○
564	油谷角山 (二) (2)	D-211- PB932-002	長門市油谷角山	土石流	○	○
565	油谷角山 (二) (3)	D-211- PB941-001	長門市油谷角山	土石流	○	○
566	油谷角山 (二) (4)	D-211- PB941-002	長門市油谷角山、油谷蔵小田	土石流	○	○
567	油谷川尻 (二) (1)	D-211- PB831-001a	長門市油谷川尻、油谷向津具上	土石流	○	-
568	油谷川尻 (二) (2)	D-211- PB831-002a	長門市油谷川尻、油谷向津具上	土石流	○	○
569	油谷川尻 (二) (3)	D-211- PB831-002b	長門市油谷川尻、油谷向津具上	土石流	○	○
570	油谷河原 (二) (1)	D-211- QB041-002	長門市油谷河原	土石流	○	○
571	油谷河原 (二) (2)	D-211- QB041-003	長門市油谷河原	土石流	○	○
572	油谷河原 (二) (3)	D-211- QB041-004	長門市油谷河原	土石流	○	○
573	油谷河原 (二) (4)	D-211- QB043-004a	長門市油谷河原	土石流	○	○
574	油谷河原 (二) (5)	D-211- QB043-005	長門市油谷河原	土石流	○	○
575	油谷河原 (二) (6)	D-211- QB043-006	長門市油谷河原	土石流	○	○
576	油谷河原 (二) (7)	D-211- QB242-001a	長門市油谷河原	土石流	○	○
577	油谷河原 (二) (8)	D-211- QB242-001b	長門市油谷河原	土石流	○	○
578	油谷河原 (二) (9)	D-211- QB242-002	長門市油谷河原	土石流	○	○
579	油谷蔵小田 (二) (1)	D-211- PB942-001	長門市油谷蔵小田	土石流	○	-
580	油谷蔵小田 (二) (2)	D-211- PB942-002a	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
581	油谷蔵小田 (二) (3)	D-211- PB942-002b	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
582	油谷蔵小田 (二) (4)	D-211- PB942-002c	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
583	油谷蔵小田 (二) (5)	D-211- PB942-002d	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
584	油谷蔵小田 (二) (6)	D-211- PB942-003	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
585	油谷蔵小田 (二) (9)	D-211- PB942-004c	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
586	油谷蔵小田 (二) (10)	D-211- PB943-001	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
587	油谷蔵小田 (二) (11)	D-211- PB943-002	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
588	油谷蔵小田 (二) (12)	D-211- PB944-001	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
589	油谷蔵小田 (二) (13)	D-211- PB944-002	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
590	油谷蔵小田 (二) (14)	D-211- PB944-003	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
591	油谷蔵小田 (二) (15)	D-211- PB944-004	長門市油谷蔵小田	土石流	○	○
592	油谷新別名 (二) (1)	D-211- PB944-005	長門市油谷新別名	土石流	○	○
593	油谷新別名 (二) (2)	D-211- PB944-006	長門市油谷新別名	土石流	○	-
594	油谷新別名 (二) (3)	D-211- QB042-001	長門市油谷新別名	土石流	○	○
595	油谷津黄 (二) (1)	D-211- PB842-002	長門市油谷津黄	土石流	○	-
596	油谷津黄 (二) (2)	D-211- PB842-003	長門市油谷津黄	土石流	○	-
597	油谷津黄 (二) (3)	D-211- PB842-004	長門市油谷津黄	土石流	○	-
598	油谷津黄 (二) (4)	D-211- PB842-001	長門市油谷津黄	土石流	○	○
599	油谷久富 (二) (1)	D-211- PB953-001	長門市油谷久富	土石流	○	-
600	油谷久富 (二) (2)	D-211- PB953-002	長門市油谷久富	土石流	○	-
601	油谷久富 (二) (3)	D-211- PB953-007	長門市油谷久富	土石流	○	○
602	油谷久富 (二) (4)	D-211- QB042-004	長門市油谷久富	土石流	○	○
603	油谷久富 (二) (5)	D-211- QB044-001	長門市油谷久富	土石流	○	○
604	油谷久富 (二) (6)	D-211- QB051-001	長門市油谷久富	土石流	○	○
605	油谷久富 (二) (7)	D-211- QB051-002	長門市油谷久富	土石流	○	-
606	油谷久富 (二) (8)	D-211- QB051-004	長門市油谷久富	土石流	○	○
607	油谷久富 (二) (9)	D-211- QB053-002	長門市油谷久富	土石流	○	-
608	油谷久富 (二) (10)	D-211- QB053-003	長門市油谷久富	土石流	○	○
609	油谷久富 (二) (11)	D-211- QB053-004	長門市油谷久富	土石流	○	○
610	油谷久富 (二) (12)	D-211- QB053-005	長門市油谷久富	土石流	○	○
611	油谷久富 (二) (13)	D-211- QB053-006	長門市油谷久富	土石流	○	○
612	油谷向津具上 (二) (1)	D-211- PB822-001	長門市油谷向津具上、油谷向津具下	土石流	○	-
613	油谷向津具上 (二) (2)	D-211- PB831-002c	長門市油谷向津具上、油谷川尻	土石流	○	○
614	油谷向津具上 (二) (3)	D-211- PB833-001a	長門市油谷向津具上	土石流	○	○
615	油谷向津具上 (二) (4)	D-211- PB833-001b	長門市油谷向津具上	土石流	○	○
616	油谷向津具上 (二) (5)	D-211- PB833-002	長門市油谷向津具上	土石流	○	○
617	油谷向津具上 (二) (6)	D-211- PB833-003a	長門市油谷向津具上	土石流	○	-
618	油谷向津具上 (二) (7)	D-211- PB833-003b	長門市油谷向津具上	土石流	○	-
619	油谷向津具上 (二) (8)	D-211- PB833-004	長門市油谷向津具上	土石流	○	○
620	油谷向津具上 (二) (9)	D-211- PB833-005	長門市油谷向津具上、油谷後畑	土石流	○	○
621	油谷向津具下 (二) (1)	D-211- PB822-002a	長門市油谷向津具下	土石流	○	-
622	油谷向津具下 (二) (2)	D-211- PB823-001	長門市油谷向津具下	土石流	○	○
623	油谷向津具下 (二) (3)	D-211- PB912-001	長門市油谷向津具下	土石流	○	○

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
624	油谷向津具下(二)(4)	D-211-PB912-002	長門市油谷向津具下	土石流	○	○
625	油谷向津具下(二)(5)	D-211-PB921-001a	長門市油谷向津具下	土石流	○	○
626	油谷向津具下(二)(6)	D-211-PB921-001b	長門市油谷向津具下	土石流	○	-
627	油谷向津具下(二)(7)	D-211-PB921-002a	長門市油谷向津具下	土石流	○	○
628	油谷向津具下(二)(8)	D-211-PB921-002b	長門市油谷向津具下	土石流	○	○

資料 2-4-4⑦ 土砂災害警戒区域（地すべり）

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	日置上(三)(1)	J-211- PB854-001	長門市日置上	地滑り	○	—
2	日置上(三)(2)	J-211- PB952-001	長門市日置上	地滑り	○	—
3	日置上(三)(3)	J-211- PB952-002	長門市日置上	地滑り	○	—
4	日置上(三)(4)	J-211- PB961-002	長門市日置上	地滑り	○	—
5	日置上(三)(5)	J-211- PB961-003	長門市日置上	地滑り	○	—
6	日置上(三)(6)	J-211- PB961-004	長門市日置上	地滑り	○	—
7	日置上(三)(7)	J-211- PB963-001	長門市日置上	地滑り	○	—
8	日置上(三)(8)	J-211- PB963-002	長門市日置上	地滑り	○	—
9	日置下(三)(1)	J-211- PB942-005	長門市日置下、油谷蔵小田	地滑り	○	—
10	日置下(三)(2)	J-211- PB942-006	長門市日置下	地滑り	○	—
11	日置中(三)(1)	J-211- PB853-001	長門市日置中、日置野田	地滑り	○	—
12	日置中(三)(2)	J-211- PB853-002	長門市日置中	地滑り	○	—
13	日置中(三)(3)	J-211- PB853-003	長門市日置中、日置上	地滑り	○	—
14	日置中(三)(4)	J-211- PB942-001	長門市日置中	地滑り	○	—
15	日置中(三)(5)	J-211- PB942-002	長門市日置中	地滑り	○	—
16	日置野田(三)(1)	J-211- PB844-001	長門市日置野田、日置中	地滑り	○	—
17	日置野田(三)(2)	J-211- PB844-002	長門市日置野田、日置中	地滑り	○	—
18	油谷後畑(三)(1)	J-211- PB834-001	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
19	油谷後畑(三)(2)	J-211- PB834-002	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
20	油谷後畑(三)(3)	J-211- PB834-003	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
21	油谷後畑(三)(4)	J-211- PB834-004	長門市油谷後畑、油谷角山	地滑り	○	—
22	油谷後畑(三)(5)	J-211- PB834-005	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
23	油谷後畑(三)(6)	J-211- PB834-006	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
24	油谷後畑(三)(7)	J-211- PB834-007	長門市油谷後畑、油谷角山	地滑り	○	—
25	油谷後畑(三)(8)	J-211- PB841-001	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
26	油谷後畑(三)(9)	J-211- PB841-002	長門市油谷後畑、油谷津美	地滑り	○	—
27	油谷後畑(三)(10)	J-211- PB841-003	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
28	油谷後畑(三)(11)	J-211- PB843-001	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
29	油谷後畑(三)(12)	J-211- PB843-005	長門市油谷後畑	地滑り	○	—
30	油谷角山(三)(1)	J-211- PB834-008	長門市油谷角山、油谷後畑	地滑り	○	—
31	油谷角山(三)(2)	J-211- PB834-009	長門市油谷角山	地滑り	○	—
32	油谷角山(三)(3)	J-211- PB843-004	長門市油谷角山	地滑り	○	—
33	油谷角山(三)(4)	J-211- PB932-001	長門市油谷角山	地滑り	○	—
34	油谷角山(三)(5)	J-211- PB932-002	長門市油谷角山	地滑り	○	—
35	油谷角山(三)(6)	J-211- PB932-003	長門市油谷角山	地滑り	○	—
36	油谷川尻(三)(1)	J-211- PB733-001	長門市油谷川尻、油谷向津真上	地滑り	○	—
37	油谷川尻(三)(2)	J-211- PB831-001	長門市油谷川尻、油谷向津真上	地滑り	○	—
38	油谷蔵小田(三)(1)	J-211- PB934-001	長門市油谷蔵小田、油谷角山	地滑り	○	—
39	油谷蔵小田(三)(2)	J-211- PB941-001	長門市油谷蔵小田、油谷角山	地滑り	○	—

No	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
40	油谷蔵小田 (三) (3)	J-211- PB941-002	長門市油谷蔵小田	地滑り	○	—
41	油谷蔵小田 (三) (4)	J-211- PB941-003	長門市油谷蔵小田	地滑り	○	—
42	油谷蔵小田 (三) (5)	J-211- PB942-004	長門市油谷蔵小田	地滑り	○	—
43	油谷蔵小田 (三) (6)	J-211- PB943-001	長門市油谷蔵小田	地滑り	○	—
44	油谷蔵小田 (三) (7)	J-211- PB943-002	長門市油谷蔵小田	地滑り	○	—
45	油谷津黄 (三) (1)	J-211- PB842-001	長門市油谷津黄	地滑り	○	—
46	油谷津黄 (三) (2)	J-211- PB842-002	長門市油谷津黄	地滑り	○	—
47	油谷津黄 (三) (3)	J-211- PB842-003	長門市油谷津黄	地滑り	○	—
48	油谷津黄 (三) (4)	J-211- PB842-004	長門市油谷津黄	地滑り	○	—
49	油谷久富 (三) (1)	J-211- PB953-001	長門市油谷久富	地滑り	○	—
50	油谷向津具上 (三) (1)	J-211- PB824-002	長門市油谷向津具上、油谷向津具下	地滑り	○	—
51	油谷向津具上 (三) (2)	J-211- PB824-004	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
52	油谷向津具上 (三) (3)	J-211- PB824-005	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
53	油谷向津具上 (三) (4)	J-211- PB824-006	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
54	油谷向津具上 (三) (5)	J-211- PB831-002	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
55	油谷向津具上 (三) (6)	J-211- PB831-003	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
56	油谷向津具上 (三) (7)	J-211- PB833-001	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
57	油谷向津具上 (三) (8)	J-211- PB833-003	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
58	油谷向津具上 (三) (9)	J-211- PB833-004	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
59	油谷向津具上 (三) (10)	J-211- PB833-005	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
60	油谷向津具上 (三) (11)	J-211- PB833-006	長門市油谷向津具上	地滑り	○	—
61	油谷向津具下 (三) (1)	J-211- PB722-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
62	油谷向津具下 (三) (2)	J-211- PB723-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
63	油谷向津具下 (三) (3)	J-211- PB724-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
64	油谷向津具下 (三) (4)	J-211- PB724-002	長門市油谷向津具下、油谷向津具上	地滑り	○	—
65	油谷向津具下 (三) (5)	J-211- PB814-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
66	油谷向津具下 (三) (6)	J-211- PB821-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
67	油谷向津具下 (三) (7)	J-211- PB821-002	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
68	油谷向津具下 (三) (8)	J-211- PB821-003	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
69	油谷向津具下 (三) (9)	J-211- PB822-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
70	油谷向津具下 (三) (10)	J-211- PB823-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
71	油谷向津具下 (三) (11)	J-211- PB823-002	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
72	油谷向津具下 (三) (12)	J-211- PB823-003	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
73	油谷向津具下 (三) (13)	J-211- PB824-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
74	油谷向津具下 (三) (14)	J-211- PB824-003	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
75	油谷向津具下 (三) (15)	J-211- PB912-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
76	油谷向津具下 (三) (16)	J-211- PB912-002	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—
77	油谷向津具下 (三) (17)	J-211- PB921-001	長門市油谷向津具下	地滑り	○	—

資料 2-7-2① 雨量観測所一覧表

番号	観測所名	位置	所管	備考
1	長門土木建築事務所	長門市東深川1875-1	山口県	長門土木建築事務所
2	深川雨量水位局	長門市西深川字下川原3166-5	山口県	土木防災情報システム
3	湯本雨量水位局	長門市深川湯本字榊本966-3	山口県	土木防災情報システム
4	通雨量局	長門市通1211	山口県	土木防災情報システム
5	三隅雨量水位局	長門市三隅中字地主面3397-1地先	山口県	土木防災情報システム
6	日置雨量水位局	長門市日置上字南寄延6144-2	山口県	土木防災情報システム
7	大羽山雨量水位局	長門市俵山字大羽山	山口県	木屋川ダム管理事務所
8	大峠雨量局	長門市渋木大峠	山口県	木屋川ダム管理事務所
9	大坊ダム	長門市油谷河原763	山口県	大坊ダム管理者
10	法師山雨量局	長門市油谷法師	山口県	大坊ダム管理者
11	油谷	長門市油谷新別名字稲毛取山	下関地方気象台	
12	長門	長門市東深川1339-2	長門市	長門市役所
13	白木雨量局	長門市油谷向津具白木	山口県	土木防災情報システム
14	津黄東雨量局	長門市油谷津黄字津黄上363-2	山口県	土木防災情報システム
15	川尻西雨量局	長門市油谷川尻字古屋敷229-2	山口県	土木防災情報システム
16	湯免ダム	長門市三隅中小龍324-42	山口県	湯免ダム管理事務所

資料 2-7-2② 水位観測所一覧表

番号	河川名	観測所名	位置	通報水位	警戒水位	危険水位	堤防高		対応する水防警報発令区間
							左岸	右岸	
1	木屋川	大羽山雨量水位局	長門市俵山字大羽山沖3940-9地先	1.9	2.3	3.4	3.8	4.2	俵山温泉～下関豊田町境まで
2	泉川	泉川水位局	長門市油谷伊上字五反田1823-2地先	1.0	1.5	2.4	3.4	3.1	岡～河口まで
3	掛淵川	芝崎水位局	長門市油谷久富字神田1110-6地先	1.8	2.0	2.4	4.7	5.0	長門市畑～河口まで
4	掛淵川	日置雨量水位局	長門市日置上字南寄延6144-2地先	1.5	2.2	3.4	4.8	4.8	長門市畑～河口まで
5	大坊川	大坊橋水位局	長門市油谷河原字大坊1207-1地先	2.1	3.0	4.4	4.5	6.4	二ノ瀬～掛淵川合流地点まで
6	深川川	深川雨量水位局	長門市西深川字下川原3166-5地先	1.4	3.1	5.0	7.0	7.0	四ノ瀬橋～河口まで
7	深川川	湯本雨量水位局	長門市深川湯本字榊本966-3	1.2	1.6	2.0	3.4	2.9	四ノ瀬橋～河口まで
8	三隅川	三隅雨量水位局	長門市三隅中字地主面3397-1地先	1.8	2.4	2.9	5.4	5.1	大里川合流地点～河口まで
9	浅田川	浅田川（簡易型）	長門市三隅下2100-1地先	0.5	1.2	1.9	2.7	2.5	観測点～河口まで
10	堀江川	堀江川（簡易型）	長門市油谷新別名918-1地先	1.0	2.1	3.0	4.6	3.7	観測点～河口まで

資料 2-7-2③ 風速計一覧表

番号	位置	所有者	備考
1	長門市東深川	山口県環境政策部環境政策課	
2	長門市油谷坂根	大坊ダム管理所(長門土木建築事務所)	
3	長門市油谷新別名964	長門市役所	油谷支所
4	長門市東深川1902-1	長門市役所	長門市消防本部
5	長門市油谷新別名685-1	下関地方気象台	油谷コミュニティ敷地

資料 2-8-3① 山口県内広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等(以下「受援市町等」という。)の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町村等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等(以下「応援市町等」という。)の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に

通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を該当市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあつては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成22年4月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

下 関 市 長	中 尾 友 昭
宇 部 市 長	久 保 田 后 子
山 口 市 長	渡 辺 純 忠
萩 市 長	野 村 興 兒
防 府 市 長	松 浦 正 人
下 松 市 長	井 川 成 正
岩 国 市 長	福 田 良 彦
光 市 長	市 川 熙
長 門 市 長	大 西 倉 雄
柳 井 市 長	井 原 健 太 郎
美 祢 市 長	村 田 弘 司
周 南 市 長	木 村 健 一 郎
山 陽 小 野 田 市 長	白 井 博 文
周 防 大 島 町 長	椎 木 巧
和 木 町 長	米 本 正 明
上 関 町 長	柏 原 重 海
田 布 施 町 長	長 信 正 治
平 生 町 長	山 田 健 一
阿 武 町 長	中 村 秀 明

柳井地区広域消防組合

管 理 者 井原健太郎

光地区消防組合

管 理 者 市川 熙

岩国地区消防組合

管 理 者 福田 良彦

宇部・山陽小野田消防組合

管 理 者 久保田后子

資料 2-8-3② 仙崎海上保安部と長門市消防本部との業務協定

「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書について」（昭和 43 年 3 月 29 日）に基づき、仙崎海上保安部（以下「海上保安部」という。）と長門市消防本部（以下「消防本部」という。）が協力し、円滑な消火活動を行うことを目的として、次のとおり業務協定を締結する。

（協定区域）

第 1 条 この協定の区域は、消防本部の係わる海上保安部の管轄水域とする。

（消火活動の担任区分）

第 2 条 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防本部が担任し、海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁に繫留された船舶
- (2) 上架又は入きょ中の船舶
- (3) 河川湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第 3 条 消防本部の担任に係る船舶及び海岸地区の消火活動のため消防本部から要請があった場合において海上保安部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 船舶及び海岸地区の陸上の火災に対する巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶の火災のため、他の船舶又は陸上の施設へ延焼するおそれがある場合において、火災中の船舶又は延焼するおそれのある他の船舶を安全な場所に移動することが消火活動に有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航
- (3) その他船舶の火災等の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、消防本部の現場指揮者と協議のうえ、有効な消火活動を行うものとする。

（消防本部の協力事項）

第 4 条 海上保安部の担任に係る船舶の消火活動のため海上保安部から要請があった場合において、消防本部が協力する事項は次のとおりとする。

- (1) 海上保安部の指定する場所への消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油等による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- (3) その他船舶の火災等の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の現場指揮者と協議のうえ、有効な消火活動を行うものとする。

（火災原因調査等の協力）

第 5 条 船舶の火災の原因並びに火災又は消火活動により受けた損害の調査（以下「調査」という。）は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

2 海上保安部又は消防本部は、前項の担任区分による調査を行ったときは、その調査の内容を相互に通報するものとする。

3 消防本部は、第 1 項の調査の結果、放火等の犯罪があると認める場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとする。

4 海上保安部又は消防本部は、いずれかの側から第1項の調査のため協力の要請があったときは、これに協力するものとする。

(情報等の交換)

第6条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資材及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第7条 海上保安部又は消防本部が船舶の火災等を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第8条 海上保安部又は消防本部が単独で船舶の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用負担)

第9条 船舶の火災等による消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(協定の改定)

第10条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

この協定は、平成17年3月22日から実施する。

以上の証として2通を作成し、両者押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年4月1日

仙崎海上保安部長

長門市消防本部消防長

資料 2-8-3③

災害時等における緊急放送に関する協定

長門市（以下、「甲」という。）と株式会社FMながと（以下、「乙」という。）は、災害時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、長門市内に災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがある場合に、甲が乙の放送設備を使用して災害の情報に関する放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、長門市内において発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「緊急放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲が乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

第3条（運用）

1 乙の放送時間のときは、次の手順により実施する。

- (1) 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙が運用する演奏所（スタジオ）に緊急放送である旨を明示して概要を連絡する。
- (2) 乙は、緊急放送の概要を受信したときは、直ちに他の放送に優先して放送を行う。

2 乙の放送時間外のときは、次の手順により実施する。

- (1) 甲は、乙の責任者に連絡し、別に定める手順に従い、緊急放送を行う。
- (2) 甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

第4条（費用負担）

- 1 甲の要請に基づく災害情報等の放送に要する費用は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときの損害は、乙の負担とする。
- 3 乙の所有する緊急電話装置の費用は、乙の負担とする。また、その装置の点検、更新等に要する経費の負担についても同様とする。

第5条（連絡責任）

甲及び乙は、緊急放送が円滑にできるようにそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出

るものとし、異動があった場合も同様とする。

第6条（秘匿義務）

緊急電話放送装置の電話番号及び暗証番号は、甲乙共にこれを秘匿しなければならない。

第7条（期間）

この協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原達也

乙 長門市東深川808番地3
株式会社FMながと
代表取締役 藤田雅史

資料 2-8-3④ 下関市と災害時の相互応援に関する協定

下関市及び長門市（以下「協定市」という。）は、協定市の地域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する風水害、地震等の災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、被害を受けた相手側の市（以下「被災市」という。）に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、災害時の相互応援に関して次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。ただし、消防に関する相互応援は「山口県内広域消防相互応援協定」の定め、水道事業に関する相互応援は日本水道協会山口県支部における「相互応援対策要綱」の定めによるものとする。

- (1) 救助及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (2) 避難者及び傷病者等（以下「避難者等」という。）の受入
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

（自主応援活動の実施）

第2条 協定市は、地震等の大規模な災害の発生により被災市からの応援要請を待ついとまがないと認められた場合は、自らの判断により応援活動を実施できるものとする。

（避難者等の受入・搬送）

第3条 協定市は、被災市からの応援要請に応じることができるよう避難者等の受入体制を整えるものとする。

- 2 避難者等の搬送については、基本的に被災市において実施するものとする。ただし、被災市が、災害による体制等の混乱により避難者等の搬送が出来ない場合は、応援要請を受けた相手方の市（以下「応援市」という。）が搬送を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 被災市は、協定市への応援要請にあたっては、相手方の協定市に対して、次に掲げる事項を電話により通報し、別途書面による連絡を行うものとする。

- (1) 災害の状況

- (2) 応援を必要とする場所及び活動内容
- (3) 応援を希望する物資並びに資機材の品名及び数量
- (4) 避難者等の人数、状態、緊急性及び搬送の可否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として被災市が負担するものとする。ただし、第2条の規定により自らの判断で実施した応援活動に要した経費の負担については、協定市が協議して定めるものとする。

- (1) 救援物資に係る購入費及び輸送費
- (2) 救援資機材、車両等に係る借上料及び輸送費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協定市が必要と認める経費

(連絡担当課)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡することができる体制を整えるものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、毎年地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

第9条 この協定は、平成20年1月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、協定市は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成20年1月10日

山口県下関市南部町1番1号

下関市長 江島 潔

山口県長門市東深川1339番地2

長門市長 松林 正俊

資料 2-8-3⑤ 浜田市、益田市、長門市及び萩市の災害時の相互応援に関する協定書

浜田市、益田市、長門市及び萩市の各市（以下「協定市」という。）は、島根県及び山口県の県境に近接する4市の地域連携を強化し、協定市の地域内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する風水害、地震等の災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、災害時の相互応援に関して次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。ただし、既に締結された協定又は要綱がある事項の対応については、その定めによるものとする。

- (1) 消防（消火、救急、救助）、医療、給水、防疫、公共施設の応急復旧及び廃棄物処理等に必要な職員の派遣
- (2) 避難者及び傷病者等（以下「避難者等」という。）の受入並びに避難者の一時収容施設の提供
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫、避難所支援、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 災害応急対策活動に必要な車両等の提供
- (6) 廃棄物処理施設の提供
- (7) 災害ボランティアの斡旋及び義捐金の募集
- (8) 前各号に掲げるもののほか、被災市から特に要請のあった事項

（自主応援活動の実施）

第2条 協定市は、地震等の大規模な災害の発生により被災市からの応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、自らの判断により応援活動を実施できるものとする。この場合には、第4条の要請により実施したものとみなす。

（避難者等の受入・搬送）

第3条 協定市は、被災市からの応援要請に応じることができるよう避難者等の受入体制を整えるものとする。

- 2 避難者等の搬送については、基本的に被災市において実施するものとする。ただし、被災市が、災害による体制等の混乱により避難者等の搬送ができない場合は、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）が搬送を行うものとする。

(応援要請の手続)

第4条 被災市は、応援市への応援要請に当たっては、次に掲げる事項を電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする場所及び活動内容
- (3) 応援を希望する物資及び資機材の品名及び数量
- (4) 避難者等の人数、状態、緊急性及び搬送の可否
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援市は、対応可能な範囲で支援を行なうものとし、決定した支援内容を電話、ファクシミリ等により回答し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費のうち次に掲げるものは、原則として被災市が負担するものとする。

- (1) 救援物資に係る購入費及び輸送費
- (2) 救援資機材、車両等に係る借上料及び輸送費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、応援市が必要と認める経費

(災害補償等)

第6条 第1条第1号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援要請に基づく業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負う。

(連絡担当課)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡することができる体制を整えるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市は、この協定に基づく応援活動が円滑に行えるよう、毎年地域防災計画書その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生

じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成21年8月19日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、協定市は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年 8月19日

島根県浜田市殿町1番地
浜田市

浜田市長 宇津 徹男

島根県益田市常盤町1番1号
益田市

益田市長 福原 慎太郎

山口県長門市東深川1339番地2
長門市

長門市長 南野 京右

山口県萩市大字江向510番地
萩市

萩市長 野村 興兒

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知

するものとする。

- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。

なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
- (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

山 口 県

山 口 県 知 事

二 井 関 成

下 関 市

下 関 市 長

中 尾 友 昭

宇 部 市

宇 部 市 長

久 保 田 后 子

山 口 市

山 口 市 長

渡 辺 純 忠

萩 市

萩 市 長

野 村 興 兒

防 府 市

防 府 市 長

松 浦 正 人

下 松 市

下 松 市 長

井 川 成 正

岩 国 市

岩 国 市 長

福 田 良 彦

光 市

光 市 長

市 川 熙

長 門 市

長 門 市 長

大 西 倉 雄

柳井市	
柳井市長	井原健太郎
美祢市	
美祢市長	村田弘司
周南市	
周南市長	木村健一郎
山陽小野田市	
山陽小野田市長	白井博文
周防大島町	
周防大島町長	椎木巧
和木町	
和木町長	古木哲夫
上関町	
上関町長	柏原重海
田布施町	
田布施町長	長信正治
平生町	
平生町長	山田健一
阿武町	
阿武町長	中村秀明

資料 2-8-3⑦

全国伝統地名（旧国名）市町 災害時相互支援に関する協定書

全国伝統地名（旧国名）市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生じた場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第1条 支援の種類は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （3） 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （4） 被災者を一時収容するための施設の提供
- （5） ボランティアのあっせん
- （6） 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第2条 協定市町が被災したと見込まれる際には、当該年度に事務局となった市町は被災市町に次の各号に定める事項を確認し、協定市町へ支援の要請を行うものとする。ただし、当該年度に事務局となった市町が被災した場合は、前年度事務局市町が行うものとする。

- （1） 被害状況
- （2） 前条第1号及び第2号に掲げる支援を要する品名、数量等
- （3） 前条第3号に掲げる職員の特性及び人員数
- （4） 支援隊の集結場所及びその経路
- （5） 支援の期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第3条 支援の要請を受けた市町は、業務に支障のないかぎり、これを実施するものとする。

（維持管理）

第4条 支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、原則として支援を要請した市町の負担とする。ただし、特別な事情により負担が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定するものとする。

（災害支援本部及び業務）

第6条 市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町に各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、事務局から被災市町の情報を得て、支援を行うものとする。

2 本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。

3 前2項を行うため、市町は毎年度4月中に窓口となる連絡先を相互に交換することとする。
(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から2年間とする。ただし、市町から期間満了の1年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに2年間有効とし、以後この例による。

附 則

1 この協定は、令和4年(2022年)4月1日から効力を生じるものとする。

2 全国伝統地名(旧国名)市町災害時相互支援に関する協定(平成25年(2013年)9月1日締結)は、廃止とする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日

青森県むつ市長 宮 下 宗一郎

兵庫県播磨町長 清 水 ひろ子

三重県志摩市長 橋 爪 政 吉

岡山県美作市長 萩 原 誠 司

京都府京丹後市長 中 山 泰

山口県長門市長 江 原 達 也

大阪府摂津市長 森 山 一 正

徳島県阿波市長 藤 井 正 助

大阪府和泉市長 辻 宏 康

愛媛県伊予市長 武 智 邦 典

第 号
年 月 日

市町 市町長 様

市町名
市町長 印

災害発生による支援要請について

全国伝統地名（旧国名）市町災害時相互支援に関する協定に基づき、支援を要請します。

項目	内容
1. 被害状況	
2. 支援を要する品名、 数量等	
3. 支援を要する職員の 特性及び人員数	
4. 支援隊の集結場所 及びその経路	
5. 支援の期間	
6. その他支援に必要な 事項	

資料 2-8-3⑧ 災害時における相互応援協定書

山口県長門市と宮城県本吉郡南三陸町（以下「協定市町」という。）は、協定市町の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）の要請に応じ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互に応援することについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 この協定による応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品(次条第1項第3号において「物資」という。)並びにその供給に当たり必要な資機材の提供
- (3) 被災者の受入れ及び住宅のあっせん
- (4) 災害応急対策に必要な車両及び資機材の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、電話その他の方法により次の事項を明確にした上で要請を行い、事後速やかに当該要請に係る文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (3) 応援を必要とする物資、車両及び資機材の種類並びに数量
- (4) 応援を必要とする場所及び当該場所までの経路
- (5) 応援が必要と見込む期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 被災市町において大規模な災害が発生したことが明らかであって、通信途絶等の状況にある場合、協定市町は、自主的に情報を収集し、応援が必要と判断されるときは、この協定による応援を行うことができる。この場合においては、前項の要請があったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって対応するものとする。

(指揮)

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援の要請を行った被災市町の指揮の下に行動しなければならない。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、協定市町により協議し、決定するものとする。

(情報交換)

第6条 協定市町は、この協定に基づく応援が的確かつ円滑に行われるよう、平時から必要に応じ協議することとし、地域防災計画における規定事項その他の必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定書に定めるもののほか、この協定の履行に関し必要な事項は、その都度協定市町により協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、協定市町の長が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 12 月 22 日

長門市長

南三陸町長

総社市・長門市災害時相互応援に関する協定書

岡山県総社市及び山口県長門市（以下「協定市」という。）は、地震等の大規模な災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市の区域内において、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生し、被災者支援等の応急対策の実施が十分に出来ない場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- （2）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （4）避難が必要な被災者の受け入れ
- （5）市民等の災害救助ボランティアの斡旋
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することとし、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号の応援を要請する場合は、物資等の品目、数量等
- （3）前条第3号の応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- （4）応援の場所及びその場所への経路
- （5）応援を必要とする期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

(応援物資等の輸送)

第5条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援市が行うものとする。

(応援に要する経費の負担)

第6条 前2条の規定に基づく応援に要した経費(輸送費を含む。)は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請市が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協定市が協議の上定めるものとする。

(応援職員の指揮)

第7条 応援市から要請市に派遣された職員は、要請市の指揮により活動するものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定書は、締結した日から効力を発生するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定書に定めていない事項については、協定市が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年11月6日

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市長 片岡 聡 一

山口県長門市東深川1339番地2

長門市長 大西 倉 雄

災害時における消防用水の供給支援に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と有限会社生コンながと（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な消防用水（以下「用水」という。）の供給支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域で火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行う用水の供給支援に係る協力要請について、適切かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定め、もって地域の減災に寄与することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、甲の用水供給体制のみでは災害対応が困難であって、用水の供給支援を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して協力要請を行うことができる。

2 乙は、前項の協力要請（以下「協力要請」という。）があったときは、可能な限り積極的に甲に協力するものとし、甲の指示する用水の供給支援を行うものとする。

（協力要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して協力要請をするときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は乙に対して電話等で口頭により協力要請をすることができるものとし、事後において速やかに同項の協力要請書を乙に提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、協力要請のあった業務（以下「業務」という。）を開始したときは、電話等により甲に対して、業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、業務を完了したときは、協力活動報告書（様式第2号）により、速やかに甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第5条 業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、用水については甲が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙の業務に要した費用の内、通常業務時間外の人件費については、甲乙協議して決定するものとする。

2-08-03⑩災害時における消防用水の供給支援に関する協定

(損害の負担)

第6条 業務により、第三者に損害が生じたときは、甲乙協議してその処理解決に当たるものとする。

2 業務により、乙に損害が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

(業務の回避)

第7条 乙は、危機管理上やむを得ない事情により、業務の実施が困難であると判断した場合は、その業務を実施しないことができる。

(訓練の実施)

第8条 業務を円滑に実施するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては長門市消防本部警防課長、乙については、有限会社生コンながと専務取締役とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第12条 この協定の内容は、甲乙協議の上、随時変更することができる。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年(2022年)3月3日

甲 長門市

長門市長

乙 有限会社生コンながと

代表取締役

資料 2-8-3①

一般国道191号（萩・三隅道路）萩市飯井地区及び長門市飯井地区
緊急避難施設に関する覚書

中国地方整備局山口河川国道事務所長（以下「甲」という。）並びに萩市長（以下「乙」という。）及び長門市長（以下「丙」という。）とは、次の事項について、覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、一般国道191号（萩・三隅道路）萩市飯井地区及び長門市飯井地区緊急避難施設（以下「緊急避難施設」という。）に関する必要事項を定め、地域住民の避難場所を確保することを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲並びに乙及び丙は、この覚書の目的を達成するため、常に緊密な連携を保ち、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 この覚書の対象となる範囲は、別添図面のとおりとする。

- 別添図面
- 1) 位置図
 - 2) 管理区分図 縮尺=1/500

（施設の使用）

第4条 乙及び丙は、甲が設置した緊急避難施設を使用することが必要となった場合は、無償で使用できるものとする。

（維持管理）

第5条 甲並びに乙及び丙が行う維持管理の範囲は、別添管理区分図及び別紙のとおりとする。

- 2 甲並びに乙及び丙は、別添管理区分図及び別紙の内容について変更する必要がある場合は、その都度協議するものとする。

（費用の負担）

第6条 維持管理に要する費用は、第5条1項に規定する維持管理の範囲をに応じて、各維持管理者が負担するものとする。

(損害賠償及び苦情等の処理)

第7条 この覚書の目的を履行する中で、施設利用者等（以下「第三者」という。）に損害を与えた場合における当該損害の賠償及び第三者から苦情等があった場合の処理については、甲並びに乙及び丙協議のうえ、その解決にあたるものとする。

(緊急避難施設の移設等の措置)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、緊急避難施設の移設及び撤去等の適切な措置を乙及び丙に通知のうえ、行うことができる。

- 一 道路に関する工事（道路法第12条の国道の新設又は改築、第13条第1項の国道の維持修繕、第22条第1項の道路に関する工事又は道路の維持、第23条第1項の工事、第24条の道路に関する工事又は維持、第32条及び第35条の道路の占用並びに第40条の道路の現状回復をいう。）が生じた場合。
- 二 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

(その他)

第9条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲並びに乙及び丙が協議して定めるものとする。

以上覚書交換の証として、本書3通を作成し、甲並びに乙及び丙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 4 年 9 月 7 日

甲 国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所長

山 田 直 也

乙 萩市長

田 中 文 夫

丙 長門市長

江 原 達 也

資料 2-8-3⑫ 損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

第1条 （本協定書の目的）

甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた住民（市外在住で長門市内に住家を所有する者を含みます。以下同様とします。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定書の規定に基づき、互いに協力するものとする。

第2条 （損害調査結果の提供及び利用）

- 1 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による甲の住民の被害に関する以下の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。
 - 1 住民から提供を受けたデータ及び情報
 - 2 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
 - 3 その他甲と乙が合意した事項
- 2 前項にかかわらず、乙は、住民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。
- 3 甲は、乙の事前の同意がない限り、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、他の目的のために利用しないものとする。
- 4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

第3条 （法令の遵守）

- 1 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律その他一切の法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第 2 項の住民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

第4条 （被害認定の判断）

- 1 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。
- 2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲またはその住民に損害または損失が生じた場合であっても、乙に故意または重過失がない限り、乙に対して損害または損失の賠償または補償を求めないものとする。

第5条 （有効期間）

- 1 本協定書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 2 甲または乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本協定書を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定書は同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定書が終了（理由の如何を問わない。）した場合であっても、第3条、第4条、第6条、及び第7条の規定はなお効力を有するものとする。

第6条 （秘密保持）

- 1 甲及び乙は、本協定書に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供、公表または漏洩等してはならないものとする。
- 2 甲または乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

第7条 （協議）

甲及び乙は、本協定書に定めのない事項または本協定書の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

以上

本協定書の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲： 山口県長門市東深川1339番地2

山口県長門市長 江 原 達 也

乙： 山口県山口市小郡高砂町2番地8

三井住友海上火災保険株式会社山口支店
支 店 長 木 野 村 明 彦

資料 2-8-5 水防倉庫と資機材備蓄状況一覧表

土木事務所名 及び水防管理 団体名 (地区名)	倉庫の位置	輸送設備				備蓄器具										備蓄資材						備考			
		乗用車 (台)	四輪 駆動車 (台)	トラク ク		スコ ップ	つる はし	く わ	お の	掛 矢	か ま	ペ ン チ	の こ	じ よ れ ん	ハ ン マ ー	照 明 器 具	ロ ー プ	杭 (本)			鉄 線 (本)		土 の う 袋 (本)	ブ ル ー シ ー ト	
				大	小													5m	3m	2m	11番				14番
長門土木建築事務所	長門市東深川 正明市2区	8				5	5	2	1	1	6	1	2	3	1		7			50	80		10,000	100	
長門	長門市東深川 正明市4区	10	1		2	22	4	21	0	4	4	0	5	0	0		1			40			550	133	てみ 17
三隅	長門市三隅中 1473番地	3	1	2	1	15	7	12	3	4	2	4	5	7	3	1	5						1,000	15	てみ 20
日置	長門市日置上 6143番地22		2		3	17	2	3			2	3	3	3	3		5						500	44	てみ 4
油谷	油谷支所	4	1		2	25	6			5	3	1	0		1		6			140			700	48	
水防管理団体計		17	5	2	8	79	19	36	3	13	11	8	13	10	7	1	17	0	0	180	0	0	2,750	240	41
長門土木建築事務所管内計		25	5	2	8	84	24	38	4	14	17	9	15	13	8	1	24	0	0	230	80	0	12,750	340	41

資料2-9-2① 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類										指定 の避難 場所 の 重複	想定収容人数 (1人あたり2㎡)	
			洪水 (想定最大)	洪水 (計画雨量)	土石 崩れ、 地滑り 及び	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内 水 氾濫	ため池	現 火 象 山			
1	通小学校(屋内運動場)	長門市通1211番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	282人
2	通交流プラザ(通漁村センター)	長門市通671番地15	○	○						○	○	○			180人
3	通体育館	長門市通313番地1	○	○			○			○	○	○			457人
4	大日比公会堂	長門市仙崎2165番地2	○	○				○				○			64人
5	青海島体育館	長門市仙崎2873番地	○	○			○			○	○	○			260人
6	仙崎交流プラザ	長門市仙崎2000番地	○	○	○			○				○			116人
7	仙崎小学校(屋内運動場)	長門市仙崎1230番地	○	○	○			○				○	○		554人
8	仙崎中学校(屋内運動場)	長門市仙崎11181番地1	○	○	○			○		○	○	○	○	○	440人
9	山口県立大津緑洋高等学校 水産校舎 (屋内運動場)	長門市仙崎1002番地	○	○	○			○				○			345人
10	ながと総合体育館	長門市仙崎10818番地1	○	○	○			○		○	○	○		○	735人
11	山口県立大津緑洋高等学校 大津校舎 (屋内運動場)	長門市東深川427番地2	○	○	○			○				○			360人
12	中央交流プラザ	長門市東深川1326番地6			○			○		○					100人
13	長門市保健センター	長門市東深川1326番地6			○			○		○					63人
14	深川小学校(屋内運動場)	長門市東深川2688番地1			○			○		○					479人
15	深川中学校(屋内運動場)	長門市東深川2714番地1	○	○	○			○		○		○	○	○	812人
16	ながとスポーツ公園(グラウンドゴルフ場・芝生広場)	長門市東深川2936番地	○	○	○			○		○		○			4,100人
17	みのり保育園	長門市西深川3766番地	○	○	○			○		○		○			96人
18	ながとラボ	長門市西深川10270番地10	○	○	○			○		○		○			68人
19	長門農業者トレーニングセンター	長門市深川湯本10584番地3	○	○	○			○		○		○			500人
20	向陽小学校(屋内運動場)	長門市深川湯本738番地1	○	○				○		○		○			250人
21	大畑体育館	長門市洪木501番地1	○	○				○		○		○			390人
22	ヤマネスタジアム 俵山 管理棟	長門市俵山11356番地	○	○	○			○		○		○			27人
23	ヤマネスタジアム クラブハウス	長門市俵山11356番地	○	○	○			○		○		○	○	○	103人
24	俵山交流プラザ	長門市俵山2302番地1			○			○		○		○			84人
25	俵山小学校(屋内運動場)	長門市俵山2310番地1			○			○		○		○			270人
26	俵山湯の家(地域交流ホール)	長門市俵山4827番地1	○	○				○		○		○			97人
27	宗頭交流プラザ	長門市三隅上3228番地1						○		○		○			100人
28	湯免ふれあいセンター	長門市三隅中251番地6	○	○	○			○		○		○		○	215人
29	三隅中学校(屋内運動場)	長門市三隅中1504番地			○			○		○		○		○	814人
30	明倫小学校(屋内運動場)	長門市三隅中1512番地3			○			○		○		○			368人
31	三隅保健センター	長門市三隅中1473番地			○			○		○		○			144人

NO	施設・場所名	住所	対象とする異常な現象の種類										所 指 と 定 の 重 難	想定収容人数 (1人あたり2㎡)	
			洪水 (想定最大)	洪水 (計画雨量)	土石 地崩 り滑 れ及 び崖 崩れ	高潮	地震	津波	大規 模火 事	内 海 水 溢	ため 池	現 象 山			
32	三隅交流プラザ	長門市三隅下518番地			○	○		○	○		○				385人
33	野波瀬三世代交流館	長門市三隅下3875番地4	○	○		○	○	○	○	○	○				124人
34	小島漁村センター	長門市三隅中3914番地16	○	○			○		○		○				57人
35	浅田小学校(屋内運動場)	長門市三隅下2002番地2	○	○	○		○	○	○	○			○		255人
36	三隅勤労者スポーツセンター	長門市三隅下2378番地28	○	○	○				○	○					402人
37	神田小学校(屋内運動場)	長門市日置上2123番地	○	○		○	○	○	○	○	○				290人
38	日置農村活性化交流センター	長門市日置上3137番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○				96人
39	日置中学校(屋内運動場)	長門市日置上6215番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		459人
40	日置小学校(屋内運動場)	長門市日置上6150番地1		○	○	○	○	○	○	○	○		○		392人
41	日置保健センター	長門市日置上5914番地3	○	○	○	○	○	○	○	○	○				78人
42	日置交流プラザ	長門市日置上5880番地1	○	○	○	○		○	○	○	○				369人
43	長門市日置B&G海洋センター(体育館)	長門市日置上5880番地1	○	○	○	○		○	○	○	○				363人
44	山口県立大津緑洋高等学校 日置校舎 (屋内運動場)	長門市日置上401番地2	○	○	○	○	○	○	○	○	○				385人
45	あけぼの園(地域交流ホーム)	長門市油谷久富10045番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○				126人
46	わいわい子どもセンター	長門市油谷新別名10672番地1	○	○		○	○	○	○	○	○				51人
47	ラポールゆや	長門市油谷新別名10833番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		429人
48	油谷中央交流プラザ	長門市油谷新別名10803番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○				138人
49	油谷小学校(屋内運動場)	長門市油谷新別名10666番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		300人
50	菱海中学校(屋内運動場)	長門市油谷河原1016番地	○	○		○	○	○	○	○	○				826人
51	油谷河原農業研修所	長門市油谷河原1391番地		○	○	○	○	○	○	○	○				85人
52	油谷勤労者体育センター	長門市油谷河原2016番地		○	○				○	○	○				516人
53	蔵小田交流館	長門市油谷蔵小田1013番地		○		○			○	○	○				100人
54	旧伊上小学校 校舎	長門市油谷伊上2391番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○				263人
55	宇津賀多目的交流館	長門市油谷後畑151番地	○	○		○	○	○	○	○	○				88人
56	宇津賀交流プラザ	長門市油谷後畑1894番地1	○	○		○		○	○	○	○				70人
57	向津具交流プラザ	長門市油谷向津具下3265番地2	○	○		○		○	○	○	○				88人
58	向津具小学校(屋内運動場)	長門市油谷向津具下4102番地1	○	○	○	○	○	○	○	○			○		225人
59	山口県漁協大浦支店	長門市油谷向津具下1878番地3	○	○	○				○		○				65人
60	川尻漁村センター	長門市油谷川尻631番地	○	○	○	○			○	○	○				94人
61	萩・長門清掃工場「はなもゆ」	萩市大字山田2406番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		50人
62	飯井地区緊急避難施設	萩市三見4840番2地先				○		○							490人

長門市（以下「甲」という。）及び【宿泊施設】（以下「乙」という。）は、災害の発生又は災害が発生するおそれがあり、市内に避難情報を発令した際の避難者のうち要配慮者等の受入れ関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生又は災害が発生するおそれがあり、「警戒レベル3・高齢者等避難」以上の避難情報を発令した際、一般の避難場所において避難環境、感染症予防対策等により要配慮者等を保護する必要がある場合、甲の要請により宿泊施設の経営に支障のない範囲において、避難者の受け入れの協力をすることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする要配慮者等）

第2条 要配慮者等とは以下に該当する避難者とする。

避難行動要支援者名簿に記載された避難者又は高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時において特に配慮を要する避難者及び要配慮者の保護に必要な家族及び支援者で、感染症等の感染またはその疑いのない者とする。

（要請条件）

第3条 甲が、「警戒レベル3・高齢者等避難」以上の避難情報を発令し、災害規模の拡大や感染症対策等のため指定緊急避難場所が逼迫する等、要配慮者等を緊急に保護する必要がある場合。

（協力内容）

第4条 乙は、甲の要請に基づき以下の内容について協力する。

- (1) 避難に必要なスペースの提供
- (2) 避難生活に必要な手洗い場所、トイレ、照明、空調設備等の提供
- (3) 携帯電話、その他災害情報収集に必要な機器の使用に必要な電源の提供
- (4) その他、甲から要請があり、乙が対応可能と判断した事項

（要請手続）

第5条 甲は、宿泊施設においてコロナウイルス感染防止のため避難者を保護することが必要となった場合、電話等により口頭で要請避難者数、その他必要な情報とともに乙に受入れを要請し、じ後避難者名簿を付して文書で乙に提出するものとする。

2 乙は甲の要請に基づき、受入れ可能な避難者数を甲に回答するとともに、当該避難者の受入れを行うものとする。

3 甲は乙の避難者の受入れに先立ち、所要の職員を派遣し、乙の協力のもと避難者の受入れに係る細部の調整を実施した後、避難者を受け入れるものとする。

（協力期間）

第6条 避難者の受入れ期間は、甲が乙に協力を要請し受入れを承諾した時から災害発生のおそれなくなり、避難情報を解除し避難者が甲の施設を退去するまでの間とする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(経費)

第8条 第4条に関する本協力に係る経費については、原則無償とする。

2 第4条に関する事項以外の協力については有償とし、甲は必要な協力内容を事前に文書をもって乙に要請するとともに、甲・乙同意のもと本協力を行うものとする。

3 乙は有償による協力を行った場合は内容及び対価等について甲・乙協議の上、乙は甲に対し必要な経費を請求することができる。

(協議)

第9条 本協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月〇〇日

(甲) 長門市東深川1339番地2

長門市長 江原 達也

(乙) 長門市〇〇〇〇〇〇番地〇〇

【宿泊施設】

〇 〇 〇 〇 〇 〇

資料 2-9-6① 土砂災害警戒区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

No.	自然現象の種類	箇所名	分類	分類	施設の名称	所在地	電話番号
							FAX番号
1	地すべり	油谷向津具上(三)(1)	社会福祉施設	児童福祉施設	長門市立向津具保育園	長門市油谷向津具上1136番地26	0837-34-0142 0837-34-0142
2	急傾斜地の崩壊	油谷新別名(一)(6)	社会福祉施設	児童福祉施設	油谷子育て支援センター	長門市油谷新別名10672番地1	0837-32-1506 0837-32-1506
3	急傾斜地の崩壊	油谷新別名(一)(6)	社会福祉施設	児童福祉施設	油谷児童クラブ	長門市油谷新別名10672番地1	0837-32-1137 0837-32-1137
4	土石流	俵山(二)(2) 俵山(二)(4)	社会福祉施設	児童福祉施設	俵山幼稚園	長門市俵山2334番地1	0837-29-0830 0837-29-0830
5	土石流	俵山(二)(122)	社会福祉施設	児童福祉施設	俵山湯の家	長門市俵山4827番地1	0837-29-0831 0837-29-0900
6	急傾斜地の崩壊 土石流	俵山(一)(116) 俵山(二)(117)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	老人保健施設かつら苑	長門市俵山4910番地1	0837-29-0564 0837-29-0772
7	土石流	深川湯本(二)(29) 深川湯本(二)(30) 深川湯本(二)(31)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	養護老人ホームゆもと苑	長門市深川湯本10600番地1	0837-22-7000 0837-22-7005
8	土石流	深川湯本(二)(29) 深川湯本(二)(30) 深川湯本(二)(31)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	ゆもと苑デイサービスセンター	長門市深川湯本10600番地1	0837-22-7001 0837-22-7005
9	土石流	深川湯本(二)(29) 深川湯本(二)(30) 深川湯本(二)(31)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム 吉祥苑	長門市深川湯本10600番地1	0837-22-7700 0837-22-7711
10	土石流	深川湯本(二)(29) 深川湯本(二)(30) 深川湯本(二)(31)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	グループホーム きららの里	長門市深川湯本10600番地1	0837-22-7006 0837-22-7005
11	急傾斜地の崩壊	仙崎(一)(35)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	グループホームゆうなぎ	長門市仙崎10040番地1	0837-26-5005 0837-26-5001
12	急傾斜地の崩壊	仙崎(一)(35)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	デイサービスゆうなぎ	長門市仙崎10040番地1	0837-26-5006 0837-26-5001
13	急傾斜地の崩壊 土石流	三隅(一)(43) 三隅(二)(41) 三隅(二)(42) 三隅(二)(43)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム 明和苑	長門市三隅中1811番地	0837-43-1234 0837-43-1053
14	急傾斜地の崩壊 土石流	三隅(一)(43) 三隅(二)(41) 三隅(二)(42) 三隅(二)(43)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	デイサービスセンター明和苑	長門市三隅中1811番地	0837-43-0574 0837-43-1053
15	急傾斜地の崩壊 土石流	三隅(一)(43) 三隅(二)(41) 三隅(二)(42) 三隅(二)(43)	社会福祉施設	老人福祉関係施設	特別養護老人ホーム シャイディック和木	長門市三隅中1811番地	0837-43-1234 0837-43-1053
16	急傾斜地の崩壊 土石流	深川湯本(一)(35) 深川湯本(二)(29) 深川湯本(二)(30) 深川湯本(二)(31)	社会福祉施設	障害児・者施設等	福祥苑	長門市深川湯本10620番地2	0837-22-6423 0837-22-6437
17	土石流	西深川(二)(8)	社会福祉施設	障害児・者施設等	地域活動支援センター たけのこ村	長門市西深川845番地1	0837-22-1633 0837-22-2212
18	急傾斜地の崩壊	西深川(一)(16)	社会福祉施設	障害児・者施設等	長門市児童デイ・ケアセンター あゆみ	長門市西深川3767番地5	0837-23-1213 0837-23-1213
19	急傾斜地の崩壊	通(一)(25) 通(一)(24)	学校	小学校	通小学校	長門市通1211番地1	0837-28-0234 0837-28-0236
20	急傾斜地の崩壊 土石流	深川湯本(一)(11) 深川湯本(二)(22)	学校	小学校	向陽小学校	長門市深川湯本738番地1	0837-22-2425 0837-22-6025
21	土石流	俵山(二)(3) 俵山(二)(4)	学校	小学校	俵山小学校	長門市俵山2310番地1	0837-29-0833 0837-29-0893
22	急傾斜地の崩壊	日置上(一)(37) 日置上(一)(38)	学校	小学校	神田小学校	長門市日置上2123番地	0837-37-3012 0837-37-4360
23	急傾斜地の崩壊	東深川(一)(15)	学校	中学校	深川中学校	長門市東深川2714番地	0837-22-2428 0837-22-2429
24	急傾斜地の崩壊 土石流	油谷河原(一)(2) 油谷河原(二)(1)	学校	中学校	菱海中学校	長門市油谷河原1016番地	0837-32-1104 0837-32-2950
25	急傾斜地の崩壊 土石流	仙崎(一)(37) 仙崎(二)(29) 仙崎(二)(30)	医療関係施設	病院	長門総合病院	長門市東深川10085番地	0837-22-2220 0837-22-6542
26	急傾斜地の崩壊 土石流	俵山(一)(116) 俵山(二)(117) 俵山(二)(118)	医療関係施設	診療所	たわらやま診療所	長門市俵山4912番地1	0837-29-0102 0837-29-0772
27	急傾斜地の崩壊 土石流	三隅(一)(28) 三隅(一)(29) 三隅(二)(36) 三隅(二)(37) 三隅(二)(39)	医療関係施設	病院	三隅病院	長門市三隅中3242番地	0837-43-0711 0837-43-2125
28	地すべり	油谷向津具下(三)(13)	医療関係施設	診療所	戸嶋医院	長門市油谷向津具下3369番地2	0837-34-0003 0837-34-5011
29	土石流	仙崎(二)(29)	医療関係施設	診療所	長門市応急診療所	長門市仙崎198番地1	0837-27-0199 0837-27-0299
30	地すべり	油谷向津具下(三)(11)	医療関係施設	診療所	藤本歯科医院	長門市油谷向津具下3127番地1	0837-34-0380 0837-34-0380

資料 2-9-6② 浸水想定区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

No.	水系	河川	分類	分類	施設の名称	所在地	電話番号 FAX番号	
1	深川川	深川川	社会福祉施設	児童福祉施設 (認定こども園)	深川幼稚園	長門市東深川980番地26	0837-22-2033	0837-22-8432
2	深川川	深川川	社会福祉施設	児童福祉施設	深川幼稚園にこにこクラブ	長門市東深川980番地26	0837-22-2033	0837-22-2033
3	三隅川	三隅川	社会福祉施設	児童福祉施設	三隅児童クラブ	長門市三隅中1512番地3	0837-43-0065	0837-43-0065
4	深川川	深川川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	老人保健施設サンライズ21	長門市東深川889番地1	0837-23-0021	0837-23-0023
5	掛淵川	掛淵川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	老人保健施設福寿苑	長門市日置中2488番地3	0837-37-3912	0837-37-3925
6	深川川	深川川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	デイサービスセンターしあわせ長門	長門市東深川1321番地1	0837-22-8556	0837-22-4340
7	三隅川	三隅川	社会福祉施設	障害児・者施設等	きらりファーム	長門市三隅中1470番地	0837-43-0330	0837-43-0330
8	三隅川	三隅川	学校	幼稚園	宗頭幼稚園	長門市三隅上3225番地1	0837-43-0242	0837-43-0242
9	三隅川	三隅川	学校	小学校	明倫小学校	長門市三隅中1512番地3	0837-43-0011	0837-43-2811
10	三隅川	三隅川	学校	小学校	三隅中学校	長門市三隅中1504番地	0837-43-0911	0837-43-2319
11	木屋川	木屋川	学校	小学校	依山小学校	長門市依山2310番地1	0837-29-0833	0837-29-0893
12	掛淵川	掛淵川	学校	小学校	日置小学校	長門市日置上6150番地1	0837-37-2069	0837-37-2072
13	深川川	深川川	医療関係施設	病院	岡田病院	長門市東深川888番地	0837-23-0033	0837-23-0035
14	掛淵川	掛淵川	医療関係施設	病院	福永病院	長門市日置中2490番地	0837-37-3911	0837-37-4037
15	深川川	深川川	医療関係施設	診療所(有床)	國司眼科医院	長門市東深川890番地42	0837-22-2749	0837-22-7878
16	深川川	深川川	医療関係施設	診療所(有床)	持山外科整形外科医院	長門市東深川983番地3	0837-22-1555	0837-22-2181
17	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	岡田クリニック	長門市深川1858番地1	0837-22-2717	0837-22-4530
18	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	天野内科胃腸科医院	長門市東深川2010番地1	0837-22-2210	0837-22-6703
19	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	しみず循環器科内科医院	長門市東深川1385番地1	0837-22-2205	0837-22-3355
20	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	半田内科クリニック	長門市東深川837番地1	0837-23-3030	0837-23-3311
21	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	吉村内科	長門市東深川1953番地1	0837-22-3322	0837-22-3238
22	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	長門診療所	長門市東深川1897番地1	0837-22-2440	0837-22-2451
23	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	綿貫耳鼻咽喉科	長門市東深川924番地11	0837-23-4133	0837-23-4187
24	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	近藤歯科医院	長門市東深川2098番地1	0837-22-8148	0837-22-8148
25	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	杉山歯科医院	長門市東深川1176番地2	0837-22-0803	0837-22-1481
26	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	田中歯科医院	長門市東深川906番地1	0837-22-6480	0837-22-5596
27	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	つつみ歯科医院	長門市東深川1382番地1	0837-22-8663	0837-22-8663
28	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	西嶋歯科医院	長門市東深川901番地1	0837-22-4542	0837-22-4542
29	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	やまさき歯科医院	長門市東深川1930番地8	0837-23-3333	0837-23-3335

No.	水系	河川	分類	分類	施設の名称	所在地	電話番号
							FAX番号
30	深川川	深川川	社会福祉施設	児童福祉施設 (認定こども園)	あおい幼稚園	長門市仙崎446番地1	0837-27-0415 0837-27-0416
31	深川川	深川川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	いそしばデイサービス	長門市東深川525番地1	0837-26-3558 0837-27-0007
32	三隅川	三隅川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	きんさい家	長門市三隅下1295番地1	0837-43-2882
33	三隅川	三隅川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	清風オリオン	長門市三隅中286番地	0837-42-0008 0837-43-2219
34	掛淵川	掛淵川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	リハビリ型デイサービスかなで	長門市油谷河原1444番地	0837-32-2300 0837-32-2301
35	掛淵川	掛淵川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	グループホームやすらぎの里	長門市油谷河原2016番地11	0837-32-1517 0837-32-1518
36	掛淵川	掛淵川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	あけぼの園 ほのぼのホーム	長門市油谷新別名926番地2	0837-32-0111 0837-32-0111
37	掛淵川	掛淵川	社会福祉施設	老人福祉関係施設	ハピネスさざんか	長門市日置中1451番地4	0837-37-3339 0837-37-3339
38	深川川	深川川	医療関係施設	診療所	上野歯科医院	長門市西深川4082番地1	0837-22-6527 0837-22-5109
39	三隅川	三隅川	医療関係施設	診療所	吉村歯科医院	長門市三隅下1484番地	0837-43-1706 0837-43-1726
40	掛淵川	大坊川	医療関係施設	診療所	重田歯科医院	長門市油谷河原1110番地1	0837-32-2555 0837-32-2929
41	掛淵川	掛淵川	医療関係施設	診療所	藤井歯科医院	長門市油谷新別名993番地11	0837-32-0037 0837-32-0088
42	三隅川	三隅川	医療関係施設	診療所	桑原医院	長門市三隅下1367番地5	0837-43-0010 0837-43-0108
43	掛淵川	掛淵川	医療関係施設	診療所	木村クリニック	長門市油谷新別名953番地2	0837-32-0008 0837-32-2484

資料 2-9-6③ 津波災害警戒区域内に所在する災害時に避難確保を要する要配慮者利用施設一覧表

No.	分類	分類	施設の名称	所在地	電話番号
					FAX番号
1	社会福祉施設	児童福祉施設	長門市立向津具保育園	長門市油谷向津具上1136番地26	0837-34-0142
					0837-34-0142
2	社会福祉施設	老人福祉関係施設	グループホームやすらぎの里	長門市油谷河原2016番地11	0837-32-1517
					0837-32-1518

資料 2-11-4① 災害時における福祉避難所に関する協定書

(趣旨)

第1条 長門市(以下「甲」という。)と社会福祉法人 ○○○(以下「乙」という。)は、地震、風水害、火災その他の災害(以下「災害」という。)により、あらかじめ指定する避難所(以下「避難所」という。)での生活が困難な要配慮者を受け入れるための福祉避難所の利用について、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第2条 この協定において要配慮者とは、次に掲げる者のうち、避難所において介護等を要するものをいう。

- (1)介護保険の要介護認定者
- (2)心身障害者(児)
- (3)前各号に準じる者

(施設の使用の要請及び受諾)

第3条 甲は、避難所での避難生活が困難と認められる要配慮者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく甲からの要請について、出来る限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所)

第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1)養護老人ホーム ○○○
- (手続き等)

第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認したうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1)要配慮者の氏名、住所、生年月日(年齢)、心身の状況等
- (2)身元引受人の氏名、続柄、連絡先等
- (3)使用する期間

2 乙は、前項の規定により甲からの依頼に対し受諾する場合は、書面をもって回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要配慮者を第4条に規定する施設に移送するよう努めるものとする。

(管理運営の期間)

第7条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のある場合は、この限りでない。

(物資の調達)

第8条 甲は、必要に応じて、要配慮者等が福祉避難所において必要な物資の調達に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、要配慮者が利用期間内に要した経費については、次のとおり乙に支払うものとする。

- (1)介護認定又は障害区分認定を有する要配慮者の場合は、各々、介護保険施設又は障害者支援施設

設における報酬単価並びに食費、居住費相当額の合計額

(2)上記以外の要配慮者の場合は、長門市高齢者福祉サービス「高齢者短期宿泊事業」による、委託料及び利用者負担相当額の合計額

(個人情報の保護)

第 10 条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び長門市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和 4 年長門市条例第 35 号)に基づき、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、業務の実施に当たり、業務上知り得た要配慮者又はその家族の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 12 条 乙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期限)

第 13 条 この協定の有効期限は、毎年度末とする。ただし、甲、乙双方に異議がない場合は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、別に甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原達也

乙 長門市〇〇〇〇〇〇〇番地
社会福祉法人 〇〇〇
理事長 〇 〇 〇 〇

資料 2-11-4② 災害時における福祉避難所に関する協定書締結施設一覧表

【高齢者関係施設】

施設名	所在地	設置者	施設電話番号
養護老人ホームゆもと苑	長門市深川湯本10600-1	社会福祉法人福祥会	22-7000
特別養護老人ホーム吉祥苑	長門市深川湯本10600-1	社会福祉法人福祥会	22-7700
特別養護老人ホーム明和苑	長門市三隅中1811	社会福祉法人明和会	43-1234
特別養護老人ホーム恵光苑	長門市東深川10062-27	社会福祉法人新永福社会	22-0723
特別養護老人ホーム養寿苑	長門市油谷向津具上10344	社会福祉法人同心会	34-1577
特別養護老人ホームへき楽園	長門市日置上3114	社会福祉法人へき寿会	37-4177
特別養護老人ホーム シャイディック和水	長門市三隅中1811	社会福祉法人明和会	43-1234
介護老人保健施設福寿苑	長門市日置中2488	医療法人社団福寿会	37-3912
介護老人保健施設かつら苑	長門市依山4910-1	医療法人人生山会	29-0564
介護老人保健施設サンライズ21	長門市東深川889-1	医療法人社団成蹊会	23-0021
グループホームきららの里	長門市深川湯本10600-1	社会福祉法人福祥会	22-7006
(NPO)グループホームひまわり	長門市油谷伊上2238	特定非営利活動法人ひまわり	32-1515
グループホームゆうなぎ	長門市仙崎10040-1	有限会社ライフサポートながと	26-5006
サービス付き高齢者向け住宅清風オリオン	長門市三隅中286	社会福祉法人清風会	42-0088
グループホームやすらぎの里	長門市油谷河原2016-11	社会福祉法人長門市社会福祉協議会	32-1517

【障害(児)者関係施設】

施設名	所在地	設置者	施設電話番号
障害者支援施設湯免清風園	長門市三隅中393-1	社会福祉法人清風会	43-2121
障害者支援施設福祥苑	長門市深川湯本10624-1	社会福祉法人福祥会	22-6423
障害者支援施設あけぼの園	長門市油谷久富10045	社会福祉法人永久会	32-1688
障害福祉サービス事業所キュアポート	長門市三隅中301-4	特定非営利活動法人キュアポート	43-2722

【児童関係施設】

施設名	所在地	設置者	施設電話番号
児童養護施設依山湯の家	長門市依山4827-1	社会福祉法人長門市社会福祉協議会	29-0831

資料 2-12-2 災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と青海島観光汽船株式会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の船舶による緊急輸送等の災害応急対策に関する協定を、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送等の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要ながあると認めるときは、乙に対し緊急輸送等の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者等の輸送業務
- (2) 災害応急対策に必要な人員の輸送業務
- (3) 食料品など生活必需品等の輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (5) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、口頭又は電話等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用（実費負担額）は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して決定する。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書（様式第3号）により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務を行う船舶が故障その他の理由により運航できなくなったときは、当該船舶を交換してその業務を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、業務を行う船舶の運航に際し、傷病又は死亡事故が発生したときは、甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第4号）により報告するものとする。

(補償)

第9条 甲は、第2条の規定に基づき緊急輸送等に従事した者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、次に掲げる場合を除き、山口県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成18年10月1日条例第33号）に定めるところに準じて、その損害を補償する。

(1) 応急対策に従事する者の、故意又は重大な過失による場合

(2) 乙及び応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 補償の支給を行う原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(訓練の実施)

第10条 乙は、甲から本協定に係る訓練実施の要請を受けたときは、可能な限りその要請に応じるものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意志表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年4月1日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

長門市長 大西 倉 雄

乙 山口県長門市仙崎宇漁港南4297番地2

青海島観光汽船株式会社
代表取締役 長尾 幸彦

資料 2-13-1① 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は長門市における地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対しての保有商品について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷認定書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の店舗等との間で、災害時における相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

山口県 長門市長 松 林 正 俊

乙

〇〇〇〇

提携先(乙)	協定締結日
山口県農業協同組合Aコープ店・各店舗	平成18年3月16日
LPガス協会長門支部	平成18年4月1日
株式会社フジ長門店	平成18年4月7日

資料 2-13-1② 災害時における飲料製品提供に関する協定

長門市(以下「甲」という。)と山口ヤクルト販売株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における飲料製品提供について、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における飲料製品の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、長門市内に震度5弱以上の地震を観測し、又は、それと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、甲において災害対策本部が設置され、飲料製品の提供について要請があったときは、次項の内容により協力するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害救援自動販売機の機内在庫の飲料製品を無償提供するものとする。

(協力の要請)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、飲料製品提供要請書(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(管理)

第4条 災害救援自動販売機の鍵については、乙が甲に貸与し、甲が保管するものとし、前条の要請により乙の承諾を得てから、甲自らが開錠するものとする。ただし、状況に応じて、乙は甲の開錠を手伝うものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り継続するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の解消の申出は、期間満了の1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき、又はこの協定を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年3月18日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

長門市

長門市長 松林 正俊

乙 山口県下関市綾羅木新町4丁目3番15号

山口ヤクルト販売株式会社

代表取締役 菊地 清隆

資料 2-13-1③ 災害時における物資供給に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行で

きるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年1月27日

甲 山口県長門市東深川1339番地2
長門市長 大西 倉 雄

乙 新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢 一

資料 2-13-1④災害時における災害救助物資確保に関する協定書

災害時における災害救助物資確保に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）は、災害時における災害救助物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長門市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、市民生活の早期安定を図るため、災害救助物資の調達及び供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請及び協力）

第2条 甲は、災害時における災害救助物資の確保を図るため、災害救助物資を調達する必要が生じたときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けたときは、災害救助物資の供給について可能な限り協力するものとする。

（報告）

第3条 甲は、この協定に基づく災害救援物資の確保が円滑に行われるため、必要と認める場合は、乙に対し、災害救援物資等の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

（連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては企画総務部防災危機管理課長とし、乙においては管理部チーフマネージャーとする。

（災害救助物資の種類）

第5条 甲がこの協定に基づき、乙から供給を受ける災害救助物資は、別紙のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、供給する災害救助物資を指定できるものとする。

（要請方法）

第6条 甲の乙に対する要請方法は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するとき又は文書によることが困難なときは、口頭又は電話等の方法により要請し、事後文書を提出するものとする。

（運搬）

第7条 災害救助物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて、甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(引き取り)

第8条 災害救助物資の引き渡し場所は、甲と乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上引き取るものとする。

(費用弁償)

第9条 この協定に基づき、乙が供給した災害救助物資の代金及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助物資の供給、運搬終了後、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議の申出がない限り、更に1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年11月20日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

長門市長 大西倉雄

乙 山口県山口市小郡上郷901-21
生活協同組合コープやまぐち

理事長 岡崎 悟

非常時における飲料供給に関する覚書

長門市（以下「甲」という。）、株式会社 千曲（以下「乙」という。）は、非常時における飲料供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の飲料商品を、災害等の非常時に救援物資として災害被害者等へ供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。なお、通常時における自動販売機の運用については、別途甲乙間で締結する「自動販売機設置協定書」（以下「原協定」という。）のとおりとする。

（自販機）

第2条 乙が設置する自販機は、別表に掲げるとおりとする。

（援助商品）

第3条 甲が、非常時に災害被害者等へ供給した乙の飲料商品は、乙が無償で提供するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第4条 乙は、甲に対し、非常時における自販機の開錠用として鍵を預け、甲はこれを適切に運用、保管するものとする。また、甲は乙の発行する鍵の預り証に記名捺印し、乙に手渡すものとする。

2 鍵の使用に関しては、長門市内に震度5弱以上の地震を観測し、又は、それと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、甲において災害対策本部が設置された場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないものとする。

3 甲が、非常時における飲料供給以外の目的で鍵を使用した事実が確認された場合、本覚書は失効し、乙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し、損失分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第5条 甲が、万が一前条の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担で鍵交換を実施するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から覚書解消の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。なお、原協定が終了した場合、本覚書は自動的に終了する。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月14日

(甲) 長門市東深川1339番地2
長門市長 大西倉雄

(乙) 益田市高津8丁目4-14
株式会社 千曲
代表取締役社長 山崎純

資料 2-13-1⑥ 災害時における施設利用及び備蓄品の提供等に関する協定書

災害時における施設利用及び備蓄品の提供等に関する協定書

萩・長門清掃一部事務組合（以下「甲」という。）及び株式会社はないろ（以下「乙」という。）と萩・長門清掃一部事務組合の構成市である萩市及び長門市（以下「丙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用及び備蓄品の提供等に関する協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が設置して乙が運営管理する萩・長門清掃工場施設の一部を丙が一時的な避難所として利用すること等について、必要な事項を定める。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2条 甲及び丙は、萩・長門清掃工場施設の一部を一時的な避難所として利用できることを丙の地域の住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において丙から避難所開設の要請があった場合、萩・長門清掃工場施設の一部を避難所として開設する。

（物資等）

第4条 甲が避難所を開設した場合、乙は避難者に甲の防災用備蓄倉庫に保管する物資の提供及び機材の貸出しを行う。

2 乙が防災用倉庫に保管する物資及び機材は、別表に掲げるものとする。

（避難所の管理及び費用負担）

第5条 避難所の管理運営は丙の責任において行う。

2 乙は避難所開設に伴う電気料金の増額分を負担するとともに防災用備蓄倉庫に保管する物資の提供及び機材の貸出しについては無償で行う。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は丙が避難所の開設を要請した日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間延長する必要がある場合、丙は甲と協議の上、甲に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所の終了）

第7条 丙は避難所の開設を終了する際は、文書で甲に通知するとともに、丙の責任により施設を原状に復し、甲の確認を受けるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めることができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、その他協定に疑義を生じたときは、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成28年11月7日

甲 萩市大字江向 510 番地
萩・長門清掃一部事務組合

管 理 者

野村興兒



乙 萩市大字山田 2406 番地
株式会社 はないろ

取締役社長

峰村 健



丙 萩市大字江向 510 番地
萩 市

萩 市 長

野村興兒



長門市東深川 1339 番地 2

長 門 市

長門市長

大西倉雄



非常時における飲料供給に関する覚書

長門市（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、非常時における飲料供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の飲料商品を、災害等の非常時に救援物資として災害被害者等へ供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。なお、通常時における自動販売機の運用については、別途甲乙間で締結する「自動販売機設置協定書」（以下「原協定」という。）のとおりとする。

（自販機）

第2条 乙が設置する自販機は、別表に掲げるとおりとする。

（援助商品）

第3条 甲が、非常時に災害被害者等へ供給した乙の飲料商品は、乙が無償で提供するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第4条 乙は、甲に対し、非常時における自販機の開錠用として鍵を預け、甲はこれを適切に運用、保管するものとする。また、甲は乙の発行する鍵の預り証に記名捺印し、乙に手渡すものとする。

2 鍵の使用に関しては、長門市内に震度5弱以上の地震を観測し、又は、それと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、甲において災害対策本部が設置された場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないものとする。

3 甲が、非常時における飲料供給以外の目的で鍵を使用した事実が確認された場合、本覚書は失効し、乙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し、損失分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第5条 甲が、万が一前条の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担で鍵交換を実施するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から覚書解消の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。なお、原協定が終了した場合、本覚書は自動的に終了する。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 長門市東深川1339番地2
長門市長 大西 倉 雄

(乙)

〇〇〇〇

提携先(乙)	覚書締結日
コカ・コーラウエスト株式会社	平成29年4月1日
株式会社伊藤園山口支店	平成30年10月1日

非常時における飲料供給に関する覚書

長門市（以下「甲」という。）、ネオス 株式会社（以下「乙」という。）及び大塚ウエルネスベンディング 株式会社（以下「丙」という。）は、非常時における飲料供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、丙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の飲料商品を、災害等の非常時に救援物資として災害被害者等へ供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。なお、通常時における自動販売機の運用については、別途甲乙間で締結する「自動販売機設置協定書」（以下「原協定」という。）のとおりとする。

（自販機）

第2条 丙が設置する自販機は、別表に掲げるとおりとする。

（援助商品）

第3条 甲が、非常時に災害被害者等へ供給した丙の飲料商品は、丙が無償で提供するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第4条 丙は、甲及び乙に対し、非常時における自販機の開錠用として鍵を預け、甲及び乙は、これを適切に運用、保管するものとする。また、甲は乙の発行する鍵の預り証に記名捺印し、乙に手渡すものとする。

2 鍵の使用に関しては、長門市内に震度5弱以上の地震を観測し、又は、それと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、甲において災害対策本部が設置された場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないものとする。

3 甲又は乙が、非常時における飲料供給以外の目的で鍵を使用した事実が確認された場合、本覚書は失効し、丙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲又は乙に対し、損失分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第5条 甲又は乙が、万が一前条の鍵を紛失した場合は、直ちに丙に連絡するとと

もに、甲又は乙の負担で鍵交換を実施するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成30年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲、乙又は丙から覚書解消の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。なお、原協定が終了した場合、本覚書は自動的に終了する。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ、解決に努めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月14日

(甲) 長門市東深川1339番地2
長門市長 大西倉雄

(乙) 東京都江東区亀戸一丁目42番20号
ネオス 株式会社
代表取締役社長 今泉 玄

(丙) 大阪府大阪市北区中之島6-2-40
中之島インテス14F
大塚ウエルネスベンディング 株式会社
関西支店 支店長 浜崎 秀成

災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と株式会社 丸久（以下「乙」という。）は長門市における地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）発生に際し、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るために、応急生活物資の調達及び供給等に関する事項について協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対しての保有商品について要請できるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の範囲において優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として被害の状況に応じ甲乙協議しその都度決定するものとする。

（応急生活物資供給の要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（応急生活物資の引き取り）

第7条 応急生活物資の引き渡し場所は、甲乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第8条 第3条及び第6条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷認定書等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の店舗等との間で、災害時における相互支援等の広域的な支援が受けられる体制の整備に努力するものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

平成29年9月14日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

山口県 長門市長 大西倉雄

乙 山口県防府市大字江泊1936番地

株式会社 丸久

代表取締役社長 田中康男

非常時における飲料供給に関する覚書

長門市（以下「甲」という。）、株式会社 伊藤園 山口支店（以下「乙」という。）は、非常時における飲料供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙の非常時飲料供給機能付き自動販売機（以下「自販機」という。）の飲料商品を、災害等の非常時に救援物資として災害被害者等へ供給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。なお、通常時における自動販売機の運用については、別途甲乙間で締結する「自動販売機設置協定書」（以下「原協定」という。）のとおりとする。

（自販機）

第2条 乙が設置する自販機は、別表に掲げるとおりとする。

（援助商品）

第3条 甲が、非常時に災害被害者等へ供給した乙の飲料商品は、乙が無償で提供するものとする。

（自販機鍵運用方法）

第4条 乙は、甲に対し、非常時における自販機の開錠用として鍵を預け、甲はこれを適切に運用、保管するものとする。また、甲は乙の発行する鍵の預り証に記名捺印し、乙に手渡すものとする。

2 鍵の使用に関しては、長門市内に震度5弱以上の地震を観測し、又は、それと同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合に、甲において災害対策本部が設置された場合のみ使用できるものとし、その他の場合には一切使用しないものとする。

3 甲が、非常時における飲料供給以外の目的で鍵を使用した事実が確認された場合、本覚書は失効し、乙は直ちに当該自販機の鍵の返却を請求するとともに、甲に対し、損失分を請求できるものとする。

（鍵の紛失）

第5条 甲が、万が一前条の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡するとともに、甲の負担で鍵交換を実施するものとする。

(有効期間)

第6条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の2か月前までに甲又は乙から覚書解消の申し出がない場合は、その期間を1年間延長するものとし、以降も同様とする。なお、原協定が終了した場合、本覚書は自動的に終了する。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、解決に努めるものとする。

以上、本覚書締結の証として本書2通を作成し、各々記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月1日

(甲) 長門市東深川1339番地2
長門市長 大西倉雄

(乙) 山口市朝田流通センター601-33
株式会社 伊藤園 山口支店
支店長 松山 聖

資料 2-13-01⑩非常時における飲料供給に関する覚書

別表（第2条関係）

非常時飲料供給機能付き自動販売機

	設置場所	台数	設置（予定）日
1	ラポールゆや	1台	平成30年9月1日

資料 2-13-01⑪災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書

長 門 市

セツ Karton 株式会社

災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）とセッツカートン株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時等におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長門市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生または発生するおそれがある場合、または長門市と災害時応援協定等を締結する市町村に災害が発生し、協定に基づく支援を行う場合において、避難所における生活環境改善、特に高齢者・女性等災害弱者の保護、感染症等予防対策に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けた場合、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第3項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製品(段ボールシート及び段ボールケース)
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用および物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(経費の支払)

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに乙に経費を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲および乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲および乙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年 7月 21日

(甲) 山口県長門市東深川1339番地2
長門市

長門市長 江原 達也

(乙) 兵庫県伊丹市東有岡5丁目33番地
セッツカートン株式会社

代表取締役社長 丹羽 俊雄

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

セツカートン株式会社
代表取締役社長
丹羽 俊雄 様

長門市長 江原 達也

救援物資供給要請書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(長門市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

長門市長 大西 倉雄 様

セッツカートン株式会社

代表取締役社長

丹羽 俊雄

救援物資供給完了報告書

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(長門市連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電話番号	

災害時における物資供給に関する協定書

長 門 市

株式会社ナフコ

災害時における物資供給に関する協定

長門市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が実施する災害時における必要な物資の調達に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- （1）長門市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）長門市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、必要を認めて斡旋を行うとき。
- （3）甲が締結している災害時協定に基づき、被災自治体等の救援に必要な物資の調達及び輸送を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請をする物資は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）別紙1「供給要請対象物資一覧」に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、別紙2「物資供給要請書」を作成し文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は、甲の要請内容を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（運搬及び引渡し）

第7条 乙は、物資の運搬及び引き渡しの要領については、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者等が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を支援自治体職員その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって乙に連絡するものとするが、緊急の場合で、文書をもって

行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第9条 乙は、第7条2項の引き渡し後に物資の代金（引き渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引き渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、長門市企画総務部防災危機管理課及び、株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿)

第12条 甲および乙は、この協定成立の日および毎年4月1日現在の別紙3「事務担当者名簿」を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年6月14日

甲 山口県長門市東深川1339番地2

長門市長 江原 達也

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

供給要請対象物一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鍬、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙おむつ（大人用・子供用）、ちり紙、ウエットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気製品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

事務担当者名簿

災害対策に関する事務担当者名簿

関係事項	災害対策用物資の調達および供給に関すること
関係機関等名称	株式会社ナフコ
関係機関等住所地	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
代表者氏名	代表取締役 石田卓巳
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間内・勤務時間外別に記入する。）	
第1順位者 総務部課長 ()	
TEL (勤務時間内)	TEL (勤務時間外)
第2順位者 総務部係長 ()	
TEL (勤務時間内)	TEL (勤務時間外)
第3順位者 総務部係長 ()	
TEL (勤務時間内)	TEL (勤務時間外)

長門市の担当部署名	企画総務部 防災危機管理課	電話番号	0837-23-1111 (直通)
担当者職・氏名			
第1順位者 課長		TEL (勤務時間外)	
第2順位者 課長補佐		TEL (勤務時間外)	
第3順位者 主査		TEL (勤務時間外)	

災害時等における施設利用の協力に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と株式会社ダイナム（以下「乙」という）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定書は、長門市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の所有する施設等の利用一部を利用して実施する災害応急対策に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力内容）

第3条 乙が協力する施設は、次のとおりとする。

店舗名	株式会社ダイナム山口長門店
所在地	長門市仙崎字網田 343 番地 2
店舗責任者	佐藤 雅也（ストアマネジャー）
構造等	木造構造
店舗開店日	平成 21 年 7 月 31 日
利用施設	店舗が指定する駐車場地域
利用設備	トイレ、水道施設

2 乙は甲の要請により協力する内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 災害時等における、車中泊避難者の一時的な避難場所としての利用
- (2) 災害時等における、国道等の通行止めによる滞留車両の退避場所としての利用
- (3) 災害派遣された関係機関等の集結場所・駐車場・資器材集積場所としての利用
- (4) 支援物資等の仮置き場としての利用
- (5) 上記各号の関係者へのトイレ等の提供（乙の設備が使用可能な場合）

（協力の要請）

第4条 甲は協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、乙が独自に協力・支援する協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用要領）

資料 2-13-1-⑬

第6条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の利用開始可能時間を通知するものとする。

2 甲は、施設の利用に先立ち職員を派遣し、施設等の利用要領等について乙と細部の打合せを行うとともに、利用者への統制を行う。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

(費用負担)

第7条 災害時等における当該施設の利用に係る経費は無料とする。

2 施設等の利用により、乙の管理する施設又は設備器具等に利用者又は甲の過失による不具合が生じた場合（原因者が不明なときを含む）は、甲の負担により現状回復を行うものとする。

(利用期間)

第8条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第9条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする

2 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や利用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第11条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設の利用に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さら

資料 2-13-1-⑬

に1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年（令和4年）3月30日

甲

山口県長門市東深川1339番地2

長門市

市長 江原 達也

乙

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社 ダイナム

代表取締役 保坂 明

年 月 日

株式会社ダイナム 様

長 門 市 長

施設利用等要請書

「災害時等における施設利用の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
場 所 (対象施設)	
内 容	
備 考	

※連絡先 所属：長門市役所防災危機管理課
担当：地域防災マネージャー
電話：0837-23-1111

年 月 日

株式会社ダイナム 様

長 門 市 長

施設利用等終了連絡書

「災害時等での施設利用の協力に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり施設利用等の終了を連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場所 (対象施設)	
内 容	
備 考	

※連絡先 所属：長門市役所防災危機管理課
担当：地域防災マネージャー
電話：0837-23-1111

災害時における物資輸送等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と山陰福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

1. この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

第2条（協力の内容）

1. 災害時において、甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するよう努めるものとする。
 - (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
 - (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
 - (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
2. 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。
 - (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行
 - (2) 乙の車両への燃料の優先供給
 - (3) 罹災状況に係る情報の提供
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

第3条（協力要請の手続き）

1. 前条の規定による協力の要請は、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。
2. 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合や乙の事業の支障となる場合は、この限りではない。

第4条（事故等）

1. 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

第5条（報告）

1. 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、甲に報告するものとする。

第6条（費用等の負担）

1. 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。
2. 第2条に規定する協力内容の実施により生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。
3. 前各項の費用等及びその支払方法等については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法に基づき乙が国土交通大臣

資料 2-13-1-⑭

に届け出た運賃料金によるものとする。

第7条（連絡体制）

1. 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先等を定めるものとする。
2. 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

第8条（情報交換）

1. 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うよう努めるものとする。

第9条（協定の解除）

1. 甲及び乙は、相手方又は相手方の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは協定を解除するものとする。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第10条（有効期間）

1. この協定は、協定締結の日から1年間効力を有するものとし、甲乙いずれからも契約満了の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後同様とする。

第11条（協議）

1. この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月1日

甲 山口県長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原 達也

乙 山口県長門市東深川2386番地1
山陰福山通運株式会社 長門営業所
所 長 村上 博昭

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長門市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給について、協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- (1) 別表1に掲げる資機材
- (2) その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和6年5月14日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6 年 5 月 14 日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原達也

乙 山口県光市浅江5丁目27番18号
光東株式会社
代表取締役 東日出夫

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と株式会社キロク（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長門市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）における応急対策資機材（以下「資機材」という。）の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市内での災害時において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給について、協力を要請することができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（資機材の範囲）

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。

- （1）別表に掲げる資機材
- （2）その他甲が指定する資機材

（資機材の運搬引渡し）

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

資料 2-15-1②

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月5日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長

乙 山口県下関市秋根北町8番1号
株式会社キロク
代表取締役会長

資料 3-1-2① 長門市災害対策本部条例

平成17年3月22日条例第20号

(改正 平成24年9月28日条例第19号)

(改正 平成24年12月20日条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、長門市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長及び必要に応じて副本部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第5条 災害対策本部の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第19号）

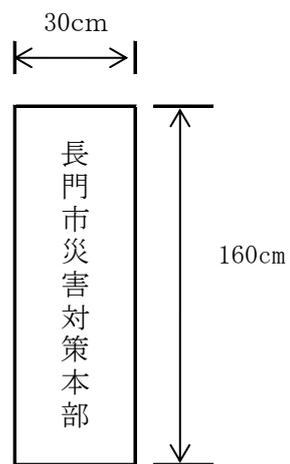
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月20日条例第26号）
（施行期日）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

資料 3-1-2② 災害対策本部の標示板等

- 1 標示板
長門市災害対策本部の標示板は、次のとおりとする。



資料 3-2-12 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と長門市長(以下「乙」という。)は、長門市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、長門市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、長門市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦 (公印)

乙 長門市長 長門市長 大西 倉雄 (公印)

資料 3-2-13① 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷者) 1ヵ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷者) 1ヵ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、交流プラザ、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等)が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるものとする。
	半壊 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には破損部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものであるものとする。ただし窓ガラスが2～3枚割れた程度のものであるものを除く。
	床上浸水	その住家の床より上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したものであるもの。

非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみを記入し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。	
	公共建物	官公署庁舎、交流プラザ、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物。	
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。	
その他の被害	田の流失、埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道 路		道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
		損 壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。	
	河 川		河川法（昭和39年法律第167号）が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止め、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越 水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外郭施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。	
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。	
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により人命、人家及び公共的建物に被害があったものをいう。		
水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。		

その他	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理をしなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄道不通	災害により運転設備、駅舎等に被害を受け自動車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電話	災害により通信、電話が故障し通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災所帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、交流プラザ、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害をいう。
	林産被害	” 例例えば立木、苗木等の被害をいう。
	畜産被害	” 例例えば家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	” 例例えばのり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害をいう。
被害額		建物被害の概算額千円単位で総額を計上する。

(注) 1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

2 国への報告書中「災害中間年報及び災害年報」の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に係る被害額は「査定済額」を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書とするものとする。

3 国への報告書中「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設に被害を受けた市町村とする。

資料 3-2-13② 被害状況等報告様式（市町→県）

被害発生報告書

1 報告機関等

● 災害名 []

第 報・確定報

(年 月 日 時 分現在)

市町村名：	部課名：
記入者名：	電話：

2 被害発生状況

(1) 人的被害

区分	人員	氏名・年齢・被災の概要
死者	人	
行方不明	人	
重傷者	人	
軽傷者	人	

(2) 住家・非住家被害

区分	棟	世帯	人	被害の概要
住家	全壊			
	半壊			
	一部損壊			
	床上浸水			
	床下浸水			
非住家	全壊			
	半壊			

(3) その他公共施設等

①道路被害

区分	路線名	場所・区間	原因	規制	規制開始・解除時間
国道		場所	事前規制	全面	規制開始 月 日 時 分
県道		区間 ~	崩土	片面	規制解除 月 日 時 分
市道			その他		
国道		場所	事前規制	全面	規制開始 月 日 時 分
県道		区間 ~	崩土	片面	規制解除 月 日 時 分
市道			その他		

② 河川被害

河川名	発生場所	概要等

③ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

④土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ライフライン被害

断 水	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時
	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時
停 電	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時
	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時
電話不通	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時
	地 域	世 帯	発 生	日	時	復 旧	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部の設置状況

区 分	設 置 日 時	廃 止 日 時
災害対策本部	月 日 時 分	月 日 時 分
その他体制	月 日 時 分	月 日 時 分
その他体制	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 避難措置状況

①避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

②避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

③自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区 分	地 域	目 的	日 時		出動人員等(延)	
			出 動	撤 収	人員(人)	車両(台)
消 防 職 員						
消 防 団 員						
市 職 員						

4 その他

--

資料 3-2-13③ 被害報告要領

1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるように次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

(1) 被害が発生したとき

速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。

(2) 巡回等の結果、被害発生の兆候など異常現象等を発見したとき

(3) 住民等から被害発生の兆候など異常現象等の連絡があったとき

(4) 避難勧告・指示（住民の自主避難を含む）があったとき

2 報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

(1) 「1 報告機関等」

ア 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。

イ 「第○報○年○月○日 ○時○分 現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。

ウ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。

(2) 「2 被害発生状況」

ア 「(1) 人的被害」

「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防災第 246 号消防庁長官）」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。

イ 「(2) 住家・非住家被害」

「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防災第 246 号消防庁長官）」により記入する。被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。

ウ 「(3) その他公共施設等」

(ア) 「①道路被害」

国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。

(イ) 「②河川被害」

堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(ウ) 「③ため池被害」

堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(エ) 「④土砂崩れ被害」

土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(オ) 「⑤ライフライン被害」

断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。

(3) 「3 災害に対してとられた措置の概要」

ア 「(1) 災害対策本部等の設置状況」

災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。

イ 「(2) 避難措置状況」

(ア) 「①避難指示」

災害対策基本法第 60 条の避難指示を発令したとき、その内容を記入する。

(イ) 「②避難勧告」

災害対策基本法第 60 条の避難勧告を発令したとき、その内容を記入する。

(ウ) 「③自主避難」

災害対策基本法第 60 条に規定される避難指示、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。

ウ 「(3) 消防機関等の出動状況」

消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。

(4) 「4 その他」

上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。

※ 被害の概要等について本様式に書き込めない場合は、別紙を作成、添付し送付すること。
被害の数値は累計することとし、報告時点の最新数値を記入すること。

4 配備体制解除後の対応について

各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の 3 の (1) に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造 階層	建築面積			m ²	
		延べ面積			m ²	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料 3-2-12④ 火災・災害等即報要領直接即報様式(市町→県、消防庁)
第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内的の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		その他		人	
		消防本部(署)		台	
		消防団		台	
		消防防災ヘリコプター		人	
		海上保安庁		人	
自衛隊		人			
警戒区域の設定 月 日 時 分		その他 人			
使用停止命令 月 日 時 分					
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害										
発生場所											
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分) 覚知方法										
事故等の概要											
死傷者	<table border="0"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3"> { 重症 中等症 軽症 </td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人(人)</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)		{ 重症 中等症 軽症	人(人)	計	人(人)	不明	人(人)
死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)									
	{ 重症 中等症 軽症	人(人)									
計		人(人)									
不明		人(人)									
救助活動の要否											
要救護者数(見込)	救助人員										
消防・救急・救助活動状況											
災害対策本部等の設置状況											
その他参考事項											

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人				軽傷	人	一部破損	棟	未分類
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料 3-2-14① 被害報告処理一覧

県の災害情報の処理

課名	大別	報告名称	報告先	根拠法令等	報告時期	県への報告者	報告事項(概要)
防災危機管理課	総合	概況速報等	消防庁	災害対策基本法	速報・確定	市町長	災害の状況・応急措置
消防保安課	消防 救急救助 高圧ガス	火災即(時)報等	消防庁	消防法、石炭法	即時・詳報・確定	市町長	の概要・火災等の概要・被害等
		救急即(時)報 事故報告	消防庁 経済産業省 中国四国産業保安監督部	消防法 高圧ガス保安法	即時・詳報・確定 速報・詳報	市町長 関係業者	救急救助事故 高圧ガス事故
学事文書課	文教	私立学校被害	文部科学省 高等教育局	激甚災害救援法に 基づく局長通達	速報7日以内	学校法人等	人的、物的被害
	文教	学校施設被害	文部科学省 高等教育局	公立学校施設費国 庫負担金等に関する 関係法令等の 運用細目	速報・災害報告書 7日以内	公立大学法人山 口県立大学理事 長	学校施設被害
管財課	公有財産	具有物件被害	都道府県会館	火災共済業務規程	速報・10日以内	管理者	物件被害全般
	公有財産	住宅関係	社)全国公営住宅	共済会業務規程	速報・10日以内	管理者	物件被害全般
	公有財産	公有財産	火災共済機構	公有財産規則	速報	財産管理分掌者	物件被害全般
厚政課	一般り災	災害救助関係	厚生労働省社会・ 援護局	災害救助法	速報	市町長	人命、家屋
	福祉施設	社会福祉施設の 被害	厚生労働省社会・ 援護局	激甚災害救助法等 に基づく通達	確定(発生の都度)	市町長	社会福祉施設災害復旧 事業費
健康増進課	防疫	被害状況	厚生労働省保健医 療局	感染症法	速報	市町長	家屋被害、発生患者
	防疫	防疫活動状況	厚生労働省保健医 療局	感染症法	日報	市町長	防疫活動、赤痢患者
	防疫	災害防疫経費	厚生労働省保健医 療局	感染症法	速やかに	市町長	防疫活動に要する経費
	防疫	災害防疫完了	厚生労働省保健医 療局	感染症法	完了後1ヶ月以内	市町長	防疫業務実施状況
生活衛生課	環境衛生 施設	水道関係	厚生労働省生活衛 生局		通報	市町長	災害復旧経費等
		環境衛生関係			〃	〃 一部事務組合の 長	〃
廃棄物 リサイクル 対策課	環境衛生 施設	廃棄物関係	厚生労働省生活衛 生局		通報	市町長 一部事務組合の 長	災害復旧経費等
薬務課	薬事	医薬品等供給関 係	厚生労働省医政局 及び医薬食品局	薬事法	速報	関係業者	医薬品等供給状況
		毒物劇物事故	厚生労働省医薬食 品局	毒物及び劇物取締 法	速報・詳報	関係業者	毒物劇物事故
自然保護課	その他	自然公園施設等	県処理	自然公園法 県立自然公園条例	速報 確定報告	市町長	自然公園施設及び自 然歩道の被害概要等
商政課	危険物	事故報告	経済産業省中国経 済産業局	火薬類取締法	速報・詳報 20日以内	関係業者・警 察官	火薬事故
経営金融課	中小企業	中小企業関係	経済産業省中国経 済産業局	経済産業省防災 業務計画	速報・詳報	市町長	被害概要
農林水産 政策課	農林	農林業関係被害	中国四国農政局	農林水産業被害報告 取りまとめ要領	速報・概況・確定	市町長	農林業関係被害
	水産	水産業被害	水産庁漁政部	農林水産業被害報告 取りまとめ要領	速報・概況・確定	漁協・市町長	水産業関係被害
団体指導室	農林	共同利用施設被 害	中国四国農政局	農林施設暫定法 激甚災害救助法	速報・7日以内	農協組合長	共同利用施設
農村整備課	農林	農地農業用施設 被害	農林水産省 中国四国農政局	農林施設暫定法	速報(速やかに)	市町長	農地、農業用施設
	農林	海岸及び地すべ り防止施設被害	農林水産省 中国四国農政局	公共土木 国庫負担法		市町長	海岸、地すべり防止施 設

課名	大別	報告名称	報告先	根拠法令等	報告時期	県への報告者	報告事項(概要)
畜産振興課	農 林	畜産関係被害	農林水産省畜産局 中国四国農政局		速報・認定	市町長	家畜、畜産物、飼料作物、畜産共同利用施設、牧草地等
森林企画課	農 林	林野関係(総括)	林野庁	農林水産業被害報告取りまとめ要領	速報2~3日ごと 概況2週間以内	市町長	林地、施設、林産物
	農 林	林産物、林産施設	林野庁	農林水産業被害報告取りまとめ要領	確定報告終息後1 か月以内	市町長	林産地、林業施設
森林整備課	農 林	造林地、苗畑	林野庁	農林水産業被害報告取りまとめ要領	速報2~3日ごと 概況2週間以内	市町長	造林地、苗畑、作業路(道)
	農 林	山地災害	林野庁	林野庁通達	確定報告終息後1 か月以内	市町長	山地災害被害(崩かい等)
	農 林	林道施設被害	林野庁	農林水産業被害報告取りまとめ要領		市町長	林道施設
	農 林	林地荒廃防止施設	林野庁	公共土木 国庫負担法	速やかに	市町長 農林事務所長	林地荒廃防止施設関係
漁港漁場整備課	漁 港	災害速報	水産庁 漁港漁場整備部	公共土木 国庫負担法	速報・7日以内	市町長	漁港、海岸施設災害
	水 産	災害速報	水産庁 漁港漁場整備部	農林水産業施設 暫定法	速報・7日以内	市町長	漁業用共同施設災害
都市計画課	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設	国土交通省 都市局	公共土木 国庫負担法	速やかに	市町長 土木建築事務所長	公園
	都市	都市災害	国土交通省水 管理・国土保全局 国土交通省 都市局	局長通達	速やかに		下水道 街路、都市排水施設等 (負担法に係るものを 除く)、堆積土砂排除
砂防課	公共土木	国土交通省所管	国土交通省水 管理・国土保全局	公共土木国庫負 担法	速やかに	市町長 土木建築事務所長	河川、海岸、砂防設備、 地すべり防止施設、急傾 斜地崩壊防止施設、道 路、橋梁、下水道
		土砂災害 土石流 地すべり 急傾斜地崩 壊	土砂災害による 被害状況 国土交通省水 管理・国土保全局 中国地方整備 局	土砂災害による 被害状況報告通 達	速やかに	市町長	土石流災害、地すべり 災害、急傾斜地の崩壊 による災害
港湾課	公共土木	港湾災害	国土交通省港湾局	公共土木国庫負 担法	速報・7日以内	土木建築事務所長 土木事務所長 港湾管理事務所長 市町長	港湾・海岸 被災概要 気象状況(風速、波 高、降雨量、潮位)
建築指導課	建築物	建築物滅失被害	国土交通省総合政 策局	建築基準法	月報	市町長	建築物
住宅課	住宅	住宅被害	国土交通省住宅局	局長通達	速報10日以内	市町長	住宅
企業局	公営企業	電気関係事故報 告	経済産業省原子力 安全・保安院中国 四国産業保安監督 部	電気関係報告規 則	通報 (48時間以内) 報告(30日以内)	利水事務所長 発電事務所長	電気工作物等の事故
		工業用水事業 被害状況報告	経済産業省 中国経済産業局	課長通達	速やかに	利水事務所長 工水事務所長	工業用水道施設の事故
教育庁 教育政策課	文教	学校施設被害	文部科学省 文教施設部	公立学校 災害国庫負担法	速報・7日以内	市町長 県立学校長	幼、小、中、高、総合 支援、学校施設被害
警察本部 警備課・ 地域課	全 般	災害警備実施報 告	警察庁、管区警察 局	警察法	速報・総括報告	警察署長	被害状況全般 (金額を除く)

(注) 激甚災害援助法律 激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律

公共土木国庫負担法 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

農林施設暫定法 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

公立学校国庫負担法 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法

資料 3-2-14② 災害時優先電話一覧

番号	電話番号	設置場所	所管
1	22-2125	市役所（防災危機管理課）	防災危機管理課
2	22-2111	市役所（代表）	総務課
3	22-2114	市役所（宿直室）	〃
4	43-0221	三隅支所	三隅支所
5	37-2115	日置支所	日置支所
6	32-1115	油谷支所	油谷支所
7	28-0211	通出張所	総合窓口課
8	26-1442	仙崎出張所	〃
9	29-0041	俵山出張所	〃
10	34-1111	向津具出張所	油谷支所
11	32-1140	宇津賀出張所	〃
12	33-3021	油谷中央交流プラザ	〃
13	22-2145	下郷水源地	上下水道局
14	29-0831	俵山湯の家	長門市社会福祉協議会（子育て支援課）
15	23-3044	消防本部（通信指令室）	消防本部
16	22-0428	消防本部（FAX）	〃
17	32-1230	消防本部 西消防署	〃
18	28-0234	通小学校	教育総務課
19	26-0414	仙崎小学校	〃
20	22-2426	深川小学校	〃
21	22-2425	向陽小学校	〃
22	29-0833	俵山小学校	〃
23	43-0011	明倫小学校	〃
24	43-0759	浅田小学校	〃
25	37-3012	神田小学校	〃
26	37-2069	日置小学校	〃
27	32-1102	油谷小学校	〃
28	34-0002	向津具小学校	〃
29	26-0815	仙崎中学校	〃
30	22-2429	深川中学校	〃
31	43-0911	三隅中学校	〃
32	37-2036	日置中学校	〃
33	32-1104	菱海中学校	〃

資料 3-2-14② 非常・緊急用電話、電報に係る内容及び実施機関

種 別	通 話 ・ 電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱い 通話・電報	1 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要するもの。	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生のおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道、その他の交通施設(道路、港湾を含む。)の災害の予防又は復旧その他の通信確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係のある機関相互間
	5 通信設備の災害の予防又は復旧その他の通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係のある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係のある機関相互間
	7 秩序の維持のための緊急を要する事項	警察機関(海上保安庁の機関を含む)相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間

(2) 緊急扱いの通話

通 話 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全にかかわる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取扱う機関相互間 (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
3 選挙関係(省略)	
4 天災、事変、その他災害に関しての災害状況の報道を内容とするもの	別表の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行なう金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く)相互間

(3) 緊急扱いの電報

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって緊急を要するもの。	気象機関相互間
2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係る事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧に関し緊急を要する事項	(1)非常扱いの通話を取扱う機関相互間 (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1)警察機関相互間 (2)犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
4 選挙(省略)	選挙関係(省略)
5 天災、事変、その他災害に関しての災害状況の報道を内容とするもの	別表の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の相互間
6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別表に掲げる病院相互間
7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1)水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3)預貯金業務を行なう金融機関相互間 (4)国又は地方公共団体の機関(1)非常扱い通話・電報の項の表及びこの表の(1)欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除く)相互間

別 表

区 分	基 準
前表5に関係 する報道機関等	1 新聞社 次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2)発売部数が1の題号について8,000部以上であること。
	2 放送事業者 電波法(昭和25年法律131号)の規定により放送局の免許を受けた者
	3 通信社 新聞社又は放送事業ニュース(1欄の基準をすべて備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース情報(広告を除く)をいう。)を供給することを主な目的とする通信社
前表6に掲げる 医療	位置 北九州市門司区清滝町1の3の1 あて名 モジエキサイ

資料 3-2-15 災対法に基づき利用する専用電話の利用に係る必要事項

使用者	使用条件等	災対法 57 条 (通信設備の優先利用)	災対法 79 条 (通信設備の優先使用権)	他の法律に特別の運用があるもの
知事	通信内容	1 法令の規定により、災害に関する予報警報の通知を受けたとき (災対法 55 条) 2 自ら災害に関する警報を発したとき (災対法 55 条) 3 1~2 の場合において、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長、その他の関係者に対する必要な通知又は要請 (災対法 55 条)	災害が発生した場合においてその応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき	消防組織法 23 条 水防法 20 条 災害救助法 28 条
	利用条件	1~3 が緊急を要するものである場合においてその通信のため、特別の必要があるとき (災対法 57 条)		
	事前協議	利用する場合の手続きについては、あらかじめ関係機関と協議して定める。(災対法施行令 22 条)	利用に際しては、関係機関との手続きについての事前の協議は用件としていないが、災害時における通信はそれぞれの関係機関自体緊急通信も輻輳すること等から左記に準じた配慮を行い通信確保の迅速化を図るものとする	
市長	通信内容	1 法令の規定により、災害に関する予報警報の通知を受けたとき (災対法 56 条) 2 自ら災害に関する予報、警報を知ったとき (災対法 56 条) 3 法令の規定により、自ら災害に関する警報を発したとき (災対法 56 条) 4 知事から上記に掲げる通知を受けたとき (災対法 56 条) 5 1~4 の場合における住民その他関係ある公私の団体に対する伝達 (災対法 56 条) ※上記の場合において予想される災害の実態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告 (災対法 56 条)	知事の場合に同じ	
	利用条件	1~5 が緊急を要するものである場合においてその通信のため、特別の必要があるとき (災対法 57 条)		
	事前協議	知事の場合に同じ	知事の場合に同じ	
指定行政機関の長	通信内容	該当なし		
	利用条件			
	事前協議	該当なし	知事の場合に同じ	

- 注) 1 法令の規定により災害に関する予報、警報の通知受領
 (1) 知事の場合 : 気象業務法 15 条、消防法 22 条、水防法 10 条の 2
 (2) 市町村長の場合 : 気象業務法 15 条、消防法 22 条、水防法 10 条の 3
 2 自ら災害に関する警報
 知事の場合 : 水防法 10 条の 4、特定多目的ダム法 32 条
 市町村長の場合 : 消防法 22 条、気象業務法 23 条
 3 自ら災害に関する予報・警報を知る
 市町村長の場合 : ラジオ、テレビ、災対法 54 条 (発見者の通報)
 4 法令の規定により自ら災害に関する警報
 市町村長の場合 : 消防法 22 条、気象業務法 23 条、水防法 10 条、18 条

資料 3-2-19 放送要請に係る様式

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随時 即時)
系 統	(県下一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 (年) 月 日

様

長門市長

印

放 送 報 告 書

項 目	内 容
放 送 日 時	(〇〇時、〇〇時) 回)
系 統	
放 送 事 項	
そ の 他	

上記のとおり報告します。

年 (年) 月 日

山口県知事

様

長門市長

印

放送要請書、放送報告書ともA4版とする。

資料 3-3-2 災対法における事前措置に係る予告通知様式（防災危機管理課）

第 年（ 年） 月 日

住 所
氏 名 様

市町長（等） 印

事前措置予告通知書

貴所有（管理等）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害を拡大される恐れがあり、災害対策基本法（等）に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設 備 物 件 の 名 称	数 量	措 置 の 方 法

資料 3-4-3 標準トリアージ・タグ

トリアージは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための傷病者の治療優先順位を決定することをいい、その際に用いるタグ（識別票）をトリアージ・タグという。

トリアージ・タグは、被災地内の医療機関においては、簡易カルテとして理療することも可能なものであり、また受入患者の総数や傷病程度別患者数をよりの確に把握することができ、傷病者の後方病院への円滑な搬送という観点においてもその活用が期待される場所である。

現在、医師会、消防機関、日本赤十字社、自衛隊等でそれぞれ異なった様式、形式のトリアージ・タグが使用されているところであるが、複数の機関が参集する大規模災害時における医療活動の混乱を避けるため、トリアージ・タグの標準を下記のとおりとする。

記

- 1 タグの形状及び寸法
 - 2 3.2 cm（縦）×11.0 cm（横）とする。
- 2 タグの紙質
水に濡れても字が書けるなど、丈夫なものとし、本体はやや厚手のもので、複写用紙は本体より薄手のものとする。
- 3 タグ用紙の枚数
3枚とし、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」とし、本体は「収容医療機関用」とする。
- 4 タグの形式
モギリ式とし、モギリの幅は1.8 cmとする。
- 5 タグに用いる色の区分
 - ・軽処置群を緑色（Ⅲ）
 - ・非緊急治療群を黄色（Ⅱ）
 - ・最優先治療群を赤色（Ⅰ）
 - ・死亡及び不処置群を黒色（0）モギリ片の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色で画面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。
- 6 傷病者の同定及び担当機関の同定等に係わる記載内容
 - （1）傷病者の同定の項目については、「氏名」、「年齢」、「性別」、「住所」、「電話」とし、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。
 - （2）担当機関の同定等の項目については、「（タグの）No.」、「トリアージ実施者氏名」、「搬送機関名」、「収容医療機関名」とする。
 - （3）3枚目の「収容医療機関用」の裏面の上部には「特記事項」の記入できるスペースを設けることが望ましい。
- 7 タグ製作主体の裁量部分
地域において想定される災害の頻度や種類が異なることや、医療機関で独自に作成する場合には簡易カルテとしても利用することが可能なよう、当該等部分については、タグ製作主体の裁量により作成するものとする。
具体的な項目例として、（イ）傷病者のバイタルサイン、人体図等の当該傷病者の傷病状況に関する事項、（ロ）タグ製作主体の名称、マーク等が考えられる。

資料 3-4-4 医療機関一覧表

区分	名称	住所	電話	病床数
病院	長門総合病院	東深川85	22-2220	260
〃	斎木病院	東深川134	26-1211	90
〃	岡田病院	東深川888	23-0033	121
〃	三隅病院	三隅中3242	43-0711	180
〃	福永病院	日置中2490	37-3911	138
有床診療所	国司眼科医院	東深川890-42	22-2749	2
〃	斉藤医院	深川湯本142-1	22-0826	19
〃	持山外科整形外科医院	東深川983-3	22-1555	19
〃	木村クリニック	油谷新別名953-2	32-0008	14
無床診療所	岡田クリニック	東深川1858-1	22-2717	
〃	天野内科胃腸科医院	東深川2010-1	22-2210	
〃	しみず循環器科内科医院	東深川1385-1	22-2205	
〃	半田内科クリニック	東深川837-1	23-3030	
〃	吉村内科	東深川1953-1	22-3322	
〃	長門診療所	東深川1897-1	22-2440	
〃	長門市応急診療所	仙崎198-1	27-0199	
〃	宮尾医院	仙崎1961-11	26-0559	
〃	桑原医院	三隅下1367-5	43-0010	
〃	戸嶋医院	油谷向津具下3369-2	34-0003	
〃	友近内科循環器科医院	油谷新別名999-10	32-1180	
〃	うちだ眼科	東深川10062-45	22-4141	
〃	綿貫耳鼻咽喉科	東深川924-11	23-4133	
〃	恵光苑診療所	東深川10062-27	22-0723	
〃	ゆもと苑診療所	深川湯本10600-1	22-7000	
〃	吉祥苑診療所	深川湯本10600-1	22-7700	
〃	明和苑診療所	三隅中1811	43-1234	
〃	湯免清風園診療所	三隅中393-1	43-2121	
〃	へき楽園診療所	日置上3114	37-4177	
〃	養寿苑診療所	油谷向津具上10344	34-1577	
〃	たわらやま診療所	俵山4912-1	29-0101	
歯科医	上野歯科医院	西深川4082-1	22-6527	
〃	近藤歯科医院	東深川2098-1	22-8148	
〃	杉山歯科医院	東深川1176-2	22-0803	
〃	田中歯科医院	東深川906-1	22-6480	
〃	丹下歯科仙崎診療所	仙崎1108	26-0051	
〃	つつみ歯科医院	東深川1382-1	22-8663	
〃	西嶋歯科医院	東深川901-1	22-4542	
〃	西村歯科医院	仙崎1087-66	26-2200	
〃	吉村歯科医院	三隅下1484	43-1706	
〃	重田歯科医院	油谷河原1110-1	32-2555	
〃	藤井歯科医院	油谷新別名993-11	32-0037	
〃	藤本歯科医院	油谷向津具下3127-1	34-0380	
〃	やまさき歯科医院	東深川1930-8	23-3333	

避難者名簿

月 日 時現在 報告

避難(場)所名		開設期間		自 令和 年 月 日 時			
				至 令和 年 月 日 時			
番号	住所	氏名・連絡先	年齢	性別	入所日時	退所日時	体調等
	記入例 正明市4区	長門 太郎 電話 -22-2111	68歳	男	日 時 分	日 時 分	体温 36.5度 息苦しい だるい 咳 その他
1	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
2	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
3	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
4	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
5	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
6	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
7	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
8	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
9	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
10	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
11	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他
12	区	電話 - -	歳	男 女	日 時 分	日 時 分	体温 _____度 息苦しい だるい 咳 その他

計 名 (内 65歳以上 名、乳幼児 名)

資料 3-7-5 LPガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ

(目的)

第1条 この申し合わせは、長門市におけるLPガスの漏洩及び爆発事故等（以下「ガス漏れ事故等」という。）の発生に際し、長門市消防本部（以下「消防機関」という。）と一般社団法人山口県LPガス協会長門支部（以下「LPガス販売事業者」という。）との相互連絡、通報、出動体制及び任務分担等について協議し、現場活動の円滑化を図りもって被害の軽減を図ることを目的とする。

(申し合わせの対象とする事故等)

第2条 この申し合わせの対象とするガス漏れ事故等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他、対応を必要とする事故

(任務分担)

第3条 消防機関及びLPガス販売事業者のガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）における任務分担は次のとおりとする。

ただし、ガス漏れ事故等の事故で消防機関がLPガス販売事業者より現場に先着し、緊急やむを得ないと認めるときは、消防機関においてLPガス供給遮断ができるものとする。

- (1) 消防機関の任務
 - ア 火災警戒区域及び消防警戒区域（以下「火災警戒区域等」という。）の設定
 - イ 救助、救出活動
 - ウ 住民等に対する火気使用禁止及び火災警戒区域等の区域外への退去並びに出入の制限等にかかわる現場広報
 - エ その他消防活動上必要と認められる事項
- (2) LPガス販売事業者の任務
 - ア 漏洩ガスの検知
 - イ LPガスの供給遮断及びLPガスボンベの撤去
 - ウ 消防機関が行ったガス供給し遮断に対する事後措置
 - エ ガス栓の閉止等ガス災害にかかわる現場広報
 - オ その他ガス災害防止上必要と認められる事項

(通報連絡)

第4条 消防機関及びLPガス販売事業者は、ガス漏れ事故等を覚知した時は、別表により相互に通報連絡するものとする。

2 消防機関及びLPガス販売事業者は、ガス漏れ事故等の覚知の際、通報者に対して元栓、メーターコック、容器弁の閉止、火気使用禁止、排気等2次災害防止のため必要な措置を指示するものとする。

(出動体制)

第5条 消防機関及びLPガス販売事業者は、第2条に定めるガス漏れ事故等を覚知し、又は通報連絡を受けた時は、双方の内部規定に基づき出動するものとする。

(現場指揮本部)

第6条 消防機関及びLPガス販売事業者の責任者は、必要に応じて現場に指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、消防機関の指揮本部旗により、その位置を標示するものとする。

(現場での協議)

第7条 指揮本部はガス漏れ事故等にかかわる災害防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項を協議し必要な措置を講じるものとする。

- (1) 情報の処理に関する事。
- (2) 火災警戒区域等の設定及び範囲に関する事。
- (3) 救助救出活動に関する事。
- (4) 住民等に対する退去及び火気使用制限等の広報に関する事。
- (5) LPガス遮断の要否及びLPガスボンベ撤去等の範囲に関する事。
- (6) 漏洩ガス、滞留ガスの処理に関する事。
- (7) その他必要な事項

2 指揮本部が設置されていない場合においては、消防機関の上級指揮者と協議して必要な措置を講ずるものとする。

(事後の措置等)

第8条 消防機関とLPガス販売事業者との協議により災害発生のおそれなくなったと認めた場合の事後措置は、次の各号により行うものとする。

- (1) 火災警戒区域等の解除
消防機関はすみやかに火災警戒区域等を解除し、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) ガスの供給再開
LPガス販売事業者は、ガスの使用者に対し、必要な事項の周知及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める供給開始時の点検調査等2次災害防止措置を講じた上で、ガスの供給再開を行うものとする。

(共同点検の実施)

第9条 LPガス販売事業者は、消防機関から要請があった場合消防機関が実施する予防査察に協力するものとする。

(合同訓練等の実施)

第10条 消防機関及びLPガス販売事業者は、ガス漏れ事故等の緊急時における消防機関及びLPガス販売事業者への連絡方法について、ガス使用者等に周知徹底を図るとともに、随時これらの者を含めたガス防災訓練を行うものとする。

(連絡会議)

第11条 消防機関及びLPガス販売事業者は、この申し合わせ事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

第12条 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項が生じたときは消防機関及びLPガス販売事業者がその都度協議し定めるものとする。

以上のおり申し合わせを行った証として、申し合わせ書2通を作成し双方押印のうえ各1通を保有する。

平成23年4月1日

長門市消防本部消防長

一般社団法人山口県LPガス協会長門支部長

資料 3-7-8 自衛隊災害派遣要請依頼書（防災危機管理課）

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由

災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣要請を依頼する事由

2. 派遣を必要とする期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

派遣を希望する区域

連絡場所及び連絡職員

活動内容（避難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）

4. その他参考となるべき事項

集結地、ヘリポートの状況等

資料 3-7-9 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書（防災危機管理課）

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の応急作業も概ね終了しましたから、下記のとおり、自衛隊の災害派遣部隊の撤収を要請します。

記

1. 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2. 撤収作業内容

3. その他

資料 3-8-1① 緊急輸送道路路線

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般国道 (指定区間)	国道191号	国土交通省	1次	長門市日置椎の木峠(日置境)ー長門市正明市(R316、仙崎港線)ー長門市三隅宗頭(小郡三隅線)ー萩市境界
一般国道 (指定区間外)	国道191号	山口県	1次	下関市境ー長門市日置椎の木峠(旧長門市境界)
一般国道 (指定区間外)	国道316号	山口県	1次	長門市(R191)ー長門市湯本(下関長門線)ー美祢市境
一般国道 (指定区間外)	国道491号	山口県	1次	俵山北ICー長門湯本温泉IC
一般国道 (指定区間外)	国道491号	山口県	2次	下関市境ー長門市油谷河原(R191)
主要地方道	小郡三隅線(28)	山口県	1次	美祢市境ー長門市三隅上(R191)
主要地方道	下関長門線(34)	山口県	1次	下関市境ー長門市俵山(美祢油谷線)ー俵山北IC
主要地方道	下関長門線(34)	山口県	2次	長門市深川湯本(R316)ー長門市深川湯本(広域農道長門大津線)
主要地方道	仙崎港線(56)	山口県	1次	長門市東深川(R191)ー長門市東深川(長門市役所)
主要地方道	仙崎港線(56)	山口県	2次	長門市東深川(長門市役所)ー長門市仙崎(漁港道路12号線)
一般県道	長門市(停)線(277)	山口県	2次	長門市東深川(JR長門市駅)ー長門市東深川(仙崎港線)
一般県道	俵山長門古市(停)線(281)	山口県	2次	長門市日置中(日置上油谷線)ー長門市日置上(R191)
一般県道	仙崎(停)小浜線(282)	山口県	2次	長門市仙崎(仙崎港線)ー長門市仙崎(仙崎海上保安部)
一般県道	日置上油谷線(286)	山口県	2次	長門市日置上(広域農道長門大津線)ー長門市油谷新別名(R191)
一般県道	長門三隅線(287)	山口県	2次	長門市仙崎小浜(R191)ー長門市三隅中(R191)
一般県道	人丸(停)線(358)	山口県	2次	長門市油谷新別名(R191)ー長門市油谷新別名(油谷支所)
市道	古市農土園線	長門市	1次	R191ー(長門市道 他)総合運動公園線
市道	総合運動公園線	長門市	1次	(長門市道1)古市農土園線~日置総合運動公園
市道	長門病院線	長門市	2次	R191ー長門総合病院
市道	豊原土手線	長門市	2次	R191ー(長門市道2)中村豊原線
市道	中村豊原線	長門市	2次	(長門市道2)豊原土手線ー長門市三隅支所
漁港道路	道路(漁港)12号線	山口県	2次	仙崎港線ー長門市仙崎(仙崎漁港)
漁港道路	道路(特目)	山口県	2次	漁港道路12号線ー仙崎漁港
農道	広域農道長門大津線	長門市	2次	下関長門線ー日置上油谷線

1次緊急輸送道路：県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する路線

2次緊急輸送道路：第1次路線と市町村役場、主要防災拠点を連絡する路線

資料 3-8-1② 緊急輸送港湾

地区	港名
長門	通漁港
	仙崎漁港
	湊漁港
三隅	野波瀬漁港（野波瀬地区）
	野波瀬漁港（小島地区）
日置	黄波戸漁港
油谷	掛淵漁港
	伊上漁港
	立石漁港
	津黄漁港
	久原漁港
	久津漁港
	大浦漁港
	川尻漁港

資料 3-8-1③ 災害時における臨時ヘリポートの予定地

1 山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの臨時ヘリポート予定地一覧

名 称	所 在 地	地 積 (㎡)	長さ×幅 (m)	管 理 者	電話番号	指定緊急避難 場所
俵山多目的交流広場 (いきがい広場)	俵山11356	9,100	130×70	NPO法人ゆうゆうグリーン俵山	29-0980	有
三隅総合運動公園	三隅中1392	9,315	115×81	三隅交流プラザ	43-0811	無
油谷コミュニティパーク ふれあい広場	新別名10833	15,300	170×90	油谷中央交流プラザ	33-0051	有
ヤマネスタジアム俵山	俵山11356	14,200	142×100	NPO法人ゆうゆうグリーン俵山	29-0980	有
小河内公園グラウンド	深川湯本2719	14,520	132×110	都市建設課	23-1151	無
深川中学校	東深川2714	16,160	160×101	教育総務課	22-3512	有
通小学校	通1211	6,000	100×60	教育総務課	22-3512	有
通小浦埋立地	通378-10	4,000	100×40	農林水産課	23-1145	無
ルネッサながと 多目的広場	仙崎10818-1	5,000	100×50	ながと文化振興財団	26-6001	有
三隅中学校	三隅中1504	14,497	133×109	教育総務課	22-3512	有
野波瀬運動公園	三隅下3812-2	5,610	85×66	三隅支所	43-0221	無
日置中学校	日置上6115	10,800	120×90	教育総務課	22-3512	有
日置総合運動公園健康広場	日置中701	18,200	140×130	日置交流プラザ	37-2340	無
大津緑洋高等学校 日置キャンパス	日置上4010-2	19,500	150×130	学 校	37-2511	有
へき楽園駐車場	日置上3114	4,575	75×61	へき寿会	37-3240	無
芝崎グラウンド	油谷河原1186-1	9,000	100×90	油谷支所	32-1111	無
旧油谷中学校	油谷後畑267	8,400	120×70	油谷支所	32-1111	無
長門市総合公園	仙崎10818-1	2,800	70×40	都市建設課	23-1151	有
大畑グラウンド	渋木501-1	2,400	60×40	スポーツ文化交流課	23-1295	無
黄波戸埋立地	日置上2388-37	1,600	40×40	農林水産課	23-1145	無
千畳敷	日置中-山333	12,000	150×80	日置支所	37-2111	無
大浦埋立地	油谷向津具下1791-71	1,600	40×40	農林水産課	23-1145	無
旧俵山中学校	俵山2306	10,320	120×86	教育総務課	22-3512	無
向津具小学校	油谷向津具下4102-1	6,300	90×70	教育総務課	22-3512	有
油谷総合運動公園	油谷河原2016	13,104	150×90	油谷中央交流プラザ	33-0051	無
文洋グラウンド	油谷後畑1763	1,295	37×35	油谷中央交流プラザ	33-0051	無
湊漁港野積み場	東深川1000番地174	2,500	50×50	農林水産課	23-1145	無

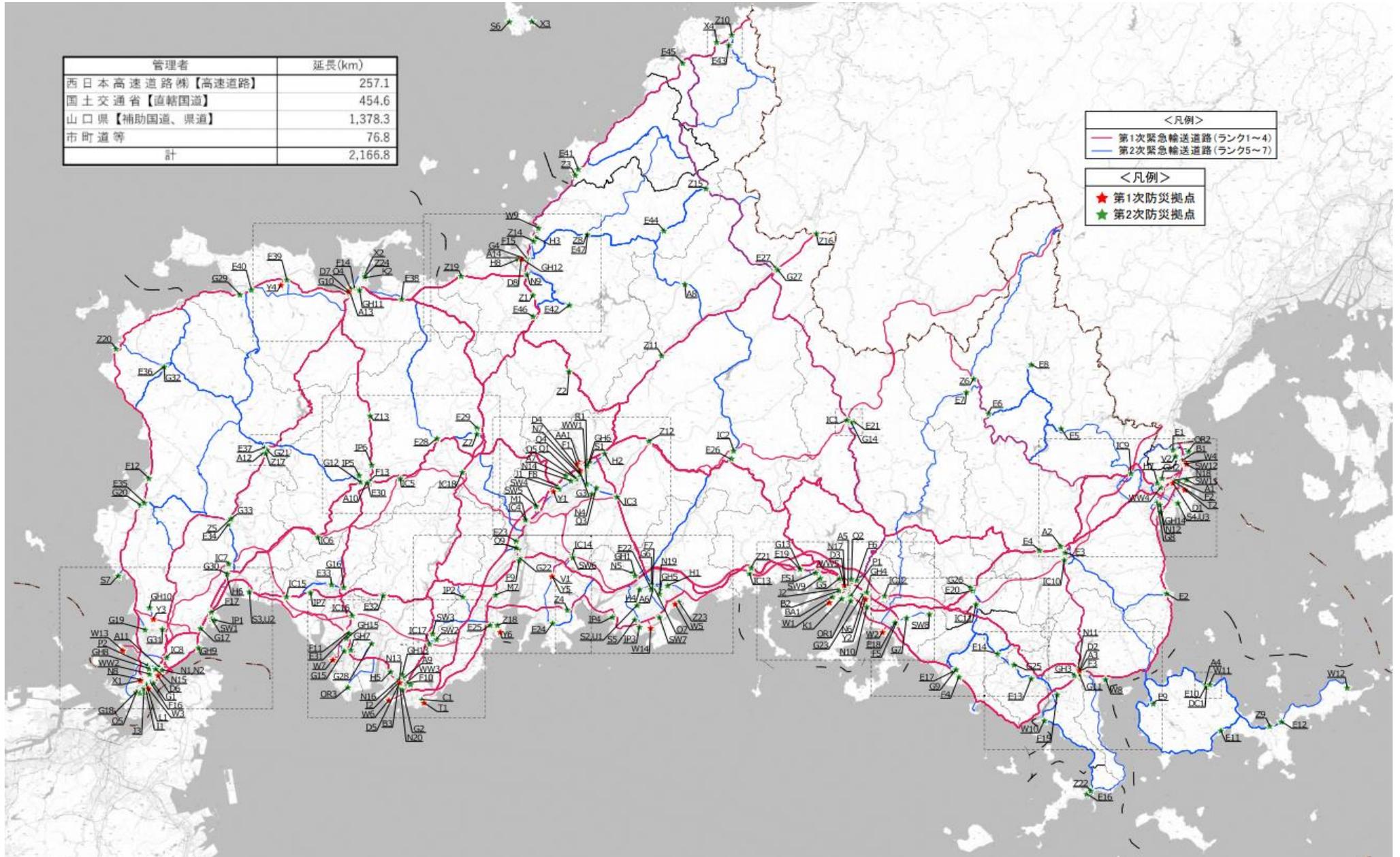
2 自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地一覧

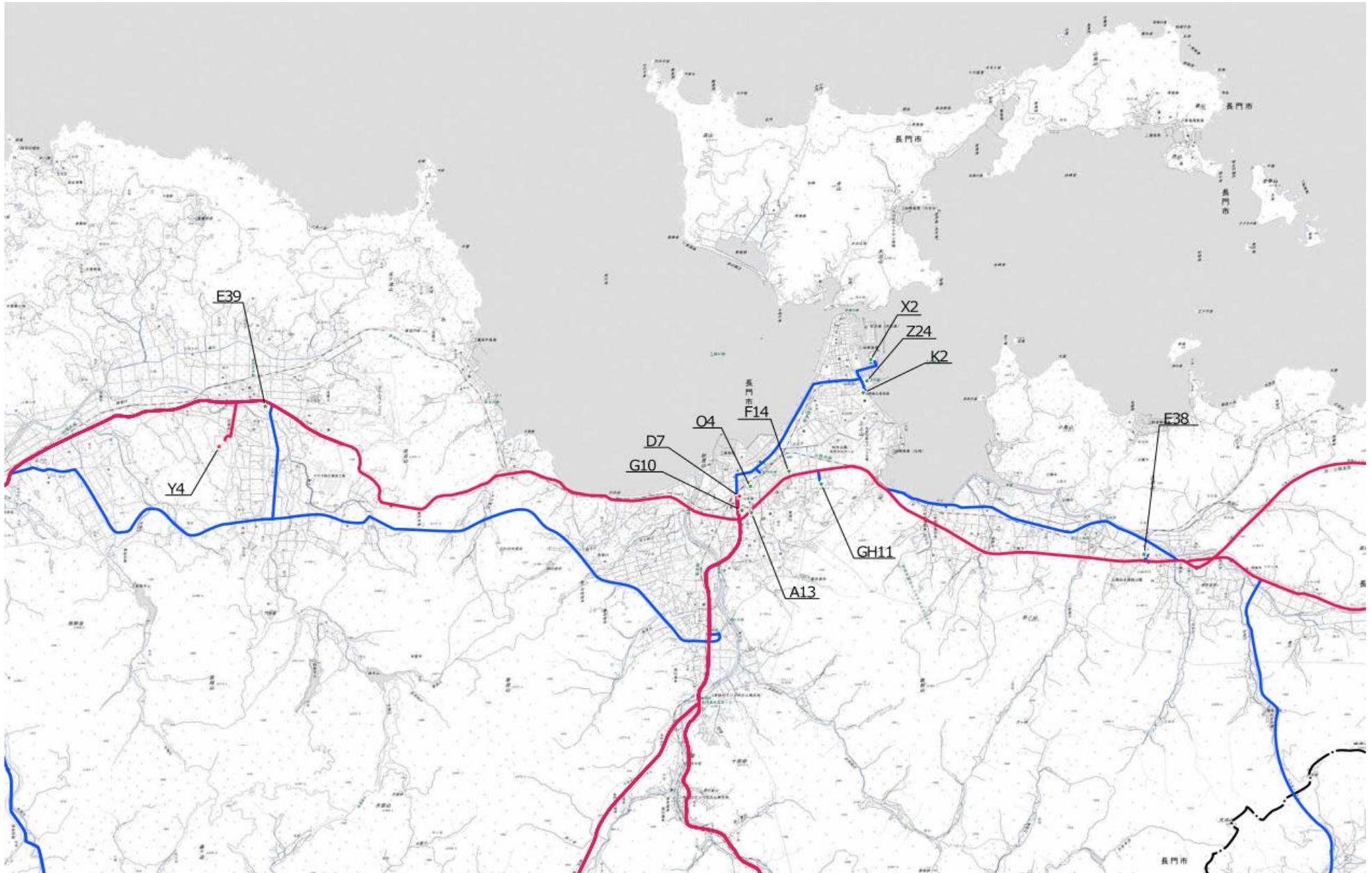
第1予定地		第2予定地		第3予定地		第4予定地	
認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡
大津緑洋高等学校 日置校舎	10,792	日置総合運動公園健 康広場	18,876	深川中学校	17,604	小河内公園	12,740
第5予定地		第6予定地		第7予定地		第8予定地	
認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡
三隅中学校	9,292	油谷コミュニティー ふれあい広場	11,280	日置中学校	8,400	ヤマネスタジアム 俵山	9,114
第9予定地		第10予定地		第11予定地		第12予定地	
認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡	認定地点	㎡
油谷総合運動公園	10,868	野波瀬運動広場	5,695				

資料 3-8-1④ 輸送拠点一覧

地区	輸送拠点	所在地	管理者	電話番号
長門	長門農業者トレーニングセンター	深川湯本小河内	スポーツ文化交流課	22-3518
	小河内公園グラウンド	〃	スポーツ文化交流課	23-1151
三隅	三隅交流プラザ	三隅中土手	三隅交流プラザ	43-0811
	三隅中学校グラウンド	〃	〃	〃
日置	日置交流プラザ	日置古市	日置交流プラザ	37-2340
	日置総合運動公園	日置狩宿	〃	〃
油谷	油谷勤労者体育センター	油谷河原浦	油谷中央交流プラザ	33-0051
	油谷総合運動公園	〃	〃	〃

山口県緊急輸送道路ネットワーク計画図





資料 3-9-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準(厚政課)

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置(法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食事込・税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置(法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅		災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内			
		○賃貸型応急住宅				災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。こと。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。	
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,390円以内		災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 (加算額/人)
		全壊 全焼 流失	夏 20,300 冬 33,700	26,100 43,500	38,700 60,600	46,200 70,900	58,500 89,300	8,500 12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏 6,700 冬 10,700	8,900 14,000	13,400 19,900	16,300 23,600	20,500 29,800	2,900 3,900

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材 料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険 診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7日以内に分べんした者で あって災害のため助産の途 を失った者(出産のみなら ず、死産及び流産を含み現 に助産を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	分べんした日から7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救 出	1 現に生命、身体が危険な 状態にある者 2 生死不明な状態にある 者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3 日(72 時間)以内	輸送費、人件費は、別途計上
住宅の応急 修理 (住家の被 害拡大を防 止するた めの緊急修 理)	住家が半壊(焼)又はこれに 準ずる程度の損傷を受け、 雨水の浸入等を放置すれば 住家の被害が拡大するおそ れがある者	住家の被害の拡大を防止するた めの緊急の修理が必要な部分 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
住宅の応急 修理 (日常生活 に必要な最 小限度の部 分の修理)	1住家が半壊(焼)し、自ら の資力には応急修理を することができない者 2大規模な補修を行わなけ れば居住することが困難で ある程度に住家が半壊(焼) した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に 必要最小限度の部分 1世帯当たり 739,000 円以内	災害発生の日から3 ヵ月以内 (国の災害対策本部 が設置された災害 にあつては、6 ヵ月 以内)	

	住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 358,000円以内		
学用品の 給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校生徒等生徒 6,300円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,700円以内 一時保存: 既存建物借上費:通常の実費 既存建物以外:1体当たり 5,900円以内 検索、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難所がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 号に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については 100 分の 4</p>
------------------------	--	--	---	---

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 3-10-5 応急給水用機器材所在状況

種類	地区名							三 隅	日 置	油 谷	
	長 門										
給 水 車	材質等	ステンレス									
	容量	2t									
	数量	1									
	所管	上下水道局									
	備考										
大型タンク	材質等	アルミ	アルミ	ステンレス	ポリエチレン	ポリエチレン	ポリエチレン		ポリエチレン		
	容量	1,000L	1,000L	1,000L	1,000L	500L	500L		500L		
	数量	1	4	1	1	3	3		2 1		
	所管	上下水道局下郷水源地								旧長行ポンプ場	
	備考		組立式			ポンプ付			ポンプ付		
小型タンク	材質等	ステンレス	ポリエチレン	ポリエチレン	ポリエチレン	ポリエチレン			ポリエチレン		
	容量	300L	300L	20L缶	18L缶	10L缶			300L		
	数量	1	7	21	70	28			1		
	所管	上下水道局下郷水源地								旧長行ポンプ場	
	備考								ポンプ付		
そ の 他	材質等	オイルマット									
	容量	50×50×1.4									
	数量	300枚									
	所管	上下水道局下郷水源地									
	備考										

※その他 ・ 携帯用水袋6ℓ 800個 760袋（上下水道局下郷水源地）
 ・ 給水専用車両1.5t 1台（上下水道局下郷水源地）

災害時におけるし尿等の収集運搬等に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と(有)長門環境管理センター、(有)馬場クリーン（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、汚水の吸引及び移送（以下「災害し尿等の収集運搬等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において災害し尿等の収集運搬等を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「し尿」とは、災害時において処理をする必要が生じた便槽内のし尿等であり、「汚水」とは、市が管理する下水道等集合処理施設に流入する排水であって、それらの収集運搬等について甲が生活環境の保全上、緊急要請が必要であると判断したものをいう。

（災害し尿等の収集運搬等の緊急要請）

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対して災害し尿等の収集運搬等の緊急要請を行うことができるものとする。

（要請手続）

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、次に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

（1）要請の内容

（2）実施場所

（3）その他必要な事項

（災害し尿等の収集運搬等の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に業務に当たるものとする。

2 乙は、必要があるときは、甲と協議の上相互に協力するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた災害し尿等の収集運搬等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

（1）災害し尿等の収集運搬等を実施した時期、場所、種類、数量及び状況

（2）災害し尿等の収集運搬等に従事した期間、要員、車両及び資機材等の数量

（3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 前条の規定により乙が実施した災害し尿等の収集運搬等にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前における災害し尿等の収集運搬等にかかる適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

資料 3-11-9① 災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書

(情報交換)

第8条 甲は、第4条に規定する要請手続を行うときは、乙に対して速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第4条に規定する要請手続を受けたときは、前項の基準に基づき、災害し尿等の収集運搬等の実施体制について、甲に報告するものとする。

3 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部員会議に参画するものとする。

4 乙は、代表者の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日30日前までに、甲、乙が協定を延長しない旨の意思表示を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日から1年間更新されたものとみなす。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月21日

甲 山口県長門市東深川1339番地2
長門市

長門市長 江原達也

乙 山口県長門市仙崎字南原1031番地18
有限会社 長門環境管理センター

代表取締役 岡本精介

山口県長門市三隅下2714番地7
有限会社 馬場クリーン

代表取締役 馬場誠治

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

長 門 市

三協フロンテア株式会社

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

長門市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における仮設トイレ等の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長門市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、仮設トイレ等の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、災害救助法に基づく応急仮設住宅の用途を除く、仮設トイレを含むユニットハウス等、乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭・電話等により要請し、後日物資供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに供給物資の調達・輸送・設置業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が準備・指定するものとし、その指定地までの運搬及び運搬後の設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

資料 3-11-9② 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。ただし、予算措置が行われていない場合は、措置後に支払いを行うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月14日

甲 山口県長門市東深川1339番地2
長門市長 江原達也

乙 大阪府大阪市中央区瓦町3-4-7
三協フロンテア株式会社
関西・中国統括部長 福本武志

資料 3-13-8 知事が水防警報を発する指定河川

①河川関係

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体名	延長(m)	区 域	水位局
深川川	深川川	長門土木建築事務所長	長門市	7,400	四ノ瀬橋～河口まで	湯本・深川
木屋川	木屋川	〃	〃	5,900	俵山温泉～下関市豊田境まで	大羽山
三隅川	三隅川	〃	〃	12,200	大里川合流点～河口まで	三隅
掛淵川	掛淵川	〃	〃	9,500	長門市畑～河口まで	日置・芝崎
掛淵川	大坊川	〃	〃	2,000	二ノ瀬橋～掛淵川合流点まで	大坊橋
泉 川	泉 川	〃	〃	2,000	岡～河口まで	泉川
計	6箇所			39,000		

資料 3-13-13① 水防団の警戒地域分担表

地区名	分団名	部隊名	管轄区域	
長門	通	通部隊	通1区～通16区	
	仙崎	第1	大日比区	
		第2	大泊区、青海区	
		第3	北本町区、洲崎町区、今浦町区、鍛冶屋町区、栄町区、本町区、中新町区、新町区、南町区、幸町区、旭町区、錦町区	
		第4	祇園町区、新屋敷町区、新開町区、鳥越1区、鳥越2区、白潟1区～白潟3区	
	深川北	第1	田屋区、駅前区、湊1東区、湊1西区、湊2区、湊中央区、湊3区、中山区、緑ヶ丘区、藤中区、江良区、正明市1区～正明市5区	
		第2	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区、後ヶ迫区、開作区、境川区	
		第3	上川西1区～上川西3区、板持1区～板持4区	
	深川南	第1	河原区、殿台区、大河内区、小河内区	
		第2	湯本区、門前区、三ノ瀬区	
		第3	渋木1区～渋木3区、渋木中区、山小根区、坂水区、真木区、大埴区	
	俵山	第1	小原区、木津区、郷区、黒川区、大羽山区	
		第2	湯町区、上政区、上安田区、下安田区、七重区	
	三隅	三隅第1	滝坂	滝坂、一の瀬
			宗頭	三隅中畑、杉山、縦の木、宗頭、兎渡谷
			中小野	麓、上中小野、下中小野、辻並
三隅第2		市	飯井、津雲、生島、市	
		中村	大竹、正楽寺、土手、三隅中村、久原、湯免	
		野波瀬	野波瀬	
三隅第3		小島	小島、上東方、下東方	
		豊原	豊原、二条窪、平野、向山	
		浅田	浅田、殿村新開、向開作	
		沢江	沢江、上ゲ	

日 置	日 置	第1	黄波戸口、堀田、亀山、亀山団地、古市、上城、狩宿、一円、向田、川原、日置中村、東坂本、西坂本、炭床、北山、野田北、野田南、長行、雨乞
		第2	長崎、黄波戸、矢ヶ浦、茅刈
		第3	大内山上、大内山下、畑、国広、真口、新市、農士園、小野地
油 谷	油 谷	人丸	亀田、植松、荒人、長久、杣地、有宗、広中、稲石、人丸、新別名、駅通、大迫、東大坊
		河原	芝崎、大坊、田上、二ノ瀬、坂根、山根、札場、河原浦
		伊上	大江、浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場、上り野、前方、須方、綾湖、貝川
		蔵小田	上蔵小田、下蔵小田、油谷中畑、渡場、掛湧
	宇津賀	後畑	上津黄、東津黄、西津黄、東後畑、大畠、青村、東立石、西立石
		角山	小田、赤屋、木吹、大川尻
	向津具	久津	白木、久津、田久道
		大浦	大浦東、大浦西、油谷
		本郷	大和、南方、本郷、山崎、水岬、上野西
		川尻	中ノ森、上野東、川尻東、川尻西

資料 3-13-13② 水防工法一覧表

現象	工 法	工法の概略説明	主に使用される箇所及び河川	主要材料	摘 要
越水	積み土のう工	堤防天端に土のうを何段かに積み重ねる。	一般河川	土のう、杭又は竹	
	せき板工 (その1)	堤防天端に杭を打ち、せき板を当てる。	都市周辺河川	杭、板、くぎ	
	せき板工 (その2)	同上	同上(木材の得にくいところ)	鉄パイプ、鉄板、防水シート	
	じゃかご積み工	堤防天端に土のうの代わりにじゃかごを積む。	急流河川	じゃかご、詰石、防水シート	
	連結水のう	堤防天端に土のうの代わりにビニロン帆布製連結水のう(水マット)を置く。	都市周辺河川(土砂、土のう、杭、板の入手困難なところ)	帆布製水のう、鉄パイプ、ポンプ	
	裏むしろ(シート)張り工	堤防裏のり面をむしろ(シート)で被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、かご、竹、土のう、シート	応急越流堤工
川側からの漏水	詰め土のう工	川側の漏水口に土のうを詰める。	構造物などのあるところ、水深のあまり深くないところ。	土のう、縄、むしろ、杭、竹	
	むしろ張り工	川側の漏水口にむしろを張る。	水深のあまり深くないところ。	竹、縄、土のう、むしろ	
	継ぎむしろ張り工	同上	漏水面の広いところ、水深の浅いところ	むしろ、縄、竹、杭、土のう	
	畳(シート)張り工	川側の漏水口にたたみ(シート)を張る。	水深のあまり深くないところ。	古畳、杭、土のう、縄、シート	
居住側からの漏水	釜段工	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵(土のう)する。	一般河川	土のう、むしろ、杭、竹、樋	
	水マット式釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水のうを積み上げる。	一般河川(土砂、土のうの入手困難なところ)	帆布製中空水のう、鉄パイプ、樋、ポンプ	
	鉄板式釜段工	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	一般河川	鉄板、土のう、樋、杭又は鉄パイプ	
	月の輪工	裏小段、裏のり先にかかると同時に、欠円形に積み土俵(土のう)する。	同 上	土のう、むしろ、杭又は竹、樋	
	水マット月の輪工	裏小段、裏のり先にかかると同時に、ビニロン帆布製水のうを組み立てる。	同 上	帆布製水のう、杭、土のう、樋	
	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろをならべる。	一般河川(漏水量の少ないところ)	むしろ、丸太又は竹	
	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たる又はおけ、むしろ又はシート、土俵又は土のう	
決壊	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、畳張り工	漏水対策と同じ。	比較的緩流河川	漏水対策と同じ	
	木流し工	樹木に重り土俵(土のう)をつけて流し被覆する。(竹を使うこともある。)	急流河川	立木、土のう、縄、鉄線、杭	
	立てかご工	表のり面にじゃかごを立てて被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、杭、詰石、鉄線	
	捨て土のう工	土のうを表のり面の決壊箇所に投入する。	比較的急流河川	土のう、竹	
	捨て石工	大きな石又は石俵などを投入する。	急流河川	石、石俵	

現象	工 法	工法の概略説明	主に使用される箇所及び河川	主要材料	摘 要
決壊	竹網流し工	竹を格子型に結束し土のうをつけ、のり面を被覆する。	緩流河川	杭、竹、縄、土のう	
	枠入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛枠、追牛、鳥脚、猪の子等を投入する。	急流河川、かなり川幅の広い河川	枠工材	
	築きまわし工	堤防の表が欠壊したとき。断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち、中詰め土のうを入れる。	凸側堤防、他の工法と併用	杭丸太、鉄線、土のう	表のり崩れの断面補充に用いる。
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、のり面に倒し被覆する。	比較的緩流河川	杭、竹、かや、よし、縄、土のう	
堤防の上面や居住側堤防傾斜面の亀裂	折り返し工	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹を突き刺し折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
	杭打ち継ぎ工	天端の亀裂を竹の代わりに杭を用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	杭、鉄線	
	控え取り工	亀裂が天端から裏のりにかかるもので折り返し工と同様に行なう。	粘土質堤防	竹、土のう、縄	
	継ぎ縫い工	同上現象のとき、杭を亀裂の両端に打ち竹で連結し土のうでおさえる。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
	ネット張り亀裂防止工法	同上の現象で竹の代わりに金網を用いる。	同 上	杭、金網、土のう	
	五徳縫い工（その1）	裏のり面の亀裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	杭、縄、土のう	
	五徳縫い工（その2）	裏のり面の亀裂をはさんで杭を打ちロープで引き寄せる。	同 上	杭、ロープ、土のう	
	竹刺し工	裏のり面の亀裂が浅いとき、のり面が滑らないように竹を深く刺す。	同 上	竹、土のう	
その他	力杭打ち工	裏のり面付近に大きな杭を並べる。	粘土質堤防の滑り面に沿い滑動する箇所	杭又は竹	
	かご止め工	裏のりにひし形になるよう杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう	
	立てかご工	裏のり面にじゃかごを立て被覆する。	砂利質堤防、急流河川	じゃかご、杭、詰石	川側にも用いる。
	杭打ち積み土俵工	裏のり面に杭を打ち並べ中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	杭、布木、土のう、鉄線	
	土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に張り上げる。	一般堤防	土のう、竹又は杭	
	つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を打ち並べ連結して中詰めに土のうを入れる。	同 上	杭、土のう、鉄線	
	さくかき詰め土俵工	杭を数列のりの上下に打ち並べこれを連結して中詰め土のうを入れる。	同 上	杭、丸太、鉄線、土のう	

別紙1 (市町教育委員会用)

第 報 ・ 確定報

令和 年 月 日 時 分現在

(市町教育委員会 → 県教育委員会学校運営・施設整備室)

F A X 083-933-4539

被害発生報告書(全文教施設用)

1 報告の状況等

●災害名 ()

令和 年 月 日 時 分発生

市 町 名	
部 課 名	
記 入 者	
連 絡 先	

2 災害発生状況

(1) 人的被害の状況

区 分	人 数		氏名・年齢・学校区分・被害の状況・理由
	生徒	教職員等	
死 者	人	人	
行方不明者	人	人	
重 傷 者	人	人	
軽 傷 者	人	人	
学校に取り残されている人数	人	人	

(2) 施設被害の状況

学校名	被災箇所	被災内容	国庫補助申請予定の有無	被害金額(概算額)							
				建 物					工作物	土 地	設 備
				全 壊		半 壊		補 修			
				面積(m ²)	金額(千円)	面積(m ²)	金額(千円)		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)

- [注意事項] 1 前回報告から状況が変動した場合、時点修正したものを「第〇報」として随時送信すること
 2 最終報告として「確定報」を送信すること
 3 金額は、復旧に要する経費を概算額(消費税込)で記入すること
 ※ 見積書の徴収等により金額が大幅に変動する場合も「第〇報」として金額を修正すること

速やかな提出に努めてください。(被害金額が不明な場合等、空欄(不明)でも構いません。)

別紙2 (市町教育委員会用)

第 報

令和 年 月 日 時 分現在

(市町教育委員会 → 県教育委員会学校運営・施設整備室) F A X 083-933-4539

休 校 状 況 等 報 告 書

1 報告機関等

市 町 名	
部 課 名	
記入者職氏名	
連 絡 先	

2 休校等の状況 [令和 年 月 日 () の状況]

状 況	校種	学校数	学 校 名
休 校	小学校		
	中学校		
自宅待機	小学校		
	中学校		
その 他 (登下校時間の変更、短縮授業等)	小学校		
	中学校		
計	小学校		
	中学校		

※ 市町立高校に該当がある場合は、「中学校」欄に記載してください。

3 被害状況 (○で囲んでください)

(1) 人的被害
 なし あり

(2) 施設被害
 なし あり

} 「あり」の場合は別途報告
 ※報告済の場合は不要

4 学校を避難所施設として開所

なし あり

※ありの場合 { (1) 開所日 _____ 月 日
 (2) 収容者数 _____ 人

休校数の増加等、状況が変動した場合は、随時報告されるようお願いします。

資料 3-17-1① 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

長門市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

（連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡責任者）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員派遣）

第5条 大規模災害が発生し、甲が要請した場合または乙が派遣すべきと判断した場合は、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

なお、派遣にあたっては、災害の発生状況等を鑑み、甲および乙が協議の上、決定するものとする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2020年 6月19日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市長 江原 達也

乙 萩市大字椿字沖田2106番地
中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター
所 長 三 浦 聖 司

資料 3-17-1② 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

長門市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡責任者）

第2条 甲および乙の連絡責任者は次のとおりとする。

	正	副
甲	防災危機管理課長	防災危機管理課 課長補佐
乙	ネットワークサービス課長	ネットワークサービス課 副長

（連絡方法）

第3条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話、ファクシミリまたは電子メールによるものとする。
電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第5条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第6条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第7条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

2020年 6月19日

甲 長門市東深川1339番地2
長門市長 江原 達也

乙 萩市大字椿字沖田2106番地
中国電力ネットワーク株式会社 萩ネットワークセンター
所 長 三浦 聖司

資料 3-17-3 水道給水指定工事業者名簿

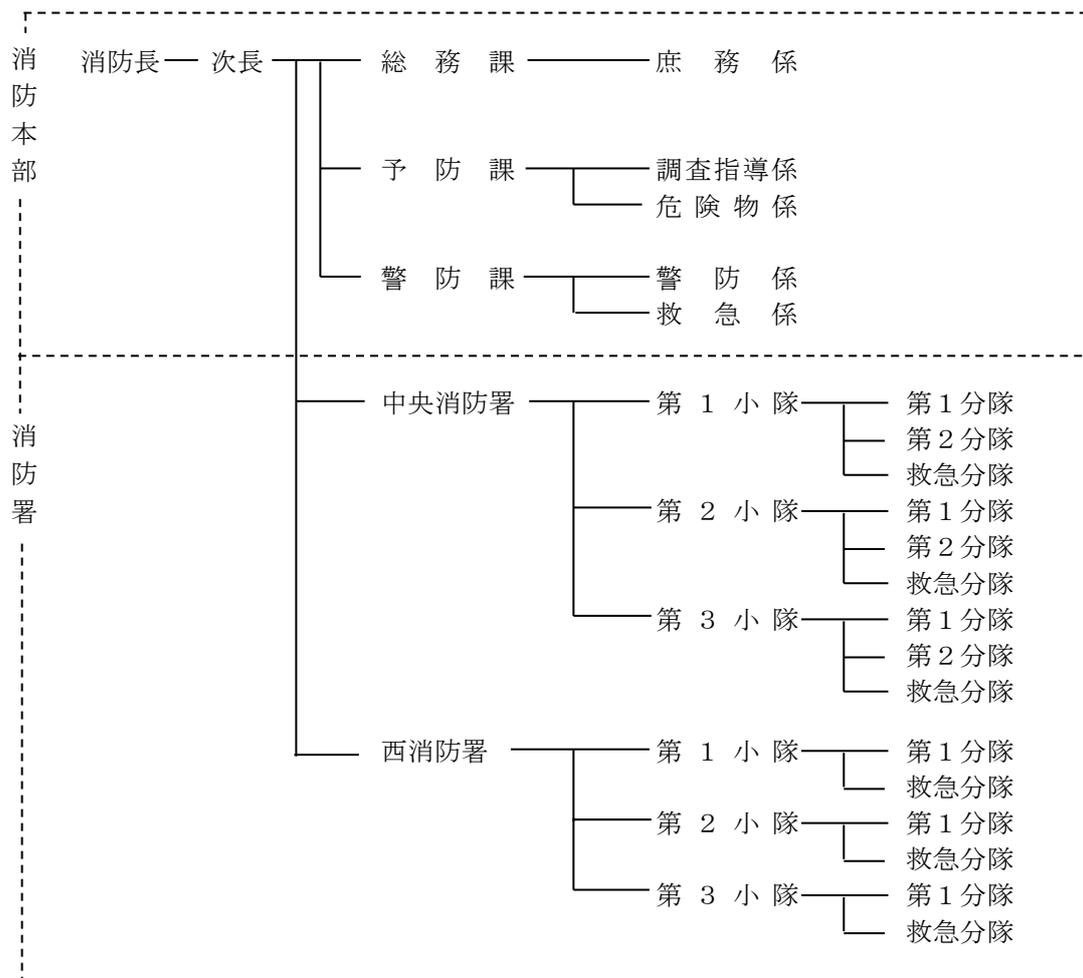
業者又は代表者名	住 所	電 話	FAX
株式会社セブンリフォーム	長門市仙崎847番地1	0837-22-2138	0837-22-5642
有限会社天満水道	長門市東深川2番地4	0837-26-0024	0837-26-1280
株式会社田村ビルズ	長門市東深川653番地2	0837-22-2036	0837-22-2646
森永水道株式会社	長門市三隅中3519番地1	0837-43-0552	0837-43-2097
株式会社おきた	長門市東深川826番地1	0837-23-0123	0837-23-0124
株式会社大工燃料工業所	長門市東深川1857番地1	0837-22-2219	0837-22-2671
有限会社長門プロパン	長門市東深川990番地	0837-22-0806	0837-22-4476
有限会社太陽商会	長門市西深川2948番地3	0837-22-3339	0837-22-3396
安藤建設株式会社	長門市東深川1967番地2	0837-22-4067	0837-22-4049
有限会社池永設備工業	長門市渋木3702番地1	0837-25-3726	0837-25-3727
大輝設備	長門市西深川366番地4	0837-23-6260	0837-23-6261
エレショップなかはら	長門市俵山3834番地	0837-29-0129	0837-29-0173
ホームセンター岡	長門市三隅中1698番地21	0837-43-2411	0837-43-1671
綿野建設	長門市三隅下3570番地2	0837-43-0247	0837-43-0247
有限会社いっだ住宅設備	長門市日置中4003番地1	0837-37-5015	0837-37-5020
株式会社清和	長門市日置上5812番地	0837-37-2266	0837-37-2070
有限会社シマテック	長門市日置上5941番地1	0837-37-3666	0837-37-4515
有限会社安田建材	長門市油谷新別名958番地1	0837-32-1217	0837-32-2340
有限会社キハラ	長門市油谷向津具下3327番地1	0837-34-0018	0837-34-0039
中村工務店	長門市油谷新別名901番地8	0837-32-0116	0837-32-0455
株式会社油谷住建	山口県長門市油谷久富932番地10	0837-32-0133	0837-32-2839
有限会社境石油店	長門市油谷新別名965番地3	0837-32-1105	0837-32-1429
福本電器	長門市油谷川尻692番地	0837-34-0854	0837-34-5211
株式会社岡藤組	長門市油谷河原1763番地	0837-32-1171	0837-32-2782
有限会社田村石油店	長門市油谷新別名1114番地1	0837-32-1128	0837-32-0918
有限会社西岡設備	萩市大字椿2833番地6	0838-26-0854	0838-22-2823
有限会社西日本工業	萩市大字椿東字玉太郎1046番地10	0838-26-0240	0838-22-7411
服部産業株式会社	萩市大字熊谷町30番地	0838-25-3456	0838-25-5354
豊田鋼機株式会社	萩市大字椿東2884番地1	0838-22-0881	0838-22-1610
萩ビルメンテナンス有限会社	萩市大字椿1157番地2	0838-25-7722	0838-26-6512
株式会社北浦建設	萩市大字椿東久保田826番地6	0838-25-2715	0838-25-4411
有限会社ヤマザキ。	萩市旭村明木3253番地	0838-55-0016	0838-55-0830
株式会社西日本設備サービス	山口県萩市大字椿3546番地1	0838-25-2424	0838-25-2450
有限会社長井設備工業	萩市大字椿字田代1910番地1	0838-25-7833	0838-25-7843
株式会社水建	萩市大字椿東406番地10	0838-22-1268	0838-21-7404
吉村物産株式会社	美祢市西厚保町本郷699番地2	0837-58-0005	0837-58-0974
高山産業株式会社	美祢市秋芳町岩永本郷29番地	0837-62-0216	0837-62-0210
有限会社正和	美祢市秋芳町秋吉5475番地1	0837-63-0417	0837-63-0419
ノムラータルサービス株式会社	山口市大字仁保下郷960番地1	0839-29-1888	0839-29-1900
有限会社河口建材店	下関市豊田町大字殿敷1929番地の9	0837-66-0097	0837-66-2157
有限会社波多野住建	萩市大字椿東字玉太郎1068番地の3	0838-25-2525	0838-25-4477
株式会社福井新建材	下関市豊田町大字矢田308番地7	083-766-0281	083-766-0597
有限会社エコ空調設備	長門市東深川 1364番地24	0837-23-0170	0837-23-0171
イワタニ山陽株式会社山口支店 萩営業所	萩市椿2327番地1	0838-25-3600	0838-25-8411
萩市水道事業企業組合	萩市大字江向448番地の4	0838-22-2717	0838-22-2773
積水ハウス建設中国四国株式会社 山口支店	山口市小郡上郷5412番地	083-976-2730	083-976-2736
有限会社佐々木設備	萩市大字椿東1036番地8	0838-22-1621	0838-22-1681
株式会社ジオパワーシステム長門営業所	長門市仙崎189番地3	0837-22-3511	0837-22-3510
水道屋 東	長門市油谷向津具上3471番地1	090-3603-5819	0837-34-0044

磯部電気	長門市浜木3302番地	0837-25-4268	
中嶋設備株式会社	美祢市秋芳町岩永本郷1571番地	0837-62-0017	
株式会社N-Vision	広島市中区鶴見町8-57	082-275-5227	
株式会社イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525	06-7739-2526
矢吹商店	防府市大字高井395-9	0835-24-6513	0835-23-1495
脇坂設備	長門市東深川370番地	090-8714-7244	0837-27-0124
株式会社椿設備工業	山口県萩市大字椿2381番地8	0838-25-6700	0838-25-6700
株式会社サンワ	萩市大字下田万1257番地	0838-72-0279	0838-72-0218
竹下設備	萩市大字椿東1843番地8	0838-25-7489	
葵設備株式会社	長門市東深川330番地1	0837-27-0195	0837-27-0196
工和建設株式会社	山口市小郡令和一丁目4番22-202号	083-973-5688	083-973-5744
有限会社春山総業	美祢市大嶺町東分11255番地	0837-52-0013	0837-52-0096
株式会社クラシアン山口営業所	山口県山口市桜島6-7-24 エル・モールke i 1階	0839-28-5091	
萩総合設備株式会社	萩市大字山田4246番地1	0838-21-7015	0838-21-7016
有限会社古田水設	下関市豊北町大字栗野4111-14	083-785-0807	083-785-0809
山村設備株式会社	萩市大字椿2963番地10	0838-21-4664	0838-21-4545
株式会社創亀設備	岩国市牛野谷町3丁目40番21-2号	0827-35-6551	0827-35-6552
きず設備	山口市小郡下郷1929番地	083-972-4828	083-976-5522
三洋商事株式会社	長門市西深川2861番地3	0837-22-0342	0837-22-6651
川村建具店	長門市東深川1950番地1	0837-22-0012	0837-22-1612
株式会社クラスト長門営業所	長門市東深川1515番地2	0837-22-0117	
山口設備工業株式会社	山口市小郡高砂町2番28号	083-972-6259	
真田設備	長門市東深川70番地7	0837-26-1517	0837-26-1517
株式会社マサ・エンジニアリング	岩国市川西四丁目5番97-1号	0827-41-3112	0827-41-3114
株式会社ガーデンプロ	山口市上小鯖617番地	0839-41-3673	0839-41-3677
株式会社ニッシン設備	山口市小郡令和3丁目7-15 D-102	083-941-6868	083-941-6866
ハルク21	長門市西深川3143番地4	080-5624-0133	

資料 3-17-5 長門市排水設備指定工事店一覧表

	指定 番号	指定工事店名	住所	電話		指定 番号	指定工事店名	住所	電話
1	1	協和工業株式会社	長門市仙崎1019番地2	0837-26-0933	43	45	豊田鋼機株式会社	萩市大字椿東2884番地の1	0838-22-0881
2	2	株式会社セブソリフォーム	長門市仙崎847番地1	0837-22-2138	44	46	有限会社砂川工業	萩市大字土原213番地2	0838-24-5366
3	3	株式会社ジオパワーシステム 長門営業所	長門市仙崎189番地3	0837-22-3511	45	47	服部産業株式会社	萩市大字熊谷町30番地	0838-25-3456
4	4	株式会社中原組	長門市仙崎348番地	0837-22-0008	46	48	萩市水道事業企業組合	萩市大字江向448番地4	0838-22-2717
5	5	株式会社仙崎市川組	長門市仙崎365番地1	0837-22-1348	47	49	株式会社水建	萩市大字椿東406番地10	0838-22-1268
6	6	有限会社天満水道	長門市東深川2番地4	0837-26-0024	48	50	有限会社長井設備工業	萩市大字椿宇田代1910番地の1	0838-25-7833
7	7	葵設備株式会社	長門市東深川330番地1	0837-27-0195	49	51	イワタニ山陽株式会社 萩営業所	萩市大字椿2327番地1	0838-25-3600
8	8	真田設備	長門市東深川70番地7	0837-26-1517	50	52	有限会社西岡設備	萩市大字椿2833番地の6	0838-26-0854
9	9	有限会社上野建設	長門市東深川292番地8	0837-22-4034	51	54	株式会社椿設備工業	萩市字椿2381番地8	0838-25-6700
10	10	脇坂設備	長門市東深川370番地	090-8714-7244	52	55	株式会社西日本設備サービス	萩市大字椿3546番地1	0838-25-2424
11	11	株式会社田村ビルズ	長門市東深川653番地2	0837-22-2036	53	56	有限会社ヤマザキ。	萩市大字明木3253番地	0838-55-0016
12	12	有限会社エコ空調設備	長門市東深川1364番地24	0837-23-0170	54	57	株式会社ディアリー	萩市大字椿東6373番地9	0838-21-5395
13	13	株式会社大工燃料工業所	長門市東深川1857番地1	0837-22-2219	55	58	株式会社サンワ	萩市大字下田万1257番地	0838-72-0279
14	14	安藤建設株式会社	長門市東深川1967番地2	0837-22-4067	56	59	有限会社正和	美祢市秋芳町秋吉5475番地1	0837-63-0417
15	16	株式会社おきた	長門市東深川826番地1	0837-23-0123	57	60	高山産業株式会社	美祢市秋芳町岩永本郷29番地	0837-62-0216
16	17	扶桑建設株式会社	長門市西深川309番地	0837-22-0707	58	61	中嶋設備株式会社	美祢市秋芳町岩永本郷1571番地	0837-62-0017
17	18	大輝設備	長門市西深川366番地4	0837-23-6260	59	62	有限会社春山総業	美祢市大嶺町東分11255番地	0837-52-0013
18	19	株式会社植中組	長門市西深川10871番地1	0837-22-2844	60	63	有限会社河口建材店	下関市豊田町大字殿敷1929番地の9	083-766-0097
19	21	有限会社太陽商会	長門市西深川2948番地3	0837-22-3339	61	64	上村設備	下関市永田本町3丁目4番1	083-286-7160
20	22	磯部電気	長門市渋木3302番地	0837-25-4268	62	65	ノムラトータルサービス株式会社	山口市仁保下郷960番1	083-929-1888
21	23	有限会社池永設備工業	長門市渋木3702番地1	0837-25-3726	63	66	積水ハウス建設中国四国株式会社	山口市小郡上郷5412番地	083-976-2730
22	24	ホームセンター岡	長門市三隅中1698番地21	0837-43-2411	64	67	工和建設株式会社	山口市小郡令和一丁目4番22-202号	083-973-5688
23	25	森永水道株式会社	長門市三隅中3519番地1	0837-43-0552	65	68	山口設備工業株式会社	山口市小郡高砂町2番28号	083-972-6259
24	26	池永住設	長門市三隅中3955番地2	0837-43-2653	66	69	株式会社ガーデンプロ	山口市上小鯖617番地	083-941-3673
25	27	成風建設株式会社	長門市三隅下2717番地	0837-43-2234	67	70	矢吹商店	防府市大字高井395-9	0835-24-6513
26	28	綿野建設	長門市三隅下3570番地2	0837-43-0247	68	71	株式会社マサ・エンジニアリング	岩国市川西四丁目5番97-1号	0827-41-3112
27	29	株式会社清和	長門市日置上5812番地	0837-37-2266	69	72	山村設備株式会社	萩市大字椿2963番地10	0838-21-4664
28	30	有限会社シマテック	長門市日置上5941番地1	0837-37-3666	70	73	萩総合設備株式会社	萩市大字山田4246番地	0838-21-7015
29	31	有限会社いいだ住宅設備	長門市日置中4003番地1	0837-37-5015	71	74	株式会社福井新建材	下関市豊田町大字矢田308番地7	083-766-0281
30	32	株式会社油谷住建	長門市油谷久富932番地10	0837-32-0133	72	75	三洋商事株式会社	長門市西深川2861番地3	0837-22-0342
31	33	中村工務店	長門市油谷新別名901番地8	0837-32-0116	73	76	株式会社創亀設備	山口県岩国市牛野谷町3丁目40番21-2号	0827-35-6551
32	34	有限会社安田建材	長門市油谷新別名958番地1	0837-32-1217					
33	35	有限会社境石油店	長門市油谷新別名965番地3	0837-32-1105					
34	36	株式会社岡藤組	長門市油谷河原1763番地	0837-32-1171					
35	37	有限会社キハラ	長門市油谷向津具下3327番地1	0837-34-0018					
36	38	水道屋 東	長門市油谷向津具下3471番地1	090-3603-5819					
37	39	中村土木株式会社	長門市油谷後畑3713番地12	0837-32-2700					
38	40	株式会社北浦建設	萩市大字椿東826番地6	0838-25-2715					
39	41	有限会社佐々木設備	萩市大字椿東1036番地8	0838-22-1621					
40	42	有限会社西日本工業	萩市大字椿東宇玉太郎1046番地10	0838-26-0240					
41	43	有限会社波多野住建	萩市大字椿東宇玉太郎1068番地の3	0838-25-2525					
42	44	竹下設備	萩市大字椿東1843番地8	0838-25-7489					

資料 3-20-7① 消防本部・消防署組織表



資料 3-20-7② 消防職員・団員数と消防車両・団保有機材

【令和7年1月1日現在】

消防長	1
-----	---

消防次長	1
------	---

総務課	4	庶務係	1	(3)
-----	---	-----	---	-----

予防課	2	調査指導係	2	(3)
		危険物係	0	(3)

警防課	4	警防係	0	(3)
		救急係	0	(3)

中央消防署	1	(1)	第1小隊	12	
			第2小隊	11	(1)
			第3小隊	12	

西消防署	1	第1小隊	5
		第2小隊	5
		第3小隊	5

計 67 (17) ()は兼務者

消防車両配置状況

消防本部	広報車	1
	指揮車	1
	査察車	1
	防災活動車	1
	救急普及啓発広報車	1
中央消防署	ポンプ車	2
	化学車	1
	はしご車	1
	救助工作車	1
	資機材搬送車	2
	高規格救急車	3
	西消防署	ポンプ車
資機材搬送車	1	
高規格救急車	1	
指揮車	1	

分団名	部隊名	団員数	保有機材		
			消防ポンプ車	小型ポンプ車	小型動力ポンプ積載車
団幹部	団長	1			
	方面隊長	4			
	分団長	12			
	副分団長	12			
通	通	34	1	1	1
仙崎	第1	16		1	1
	第2	21	1	1	1
	第3	27	1	1	1
	第4	30	1	1	1
深川北	第1	43	1	2	2
	第2	42		3	3
	第3	29	1	1	1
深川南	第1	22	1	1	1
	第2	20	1		
	第3	38		3	3
俵山	第1	38	2	2	
	第2	23	1	1	
三隅第1	滝坂	9		1	1
	宗頭	22		1	1
	中小野	16		1	1
三隅第2	市	17		1	1
	中村	17		1	1
	野波瀬	16		1	1
三隅第3	小島	16		1	1
	豊原	26	1	1	
	浅田	11		1	1
	沢江	11		1	1
日置	第1	45	1	2	1
	第2	31	1	1	1
	第3	17	1	1	1
油谷	人丸	23		1	1
	河原	23		1	1
	伊上	21		1	1
	蔵小田	22		1	1
宇津賀	後畑	42		2	2
	角山	17		1	1
向津具	久津	22		1	1
	大浦	24	1	1	
	本郷	19		1	1
	川尻	22	1	1	
計		901	17	43	36

資料 3-20-7③ 消防水利の現況

水利種別等		市町別		計	長門地区	三隅地区	日置地区	油谷地区
		計						
合計				1,115	469	278	146	222
消火栓	計			855	368	220	90	177
	75mm(口径)未満			20	0	17	3	0
	75mm(口径)			333	117	122	27	67
	100mm(口径)			271	109	63	33	66
	150mm(口径)			173	92	17	27	37
	200mm(口径)			32	25	0	0	7
	250mm(口径)			21	20	1	0	0
	300mm(口径)			5	5	0	0	0
防火水槽	計			228	81	50	54	43
	公設	小計		204	70	45	47	42
		20m3未満		2	0	2	0	0
		20m3		8	0	0	7	1
		30m3		1	0	1	0	0
		40m3		186	66	41	38	41
		50m3		1	0	1	0	0
		60m3		1	1	0	0	0
		100m3		1	1	0	0	0
		113m3		1	0	0	1	0
		140m3		1	1	0	0	0
		150m2		1	1	0	0	0
		157m3		1	0	0	1	0
	私設	小計		24	11	5	7	1
		40m3		19	8	5	6	0
		50m3		1	0	0	0	1
		100m3		2	2	0	0	0
		200m2		1	1	0	0	0
1200m3			1	0	0	1	0	
その他	計		32	20	8	2	2	
	プール		20	13	4	2	2	
	防火井戸		12	7	4	0	0	

資料 3-20-9③ 県有災害応急対策用資機材一覧表（防災危機管理課）

品名	規格	員数	保管場所	
			県防災 資機材庫	自衛隊
給水タンク	容量 2,000ℓ	10基		10
チェンソー	マツカラーPM610	6台		6
	ザックス・ドルマー110	22台		22
山林消火器	レビットシューター-RS02P221	48台	15	33
	S HR-606（共立）	21台		21
	鉞 刃渡り 18.0cm	53丁		53
	刃渡り 21.0cm 柄 16.0cm	20丁		20
手鋸	〃 33.3cm	41丁		41
	〃 36.0cm 柄 16.0cm	20丁		20
鎌	〃 17.0cm 柄 37.0cm	341丁		341
〃（長柄）	〃 22.0cm 柄 91.0cm	2丁		2
	〃 26.0cm 柄 120.0cm	20丁		20
組立水そう	容量 1,500ℓ	5組		5
キャップライト	東芝 K102	157個		157
エンジンカッター	TS08型カッタック	2台		2
	EC-757-AW（新ダイワ）	4台		4
チルホール	Tv-16 能力1,600kg	3台		3
三ツ鋏		50丁		50
剣スコップ		285丁		285
水のう	7001型	6台		6
バンビバスケット	モデル1518	1台		1
	モデル2732	1台		1
溶解機	MF R400	1台		1
動力ポンプ	B-3級	1台		1
ホース	φ65×20m	6本		6
	φ75×6m	2本		2
発電機	デンヨーDCA-20SPYⅢ	2台	1	1
投光器	K-1000 三脚（K-2）付属	10組		10
コードリール	B-1	10本		10
地図	国土地理院 1/25000 1組101枚	5組		5
G P S	GPX-5 XA-85NV バッテリー4本	4台	2	2
	中四国地図（CD）			
業務用携帯型無線機	I C-V H37MF T	3式		3
エアーテント	アキレスA-66	1張	1	

資料 3-21-3① 海上保安部所属船艇

所属	船型	船名	船種	消 防 設 備 及 び 能 力					積載可能物資 (トン)
				船内備付消防ポンプ	移動用ガソリンポンプ	放水銃	消火栓	泡消火剤タンク	
仙崎海上保安部	350トン型巡視船	おおみ	巡視船	150馬力 1基 毎分吐出量 2.6トン	25馬力 1台 毎分吐出量 1.0トン	1本 最大到達距離 72m	2口	0%	30
	20メートル型巡視艇	さざんか	巡視艇	910馬力 1基 毎分吐出量 2.6トン		1本 最大到達距離 30m	1口	200%	14
萩海上保安署	30メートル型巡視艇	はぎなみ	巡視艇		45馬力 1台 毎分吐出量 1.2トン	1本 (取付箇所1ヶ所) 最大到達距離 15m	1口	0%	20

資料 3-21-3② 海上災害応急対策用資材一覧表

番号	貯蔵または取扱所名	所在地	電話番号	貯蔵又は取扱い量 (kℓ)			
				オイル フェンス (m)	油処理剤 (ℓ)	油吸マット (枚)	消火薬剤 (ℓ)
1	仙崎海上保安部	仙崎祇園町	26 - 0240		648	700	200
2	長門市消防本部	東深川正明市 3 区	22 - 0119		40	800	600
3	長門市西消防署	油谷札場	32 - 1230		10	80	180
4	長門土木建築事務所	東深川正明市 2 区	22 - 2920	620		240	
5	大隅石油(株)	東深川中山	22 - 6565	50	360	1,000	
6	クロセ(株)	仙崎祇園町	26 - 0334	40	100	400	
7	協和工業(株)	仙崎白潟 3 区	26 - 0933		36	50	
8	(株) 黒瀬組	仙崎祇園町	26 - 0521	40	36	100	
9	太陽技建工業(株)	仙崎祇園町	26 - 1223	40	36	200	
10	山口県漁業組合連合会 仙崎支店	仙崎人工島内	26 - 0257	100	270	1,000	
11	山口県漁業協同組合 湊支店	東深川湊 1 西区	22 - 0321			1,000	
12	〃 通支店	通 1 1 区	28-0311		36		
13	〃 野波瀬支店	三隅野波瀬	43 - 0631			1,000	
14	〃 小島支店	三隅小島	43 - 0757			100	
15	〃 黄波戸支店	日置黄波戸	37 - 3111			1,000	
16	〃 津黄支店	油谷東津黄	32 - 1146			700	
17	〃 立石支店	油谷西立石	32 - 1147			900	
18	〃 掛淵支店	油谷掛淵	32 - 1131			900	
19	〃 久津支店	油谷久津	34 - 1122			0	
20	〃 川尻支店	油谷川尻東	34 - 1121			1,000	
21	〃 大浦支店	油谷大浦東	34 - 1010			1,200	
22	〃 久原支店	油谷向津具上	34 - 0027				

資料 3-22-2 高圧ガス製造業者等一覧

事業所名	所在地	電話番号
(株) 大工燃料工業所長門充填所	東深川1856-1	22-2219
大隅石油 (株) LP ガス充填所	仙崎295-1	22-2523
藤井物産 (株) 油谷充填工場	油谷久富48-3	32-1620

資料 3-22-4① 毒物及び劇物の分類による一般的応急措置（県薬務課）

(1) 漏れ等に対する処置

	手 順	主な毒物又は劇物名
ガス又は揮発性が強い液体状の場合	<p>① 漏れた箇所に充てん剤を詰め、漏れた毒物劇物がさらに拡散することを防ぐ処置（たとえば土砂で囲う等）を施す。この場合必要な保護具を使用する。 注水にあたっては水が井戸、河川等に流れ込まないように注意する。注水した水の再使用は充分注意する。</p> <p>② 直ちに保健所、警察署又は消防署並びに運搬中の事故の場合には運搬委託者に通報し、その指示を受ける。</p> <p>③ 周辺とくに風下の住民を風上に退避させ、漏れた場所の周辺には、縄を張るなどして人の立入りを禁止する。</p> <p>④ 引火性物質の場合は、付近の火気を厳禁する。万一火災を起こした時は、容器の加熱で爆発が考えられるので退避する。</p> <p>⑤ 中毒者の出たときは、別に定める処置に従う。</p>	<p>シアン化水素 四塩化炭素 アクリルニトル DDVP アクロレイン プロム（臭素） アンモニア水 トリクロロニトロエチレン 塩 酸 トルエン 塩 素 二硫化炭素 過酸化水素水 ニトロベンゼン キシレン プロムアセトン クロロエチル プロムエチル クロルスホン酸 プロムメチル クロロピクリン ホルマリン クロムメチル メタノール クロロホルム メチルエチルケトン 硅弗化水素酸 酢酸エチル</p>
揮発性があまり強くない液体状の場合	<p>① 漏れた箇所に充てん剤を詰め、漏れた毒物劇物がさらに拡散することを防ぐ処置（たとえば土砂で囲う等）を施す。この場合必要な保護具を使用する。注水にあたっては水が井戸、河川等にながれこまないよう注意する。注水した水の再使用は充分注意する。</p> <p>② 直ちに保健所、警察署又は消防署並びに運搬中の事故の場合には運搬委託者に通報し、その指示を受ける。</p> <p>③ 漏れた場所の周辺には、縄を張るなどして人の立入りを禁止する。</p> <p>④ 引火性物質の場合は、付近の火気を厳禁する。万一火災を起こした時は、容器の加熱で爆発が考えられるので退避する。</p> <p>⑤ 中毒者の出たときは、別に定める処置に従う。</p>	<p>硫酸ニコチン アニリン ダイアジノン クレゾール ジクロロ酢酸 エストクッス エルサン ジメチル硫酸 硝 酸 エチオン 硫 酸</p>

(2) 中毒者に対する処置（医師の手当てを受けるまでの処置）

	手 順	備 考
共通する処置	<p>① 中毒者を現場から直ちに運び出し、中毒の原因である毒物劇物を早く取り除き新鮮な空気のある場所へ移し安静にしたうえ、医師を呼ぶ。場合によっては医師がくるまで応急処置を行う。（応急処置をとらずにすぐ病院へ運ぶ事はかえって症状を重くする場合がある。）</p> <p>② 救助者は必要に応じて保護具を使用する。</p>	

	手 順	備 考
共通する処置	<ul style="list-style-type: none"> ③ 中毒者の運搬は担架(毛布、戸板でも可)を用い安静を保つ。 ④ 中毒者の衣服、バンド等をゆるめる。 ⑤ 呼吸停止の場合、人工呼吸を行うため、応援者を多数集める。 	
ガス体吸入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 新鮮な空気のもとで、衣服をゆるめ楽にして安静、保温に努める。 ② 中毒者が元気で安静を保つよう注意する。 ③ 中毒者が意識不明の場合は、顔を横に向け、うつぶせにして口中の異物等を注意深くとり、舌の喉をふさぎ窒息することがあるので引き出しておく。 ④ 意識不明者に対し、口から何も与えてはならない。 ⑤ 呼吸停止の場合は、人工呼吸をする。 	
皮膚についた場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 酸類(硫酸、塩酸など)、アルカリ(苛性ソーダなど)などが体にかかった場合は衣服をとり、大量の流水で15分以上洗う。湯はなるべく使わない。 ② 毛髪、服などに毒物劇物が残っていないか注意する。 ③ 毒物劇物によっては皮膚から体内に吸収され同様の全身症状を示すことがあるので吸入した場合と同じ処置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ フェノール(石灰酸)は蛋白質(皮膚等)を特に強く腐食するので注意する。 ○ 黄燐、四アルキ鉛、有機リン系農薬、ヒ素化合物は皮膚から吸収されるので注意する。
目に入った場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 手などで眼をこすってはならない。 ② 直ちに流水で20分間以上両眼を洗う。 ③ 眼瞼は指で上下に充分開く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルカリ類(アンモニア水、苛性ソーダ溶液等)は特に粘膜を強くおかすから注意する。
飲んだ場合	<ul style="list-style-type: none"> ① うがいを繰り返し、大量の温水、食塩水(コップに約16g入れる)などを飲ませた後、指を突っ込み吐かせる。 ② 意識のないとき、けいれんしているとき、又は強酸、強アルカリを飲んだときは無理にはかかせてはいけない。 ③ 粘膜を強く腐蝕する毒物劇物の場合は、卵白を与えて粘膜を保護する。 ④ 中毒者を横臥させているときは、うつぶせにして首を横にまげ、吐かせる。(これは吐物が気管に入るのを防ぐため。) ⑤ 意識不明の場合は口から何も与えてはいけない。 ⑥ 呼吸停止の場合は人工呼吸を行う。 	

資料 3-22-4② 危険物の貯蔵取扱い施設等の所在状況

- 第1石油類 : ガソリン ベンゼン トルエン 酢酸エチル アセトン ジエチルアミン
- アルコール類 : メチルアルコール エチルアルコール
- 第2石油類 : 灯油 軽油 酢酸 アクリル酸
- 第3石油類 : 重油 クレオソート油 グリセリン エチレングリコール
- 第4石油類 : ギヤー油 シリンダー油
- 動植物油類 : あまに油

区分	番号	貯蔵又は取扱所名	所在地	電話番号	貯蔵又は取扱い量 (kℓ)					
					第1石油類	アルコール類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	動植物油類
屋内貯蔵所	1	西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部下関保線区長門管理室	東深川915番地	22-2604	0.20		2.00	1.00	1.50	
	2	橿ブルーラインコントリー倶楽部	日置上439番地8	37-2600	0.30		0.40	0.20		
	3	山口県農業協同組合 宇津賀支所	油谷後畑1894番地1	32-1150	0.20		2.00	2.00		
	4	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎1031番地137	26-0257				2.00	9.90	
	5	山口県立大津緑洋高等学校 日置校舎	日置上401番地2	37-2511	0.29		0.80	0.50	0.06	
	6	山口県農業協同組合 渋木出張所	渋木3455番地、3454番地1	22-2150	0.80		0.60	0.20		
	7	清水石油(株)	仙崎2585番地	26-0625				1.00	12.00	
	8	山口県漁業協同組合 川尻支店	油谷川尻701番地1	34-1121	1.20		3.00	1.00	1.50	
	9	(有) 村井造船所	仙崎2834番地	32-1201	0.30		2.50			
	10	山口県漁業協同組合 通支店	通671番地14	28-0311	1.00		4.00		1.00	
	11	山口県漁業協同組合 野波瀬支店	三隅下3709番地3	43-0631	1.00		4.00		0.60	
	12	日ボリ産業(株)	日置上578番地1、578番地8	37-5021	3.00					
	13	日ボリ産業(株)	日置上579番地1	37-5021	7.00					
	14	藤東蒲鉾(株)	油谷河原2016番地9	32-2222		1.20				
	15	ヤマネ鉄工建設(株)	日置上885番地	37-4141	0.80		5.60			
屋外タンク貯蔵所	1	(有) 境石油店	油谷伊上36番地	32-0932			40.00			
	2	(有) 配川石油店	三隅下1650番地1	43-0701			30.00			
	3	(有) 配川石油店	三隅下1650番地1	43-0701			30.00			
	4	清水石油(株)	仙崎2585番地	26-0625			50.00			
	5	清水石油(株)	仙崎2585番地	26-0625				200.00		
	6	大隅石油(株)	仙崎4286番地12	22-2865				200.00		
	7	大隅石油(株)	仙崎4286番地12	22-2865			70.00			
	8	大隅石油(株)	仙崎4286番地12	22-2865				10.00		
	9	(社) 山口県外海栽培漁業公社	通19番地2	28-0863				5.00		
	10	(社) 山口県外海栽培漁業公社	通19番地2	28-0863				9.30		
	11	(株) 大工燃料工業所	東深川1854番地の1	22-0732				9.60		
	12	山口県漁業協同組合 黄波戸支店	日置上6581番地3	37-3111			30.00			
	13	山口県漁業協同組合 掛瀬支店	油谷蔵小田2759番地38	32-1131			30.00			
	14	山口県漁業協同組合 久津支店	油谷向津具下3451番地	34-1122			30.00			
	15	山口県漁業協同組合 川尻支店	油谷川尻631番地	34-1121			50.00			
	16	山口県漁業協同組合 大浦支店	油谷向津具下1791番地6先	34-1010			30.00			
	17	山口県漁業協同組合 津黄支店	油谷津黄漁901番地	32-1146			30.00			
	18	山口県漁業協同組合 通支店	通671番地14	28-0311			100.00			
	19	山口県漁業協同組合 湊支店	東深川1111番地の4	22-0321			100.00			
	20	山口県漁業協同組合 野波瀬支店	三隅下3709番地3	43-0631			50.00			
	21	山口県漁業協同組合 野波瀬支店	三隅下3709番地3	43-0631			50.00			
	22	山口県漁業協同組合 立石支店	油谷後畑1615番地1	32-1147			30.00			
	23	山口県漁業協同組合 久原支店	油谷向津具上252番地9	34-0027			20.00			
	24	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎4286番地11	26-0257				100.00		
	25	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎4286番地11	26-0257			100.00			
	26	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎4286番地11	26-0257			20.00			
	27	ヤマネ鉄工建設(株)	日置上885番地	37-4141				40.00		
	28	深川養鶏農業協同組合	東深川667番地1	22-2121				25.00		
	29	(株) 岡藤組油谷砕石工場	油谷河原840番地1	32-1212				20.00		
	30	(株) 油谷湾温泉ホテル楊貴館	油谷伊上130番地	32-1234				20.00		
	31	西日本旅客鉄道(株) 中国統括本部長門運転区	東深川911番地				20.00			

資料 3-22-4② 危険物の貯蔵取扱い施設等の所在状況

- 第1石油類 : ガソリン ベンゼン トルエン 酢酸エチル アセトン ジエチルアミン
- アルコール類 : メチルアルコール エチルアルコール
- 第2石油類 : 灯油 軽油 酢酸 アクリル酸
- 第3石油類 : 重油 クレオソート油 グリセリン エチレングリコール
- 第4石油類 : ギヤー油 シリンダー油
- 動植物油類 : あまに油

区分	番号	貯蔵又は取扱所名	所在地	電話番号	貯蔵又は取扱い量 (kℓ)					
					第1石油類	アルコール類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	動植物油類
屋内タンク貯蔵所	1	(株) 湯本観光ホテル西京	深川湯本1051番地	25-3111				15.10		
地下タンク貯蔵所	1	西日本電信電話(株) 長門営業所	東深川1903番地1	22-2405			3.00			
	2	(株) フジ 長門店	仙崎323番地	22-1909			6.00			
	3	(株) アルミネ三隅	三隅下2378番地23	43-1700			29.50			
	4	(株) ブルーラインカンントリー倶楽部	日置上439番地8	37-2600				4.40		
	5	(有) ホテル長門はらだ	深川湯本2485番地1	25-3511				9.50		
	6	ホテル楊貴館	油谷伊上130番地	32-1234			5.00			
	7	(有) 観光ホテル山村屋	深川湯本533番地1	25-3011				9.50		
	8	東深川浄化センター	東深川681番地1	26-1289				5.00		
	9	大隅石油(株)	仙崎295番地1	22-6565			24.00	24.00		
	10	(株) 大谷山荘	深川湯本2208番地	25-3221			30.00			
	11	フジミツ(株) 山九工場	東深川643番地1	22-2345				19.40		
	12	長門市畜場	深川湯本161番地1	22-2111			3.00			
	13	(株) 湯本観光ホテル西京	深川湯本1051番地	25-3111				19.00		
	14	名湯 萩ゆめの郷	三隅中271番地	43-2000			3.00			
	15	藤井物産(株) 油谷充填工場	油谷久富48番地3	32-1620			10.00	15.00		
	16	フジミツ(株) 三隅工場	三隅下2378番地31	43-2111				30.00		
	17	医療法人社団福寿会	日置中2490番地	37-3911				5.00		
	18	山口県厚生連長門総合病院	東深川85番地	22-2220				24.00		
	19	山口県厚生連長門総合病院	東深川85番地	22-2220				13.00		
	20	長門市立図書館	仙崎441番地1	22-2111			3.00			
	21	ラボールゆや	油谷新別名10833番地	33-0051			2.00			
	22	ルネッサながと	仙崎10818番地1	26-6001			6.50			
	23	日ポリ産業(株)	日置上579番地1	37-5021	20.00					
	24	長門市中央交流プラザ	東深川1326番地6	23-1181			1.90			
	25	ヤマサングス(株)	油谷河原2016番地11	32-0523			10.00	20.00		
	26	長門市消防本部	東深川1902番地1	22-0119			3.00			
	27	長門市役所	東深川1339番地2	22-2111				10.00		
移動タンク貯蔵所	1	つばめ砥油(株)	仙崎漁港南4286番地1	22-2738			4.00			
	2	清水石油(株)	仙崎2585番地	26-0625				4.00		
	3	清水石油(株)	仙崎2585番地	26-0625			3.00			
	4	大隅石油(株)	仙崎295番地1	22-6565			4.00			
	5	大隅石油(株)	仙崎295番地1	22-6565				4.00		
	6	大隅石油(株)	仙崎295番地1	22-6565			2.00			
	7	(株) 大工燃料工業所	東深川1854番地1	22-2219			2.00			
	8	(株) 大工燃料工業所	東深川1854番地1	22-2219			4.00			
	9	(有) 安藤石油	三隅下1544番地1	43-0129			4.00			
	10	(有) 安藤石油	三隅下1544番地1	43-0129			2.00			
	11	(有) 安藤石油	三隅下1544番地1	43-0129			2.00			
	12	ヤマサングス(株)	油谷河原2016番地11	32-0523				2.00		
	13	(有) 境石油店	油谷新別名965番地3	32-1105			2.00			
	14	(有) 境石油店	油谷新別名965番地3	32-1105				2.00		
	15	室本石油店	油谷向津具下3604番地1	34-0085			2.00			
	16	(株) 油谷湾サービスセンター	油谷伊上477番地2	32-1213			2.00			

資料 3-22-4② 危険物の貯蔵取扱い施設等の所在状況

- 第1石油類 : ガソリン ベンゼン トルエン 酢酸エチル アセトン ジエチルアミン
- アルコール類 : メチルアルコール エチルアルコール
- 第2石油類 : 灯油 軽油 酢酸 アクリル酸
- 第3石油類 : 重油 クレオソート油 グリセリン エチレングリコール
- 第4石油類 : ギヤー油 シリンダー油
- 動植物油類 : あまに油

区分	番号	貯蔵又は取扱所名	所在地	電話番号	貯蔵又は取扱い量 (kℓ)					
					第1石油類	アルコール類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	動植物油類
屋外貯蔵所	1	(有) 安藤石油	三隅下浅田1544番地1	43-0129			1.00	7.00	10.00	
給油取扱所	1	つばめ砥油 (株) 三隅給油所	三隅中1566番地3	43-1255	30.00		30.00	6.00	1.80	
	2	(有) 安藤石油	三隅下1544番地1	43-0129	13.00		17.00	1.80		
	3	(有) 境石油店 人丸給油所	油谷新別名965番地3	32-1105	24.00		24.00		0.60	
	4	山田石油 (株) セルフ長門給油所	深川湯本179番地	22-1110	40.00		30.00			
	5	室本石油店	油谷向津具下3603番地	34-0085	10.60		20.00	1.80		
	6	(有) 配川石油店カーケアセルフ緑ヶ丘SS	東深川62番地13、62番地16	22-2058	30.00		20.00	3.20	0.60	
	7	清水石油 (株) 長門給油所	東深川1931番地11	22-0309	15.00		20.00	1.40		
	8	大隅石油 (株) RAD仙崎ベイサイド	仙崎1084番地1	26-1691	28.50		19.00	1.98	1.60	
	9	大隅石油 (株) RAD浅田給油所	三隅下2369番地4	43-0055	16.00		14.00	1.80		
	10	大隅石油 (株) RAD古市給油所	日置上5935番地1	37-2261	19.55		15.60	1.80		
	11	大隅石油 (株) 人工島	仙崎4286番地12	26-1691			6.00	6.00		
	12	ミータス (株)	油谷新別名970番地4	33-0505	50.00		30.00			
	13	(株) 大工燃料工業所 長門給油所	東深川1854番地1	22-0732	14.00		16.00	1.80		
	14	(株) 大工燃料工業所 仙崎給油所	仙崎4211番地1	26-0631	14.00		16.00	1.80		
	15	(株) 大工燃料工業所 日置給油所	日置上5984番地1	37-2239	12.48		16.32	1.80	0.80	
	16	山口県農業協同組合 向津具給油所	油谷向津具下3264番地7	34-1114	9.59		19.00	1.80		
	17	(株) 油谷湾サービスセンター	油谷伊上477番地2	32-1213	19.00		28.50	0.60	1.90	
	18	ヤマネ鉄工建設 (株)	日置上885番地	37-4141	9.50		59.00			
	19	ヤマネ鉄工建設 (株)	日置上885番地	37-4141			10.00			
	20	(有) 田村石油店	油谷新別名1114番地1	32-1128	20.00		19.50	1.00		
	21	(有) 生コンながと	西深川1031番地1	22-2143			9.50			
	22	山陰福山通運 (株) 長門営業所	東深川2386番地1	22-2151	3.80		15.20	2.00	0.80	
	23	長門自動車学校	東深川1188番地17	22-0911	0.60					
	24	(株) 清和	日置上5812番地	37-2266	0.60		0.60	1.80		
	25	サンデン交通 (株) 長門営業所	仙崎2710番地1	26-1735			9.55	0.60	0.40	
	26	西日本旅客鉄道 (株) 中国統括本部長門運転区	東深川911番地				20.00			
	27	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎4286番地11	26-0257			30.00	20.00		
	28	山口県漁業協同組合 掛淵支店	油谷蔵小田2759番地38	32-1131			30.00			
	29	山口県漁業協同組合 津黄支店	油谷津黄漁901番地	32-1146			30.00			
	30	山口県漁業協同組合 通支店	通671番地14	28-0311			100.00			
	31	山口県漁業協同組合 湊支店	東深川1111番地4	22-0321			100.00			
	32	山口県漁業協同組合 野波瀬支店	三隅下3709番地3	43-0631			20.00			
	33	山口県漁業協同組合 立石支店	油谷後畑1615番地1	32-1147			30.00			
	34	山口県漁業協同組合 久原支店	油谷向津具上252番地9	34-0027			20.00			
	35	山口県漁業協同組合 黄波戸支店	日置上6581番地3	37-3111			5.00			
	36	山口県漁業協同組合 川尻支店	油谷川尻631番地	34-1121			50.00			
	37	山口県漁業協同組合 大浦支店	油谷向津具下1791番地6地先	34-1010			30.00			
	38	山口県漁業協同組合 久津支店	油谷向津具下3451番地1	34-1122			30.00			
	39	長門運輸 (有)	三隅下2371番地1	43-0966			20.00			
	40	ヤマウチ石油セルフ長門給油所	仙崎302番地2、302番地4	23-1551	45.00		45.00			

資料 3-22-4② 危険物の貯蔵取扱い施設等の所在状況

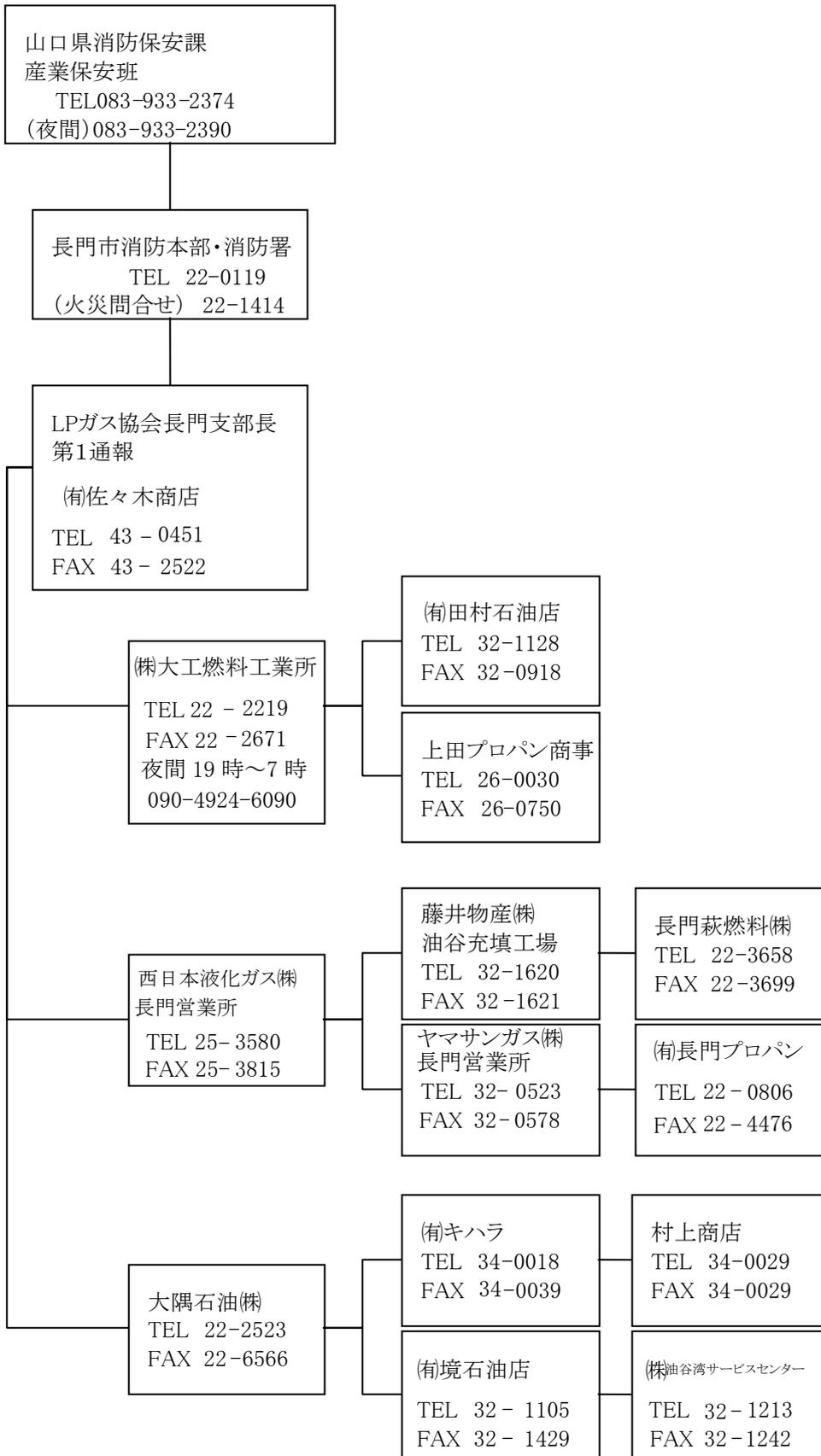
- 第1石油類 : ガソリン ベンゼン トルエン 酢酸エチル アセトン ジエチルアミン
- アルコール類 : メチルアルコール エチルアルコール
- 第2石油類 : 灯油 軽油 酢酸 アクリル酸
- 第3石油類 : 重油 クレオソート油 グリセリン エチレングリコール
- 第4石油類 : ギヤー油 シリンダー油
- 動植物油類 : あまに油

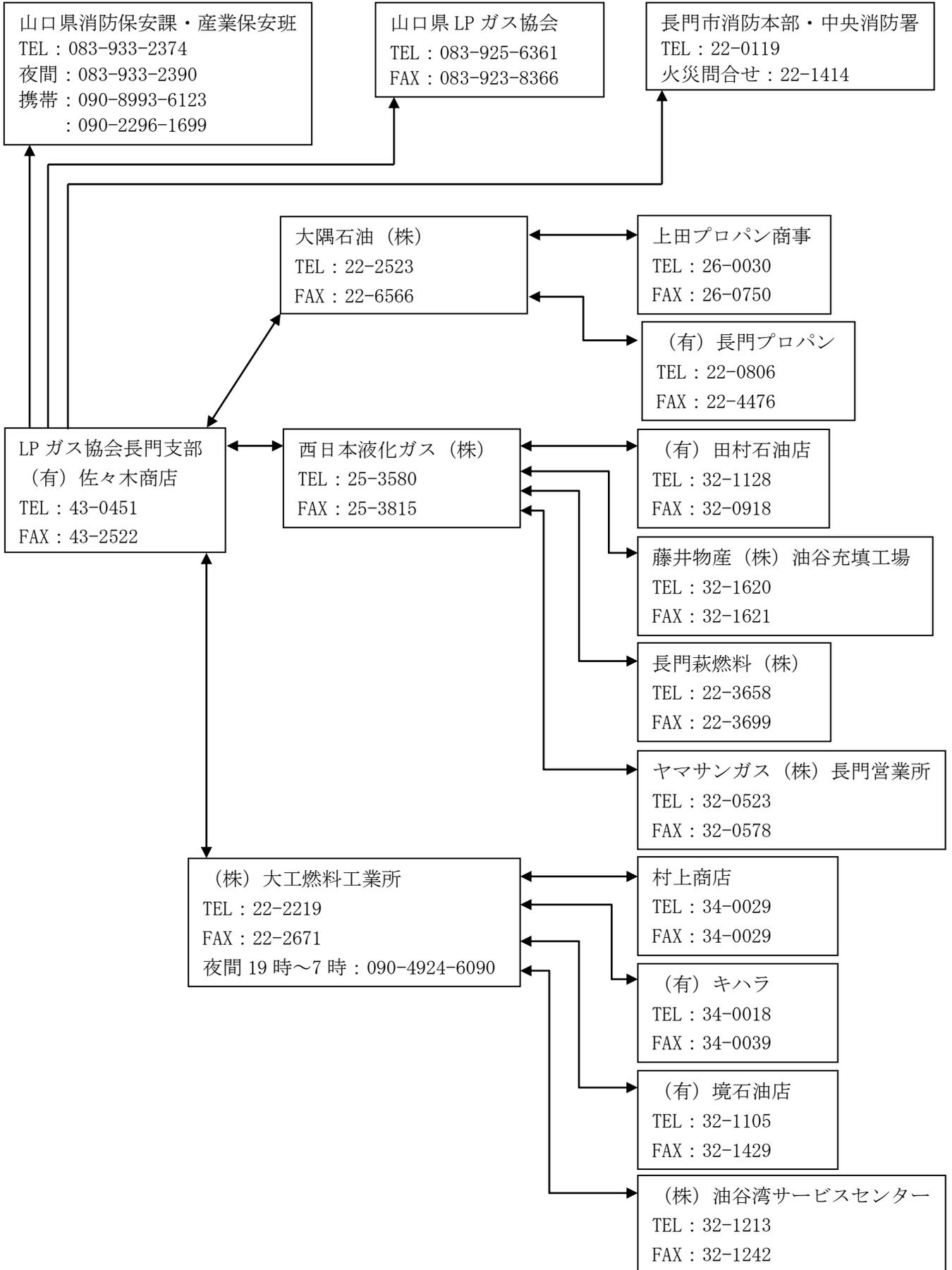
区分	番号	貯蔵又は取扱所名	所在地	電話番号	貯蔵又は取扱い量 (kℓ)					
					第1石油類	アルコール類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	動植物油類
一般 取扱所	1	(株) アルミネ三隅	三隅下2378番地23	43-1700			4.50			
	2	(有) 安藤石油	三隅下1544番地1	43-0129			19.00	20.00		
	3	山口県漁業協同組合 長門統括支店購買部	仙崎4286番地11	26-0257			1.00	10.00		
	4	山田石油サービス(株) 長門営業所	東深川12544番地	22-3011					20.00	
	5	清水石油(株)	仙崎2585番地1	22-0625			8.00	12.00		
	6	大隅石油(株)	仙崎295番地1	22-6565			5.00	8.00		
	7	(株) 大工燃料工業所	東深川1854番地1	22-0732					6.00	
	8	大隅石油(株)	仙崎4286番地12	26-0914			6.00	6.00		
	9	ヤマネ鉄工建設(株)	日置上885番地	37-4242					10.75	
	10	藤井物産(株) 油谷充填工場	油谷久富48番地3	32-1620			10.00	15.00		
	11	フジミツ(株) 三隅工場	三隅下2378番地31	43-2111					11.48	
	12	(株) コメリハードアンドグリーン油谷店	油谷新別名1091番地他	33-1030			29.50			
	13	ヤマサンガス(株)	油谷河原2016番地11	33-0523			5.00	9.90		
	14	(株) ナフコ長門店	東深川760番地1他2筆	23-1531			29.90			
	15	(株) ナフコ油谷店	油谷伊上1692番地2	33-3051			29.90			
	16	(株) コメリハードアンドグリーン長門店	東深川2226番地	23-2200			29.50			
	17	(有) 境石油店	油谷伊上36番地	32-1150			4.00			
	18	(有) 配川石油	三隅下1650番地1	22-2058			9.50			

資料 3-22-5① 液化石油ガス販売事業所一覧

番号	貯蔵又は取扱所名	所在地	電話番号
1	大隅石油（株）	仙崎295番地1	22-2523
2	上田プロパン商事	仙崎1155	26-0030
3	（有）長門プロパン	東深川990	22-0806
4	（株）大工燃料工業所	東深川1857番地1	22-2219
5	長門萩燃料（株）	東深川609番地10	22-3658
6	西日本液化ガス（株）長門営業所	深川湯本870番地1	25-3580
7	（有）佐々木商店	三隅下1435番地3	43-0451
8	ヤマサンガス（株）長門営業所	油谷河原2016番地11	32-0523
9	（有）境石油店	油谷新別名965番地3	32-1105
10	（有）田村石油店	油谷新別名1114番地1	32-1128
11	藤井物産（株）油谷充填工場	油谷久富48番地3	32-1620
12	（株）油谷湾サービスセンター	油谷伊上477番地2	32-1213
13	（有）キハラ	油谷向津具下3327番地1	34-0018
14	村上商店	油谷向津具下3524	34-0029

資料 3-22-5② (一社) 山口県LPガス協会長門支部 緊急連絡系統一覽表





資料 4-2-3 津波警報・津波注意報の通知形式（下関地方気象台）

【大津波警報・津波警報・津波注意報の発表例】

ツウチツナミヨホウ9シモノセキ

平成25年 2月 7日10時05分

下関地方気象台

10時05分に津波警報等（大津波警報・津波警報あるいは津波注意報）が発表されましたのでお知らせします。

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

当気象台管内に関係する予報区：

\$ 山口県瀬戸内海沿岸 大津波警報

山口県日本海沿岸 津波注意報

発表された全文は次のとおりです。

大津波警報・津波警報・津波注意報

平成25年2月7日10時05分 気象庁発表

***** 見出し *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

大津波警報・津波警報を発表しました。

ただちに避難して下さい。

..... 略

***** 本文 *****

\$印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。

大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。

<大津波警報>

\$*茨城県、\$千葉県九十九里・外房、\$千葉県内房、\$*伊豆諸島、

..... 略

***** 解説 *****

東日本大震災クラスの津波が来襲します。

ただちに避難して下さい。

<大津波警報>

おおきな津波が襲い甚大な被害が発生します。

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。

津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

..... 略

***** ** 震源要素の速報 *****

[震源、規模]

2月7日10時03分頃地震がありました。

震源地は、和歌山県南方沖（北緯33.0度、東経136.0度、潮岬の南南東50km付近）で、震源の深さは約10km、地震の規模（マグニチュード）は8を超える巨大地震と推定されます。

資料 4-2-6 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

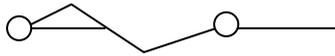
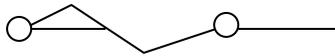
● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

資料 4-2-9 津波注意報・警報標識（下関地方気象台）

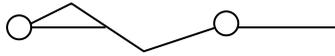
1 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報	(3点と2点の斑打) ●—●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意解除 津波解除	(1点2点と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約5秒)  (約6秒)
大津波	(連点) ●—●—●—●	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

資料 5-1-3 生活福祉資金貸付条件一覧表

資金の種類			貸付条件			
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率
総合支援資金※	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上)月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間:原則3月、最長12月	最終貸付日の翌月1日から6か月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 (原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金)	貸付けの日から6か月以内 (生活支援費と併せて貸し付けている場合は生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内			
福祉資金	福祉費	・生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付けの日から6か月以内 (分割交付の場合は最終貸付日から6か月以内)	(20年)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間経過後)
		・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		(8年)	
		・住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
		・福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
		・障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
		・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
		・負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
		・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
		・災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
		・冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)	(3年)				
・就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)	(3年)				
・その他日常生活上一時的に必要な経費 (・冬期間の暖房用燃料の一括購入費 ・帰省費用 ・修学旅行等の費用 ・年金の掛金)	(50万円)	(3年)				
緊急小口資金※	・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内	貸付けの日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子	
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内 ※特に必要と認められる場合は、上記各上限額の1.5倍まで貸付可能	卒業年の4月1日から6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内			

資金の種類			貸付条件			
			貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	① 原則65歳以上の世帯で、配偶者と親(配偶者の親を含む)以外の同居人がいないこと 借入申込者の世帯が市県民税非課税か均等割課税程度の低所得世帯	・土地の評価額の70%程度 ・30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまで	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年利3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレート(銀行長期最長優遇貸出金利)のいずれか低い利率を基準とする (償還の担保措置) ・推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる ・当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登
		② 当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること(共有の場合、配偶者は連帯保証人となります) 建物のみの所有や集合住宅(マンション)は対象外				
		③ 当該不動産に担保権等(抵当権・賃借権等)が設定されていないこと 土地の評価額が一定の基準(1,500万円)以上(貸付条件によっては、1,000万円以上でも可能) (不動産の評価は山口県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います)				
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	① 原則65歳以上の高齢者世帯(同居人はいても可能) 借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた場合	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・福祉事務所が算定した額 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまで	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年利3%又は毎年4月1日時点の長期プライムレート(銀行長期最長優遇貸出金利)のいずれか低い利率を基準とする (償還の担保措置) ・推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる ・当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登
		② 当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること 集合住宅(マンション)も対象 建物のみの所有は対象外				
		③ 当該不動産に担保権等(抵当権・賃借権等)が設定されていないこと 土地・建物の評価額が一定の基準(500万円)以上 (不動産の評価は山口県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います)				

※総合支援資金及び緊急小口資金は別途貸付要件あり

資料 5-1-4 母子父子寡婦福祉資金貸付条件一覧表

区分	貸付対象など	貸付限度額	償還期限	利率
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	3,580,000円 団体5,370,000円	7年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料の購入費等運転資金	1,790,000円 団体1,790,000円	7年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
修学資金	高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費（授業料、書籍代、交通費等）	月額27,000円から183,000円まで（学校種別、学年ごとに異なります。）	原則20年以内 専修学校（一般課	無利子
技能習得資金	自ら事業を開始し、又は就職するために必要なその技能を習得するために必要な資金	月額68,000円（入学に要する費用に、初年度分の内最高12ヶ月分を、一括で貸し付けることも可能、一括の場合816,000円）	原則20年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
		自動車運転免許の取得に必要な経費の場合460,000円		
修業資金	事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費	月額68,000円	原則20年以内	無利子
		自動車免許の取得に必要な経費の場合は、460,000円		
就職支度資金	就職するのに必要な経費（被服、履物等の購入費）	110,000円	6年以内	母・父が扶養する児童に係る貸付けの場合及び連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、1.0%
		自動車を購入する場合は、340,000円		

区分	貸付対象など	貸付限度額	償還期限	利率
医療・介護資金	医療・介護を受けるために必要となる経費 (医療保険の自己負担分、通院に要する交通費) ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限ります	医療340,000円(貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合は、480,000円)	5年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
		介護500,000円		
生活資金	知識技能を習得している間の生活を安定・維持するのに必要な経費	月額141,000円 (生計中心者でない場合は、月額76,000円)	原則20年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
	医療・介護を受けている間の生活を安定・維持するのに必要な経費	月額114,000円 (生計中心者でない場合は、月額76,000円)	5年以内	
	配偶者のない女子・男子となって7年未満の母・父の生活を安定・維持するのに必要な経費		8年以内	
	失業期間中(離職に係る日の翌日から1年を超えない期間)の貸付け	月額114,000円 (現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の場合は、月額	5年以内	
	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補助資金(児童扶養手当を受給している者は除く)	月額46,690円 (児童扶養手当の支給額相当)	10年以内	
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000円(災害等により特に必要と認められる場合2,000,000円)	6年以内(災害等7年以内)	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
転宅資金	住宅を移転するために必要な経費	260,000円	3年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
就学支度資金	入学又は修学施設へ入所するために必要な経費(被服、履物等の購入費、入学金等)	64,300円から590,000円まで(学校種別ごとに異なります)	原則20年以内 専修学校・就業施設は5年以内	無利子
結婚資金	母子・父子家庭の母・父が扶養する児童・寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	330,000円	5年以内	連帯保証人を立てる場合は、無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%

資料 5-1-5 長門市災害弔慰金の支給等に関する条例

(平成 17 年 3 月 22 日条例第 82 号)

(改正 平成 23 年 9 月 22 日条例第 18 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 9 号
令和元年 10 月 7 日条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生じることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時長門市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下第 5 条から第 7 条まで、第 9 条及び第 10 条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にすること。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族においては、次に掲げる順序とすること。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条及び第 10 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者又は当該世帯に属する者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、法第10条第1項に規定する災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセント以内において規則で定める利率とする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長門市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年長門市条例第 27 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年三隅町条例第 25 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年日置町条例第 24 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年油谷町条例第 23 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 23 年 9 月 22 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 22 日条例第 9 号)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の長門市災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年 10 月 7 日条例第 11 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

資料 5-1-7① 災害見舞金支給要綱(厚政課)

1 目的

この要綱は、災害によるり災者等に対する災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において「災害」とは、次に掲げることにより被害が生ずることをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象
- (2) (1)以外であって大規模火災等知事が特に認める事象

3 見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る次のり災者に対し、別表に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼又は流出した世帯に係るり災者
- (2) 災害により住家が半壊、半焼した世帯に係るり災者
- (3) 災害により死亡者が生じた場合、その遺族
- (4) 災害により負傷者(重傷)が生じた場合、本人
- (5) この要綱における、「世帯」、「住家」、「住家の被害程度」、「死亡」及び「重傷」の認定については、昭和 43 年 6 月 14 日付け結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通達の統一基準によるものとする。

4 災害による死亡の推定

災害の際、現にその場に居あわせた者につき、当該災害のおさまった後3か月間その生死がわからない場合には、この要綱の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

5 支給の制限

見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流出及び半壊又は半焼の場合
 - ア り災者が、被災家屋を河川敷、急傾斜地崩壊危険区域等に適法な手続きを経ずに建築したものであるとき。
 - イ り災者が、被災家屋に不法に居住を開始したものであるとき。
 - ウ その他知事が見舞金の支給を適当でないとするとき。
- (2) 災害による死亡又は重傷の場合
 - ア 死亡者の遺族又は重傷者が、他の法令又はこれに準ずる規程により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。
 - イ 当該死亡又は重傷が、その者の故意又は重大な過失による場合であるとき。
 - ウ 災害に際し、市町長又はその他の権限ある者の避難の指示に従わなかったこと、その他特別の事情があるため、知事が見舞金の支給を適当でないとするとき。

附 則

1 施行期日

この要綱は、昭和61 年4 月1 日から施行する。

2 要綱の廃止

「災害り災者に対する見舞金支給要綱」(昭和58 年10 月18 日付け社会第834号山口県民生部長通知)は廃止する。

3 経過措置

昭和61 年3 月31 日までに発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6 年4 月1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成17年9月6日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成18年3月20日から施行する。

別 表

区 分	金 額
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死 亡	死亡者1人につき 100,000円
重 傷	重傷者1人につき 50,000円

(注) 5の(2)のアの「他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金」とは、災害弔慰金等であり、県内の市町が独自に支給する見舞金は含まない。

資料 5-1-7② 長門市小災害見舞金及び弔慰金支給要綱

平成17年4月1日

要綱第68号

(改正 平成19年9月1日要綱第33号)

(改正 平成24年3月22日要綱第4号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、風水害、地震等による自然災害及び火災による災害で、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の規定が適用されない小規模の災害（以下「小災害」という。）により被害を受けた市民に対する見舞金又は弔慰金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象等)

第2条 市は、毎年度予算の範囲内で、市内において発生した小災害に係る次に掲げる被災世帯に対し、別表に定める額の見舞金又は弔意金を支給する。

(1) 小災害による住家の全焼、半焼、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯。

(2) 小災害により死亡した者のある世帯。

2 見舞金と弔慰金とは、併せて支給することができる。

(認定)

第3条 市長は、実地調査又は消防本部若しくは警察署からの報告に基づき、小災害による被害及びその程度を認定するものとする。

(支給の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金又は弔慰金を支給しないことができる。

(1) 小災害の原因が世帯主又は世帯員の故意によるとき。

(2) 見舞金又は弔意金の受領者がその支給時期において、転出又は行方が不明のとき。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年要綱第33号）

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第4号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	金 額	
全 焼 ・ 全 壊	1 世帯につき	30,000 円
半 焼 ・ 半 壊	1 世帯につき	15,000 円
床 上 浸 水	1 世帯につき	15,000 円
死 亡	1 世帯につき	30,000 円

被害程度の認定基準

- (1) 全焼・全壊 住家が滅失したもので、具体的には損壊し、又は焼失した部分が 70 パーセント以上に達したものをいう。
- (2) 半焼・半壊 住家の損壊は甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊し、若しくは焼失した部分が 20 パーセント以上 70 パーセント未満のものをいう。